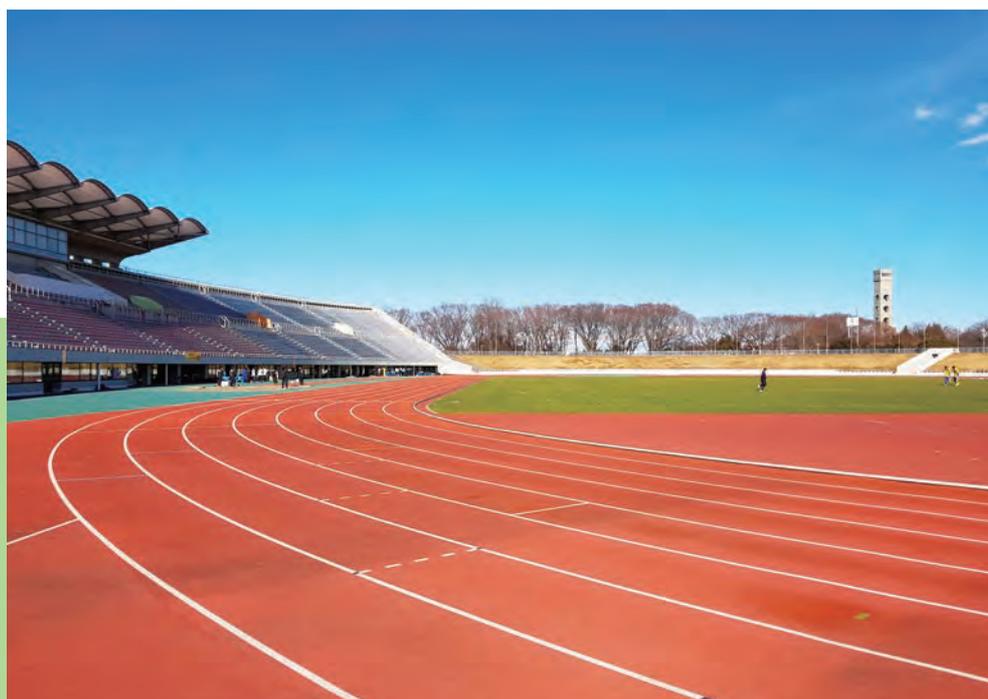


2020年度 関東弁護士会連合会シンポジウム

# スポーツにおける公正性・ 公平性の実現のために

～障害者スポーツ, 不祥事対応を題材として～



2020年9月25日

担当会：神奈川県弁護士会

関東弁護士会連合会



## ご 挨拶

皆様、4月に緊急事態宣言が発令され、その後宣言が解除されたものの、7月以降、再び新型コロナウイルスの感染が拡大し、未だその収束が見通せない状況が続いております。そのような状況ではありますが、2020年度の関東弁護士会連合会定期弁護士大会は、神奈川県横浜市において、会場での参加人数を制限しつつ、オンラインを利用しての参加を可能にする形で現在準備中です。そして大会に先だって開催されるシンポジウムは、すべてオンラインで開催することといたしました。

今年は、オリンピック・パラリンピックの開催が予定されておりました。しかしながらオリンピック・パラリンピックはもちろん、プロ・アマを問わず多くの競技会が中止、あるいは無観客試合等多くの制約を受ける状態が続いています。各競技団体において大会開催の是非やその方法を巡って多くの議論が行われました。その中で、選手や観客の感染防止、主催団体やスポンサー等の利害もあり、改めて、オリンピックの意義やスポーツを巡る新たな問いかけが生まれてきているようにも思います。

関弁連では、このような新たな問題に直面する1年前から、スポーツの普遍的な課題として、「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために」をメインテーマとするシンポジウムを準備して参りました。このメインテーマに関連する法律問題は、極めて広汎な分野に及びます。例えば、試合の審判の公正・公平、大会の代表を選出するにあたっての公正・公平、薬物使用の禁止いわゆるドーピング問題の解決における公正・公平、勝敗を決めるルールそのものの公正・公平、スポーツ団体の運営における公正・公平、さらには障害者スポーツにおける障害の程度によるクラス分けの公正・公平等、多岐にわたります。

その根底には国民が等しくスポーツに参加できる権利が保障されていることが重要です。

一方、これらのスポーツにおける公正・公平を実現するためには、スポーツ法に熟知した弁護士が多数存在し、紛争の予防に向けた適切な助言、紛争が発生した場合に、適時に紛争解決に向けた代理や仲裁機関の立場からの活動等が行われなければなりません。そのために弁護士・弁護士会・弁護士会連合会はその実現に向けた研修や、スポーツ団体に向けた周知・広報等を行いつつ、相互の交流を促進していく必要があります。

これらを前提に今回はサブテーマとして、「障害者スポーツの現状と諸問題」と、「スポーツ団体における不祥事対応～処分手続の現状と課題～」の二つを取り上げます。

障害者スポーツは、オリンピックの開催に合わせ同じ年に開催されるようになった1972年のドイツ大会、オリンピックと対に使用されるパラリンピックという名称で開催されるようになったソウル大会以降大きな前進を遂げてきました。しかしながら、障害の程度が代表選考に影響すること、障害の程度でクラス分けすることの公正性・公平性をどのように担保するかは、かなり困難な問題です。またこのような大会を通して障害者差別に関わる問題の克服も一つの課題です。そのような中で、今回は、障害者スポーツの現状、大会の歴史、法制度、クラス分け、代表選考、スポーツ仲裁等について、総合的に調査・研究の成果を発表し、議論・検討を行います。

また、スポーツ団体の不祥事は近年、報道等でも大きく取り上げられています。そこで、不祥事対応についてスポーツ団体のアンケートを行った結果に基づき、不祥事調査・処分手続、仲裁判断の分析、第三者委員会による調査の研究等の発表等が予定されています。

すでにスポーツ法の分野で活躍されている方にはさらにその場を拡大される専門的なスポーツロイヤーとして飛躍すること、今まで担当されたことのない方には、新たに得意分野の一つとしてスポーツ分野を加えていただくこと、また多くの参加者にはスポーツ法が身近な業務として感じていただくこと、このシンポジウムがそのような契機となることができれば幸いです。

2020年9月25日

関東弁護士会連合会

理事長 伊藤 茂 昭

# 目 次

ご挨拶

## 第1章 障害者スポーツの現状と諸問題

第1節	はじめに	1
第1	本節について	1
第2	本節の構成	2
第2節	障害者スポーツの現状	3
第1	障害者スポーツの実施人口・実施率	3
第2	障害者スポーツへの社会の注目	6
第3	障害者スポーツ団体の現状	9
第3節	障害者スポーツ大会の歴史	13
第1	パラリンピック	13
第2	デフリンピック	17
第3	スペシャルオリンピックス	20
第4節	障害者スポーツの法制度	23
第1	障害者スポーツに関連する国内法制の概要	23
第2	障害者スポーツに関連する海外の法制	28
第5節	「クラシフィケーション」(障害者スポーツにおけるクラス分け)	31
第1	クラス分け(クラシフィケーション)とは	31
第2	クラス分け(クラシフィケーション)の歴史	31
第3	クラシフィケーションの実施手続	32
第4	不服申立手続	36
第5	具体例	36
第6節	代表選考	41
第1	「代表選考」とは	41
第2	代表選考の仕組み	42
第3	代表選考において求められる公正さ	43
第4	不服申立手続	46
第5	事例	48
第7節	スポーツ仲裁	53
第1	スポーツ仲裁の意義	53
第2	スポーツ仲裁の手続き	54
第3	仲裁自動応諾条項	54
第4	障害者スポーツ団体と仲裁自動応諾の現状	55
第8節	結びに	58

## 第2章 スポーツ団体における不祥事対応 ～処分手続の現状と課題～

第1節	はじめに	60
第1	スポーツと不祥事	60
第2	不祥事の防止	60
第3	適正な処分手続の重要性	60
第4	スポーツ団体の処分手続	61
第2節	アンケートに基づくスポーツ団体における不祥事対応の現状	62
第1	アンケート調査の概要	62
第2	アンケート調査の結果	63
第3	スポーツ団体における不祥事対応の現状分析	78
第3節	スポーツ団体における不祥事調査・処分手続	80
第1	平時の準備：規程の整備・確認	80
第2	調査の端緒（通報・報道・発見）	81
第3	通報相談窓口について	82
第4	調査開始の判断	84
第5	調査担当者の選定	85
第6	調査の実施	86
第7	事実の認定・証拠の評価	89
第8	弁明の機会付与	91
第9	処分内容の決定・通知・公表	92
第10	不服申立て	93
第4節	スポーツ団体が科した処分（決定）に対する仲裁判断の調査・分析	97
第1	仲裁手続の概要	97
第2	仲裁判断の調査・分析	99
第5節	スポーツ不祥事に対する第三者委員会の調査	105
第1	調査の概要	105
第2	第三者委員会による調査の分析	108
第6節	おわりに	110
	2020年度シンポジウム委員会活動報告	112
	報告書執筆者一覧	114
	2020年度シンポジウム委員会委員名簿	116
	あとがき	117
	関東弁護士会連合会2020シンポジウム（2020/9/25@横浜）アンケート調査結果	118

# 第1章 障害者スポーツの現状と諸問題

## 第1節 はじめに

### 第1 本節について

本シンポジウムは、当初「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために」というメインテーマのもと、スポーツ競技者側の視点と、スポーツ団体側の視点とで、ふたつの小テーマを作り、それぞれに発表を行うこととした。本節は、スポーツ競技者側の視点から、スポーツにおける公正性・公平性が没却される場面として、競技者全員が持っているはずのスポーツ権が侵害される類型や、その救済手段について解説をすることとしたが、どのようなテーマを扱うかは非常に悩ましいところであった。

スポーツ権が侵害されやすい類型としては、セメンヤケースをはじめとするスポーツとジェンダーの問題や、ドーピングや装具等スポーツと科学技術の問題等も挙げられ、それぞれ非常に深い議論がなされている。このような議論のある中、当委員会は近年飛躍的にパラリンピックの認知度が上がり、注目されているにも関わらず、未だその競技種目やルールについて十分に知られていない「障害者スポーツ」を中心のテーマとすることとした。

障害者スポーツは、スポーツ権の保障という視点のみならず、障害者差別解消法等に基づく合理的配慮の視点も必要になり、法曹としてのバランス感覚が問われる分野と言える。そのため、スポーツを専門的に扱わない弁護士であっても、問題点を把握しておくことは意義がある。また、パラリンピックという大会は知っているものの、パラリンピックの競技種目や、競技の公平性確保のために障害の程度によって参加競技が区別されていること等の、障害者スポーツ特有のルールを知らない方も多いと思われる。さらに、障害者スポーツには、パラリンピックだけでなく、デフリンピックやスペシャルオリンピックスといった世界的な大会もある。この機会に、改めて障害者スポーツの現状や、法的問題について知っていただきたく、発表のテーマとすることとした。

令和2年初旬、新型コロナウイルスの影響により、オリンピックを始めとするスポーツイベントが軒並み中止となり、未だ従前どおりには開催できない状況にある。今後、スポーツをめぐる世界的な状況がどのようになるのかは予想ができない。また、今般の騒動を受けて、スポーツ権について新しい論点や仲裁事例が生じる可能性もある。史上初となるオリンピック延期だけを取り上げても、代表選考や、競技場所・競技方法の変更等を巡り、新たな仲裁事例が出てくることも予想される。そういった意味では、今後最も注目される法分野であるとも言える

ため、本発表をきっかけにスポーツ法分野に興味をもつ弁護士が増えることを期待したい。

## 第2 本節の構成

本章は、まず第2節で障害者スポーツをめぐる現状として、障害者スポーツの実施率や実施人口、社会の認知度等のデータを示して現状を説明するとともに、各障害者スポーツ団体へのヒアリングを行った結果についても報告をする。

第3節では障害者スポーツの歴史について、パラリンピックを始めとする障害者スポーツの世界的な大会の概要や成り立ち、競技種目等を報告する。

第4節では、障害者スポーツをめぐる法制度として、国内の法制度の状況について発表するとともに、海外の法制度についても触れ、比較する。

第5節では、障害者スポーツ最大の特徴である、クラス分け（クラシフィケーション）について、クラシフィケーションの意義や歴史、実際のクラス分けの方法や、問題となった事案を報告する。

第6節では、障害者スポーツ以外の競技にも共通の問題である、代表選考をめぐる問題について、代表選考の方法や、具体的な事例について解説する。

第7節では、同じく障害者スポーツ以外にも共通の問題である、スポーツ仲裁の制度について、制度の概要や、各競技団体の仲裁制度の利用状況について調査した結果を報告する。

全体を通じて、スポーツ法という、通常 of 弁護士業務の中であまり触れることの無い分野であるため、スポーツ法の知識が無い弁護士であっても分かりやすいよう、基礎的な内容の報告にとどめた。スポーツ法についてすでに知識がある方は知識の再確認として、これまでスポーツ法にあまり関わったことがない方は、スポーツ法を学ぶための導入として、本発表に触れていただきたい。問題意識を分かりやすく説明しており、読み物としても十分満足できるものと思われる。

なお、本報告書作成にあたり、ヒアリング調査にご協力いただいた障害者スポーツ団体の皆様に、深く感謝致します。本報告書を通じ、聴講者各位にスポーツ分野における弁護士の役割をご理解いただくとともに、障害者スポーツを始めとするスポーツ界全体の法的サポートの充実が図られる助力になれば幸いです。

## 第2節 障害者スポーツの現状

### 第1 障害者スポーツの実施人口・実施率

#### 1 障害者数の概数（全体的状況）

令和元年版の「障害者白書」231頁～237頁<sup>1</sup>によれば、身体障害、知的障害、精神障害の3区分について、各区分における障害者数の概数は、次の表のとおりである。

区分	概数	総人口比率
身体障害者	436万0000人	3.4%
知的障害者	108万2000人	0.9%
精神障害者	419万3000人	3.3%

なお、複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、上記の概数等に鑑みれば、国民のおよそ7.6%が何らかの障害を有していることになる。

#### 2 年齢階層別の障害者数

##### (1) 身体障害者

在宅の身体障害者428万7000人の年齢階層別の内訳は、次の表のとおりである。

年齢階層	概数	比率
18歳未満	6万8000人	1.6%
18歳以上65歳未満	101万3000人	23.6%
65歳以上	311万2000人	72.6%

なお、日本の総人口に占める65歳以上の人口割合（高齢化率）は、調査時点の平成28年（2016年）で27.3%である。したがって、これと比較すると、在宅の身体障害者における高齢化率が非常に高いことがわかる。

##### (2) 知的障害者

在宅の知的障害者96万2000人の年齢階層別の内訳は、次の表のとおりである。

年齢階層	概数	比率
18歳未満	21万4000人	22.2%
18歳以上65歳未満	58万0000人	60.3%
65歳以上	14万9000人	15.5%

1 資料は次のとおり。

身体障害者及び知的障害者について

① 在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2016年）

② 施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（2015年）等により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が作成

精神障害者（外来患者、入院患者）について

厚生労働省「患者調査」（2017年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が作成

(3) 精神障害者

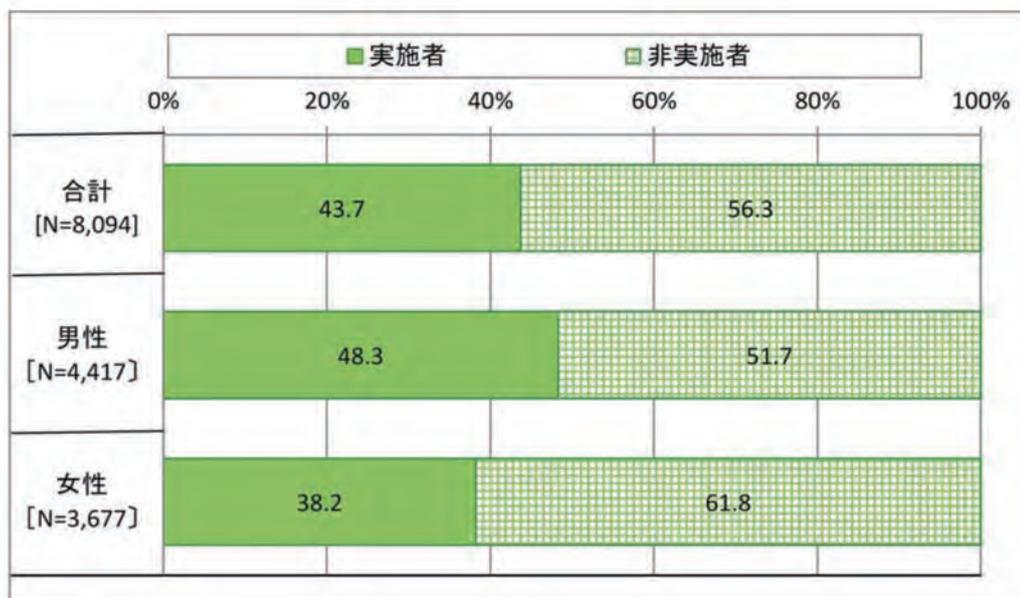
外来の精神障害者389万2000人の年齢階層別の内訳は、次の表のとおりである。

年齢階層	概数	比率
25歳未満	38万5000人	9.9%
25歳以上65歳未満	206万0000人	52.9%
65歳以上	144万7000人	37.2%

3 障害者のスポーツ実施率等

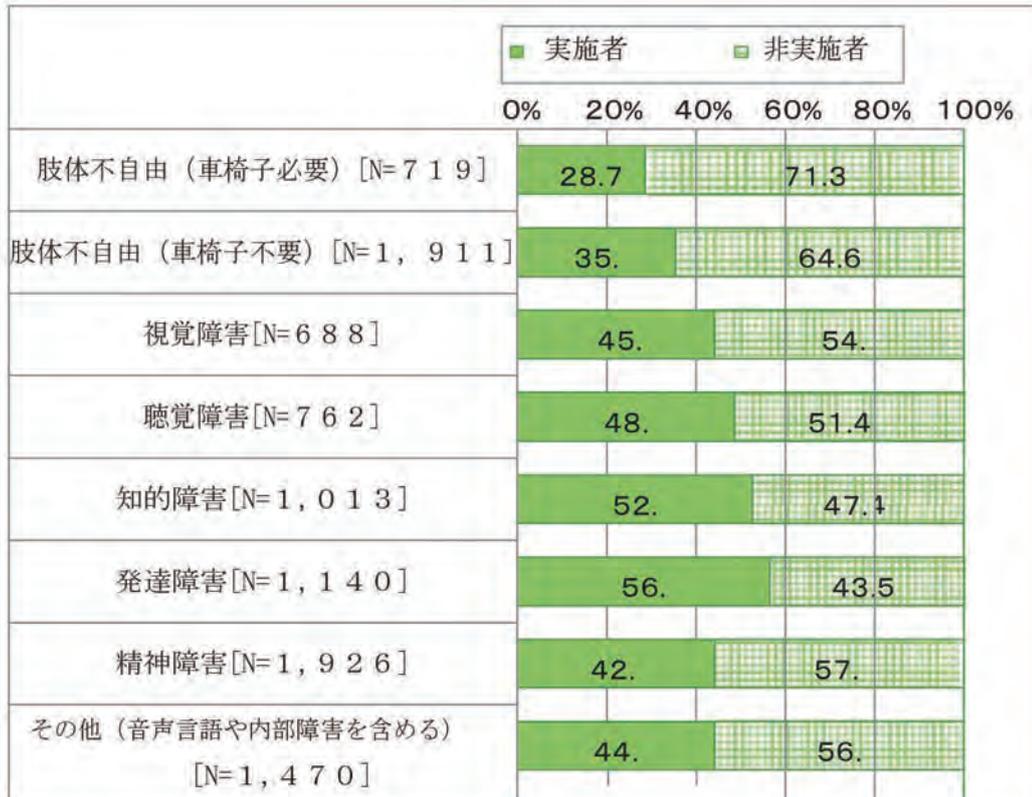
(1) 過去1年間のスポーツ・レクリエーションの実施の有無

笹川スポーツ財団（以下「SSF」という。）が2017年（平成29年）9月1日～同月30日にかけて実施した調査（以下「2017年（平成29年）本調査」という。）によれば、過去1年間にスポーツ・レクリエーションを実施した障害児・者の割合は次の図表のとおり43.7%であった（『地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）報告書』（2018年（平成30年）3月）17頁（以下「地域における障害者スポーツ普及促進事業報告書」という。）。なお、SSF「スポーツライフに関する調査」（2016年（平成28年））によると、成人の年1回以上の運動・スポーツ実施率は72.4%となっており、障害者のスポーツ実施率は一般に比べて低いことがわかる。



SSF「地域における障害者スポーツ普及促進事業報告書」（2018年3月）17頁 図表1-13

障害種別に見ると、次の図表のとおり、肢体不自由者のスポーツ・レクリエーションの実施率が低い一方で、発達障害、知的障害の実施率が高いことがわかる。

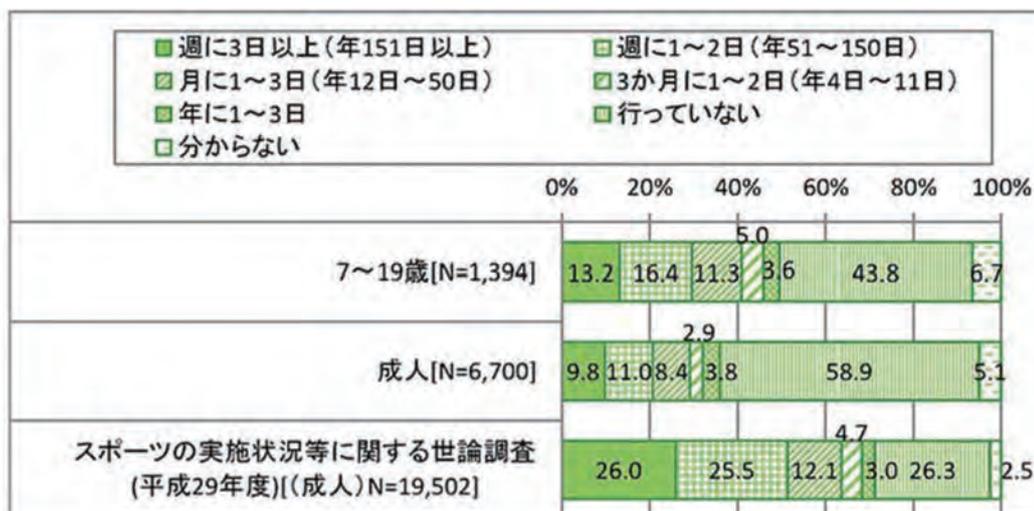


SSF「地域における障害者スポーツ普及促進事業報告書」（2018年3月）18頁 図表1-14

(2) 過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数

2017年（平成29年）本調査によれば、障害児・者が過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数について、7歳～19歳と成人に分けて集計したところ、次の図表のとおり、7歳～19歳では、週1日以上の実施者が29.6%であるのに対し、非実施者が43.8%であった。成人では、週1日以上の実施者が20.8%であるのに対し、非実施者が58.9%であった。

スポーツ庁が全国の18歳以上を対象に実施している「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（2017年度（平成29年度））13頁では、週1日以上の実施者は51.5%であり、これと比べると、障害者のスポーツの実施頻度が低いことがわかる。



SSF「地域における障害者スポーツ普及促進事業報告書」(2018年3月) 20頁 図表1-18

### (3) 過去1年間に行ったスポーツ・レクリエーション

2017年(平成29年)本調査によれば、過去1年間に行ったスポーツ・レクリエーションの中で実施率の高かった種目は、7歳から19歳では、「水泳」、「散歩(ぶらぶら歩き)」、「ウォーキング」、成人では、「散歩(ぶらぶら歩き)」、「ウォーキング」、「水泳」の順であった。

水泳は、指導者、サポートが充実している学齢期には積極的に実施されているが、卒業後は、指導者やサポート体制が充実した環境を見つけることが難しいため、成人では一人で実施できる「散歩(ぶらぶら歩き)」や「ウォーキング」等の実施率が高くなっている。

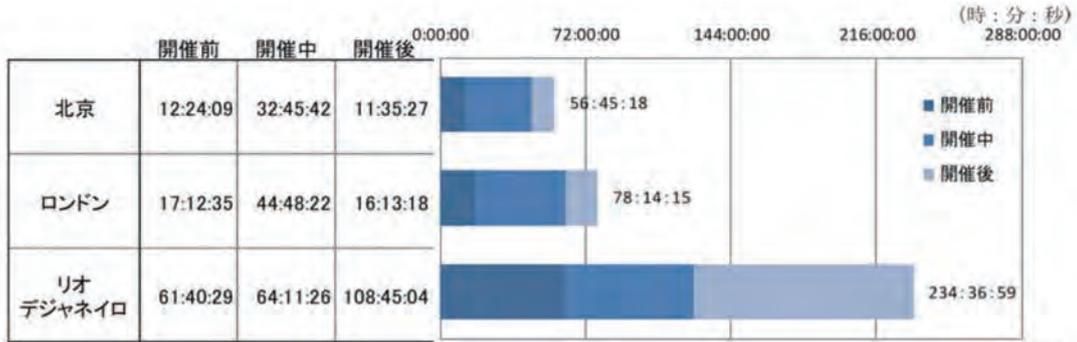
## 第2 障害者スポーツへの社会の注目

### 1 テレビメディアによる障害者スポーツ情報の発信

ヤマハ発動機スポーツ振興財団(以下「YMF S」という。)の「2016(平成28)年度障害者スポーツの振興と強化に関する調査研究報告書」18頁、19頁によれば、障害者スポーツのテレビメディアでの露出状況は、次のとおりである。

#### (1) パラリンピック過去3大会の放送時間の変遷

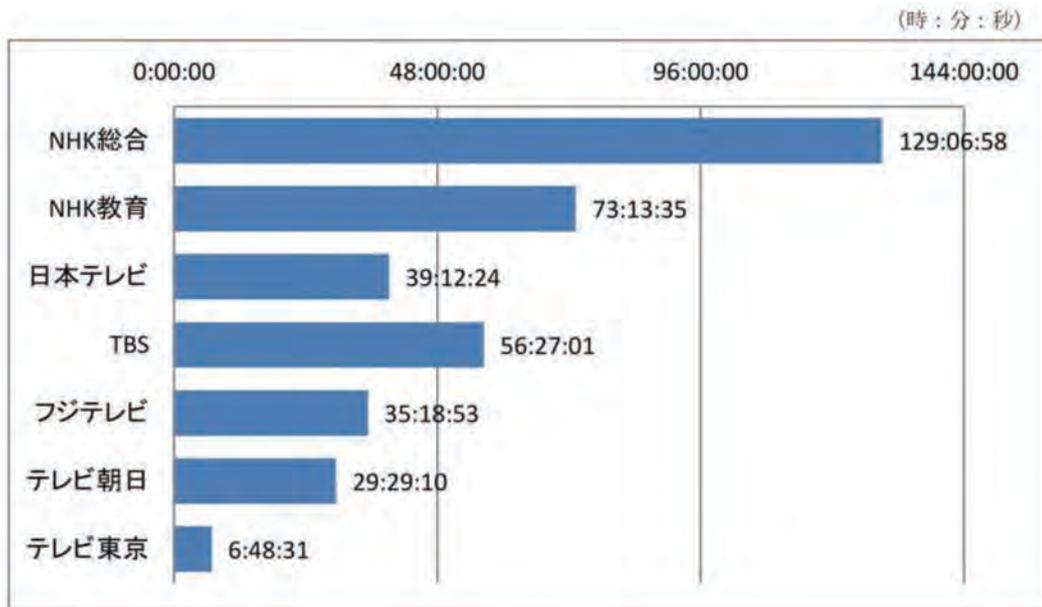
過去3大会の放送時間(東京都内での地上デジタル(メインのみ))は、次の図表のとおり、北京パラリンピック2008(以下「北京大会」という。)が56時間45分18秒、ロンドンパラリンピック2012(以下「ロンドン大会」という。)が78時間14分15秒、リオデジャネイロパラリンピック2016(以下「リオ大会」という。)が234時間36分59秒であった。リオ大会では、北京大会より約4倍も放送時間が増えていることがわかった。



YMFS「2016（平成28）年度障害者スポーツの振興と強化に関する調査研究報告書」18頁 図表2-1

(2) テレビ局ごとの放送時間

過去3大会のテレビ局ごとの放送時間は、次の図表のとおり、NHK総合が129時間6分58秒と最も多く、次いでNHK教育が73時間13分35秒、TBSが56時間27分1秒であった。



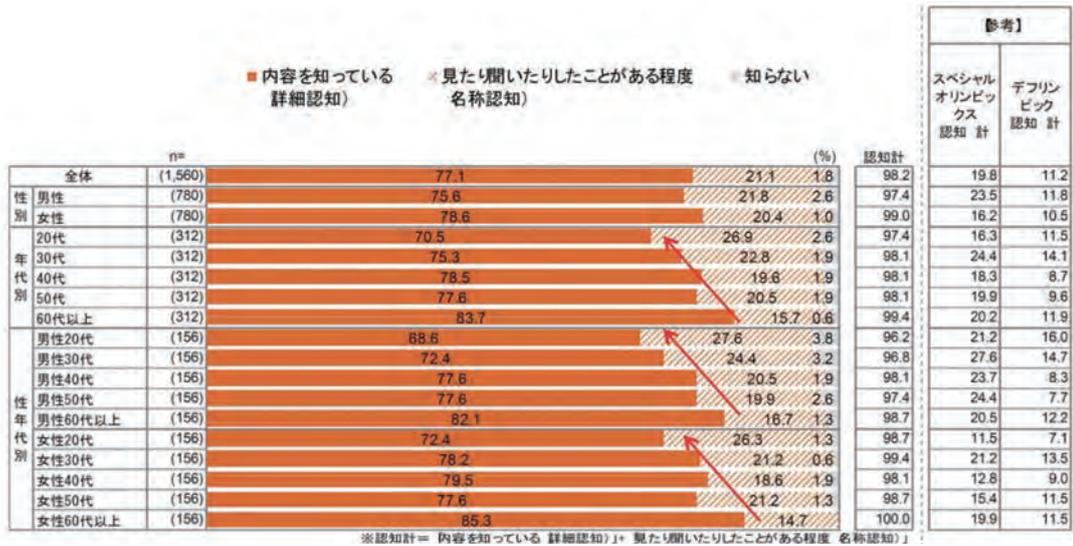
YMFS「2016（平成28）年度障害者スポーツの振興と強化に関する調査研究報告書」19頁 図表2-3

2 パラリンピック等の認知度

日本財団パラリンピック研究会の「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」調査結果報告（2014年11月）4頁～6頁によれば、パラリンピック等の認知度は、次のとおりである。

(1) 日本での認知度

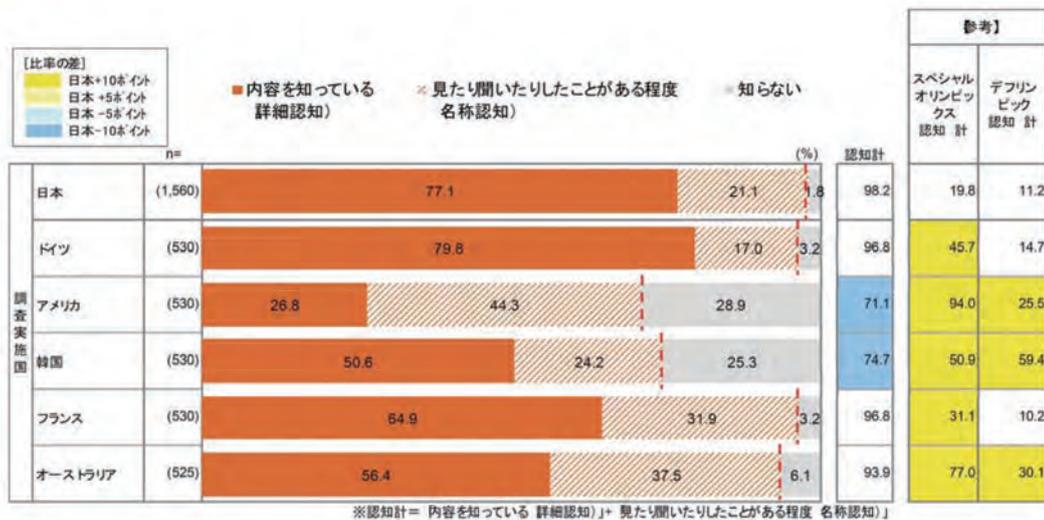
日本では、次の図表のとおり、パラリンピックの認知度が98.2%ととても高く、ほとんどの国民がパラリンピックを認知していることがわかる。また、年齢に比して認知度が上がっていること及び女性の方が男性よりどの年代層でも認知度が高いことがわかる。



日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」調査結果報告(2014年11月) 4頁

(2) 世界での認知度

海外では、ドイツ、フランス、オーストラリアにおいて、パラリンピックの認知度が90%を超えた。なお、アメリカでは、パラリンピックの「内容を知っている」人の割合が特に低く20%台となった。



日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」調査結果報告(2014年11月) 5頁

(3) 日本におけるパラリンピック参加対象障害の認知度

前記のとおり、日本ではパラリンピックの認知度がとても高いが、どの種類の障害者がパラリンピックに参加できるかについての知識は、次の図表のとおり、正答率が0.5%にとどまることがわかった。



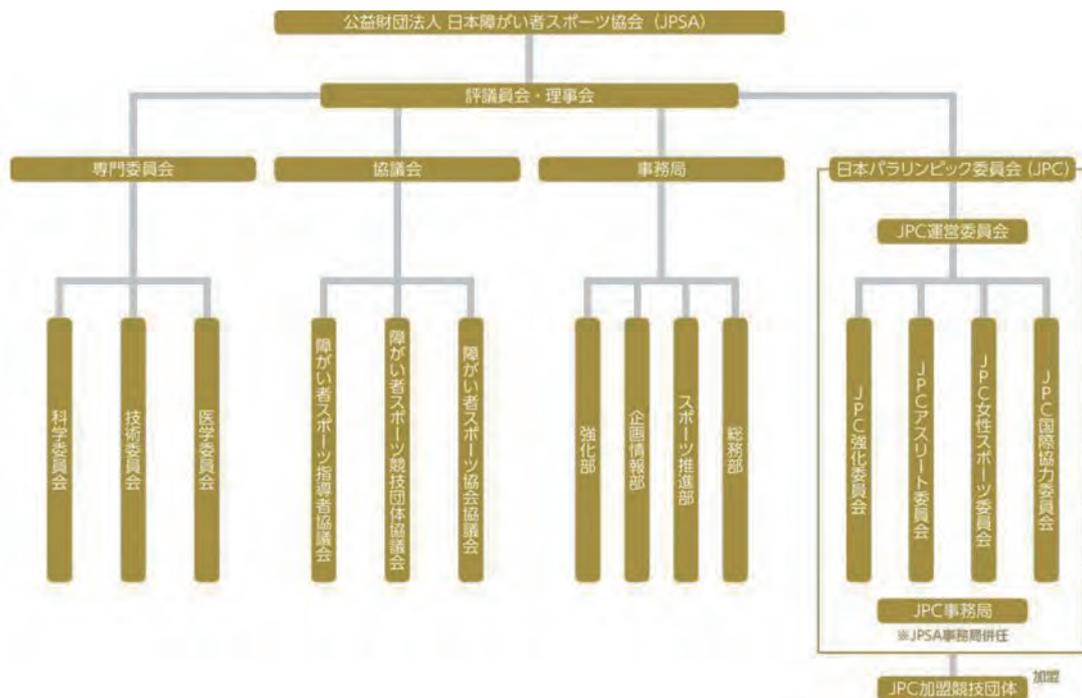
日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」調査結果報告(2014年11月) 6頁

### 第3 障害者スポーツ団体の現状

#### 1 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下「JPSPA」という。)は、1964年(昭和39年)に開催されたパラリンピック東京大会を契機に、我が国の身体障害者スポーツの普及及び振興を図る統括組織として、「財団法人日本身体障害者スポーツ協会」の名称で、1965年(昭和40年)に厚生省(現在の厚生労働省)の認可を受けて設立された。その後、JPSPAは、1998年(平成10年)に開催された長野オリンピックを契機に、三障害すべてのスポーツ振興を統括する組織や国際舞台で活躍できる選手の育成・強化を担う統括組織の必要性が有識者会議で提言されたことから、1999年(平成11年)、寄付行為の改正により、組織名を「財団法人日本障害者スポーツ協会」に改称し、併せて、JPSPA内部に日本パラリンピック委員会を設置した。なお、JPSPAが現在の組織名となったのは2014年(平成26年)である。

JPSPAは、健常者における日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本レクリエーション協会の事業を担っている。このため、JPSPAの事業は、スポーツ大会の開催、国際障害者スポーツ大会への選手及び役員の派遣、障害者スポーツ団体及び関連団体との連絡調整等多岐にわたる。



公益財団法人日本障がい者スポーツ協会のHP (<https://www.jsad.or.jp/about/index.html>)

## 2 障がい者スポーツ競技団体協議会

JPSAには、競技団体間の情報共有の場として利用されている「障がい者スポーツ競技団体協議会」があり、同協議会には2020年（令和2年）6月18日現在78団体が登録している。なお、この78団体のうち、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）に加盟している団体は51団体である。

## 3 各競技団体の組織形態等

YMF S「障害者スポーツ競技団体の実態調査」（2018（平成30）年度）7頁～20頁によれば、障害者スポーツ競技団体の組織形態等は次のとおりである。

なお、この調査の対象となった障害者スポーツ競技団体は53団体で、内訳は次のとおりである。

パラリンピック競技団体：27団体（夏季競技団体24，冬季競技団体3）

パラリンピック競技以外の団体：26団体

### (1) 組織形態

法人格を取得している団体は、53団体中43団体（81.1%）であった。このうち、パラリンピック競技団体ではすべての団体（27団体）が法人格を取得していた。

### (2) 事務局設置形態

障害者スポーツ競技団体の事務局の設置形態については、専用の事務局を設置している団体が53団体中28団体（52.8%）と最も多く、次いで、

団体役員の自宅に併設している団体が14団体（26.4％）であり、団体役員の職場に併設している団体が7団体（13.2％）であった。

パラリンピック競技団体では、専用の事務局を設置している団体が多いものの（27団体中23団体）、パラリンピック競技以外の団体では、団体役員の自宅に併設している団体が最も多かった（26団体中14団体）。

#### （3）専門職員の雇用

専門職員を雇用している団体は、53団体中29団体（54.7％）であった。このうち、パラリンピック競技団体では27団体中24団体（88.9％）が専門職員を雇用しているが、パラリンピック以外の団体では26団体中5団体（19.2％）のみであった。

### 4 競技人口等

#### （1）競技人口と競技登録者数

障害者スポーツ競技団体の中で競技登録者数を把握している団体は、53団体中39団体で、競技登録者の総計は7万0334人であった。このうち、パラリンピック競技団体では総計4406人、パラリンピック競技以外の団体では総計6万5928人であった。

なお、本シンポジウムに先立ち、本シンポジウム委員会の委員が、個別に障害者スポーツ団体に照会したところ、競技団体によっては、参加標準記録をクリアしなければ競技登録できなかつたり、地域のスポーツイベントとして実施される競技大会等への参加者を把握できていなかつたりするため、実際の競技人口は、競技登録者数よりもだいぶ多いことが想定されるということであった。また、障害の種類及び程度によっては、健常者の競技団体に登録して各都道府県の大会に参加している場合もあるということである。

#### （2）指導者数

障害者スポーツ競技団体の中で指導者数を把握している団体は53団体中30団体で、指導者の総計は1万1902人であった。このうち、パラリンピック競技団体では総計230人、パラリンピック競技以外の団体では総計1万1672人であった。

### 5 障害者スポーツの普及等

JPSAは、2013年（平成25年）3月28日、日本の障害者スポーツをけん引する立場から、障害者スポーツのさらなる発展を目指して、①「生涯スポーツ」の環境が整備された社会の実現、②「競技スポーツ」の発展した社会の実現、③スポーツの発展の好循環を通じた活力ある社会の実現といった内容の「障がい者スポーツの将来像（ビジョン）」を策定し、この間、各都道府県の障害者スポーツ協会や障害者スポーツ競技団体と連携してスポーツの普及等に向けた活動を行ってきた。

具体的には、JPSAの主催する選手発掘事業やJPSAが委託して各都道

府県の障害者スポーツ協会が行うスポーツ教室等に障害者スポーツ団体が参加して普及活動等を行っている。

障害者スポーツ競技団体は、その他にも団体内を7ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中四国、九州）に分けて講習会等を行ったり、病院やリハビリテーション施設等と連携したりする等して積極的に障害者スポーツの普及活動を行っている。

## 6 現に障害者スポーツ競技団体が抱えている問題及び課題等

本シンポジウムに先立ち、本シンポジウム委員会の委員が、個別に障害者スポーツ競技団体に照会したところ、現に障害者スポーツ競技団体が抱えている問題及び課題等として、以下のような回答があった。

### (1) 障害者スポーツの普及に関して

ア 2006年度（平成18年度）の診療報酬改定までは、医療機関において保険診療として無期限にリハビリテーションを受けることができたため、医療機関におけるリハビリテーションの一環としてスポーツを導入することができていたが、同改定により、医療機関でのリハビリテーション期間が短期に制限されたため、リハビリテーションを通じたスポーツの導入が以前より困難になった。

イ 近年、障害者スポーツセンターにおいて指定管理者制度が導入されたことにより、スクールや体験会といった普及活動よりも、コストの削減や安全性確保のための人員配置といった側面が重視されるようになったため、これまで指導員として携わってきた方々が同センターを退職してしまった。

### (2) 大会運営等に関して

バリアフリーに対応していないホテルが多く、車椅子を利用する選手の場合、自室のトイレや風呂に入れなかつたりすることがある。このため、国際大会を開催することが困難である。

### (3) 東京2020パラリンピック大会終了後の課題

2013年（平成25年）にパラリンピックの開催都市が東京都に決まったことで、パラリンピック競技に対する認知度が上がり予算等が増えたことによりパラリンピック競技の強化に向けた環境が大きく変わったものの、Y M F S「障害者スポーツ競技団体の実態調査」（2018（平成30）年度）56頁によれば、パラリンピック競技団体27団体のうち16団体が東京2020パラリンピック大会終了後に事業を縮小すると回答する等、持続可能な組織基盤を構築するには至っていない。そこで、今後どうすれば東京2020パラリンピック大会を契機として、障害者スポーツ競技団体の組織基盤を強化していくことができるかが課題である。

## 第3節 障害者スポーツ大会の歴史

### 第1 パラリンピック

#### 1 概要

パラリンピックとは、国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee. 略称「IPC」）によって開催される、障害者スポーツの国際競技大会である。国際オリンピック委員会（International Olympic Committee. 略称「IOC」）とIPCの合意により、オリンピックが開催される年に、オリンピックの終了後、同じ開催国で、パラリンピックも開催されることとなっている。

当初は、東京2020パラリンピック競技大会の開催が、2020年8月25日～9月6日に予定されていたが、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大による影響で、2021年8月24日～9月5日に延期されることとなった（執筆時）。

#### 2 パラリンピックムーブメント

パラリンピックの究極の目標は、パラスポーツを通じて、障害のある人々にとってインクルーシブな社会を創出することとされている。パラスポーツを通して発信される価値やその意義を通して世の中の人に気づきを与え、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとするあらゆる活動のことをパラリンピックムーブメントという。

そして、IPCはパラリンピックの価値として、次の4つの価値を重視している。<sup>23</sup>

すなわち、①勇気（Courage：パラアスリートは、そのパフォーマンスを通して、肉体的限界に挑むことの素晴らしさを世界に向けて表現する。）、②強い意志（Determination：パラアスリートは、可能性の限界を塗り替えるほどの精神的な強さ、身体能力、卓越した敏捷性等から生み出される比類のない強さを備えている。）、③インスピレーション（Inspiration：ロールモデルとして、パラアスリートはその能力を最大限に発揮し、見る者を力づけるとともに、スポーツへの参加へとかき立てる）、④公平（Equality：スポーツを通して、パラアスリートは既成概念に挑み、考え方に変化を与え、障害者の社会的障壁ならびに差別を打破することでインクルージョンを促進する助けとなる。）、である。

#### 3 パラリンピックの参加対象

パラリンピックの参加対象となる障害は、その競技によって、異なっている。

2 国際パラリンピック委員会ウェブサイト (<https://www.paralympic.org/ipc/who-we-are>)

3 日本パラリンピック委員会ウェブサイト (<https://www.jsad.or.jp/paralympic/what/index.html>)

東京2020パラリンピック競技大会においては、22競技があり、参加対象は下記のとおりとなる。なお、競技数については、2001年のIOCとIPCの合意により、パラリンピックのエリート性を高めるために、競技数の上限を夏季22まで、冬季8までと定められている（種目数は夏季450まで、冬季75までとされている）。

下記のとおり、東京2020パラリンピック競技大会における対象障害は、知的障害者（陸上、水泳、卓球）、身体障害者の中でも、視覚障害と肢体不自由が対象となっており、聴覚障害と内部障害は対象となっていない。また、精神障害者も対象となっていない。

	種目	対象の障害		
1	アーチェリー	肢体不自由		
2	陸上競技	肢体不自由	視覚障害	知的障害
3	バドミントン	肢体不自由		
4	ボッチャ	重度脳性麻痺や同程度の四肢重度機能障害		
5	カヌー	肢体不自由		
6	自転車競技	肢体不自由	視覚障害	
7	馬術	肢体不自由	視覚障害	
8	5人制サッカー	視覚障害		
9	ゴールボール	視覚障害		
10	柔道	視覚障害		
11	パワーリフティング	肢体不自由	低身長	
12	ボート	肢体不自由	視覚障害	
13	射撃	肢体不自由		
14	シッティングバレーボール	肢体不自由		
15	水泳	肢体不自由	視覚障害	知的障害
16	卓球	肢体不自由	知的障害	
17	テコンドー	肢体不自由		
18	トライアスロン	肢体不自由	視覚障害	
19	車いすバスケットボール	肢体不自由		
20	車いすフェンシング	肢体不自由		
21	車いすラグビー	四肢に障害（四肢麻痺、四肢欠損等）		
22	車いすテニス	肢体不自由		

なお、平昌2018パラリンピック冬季競技大会における競技種目と参加対象となる障害は下記のとおりである。

	種目	対象の障害	
1	アルペンスキー	肢体不自由	視覚障害
2	バイアスロン	肢体不自由	視覚障害
3	クロスカントリースキー	肢体不自由	視覚障害
4	スノーボード	肢体不自由	
5	アイスホッケー	肢体不自由	
6	車いすカーリング	肢体不自由	

#### 4 歴史<sup>4,5,6</sup>

##### (1) パラリンピックの原点

パラリンピックの原点は1948年に、イギリスの神経外科医ルードウィッヒ・グットマン博士が、リハビリテーションの成果を競う大会として、ストック・マンデビル病院で開催したストック・マンデビル競技大会である。

1944年、イギリスにおいて、第二次世界大戦によって負傷し、脊髄損傷を負う兵士が急増することを見越して、兵士の治療と社会復帰を目的に、ロンドン郊外にあったストック・マンデビル病院内に脊髄損傷科が開設された。その初代院長に、上記ルードウィッヒ・グットマン博士が任命された。

ルードウィッヒ・グットマン博士は、「手術よりスポーツを」という方針を掲げ、リハビリテーションとして、脊髄損傷患者の治療にスポーツを積極的に取り入れた。

1948年7月28日、ルードウィッヒ・グットマン博士は、ロンドンオリンピックに合わせてストック・マンデビル病院内で16名の車いす患者によるアーチェリー大会を開催した。これがパラリンピックの原点である。この大会は毎年開催されることとなった。

##### (2) 国際大会化とパラリンピックの名称

1952年にオランダが参加したことにより国際大会となり、第1回国際ストック・マンデビル大会となった。1960年に、イギリス、オランダ、ベルギー、イタリア、フランスの5か国により国際ストック・マンデビル大会委員会が設立され、オリンピックが開催される年に実施する大会は、オリンピック開催国でオリンピック終了後に実施したいという意向を表明した。そして、同年、オリンピックが開催されたローマにおいて、国際ストック・マンデビル大会が開催され、後に第1回パラリンピックと位置付けられるこ

4 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会『障がい者スポーツの歴史と現状』33-40頁 ([https://www.jsad.or.jp/about/pdf/jsad\\_ss\\_2020\\_web0130.pdf](https://www.jsad.or.jp/about/pdf/jsad_ss_2020_web0130.pdf))

5 高橋明『障害者とスポーツ』岩波書店、2004年、144-162頁

6 難波真理・齊藤まゆみ「障害者スポーツの歴史と展望」『現代スポーツ評論』29号、127-134頁

とになった。

1964年には、東京オリンピックの後に、第13回国際ストーク・マンデビル大会が東京で開催され、後に第2回パラリンピックと位置付けられた。このときは、国際身体障害者スポーツ大会として、車いす患者のみの大会である国際ストーク・マンデビル大会と、全ての身体障害者を対象とした国内特別大会という2部構成で行われた。

「パラリンピック」という名称は、「Paraplegia（両下肢麻痺）」+「Olympic」=「Paralympic」ということで、この東京で開催された大会の際の愛称として使用され始めた。その後、1988年韓国のソウルで開催されたオリンピック後の大会から、「パラリンピック」という名称が公式に使用されることとなった。

### (3) 参加対象となる障害の拡大

当初は、ストーク・マンデビル大会の開催の経緯から、脊髄損傷者の車いす患者のみの大会であったが、その後、パラリンピックにおいて様々な障害のある選手が出場できるようになっていった。

1976年のモントリオールオリンピックの開催年に行われた第5回トロントパラリンピックでは、視覚障害者と切断者が出場するようになった。

また、同年、切断者と視覚障害者による第1回冬季身体障害者スポーツ大会がスウェーデンのエンシェルツヴィークで開催され、後に、第1回冬季パラリンピックと位置付けられた。

1980年、アーネム大会では脳性麻痺者が参加、1984年、ニューヨーク（／ストークマンデビル）大会では、先天性奇形や低身長等、その他の機能障害者が参加、1996年アトランタ大会では、知的障害者が参加（陸上競技、水泳）した。

もっとも、2000年シドニー大会で、知的障害者バスケットボールにおいて、スペインチームが障害のない選手を出場させるという不正行為があったため、IPCから国際知的障害者スポーツ協会へのペナルティとして、知的障害者の参加を凍結し、2004年アテネ大会では、知的障害者バスケット、卓球は正式記録とはならない公開競技として行われることとなった。その後、2012年ロンドン大会において、知的障害者が再びパラリンピックに正式参加が可能となった（陸上競技、卓球、水泳）。

### (4) オリンピックとの関係

1985年、IOCは、ICC（IPCの前身、International Coordinating Committee Sports for the Disabled in the world（略称ICC、国際調整委員会）がオリンピック年に開催する国際身体障害者スポーツ大会を「Paralympic」と名乗ることに同意した。このころには、上記のとおり、視覚障害者や切断者等、様々な障害のある人が参加できる大会に発展していた

ため、両下肢麻痺をあらわす「Paraplegia」の意味はなじまなくなり、「Parallel（もう一つの）」+「Olympic」の合成語として「Paralympic」が用いられるようになった。なお、現在は障害者スポーツも Para-sports と呼ばれているところである。

1988年、上記のとおり、ソウル大会において、パラリンピックが正式名称として使用された。この大会は、オリンピックで使用された会場をパラリンピックで使用する等、オリンピックとパラリンピックを連動させた初めての大会となった。

1989年、国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee（IPC））が設立された。

2000年、IOCとIPCが「オリンピック開催国は、オリンピック終了後にパラリンピックを開催する」等の基本合意がなされた。

2001年、IOCとIPCが、より詳細な協力関係に関する合意を行った。合意の内容には、「オリンピック組織委員会は、パラリンピックも担当する」「オリンピックで使用する会場は、可能な限りパラリンピックでも使用する」等が加わった<sup>7</sup>。

## 第2 デフリンピック

### 1 概要

身体障害者のパラリンピックに対し「デフリンピック（Deaflympics）」は、国際ろう者スポーツ委員会（International Committee of sports for the Deaf、略称「ICSD」）が主催する、ろう者のオリンピックである。「デフリンピック」という名称は、「ろう者（Deaf）+オリンピック（Olympics）」の造語である。オリンピック、パラリンピックと同様に、四年に一度開催される。

次の2021年の夏季大会は、ブラジルで開催される予定であるものの、2023年の冬季大会の開催都市は現在のところ未定である。

### 2 歴史<sup>8</sup>

デフリンピックの前身大会は、1924年、パリで開催された、「国際サイレント・ゲームズ」という障害を持つスポーツ選手のための世界初の大会であり、1896年に開幕したオリンピックに次ぐ、世界で二番目に古い国際総合スポーツ大会である。この大会は、「ろうあのかーベルタン<sup>9</sup>」と呼ばれる、ウジェーヌ・ルーベンス・アルケが主導した。元々、フランスでは、ボクシングやレスリング等の競技で、健聴者とろう者が共に競い合っており、また、フランスを中心とした自転車競技にろう者が参加し始めていた。そして、自身も聴

7 前掲注4巻末資料

8 小倉和夫「デフリンピックの歴史、現状、課題及びパラリンピックとの比較」『パラリンピック研究会紀要第8号』1-2頁、2017年（<http://para.tokyo/8-KazuoOGOURA.pdf>）。

9 近代オリンピックの父と呼ばれるピエール・ド・クーベルタン男爵

覚障害者で、フランスろう者スポーツ連合の会長であったアルケは、近代オリンピックを模したろう者の国際スポーツ大会を構想し、ベルギー人で同じくろう者のアントワヌ・ドレッセが、その実現を支えた。

この、史上初の障害者の国際総合スポーツ大会には、9か国から148名の選手が参加し、国際交流を深め、大会を締めくくるにあたり、ろう者国際スポーツの国際的統括組織を設立した。

その後、第二次世界大戦で中断されたこともあったが、4年に1度開催され、1969年のベオグラード大会では、The World Games for the Deaf（世界ろう者競技大会）という名称となり、2001年ローマ大会からは、「デフリンピック」という名称がIOCから公式に認められた。

冬季大会は、1949年、オーストリアで、The International Winter Games for Deaf（国際ろう者競技大会）として開催され、1971年、スイスアーデルボーデン大会からは、The World Winter Games for the Deaf（世界ろう者冬季競技大会）との呼称が定着し、2003年スウェーデンスツバル大会からは、冬季デフリンピックと呼ばれるようになった。

### 3 デフリンピックのアイデンティティ

#### (1) 基本原則<sup>10</sup>

ICSDは、4つの基本原則を規約に掲げている。①ろう者のスポーツ選手の肉体的、精神的幸福、②ろう者が高レベルのスポーツ競技に参加する機会の提供、③4年に一度のスポーツ競技会への世界中の選手の集結、④ICSDの原則の世界への推進と、それによるろうコミュニティ中の国際親善の構築、である。

#### (2) アイデンティティ<sup>11,12</sup>

パラリンピックが、リハビリテーションの成果を競う大会であったのに対し、デフリンピックは大会を開催する前から、各ろう者スポーツ団体が活動しており、その活動を強固なものにするために開催されている。

そして、デフリンピックを主催するICSDの理事会が、ろう者によってのみ運営されていることに表れているように、ICSDは、ろう者による、ろう者のために運営される組織である。

また、ろう者は、コミュニケーションの手法が、全て手話によって行われることに独創性がある。

そのため、補聴器等を利用することは、聴覚障害者を健聴者に近づけるも

10 一般社団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会ウェブサイト (<https://www.jfd.or.jp/sc/deaflympics/games-regulations>)

11 前掲注7 6-7頁

12 前掲注9 国際オリンピック委員会提出レポート「ろう者スポーツとデフリンピック」(<https://www.jfd.or.jp/sc/files/deaflympics/resources/presrep-j.pdf>)

のであり、ろう者のアイデンティティを傷つけるものとなることから、デフリンピックではこれらの装置の装着は禁止されている。

### (3) パラリンピックとの関係

1980年代、パラリンピックの前身であるストークマンデビル大会の開催を円滑に行うために設置されたIPCの前身、International Co-ordinating Committee Sports for the Disabled in the world（略称ICC、障害者スポーツのための国際調整委員会）において、同大会をさらに発展させるべく、その準備のための特別委員会が設置されることとなった。そして、ここにICSDが参加するかが問題となった。

ICSDは、ICCに加盟することで、前述した独創性を維持し、自らの存在意義をできるだけ高めること、デフリンピックの費用、特に手話通訳費用が拡大していたことから、財政的な支援を得られると考えていた。

しかし、ICCは、IOCと対等であるために、ICCがIOCとISCDの調整役になることを希望していた。また、財政支援については、単なる財政問題とは片づけられず、デフリンピックのアイデンティティが強く関係している問題であった。つまり、通訳が必要なのは、聴覚障害者ではなく、健聴者の側であり、引いては社会全体で当然に手話通訳の費用を負担すべきである、とISCDは考えていた。この考え方によれば、当然費用を負担するのは、ICC及びIOCであるが、両者は財政支援について賛同しなかった。

他にも、そもそも、聴覚障害者はオリンピックに参加できる。これらのことから、ICSDは、ICCに参加せず、両者は独自に大会を開催するという協定を取り交わすのみとなった。

### (4) 参加資格、競技数

デフリンピックに参加するためには、聴力検査を受ける必要があり、55デシベルを超えている聴覚障害者で、各国のろう者スポーツ協会に登録している者が参加資格を有する。

近年、補聴器や人工内耳を装用している選手が増加しているが、選手間の公平性と装具損傷の危険回避の観点、また、前述したアイデンティティとの関係から、これらの使用は禁止されている。

夏季大会は、全21競技あり、陸上、バスケットボール、バレーボール、サッカー、柔道、ビーチバレーボール、バドミントン、卓球、水泳、テニス、空手、自転車、ボウリング、テコンドー、射撃、レスリング（フリースタイル）、レスリング（グレコローマン）、マウンテンバイク、オリエンテーリング、ゴルフ、ハンドボールである。

冬季大会は、全6競技で、アルペンスキー、スノーボード、クロスカンントリー、アイスホッケー、カーリング、チェスである。

#### (5) デフリンピックが社会に与える影響<sup>13</sup>

デフリンピックの認知度が上がれば、ろう者に対する社会的関心、配慮を深めるきっかけとなり、ろう者のアイデンティティを深め、社会との繋がりを醸成することとなる。バリアフリー化問題では、ろう者のために視覚に訴える措置の必要性、他にも、スポーツにおける音の重要性といった気づきを提供してくれる

また、絶対的に不足している手話の社会的普及にも役立つといった側面がある。

このように、デフリンピックは、単なるろう者の国際スポーツ大会ではなく、ろう者と健聴者を繋ぐ重要な役割を担っている。

### 第3 スペシャルオリンピックス

#### 1 概要<sup>14</sup>

スペシャルオリンピックス (Special Olympics. 略称「SO」) とは、知的障害のある人たちに対して様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場となる競技会を提供している国際的なスポーツ組織である。

オリンピック、パラリンピック、デフリンピックと同様に、夏季、冬季の世界大会が4年に1度開催されており、次回の夏季大会は2023年にベルリンで、冬季大会は2021年にポーランドのクラクフ、ウッチで開催が予定されている。日本では2005年に、冬季大会が長野で開催された。

スペシャルオリンピックスの「ス」から明らかのように、他のオリンピックゲームと異なり名称が複数形となっている。これはSOが4年に1度の世界大会だけでなく、それぞれの住む地域で年間を通じて競技会や日常的なスポーツトレーニング、プログラムを提供し、これら全てがスペシャルオリンピックスである、ということの意味している。そしてこのようなプログラムを提供していない国ではSOの正式な委員会を作ることができないこととなっている。

#### 2 歴史<sup>15</sup>

SOは、J・F・ケネディの妹であるユニス・シュライバー・ケネディによって1968年に創設された。

元々、ケネディ家は慈善事業として、またケネディ家の政治的、社会的活動を支援するための財団を設立しており、その中でも、ユニスの姉ローズマリーが知的障害者であったこと等が影響し、知的障害者への支援を始めていた。

ユニスは1962年、知的障害をもつ子供たちを自宅に招き、デイキャンプを行った。子供たちは水泳をしたり、サッカーをしたり、バスケットボールをしたり、大いにこのキャンプを楽しんだ。キャンプの成功により、ユニスはこ

13 前掲注7 11-12頁

14 Special Olympics Nippon(<https://www.son.or.jp/>)

15 Special Olympics(<https://www.specialolympics.org/about/history>)

れまでの知的障害者を施設に隔離するといった固定観念を大きく覆すことに成功した。

この結果ケネディ財団は、同様のプログラムをアメリカ、カナダで開催するための私的、公的機関を設立するための助成を行った。

そして1968年7月20日、イリノイ州シカゴのソルジャー競技場にて、第1回スペシャルオリンピックス国際大会を開催され、アメリカ国内26州とカナダから1000人以上のアスリートが参加した。同年12月、非営利組織としてスペシャルオリンピックスが設立された。

その後1971年にアメリカオリンピック委員会から「オリンピック」の名称使用が認められ、1977年には第1回冬季国際大会をアメリカコロラド州で開催、オリンピックよりも早い段階で夏季、冬季大会を4年に1度開催するという方式を採用した。

1988年、IOCとSOは相互の活動を認めあう議定書を交わし、「オリンピック」という名称が認められた。

### 3 参加資格<sup>16</sup>

SOに参加するためには、公式ゼネラルルール・セクション2.01の下記条件を満たす必要がある。

- ① 専門機関や専門家により知的発達に障害があると診断されている人
- ② IQテストや、所管の専門機関で一般的に用いられている認知の遅れを測る信頼のおける標準的な指標に基づいて、知的障害があると認められる人
- ③ 知的障害に類する障害を持っている人

なおここでいう「知的障害に類する発達の障害」とは、一般学習（IQ等）や適応性（レクリエーション、仕事、自立した生活、自発性等）に機能的制限がある場合を指す。その機能的制限が身体障害、行動障害、情緒障害、特定の学習障害や知覚障害にもとづいている場合は、アスリートとしての資格はないが、ボランティアとしての参加資格はある。

また、参加者の年齢には上限がなく、8歳から参加可能である。

その他2～7歳の子供に対しては年齢が達したのち、トレーニングと競技会に参加するための準備を目的として、スポーツの世界を紹介するヤングアスリートプログラムがある。

### 4 競技数

2019年アブダビ夏季大会では、水泳、陸上、バドミントン、バスケットボール、ボッチャ、ボウリング、自転車競技、トライアスロン、馬術、サッカー、フットサル、ゴルフ、柔道、体操、新体操、パワーリフティング、ローラースケート、セイリング、カヤック、卓球、ハンドボール、テニス、バレーボール、

16 小倉和夫『『スペシャルオリンピックス』試論』『パラリンピック研究会紀要9巻』8-9頁、2018年 (<http://para.tokyo/9-KazuoOgoura.pdf>)。

ビーチバレーボールの24競技が行われた。

2017年オーストリア冬季大会では、フィギュアスケート、スピードスケート、フロアホッケー、フロアボール、スノーシューイング、アルペンスキー、ノルディックスキー、スノーボード、スティックシューティングの9競技が行われた。

## 5 特徴<sup>17</sup>

SOの特徴の一つとして「ディビジョニング」が挙げられる。これはアスリートの性別、年齢、予選会の記録によるグループ分けである。1グループにつき、3～8人とし、ほぼ同じ競技能力の者を少人数でグループ分けして、誰もが努力をすればグループ内で上位になることを可能とするものである。これにより、本大会で上位に立つためにあえて予選会で低い記録を出すという者が出現する可能性がある。そこで「マキシマムエフォート」という、予選会や事前提出記録の結果より15パーセント以上良い成績を収めた場合には失格となる規則がある。

また「ユニファイドスポーツ」という健常者と共同して参加する競技もある。そして最大の特徴として挙げられるのが、SOにおける表彰方法である。

SOでは1位～3位にメダルが授与される以外に、失格者も含めて全ての人が表彰台に上がり参加賞が授与される。SOが日々のトレーニングの発表の場であるということに重点を置いていることの表れである。

## 6 スペシャルオリンピックスの使命

SOは知的障害のある人たちに年間を通じてさまざまなオリンピック形式のトレーニングや競技会に参加できるようにすることにより、彼らが健康を増進し、勇気を示し、喜びを感じ、家族や他のアスリート、そして地域の人々と能力、技術、友情を分かち合う機会を継続的に提供することを使命としている。

SOが提供する世界大会、競技会、日々のトレーニングといったプログラムには、知的障害のある人が身体的、精神的、社会的に利益の享受を可能とする。また家族の絆が強まること、地域の人々の参加および観戦により平等性や尊敬の念が芽生え、受容的環境において地域社会全体が知的障害のある人たちと連帯するといった効果が認められている。

---

17 前掲注15 8-11頁

## 第4節 障害者スポーツの法制度

### 第1 障害者スポーツに関連する国内法制の概要

#### 1 はじめに

障害者スポーツに関連する国内法制がどのような変遷をたどってきたかについて概説するとともに、障害者差別解消法にいう「合理的配慮」に関する議論を中心に、現行法制においてはどのような課題があるかについて考察する。

#### 2 障害者権利条約

障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定した、障害者に関する初めての国際条約であり、法的拘束力のある条約として2006年12月の第61回国連総会において採択された。同条約は、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野における取組みを締約国に対して求めており、2019年8月の外務省発表によれば、総計179の国・地域が同条約を批准（または加入）している。

日本も、2007年9月に障害者権利条約に署名し、その後、批准に向けた法整備の末、2014年1月に批准し、同条約は国内において発効した。

同条約は、障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）の禁止、障害者が社会に参加し、包容されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等を主な内容とする。

同条約の起草会合では、障害当事者の間で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」にも表れているとおり、障害者団体も同席し、発言する機会が設けられ、同条約は障害者の視点を重視した条約としての特徴を有する。同条約が障害者の余暇活動へのアクセスの保障に関する取組みを締約国に求めている点は、各締約国における障害者スポーツの環境整備に少なからず寄与している。

また、同条約では合理的配慮という考え方が特に重要視され、障害者が権利を行使できない個々の環境に応じて、その環境の改善ないし調整を行うことや、条約の実行のための中心機関を設置することを規定した。

#### 3 障害者基本法

障害者基本法の前身となる「心身障害者対策基本法」（1970年5月制定）は、心身障害者に関する国や地方公共団体等の責務を規定したものであったが、1993年の同法の改正の際、障害者の自立と参加を促進するため、名称も現在の障害者基本法に改められている。

障害者基本法は、障害の有無にかかわらず、全ての国民に基本的人権が享有

され、個人が尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする（第1条）。

同法は、その後、2004年、2011年にも改正されている。2004年の改正時には、障害を理由とする差別禁止が明示され、2011年の改正時には、障害者権利条約の実効を図るべく、現行の障害者基本法の規定が整えられた。

障害者基本法は、個々の具体的なサービスを定めたものではないが、障害者スポーツに関するサービスを含む具体的なサービスを実現するための各法令や施策は同法で掲げられた理念や目的に添ったものでなければならないという意味で重要な法律である。

同法では、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）」の3つの機能障害をもつ者だけを障害者とするのではなく、「その他の心身の機能の障害がある者」で「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある」者を障害の種類を問わず障害者と定義し（第2条1号）、同法の対象としている。

同法では、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保ないし地域社会における他の人々との共生が保障されている（第3条）。

#### 4 スポーツ基本法

前身のスポーツ振興法（1961年制定）を全面的に改定する形で2011年に公布・施行されたスポーツ基本法は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする（第1条）。

同法は、前文にて、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」と謳い、スポーツが人々の生活に与える好影響について言及している。そして、スポーツ基本法は、第2条5項において「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配

慮をしつつ推進されなければならない」との基本理念を掲げており、国内法令として初めて障害者スポーツ推進の重要性について言及している。

スポーツ基本法の制定を受けて2012年3月に策定されたスポーツ基本計画においては、学校教育における障害のある児童生徒への効果的な指導のあり方に関する先導的な取組みの推進、地域スポーツ施設の充実のため健常者と障害者がともにスポーツ施設のあり方についての検討、健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法について大学等での研究成果や人材を活用する取組みの推進等、障害の有無を問わず、広く人々がスポーツに参加できる環境を整備することが政策課題とされている。また、2014年からは、障害者スポーツに関する事業のうち、全国障害者スポーツ大会等のスポーツ振興の観点が強いスポーツ事業が厚生労働省から文部科学省に移管され、スポーツ政策として施策の充実が図られている。

当委員会が今般実施した障害者スポーツ団体に対するヒアリング結果においても、上記移管によって、障害者アスリートの強化・育成に、それまで使えなかった健常者施設や、健常者と同じく専門指導員の配置への助成が制度化され障害者スポーツを取り巻く環境が随分と改善された、といった肯定的な回答が得られた。

## 5 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的（第1条）として、2013年6月に制定された。

障害者差別解消法の目的は、障害者基本法の理念に基づき、同法第4条に定められた「差別の禁止」を具体的に実現することにある。

障害者差別解消法では、国・都道府県・市町村等の役所（以下「行政機関等」という。）や会社、店舗等の事業者が障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由とし差別することを禁止し（同法第7条1項、第8条1項）、障害のある人に合理的配慮を行うこと等を通じて、共生社会を実現することを目指している。合理的配慮の提供は、行政機関等については法的義務（同法第7条2項）、事業者においては努力義務とされる（同法第8条2項）。

なお、障害者差別解消法の制定・施行に伴い、スポーツ庁や日本障がい者スポーツ協会は、同法への対応要領を公表しているため、適宜参照されたい。

## 6 障害者総合支援法（障害者自立支援法）

障害者が利用する福祉サービスの利用方法や負担額の決定方法等の障害者を支援するための法律として、2005年11月に「障害者自立支援法」が成立し（2006年4月施行）、同法は2012年3月に「障害者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正された(2013年4月施行)。

障害者総合支援法は、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等の各法律と相まって、障害者及び障害児が「自立」した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害の有無にかかわらず個性を尊重して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする(第1条)。

障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するという法目的であるが、サービス利用者に利用料の原則1割の自己負担を設定していたため、障害の程度が重くサービスを受ける必要性の高い人ほど費用の自己負担分が重くのしかかり、かえってサービスの利用を控える事態が見受けられた。その後、利用者の負担能力に応じた利用料の支払いへと変更されたが、依然として支援を必要とするにもかかわらず同法の対象とならない障害者も存在する等制度の谷間問題が生じていた。

障害者自立支援法は、支援の対象となる障害者の範囲を見直し、障害者基本法の改正に伴い、新たに基本理念を取り入れた形で「障害者総合支援法」として改正されることとなった。

障害者総合支援法では、名称の変更のほか、これまで制度の谷間に該当し障害福祉サービスを受けれなかった難病患者等についても障害福祉サービスの対象に含まれている。

障害者スポーツにおいては、試合や練習で用いる用具が高額である場合が多く、また、トレーニング使用には施設利用料の負担が必然的に伴う。いかに経済的な負担なく施設・用具を利用できる環境を整備できるかが、障害者のスポーツへの参加機会の保障において重要な意義を有する。

当委員会が今般いくつかの障害者スポーツ団体に対して実施した障害者スポーツ団体に対するヒアリング結果によれば、障害者総合支援法の施行による影響もあり費用負担の面で不満や憂慮が聞かれることがだいぶなくなってきているとのことである。一方で、トップアスリートまたはトップアスリートを志す競技者においては、競技力の維持・向上のため日常的な施設利用を要し、軽減を受けられるとはいえ施設利用料の総額も多額に及ぶことに加え、自宅から施設までの交通費等は必ずしも補償・補助の対象とならないことから、小さくない経済的負担を要する。

トップアスリートが競技力を高めていく上で多くの費用負担を強いられる点は、必ずしも障害者スポーツに限った問題ではないが、障害者スポーツの普及や競技力向上を図る上で、トップアスリートの費用負担軽減についても今後検討を重ねていくことが望まれる。

## 7 その他の法制が障害者スポーツに与える影響

当委員会がいくつかの障害者スポーツ団体に対して実施したヒアリングに対する回答結果によれば、2006年以前は、医療施設におけるリハビリテーションの内容に障害者スポーツが含まれており、リハビリテーション施設・スポーツ施設と連携を取りながら、医療機関による医療行為としてのリハビリテーションを通じた障害者スポーツへの参加ルートが存在していた。しかし、同年の医療法の改正により、医療機関におけるリハビリテーションから、地域のリハビリテーション施設におけるリハビリテーションに重心が移行したところ、地域のリハビリテーションには必ずしもスポーツ施設が付設されていないことから、障害者にとりリハビリテーションを通じたスポーツへの参加の機会が相対的に減少してしまった、とのことである。

後述する海外の法制からも窺えるとおり、障害者スポーツは、リハビリテーションの一環としてスポーツに取り組むことから普及し、親しまれてきたという側面がある。リハビリテーションを通じたスポーツへの参加というチャンネルの充実化が望まれる。

また、ヒアリングに対する回答結果によれば、小泉政権下で実施された行財政改革の一環としての指定管理者制度の導入により、障害者スポーツセンターを含むスポーツ施設におけるスクールや体験会を通じてスポーツを指導する機会が減少し、スポーツ施設が利用施設としての管理に特化しているという。経費削減のため、スポーツを指導するというよりも、利用者の安全を確保する目的での人員の登用・配置に切り替わったため、それまで障害者スポーツセンターの指導員として携わっていた指導員が軒並み退職してしまい、障害者スポーツを熟知する指導員は少なくなってしまったとのことである。

## 8 「合理的配慮」に関連する問題

前述のとおり、障害者差別解消法においては、行政機関等や事業者において「合理的配慮」を尽くすべき旨が定められているが、いかなる作為をもって「合理的配慮」を尽くしたといえるかは一義的ではなく、どの程度の作為をもって「合理的配慮」を尽くしたといえるかは、個々の障害者の属性や状況、当該行政機関等の人的・物的・財的資源に応じて変わり得る。

しかし、「合理的配慮」が上記のように内在的な限界を伴う相対的概念であるという点が逆説的に用いられ、社会的障壁の除去のために「できる限りのことをしなくてはならない」という本来的な趣旨から、むしろ「必要な何かをしないこと」を正当化する概念として捉えられることは避けなくてはならない。

例えば、当委員会がヒアリングを実施した障害者スポーツ団体の回答結果の中には、ある障害者スポーツ団体に所属する、障害等級1級の身体障害者手帳を有する選手が公共のスポーツ施設を訪れたところ、実際には当該選手は補助人なしでも自主練習可能な状態であるにもかかわらず、当該施設の職員から

「1級であれば補助人なしには使用を認めない」として、当該選手の意見を聴き入れないまま機械的に門前払いをされた、という事例も含まれていた。このときの職員の対応が適切であったかについては議論があり得るところかと思われるが、結果的に、障害等級に応じた画一的な運用に終始し、より具体的な状況への対応態勢が整備されていないことから生じた問題であるといえる。

また、「合理的配慮」の問題は、健常者アスリートが主な参加者として想定される大会に障害者アスリートが参加した場合にも問題になり得る。公に問題になったものとして、以下の事例を紹介する。

2018年9月、水泳の日本マスターズ大会が兵庫県で開催され、片上肢欠損の障害者アスリートが同大会に参加したが、泳法違反により失格として扱われた。国際水泳連盟（F I N A）の規則によれば、平泳ぎにおいては両手でプールの壁をタッチしなくてはならず、当該障害者アスリートはこれを遵守しなかったというものである。しかし、上肢欠損のアスリートに同ルールの遵守を求めた場合、壁に顔面が衝突するリスクを抱えて上半身ごと壁にタッチすることを試みなくてはならない。このほかにも、下肢欠損のアスリートにおいては、プールに飛び込んでのスタートができないため、水中からのスタートを認める必要があるが、このスタート方法も、健常者スポーツのルールを形式的に適用した場合には、失格になってしまう。障害者アスリートに対しても分け隔てなく同一のルールを適用した前記マスターズ大会は、スポーツにおける公正を図る意図からそのようなルール適用に至ったものであるが、一方で、諸外国においては、同一大会の同一レースにおいてF I N Aのルールとワールドパラリンピックスイミングのルールをそれぞれ適用し、健常者アスリートと障害者アスリートが同一大会に参加できる機会を保障する国も存する。前記マスターズ大会での運用に対しては批判が集まり、結局において、翌年から同大会では障害者アスリートについては例外的なルール適用を認めることとなった。

しかし、障害者アスリートについていかなる取扱いを認めることをもって合理的配慮を尽くしたことになるのかは、一義的ではない。どの程度の別異取扱いを要するかは当該障害者アスリートの置かれた状況や、障害の種類等によって変わり得ることに加え、そもそも別異取扱いを行うこと自体が合理的配慮に欠けると判断されるケースもあり得る。非常に難解であり、今後の事例と研究の集積が待たれる領域であるが、障害者のスポーツへの参加の機会を広げる上では、健常者と同一の大会に容易・気軽に参加できる環境整備が望まれる。

## 第2 障害者スポーツに関連する海外の法制

障害者スポーツに関する諸外国の法制のうち、関連するものをいくつか紹介する。

### 1 イギリス

イギリスでは、1993年の「障がい者とスポーツ：政策と最新行動計画

(People with Disabilities and Sports: Policy and Current/ Planned Action)」が障害者スポーツにおける政策文書として公表され、同文書において「障害者スポーツを発展させるためには、各国内統括団体の支援は必須である」との考え方が示された。

1995年に障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act) が制定されると、地域やスポーツ団体における障害者受入体制の拡充が加速した。2004年の同法改正時には、地域のスポーツ施設に建物の段差等の物理的な障害に対する「合理的調整 (Reasonable Adjustment)」をなすべき旨が法定された。

その後は、イギリスは、ロンドンオリンピック・パラリンピックの開催に先立つ2010年、前述の障害者差別禁止法を含む9つの差別禁止法を整理・統合した平等法 (Equality Act) を制定し、同法第3章においては、スポーツ・レクリエーション施設において障害を理由に障害者の利用を断ってはならない旨が明記されるに至った。

ロンドンオリンピック・パラリンピックの終了後も、英国パラリンピック協会の主催でナショナル・パラリンピック・デーが毎年開催され、国民の障害者スポーツに対する理解、関心を深める機会となっている。

## 2 ドイツ

ドイツにおける障害者スポーツ法制の最大の特徴は、リハビリテーションスポーツは医療行為の一つとして位置付けられ、一定の基準を満たすものについては、18か月以内に50回分の医療保険の適用が受けられる点にある。

ドイツの障害者スポーツは、当初、大戦後の戦傷者へのリハビリテーションスポーツとしての文脈をもって発展したが、その後、1975年にドイツ戦傷者スポーツ連盟からドイツ障害者スポーツ連盟に組織名が変更されたことに象徴されるように、リハビリテーションスポーツは戦傷者固有のものではなく障害者一般のためのものと位置付けられ、リハビリテーションスポーツに関する保険適用の範囲も、戦傷者から障害者一般に拡大された。

## 3 アメリカ

アメリカでは、ロスオリンピックに先立つ1978年制定のアマチュアスポーツ法 (Amateur Sports Act of 1978) においてアメリカオリンピック委員会が障害者スポーツを奨励する旨が規定され、同法は、アトランタオリンピック後の1998年には「オリンピック・アマチュアスポーツ法」(Olympic and Amateur Sports Act of 1998) に名称を改め、パラリンピックに関する規定が盛り込まれた。

障害によるいかなる差別も認めない旨を規定した「障害をもつアメリカ人法」(Americans with Disabilities Act of 1990) は、スポーツ施設を含む公共施設への障害者のアクセスの環境整備を促進するとともに、当時の世界の障害

者関連の立法に影響を与えた。例えば、前述のイギリスの障害者差別解消法も障害をもつアメリカ人法の影響を受けたものである。

#### 4 カナダ

カナダ政府は、バンクーバーオリンピック・パラリンピックの開催が決定した2003年に制定された身体活動・スポーツ法（The Physical Activity and Sport Act）で定めた目標達成を意図して、2006年、「障害者のためのスポーツ政策（Policy on Sports for Persons with a Disability）」を策定し、障害者スポーツの発展に向けた方策を提示した。

長期的なアスリート養成モデルを掲げている点にその特徴があり、教育の現場や医療機関と連動しながら、アスリートへの経済的支援等の充実化を図っている。

#### 5 オーストラリア

オーストラリアにおいては、1992年に障害者差別禁止法が制定され、スポーツ活動に関して、申請や利用へのアクセス等における障害を理由とした差別禁止を制定した。

障害者スポーツに特化した福祉政策はないが、特徴的な保険制度を有している。

2013年に制定された「全国障害者保険制度（National Disability Insurance Scheme：NDIS）」では、それまで各州で異なっていた介護費用の受給資格を全国で統一するとともに、障害者本人、その家族及びその介護者に対して、社会参加等を目的にスポーツ・レクリエーションを実施する場合には、当該参加費や交通費等の経費が保険で賄われ、障害者のスポーツへの参加促進に寄与している。

#### 6 小括

上記諸外国の法制における具体的アプローチは様々であるが、概ね、オリンピック・パラリンピックの開催を契機として障害者スポーツに関する本格的な環境整備が進められていることが窺える。また、教育機関やリハビリテーションを通じて障害者のスポーツへの参加の機会が図られている場合が多く、保険や補償制度を通じた費用面のバックアップも重要な要素である。

障害者スポーツは、パラリンピックに象徴するような競技性・興行性を有する一方、障害者の健康増進、レクリエーションという側面も有している。東京オリンピック・パラリンピックを契機として、障害者スポーツに対する、競技力向上の側面にとどまらない、より充実した環境整備が進むことが期待される。

## 第5節 「クラシフィケーション」(障害者スポーツにおけるクラス分け)

### 第1 クラス分け(クラシフィケーション)とは

#### 1 意義

パラリンピック、国際大会、国内の競技会等の競技性を持った大会では障害の程度が成績に影響しないように、障害の種類や程度ごとに選手をクラスに分ける「クラス分け」(クラシフィケーション)が実施されている。

クラス分けの目的は、次の2つである。

1つ目は、選手の障害の確認をすることである。具体的には、①参加が認められている障害種類か、②参加が認められている障害程度か、③障害が永続的かを確認する。

2つ目は、選手が公平に競い合うためのグループを作ることである。選手の運動機能、運動能力を評価・分類して障害の程度をほぼ同一のグループに分けることにより、機能障害の程度が軽いので有利という結果にならないよう障害の程度を平等化する。

#### 2 クラス分け委員(クラシファイア)の役割

クラス分けを認定する人をクラス分け委員(クラシファイア)という。クラス分け委員は国際競技団体または国内競技団体による養成講習会を受講後、知識と技能が認められ、クラス分け委員として認定される。国際競技団体によって異なるものの、通常2人または3人1組でクラス分けをし、これをクラス分けパネルという。クラス分けパネルは医学的運動機能を評価する医学的クラス分け委員(医師、理学療法士等)と競技における技術的評価をする技術的クラス分け委員(スポーツ科学者、元コーチ、元競技者等)により構成される。スポーツ毎に必要とされる身体機能や技術はさまざまであるため、クラス分けの評価は競技連盟、協会で定める評価規則に則る。

パラリンピックで採用される競技については、IPCが定めている「国際クラス分け基準/IPC Classification Code」に準じて、各国際競技連盟、国際障害者団体によってクラス分け規則が定められている。

また、全国障害者スポーツ大会で使用される「障害区分」と呼ばれる日本国内独自のクラス分け規則もある。

### 第2 クラス分け(クラシフィケーション)の歴史

パラリンピックの原点である1948年の第1回国際ストック・マンデビル大会から、障害の原因となった疾患名を基準にした「医学的クラス分け/Medical Classification」が取り入れられた。その後、1992年のバルセロナパラリン

ピック大会から選手の残存している身体機能を基準にした「機能的クラス分け／Functional Classification」が取り入れられ、医師のほかに理学療法士や元競技者等もクラス分けに参加するようになった。しかし、この時点では、クラス分けシステムを整備する上で指針となるIPCの規程は存在せず、国際障害別競技団体や国際競技団体ごとにクラス分けの整備にばらつきがあった。

そのようななかで、IPC理事会はパラリンピックスポーツのクラス分け整備のために、2007年IPCクラス分け規程及び国際基準を発表した。この規程は各競技のクラス分けの基盤となり、今日のスポーツ特性に基づくクラス分けシステムとして発展している。2015年12月に新しい国際クラス分け規程と5つの国際基準がIPC総会で採用され2018年1月から施行されている。

### 第3 クラシフィケーションの実施手続

#### 1 はじめに

本稿では、パラリンピック競技に参加するためのクラス分け（クラシフィケーション<sup>18</sup>）の実施手続の概要を説明する<sup>19</sup>。この手続の大枠は、IPCの国際クラス分け規程（IPC Athlete Classification Code. 以下「IPCクラス分け規程」という。）<sup>20</sup>によって規定されている。IPCクラス分け規程が適用される対象は、ひとつは、パラリンピックムーブメント（Paralympic Movement）<sup>21</sup>の全てのメンバーである（IPCクラス分け規程1.1.2）。具体的には、各国パラリンピック委員会（National Paralympic Committees（NPCs））、国際競技連盟（International Sport Federations（ISFs））、障害別国際スポーツ組織（International Organizations of Sport for the Disabled（IOSDs））等が、パラリンピックムーブメントのメンバーに該当する（IPCクラス分け規程1.1.1）。IPCクラス分け規程が適用されるもうひとつの対象は、国際競技連盟の管轄下にある国際競技会において障害者スポーツ（Para-sport）に出場する全ての競技者である（IPCクラス分け規程1.1.2）。

IPCクラス分け規程は、クラシフィケーションの手続の大枠についての規程であり、競技ごとのクラシフィケーションの具体的な内容は、IPCクラス

18 以下、本稿において、単に「クラシフィケーション」と記載するときは、パラリンピック競技に参加するためのクラス分けを指すものとする。

19 なお、障害者スポーツにおけるクラス分けは、パラリンピック競技に参加するためのものだけではない。例えば、全国障害者スポーツ大会において用いられている、日本国内独自の「障害区分」と呼ばれるクラス分けも存在する。

20 本稿では、IPCクラス分け規程のNovember 2015版を参照する。

21 Paralympic Movementを日本語に言い換えることは難しい。日本パラリンピック委員会のウェブサイトに掲載されている「障がい者スポーツ用語／和訳 20180329（xls）」においても、Paralympic Movementの和訳は、単に「パラリンピックムーブメント」と記載されている（[https://www.jsad.or.jp/paralympic/what/data/%E9%9A%9C%E3%81%8C%E3%81%84%E8%80%85%E3%82%B9%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%84%E7%94%A8%E8%AA%9E%EF%BC%8F%E5%92%8C%E8%A8%B3\\_20180329.xls](https://www.jsad.or.jp/paralympic/what/data/%E9%9A%9C%E3%81%8C%E3%81%84%E8%80%85%E3%82%B9%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%84%E7%94%A8%E8%AA%9E%EF%BC%8F%E5%92%8C%E8%A8%B3_20180329.xls)）。

分け規程を遵守した上で、各国際競技連盟が定めなければならない（IPCクラス分け規程1.6）。

## 2 手続の実施時期

パラリンピック競技のクラシフィケーションは、通常、国際競技会の競技期間前から競技中までにわたり、実施される。すなわち、競技者は、事前手続きを経た上で、クラシフィケーションの手続きを受けることになるが、その手続きの一環として、国際競技会に出場する必要もある。国際競技会への出場が必要になる理由は、下記3（5）において述べる。なお、何らかの理由でクラシフィケーションの手続きを完了できなかった競技者は、クラス分け未完了（Classification Not Completed（CNC））<sup>22</sup>と判定され、国際競技会に出場できず、かつ、別の機会に、再度、クラシフィケーションの手続きを受ける必要がある<sup>23</sup>。

## 3 手続きの流れ

### （1）事前手続：特定の障害に該当するか

まず、クラシフィケーションの事前手続として、パラリンピック競技で出場資格がある種類の障害があることを証明するために、国際競技連盟に対して、医療診断情報を提示することが要求される場合がある（International Standard for Eligible Impairments（September 2016）[Comment to Article 5.3]）<sup>24</sup>。具体的には、医学的診断書（Medical Diagnostics Form（MDF））<sup>25</sup>の提出が義務付けられている。

医学的診断書には、例えば、診断名や既往歴、機能障害や活動制限の概要が詳細に記載される。また、競技者の健康状態や機能障害によっては、必要に応じて、画像所見や筋電図所見等の詳細な所見が添付される<sup>26</sup>。

### （2）クラシフィケーションの手続き

上記（1）の事前手続を経て、特定の障害に該当すると判断されれば、本

22 クラス分け未完了とは、クラシフィケーションの手続きにおいて、競技者の評価が開始されているものの、国際競技連盟が納得する評価が完了していない競技者に適用される呼称である。クラス分け未完了は、競技クラスではないため、競技会への参加資格は得られない（日本パラリンピック委員会ウェブサイト「②コラム（解説）\_20180329（pdf）」（[https://www.jsad.or.jp/paralympic/what/data/コラム%EF%BC%88解説%EF%BC%89\\_20180329.pdf](https://www.jsad.or.jp/paralympic/what/data/コラム%EF%BC%88解説%EF%BC%89_20180329.pdf)））。

23 指宿立ほか「パラリンピックスポーツにおけるクラス分けの動向」日本義肢装具学会誌 32巻4号222頁。

24 なお、例えば、四肢に欠陥がある場合等、出場資格がある種類の障害があることが明らかである場合には、医療診断情報の提供は必要ではない（International Standard for Eligible Impairments（September 2016）[Comment to Article 5.3]）。

25 医学的診断書とは、クラシフィケーションの手続きを受ける際に要求される医学診断書である。記入にあたっての特別な資格は不要であり、医師であれば誰でも記入可能である。すべて英文で記載する。有効期限があるため、期限が切れた場合には再作成する必要がある。競技によって様式が異なるため、留意が必要である（前掲注7・日本パラリンピック委員会ウェブサイト「②コラム（解説）\_20180329（pdf）」）。

26 前掲注8・指宿立ほか222頁。

格的にクラシフィケーションの手続きが実施されることになる。クラシフィケーションの手続きは、①身体機能評価、②技術評価、③競技観察の3段階に分かれる。このうち、①身体機能評価と②技術評価は競技期間前に実施され、③競技観察は、クラス分けを実施した大会の最初の出場種目において実施されることになる。

#### (3) 身体機能評価：障害の最小基準を満たすか

まず、①身体機能評価において、パラリンピック競技に出場可能な障害の最小基準を満たすか、すなわち、参加資格があるかを判断される。

身体機能評価は、競技者の機能障害の種類に応じて各種検査測定が実施される。機能障害のうち身体機能障害においては、まず、競技者の既往歴やスポーツ歴、競技様式、使用する補装具やストラップ等の問診が行われ、次に、その機能障害の種類に応じた検査測定を実施する、といった流れである<sup>27</sup>。

例えば、出場資格のある障害のうち、筋力低下等が該当する「Impaired muscle power」という種類であれば、徒手筋力テストという検査を実施して、障害のある部位の関節の各運動（屈曲、伸展、外転、内転、背屈、底屈等）を5点満点で評価し、一定以上の減点がある場合には、障害の最小基準を満たす、というように判断される。具体的には、個々の種目ごとに基準が定められている<sup>28</sup>。

#### (4) 競技クラスの割当て

身体機能評価の後は、②技術評価として、実際の試合と同じように、競技者が競技の試技を行い、その動きと、身体機能評価の内容が合致しているかを確認する。

以上の評価を経て、競技者のパフォーマンスや競技スキルを評価して、適切なクラスを割り当てる<sup>29</sup>。

#### (5) 競技クラスの確認

クラスの割当てを実施した後、最後に、実際の国際競技会の最初の出場種目において、③競技観察が実施され（International Standard for Eligible Impairments (September 2016) 6.2）、競技期間前に割り当てられたクラスと、本番の大会での競技者のスポーツパフォーマンスとで、大きな差がないか否かが観察される。

なお、手足の欠損等、外観によってクラスの割当てを明確に実施すること

27 前掲注8・指宿立ほか223頁。

28 陶山哲夫「障害者スポーツの身体機能・クラス分けとインテグレーション」The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine 44巻8号473頁以下、小林章郎「冬季パラリンピックスポーツのクラス分け」日本義肢装具学会誌34巻1号11頁以下。

29 一般社団法人日本パラリンピック陸上競技連盟ウェブサイト「**■**クラス分け」参照 (<https://jaafd.org/sports/basic-knowledge>)。

が可能な障害については、競技観察は行われたいようである<sup>30</sup>。

競技観察中のパフォーマンスが競技期間前のクラスの割当てと異なる場合には、次回の国際競技会でも、クラシフィケーションの手続きが必要と判断されることになる。また、症状の固定していない者や、18歳未満の競技者、競技歴が浅い者についても、再度クラス分けが必要と判断されることがある（International Standard for Eligible Impairments (September 2016) 7.5）<sup>31</sup>。

ちなみに、競技観察を実施した場合、競技観察を実施した出場種目における記録はどうなるのだろうか。IPCクラス分け規程の定めからは明らかではないが、実態としては、競技観察の結果、クラスの割当てに問題がなければ、当該競技観察を実施した出場種目の結果は、公式な記録として残るようである。また、競技観察の結果、再度、クラシフィケーションの手続きを受けなければならないと判定された場合は、その競技者はレビューステータス（Status Review（R））と判定された上で、その出場種目の記録は、「（R）」という表示付きで記録されることになり、何の記録も残らないわけではないようである。

#### 4 クラシフィケーションの問題点

以上が、クラシフィケーションの手続きの概容であるが、クラシフィケーションにおいて、意図的にクラスを偽って重い障害のクラスで出場するという不正が行われるのではないかという問題がある。例えば、上記3（3）のとおり、筋力低下については、徒手筋力テストを実施するが、当該テストの際に、故意に力を入れずに筋力がないように見せかけることが考えられる。このように、機能障害について、身体機能をごまかすような不正を見抜くのはそう容易ではない。また、程度を偽るどころか、障害の有無自体を偽装するという不正が行われる可能性もある。

ちなみに、競技者が、クラシフィケーションの手続きにおいて、自身の能力や、障害の程度、性質を意図的に誤って伝えた場合には、①意図的な不実表示が行われた競技会における全ての競技の失格と、②12か月以上48か月以下の特定の期間のクラシフィケーションの評価や競技会への参加の停止の2つの罰則が設けられており、①と②のいずれか一方か、①と②の両方が課される（IPCクラス分け規程6.6）。さらに、意図的な不実表示を複数回行えば、永久にクラス分けの評価や競技会への参加の停止の罰則が課されることになる（IPCクラス分け規程6.7）。

30 細かい話になるが、IPCクラス分け規程に付随する国際基準である International Standard for Athlete Evaluation においても、クラシフィケーションの手続きを実施する機関であるクラス分けパネルは、競技観察を要求することができる（「may require」）と定められており（International Standard for Athlete Evaluation (September 2016) 6.1）、競技観察が必須ではないことが示されている。

31 前掲注8・指宿立ほか223頁。

## 第4 不服申立手続<sup>32</sup>

次に、クラシフィケーションの手続きに対する不服申立てについて、簡単に説明する。不服申立てとしては、2つの手続きが用意されている。2つの手続きは、クラス分けの結果に対する不服申立てである Protest と、クラシフィケーションの手続きに対する不服申立てである Appeal である。もっとも、いずれの手続きも、競技者自身には申立権限はなく、Protest については、National Body（国内競技団体<sup>33</sup>）、各国パラリンピック委員会及び国際スポーツ連盟に申立権限があり、Appeal については、National Body（国内競技団体）及び各国パラリンピック委員会に申立権限がある。そのため、競技者が不服を持った場合は、申立権を持つ団体を通じて不服申立てをすることになる。なお、不服申立ては、競技者やその所属団体が、自分のクラスが誤っているという主張をするケースもあり、逆に、ある国の団体が、他国の競技者のクラスが誤っているという主張をするケースもある。

## 第5 具体例

### 1 障害の有無・程度の偽装の事例

#### (1) シドニーパラリンピックの男子バスケットボールの事例

2000年に開催されたシドニーパラリンピックの男子バスケットボール（知的障害クラス）において、金メダルを獲得したスペインのチームに健常者が含まれていたことが大会後に明らかとなり、スペインのチームがメダルを剥奪された。

この大会後、2004年開催のアテネパラリンピック、2008年の北京パラリンピックでは知的障害者の全競技がパラリンピックから除外される状況となり、2012年に開催されたロンドンパラリンピックにおいて、陸上競技・水泳・卓球の3種目において知的障害クラスの実施が認められるようになった<sup>34</sup>。

現在、陸上競技の知的障害クラスにおいては、障害を証明するための有資格者によるIQ検査（IQ75以下）及び精神科医師の診断を受けることが条件とされている<sup>35</sup>。

32 I P C Athlete Classification Code (November 2015) の「5 Protests and Appeals」

33 I P C クラス分け規程における national body（各国競技統括組織）とは、国際競技連盟に加盟している各国競技団体（通常は National Federations と呼ばれる。）を指す。これは、ワールドパラリンピックスポーツ（旧 I P C スポーツ）には各国パラリンピック委員会が、障害別国際スポーツ組織の競技には各国パラリンピック委員会または障害別の各国統轄組織が加盟しているため、混乱を防ぐ目的で別の呼称としたことによる（前掲注5・日本パラリンピック委員会ウェブサイト「② コラム（解説）\_20180329 (pdf)」）。

34 石出法太・石出みどり「これならわかるオリンピックの歴史Q&A」大月書店、2016年、132頁

35 一般社団法人日本パラリンピック陸上競技連盟（JPA）「パラリンピック陸上競技公式ガイド～よくわかるパラリンピック陸上競技の世界～」

## (2) シドニーパラリンピックの陸上の事例

2000年に開催されたシドニーパラリンピックの陸上競技において、金メダルを獲得した選手が優勝した瞬間にガッツポーズをしたところ、当該選手のクラスの残存機能ではガッツポーズはできないはずであるとのクラシファイアによる抗議により、メダルが剥奪された<sup>36</sup>。

## (3) ジャカルタ・アジアパラ競技大会の柔道の事例

2018年にインドネシアのジャカルタで開催されたアジアパラ競技大会の柔道において、視覚障害者として出場した韓国の複数の選手が、運転免許証を所持しているとの事実が報道された<sup>37</sup>。

**2 クラス分けの変動に関する事例**

## (1) クラス分け基準の変動に関する事例

クラス分けの基準について、2015年12月に新しい国際クラス分け規程と国際基準がIPC総会で採用され、2018年1月から施行されたことを受けて、選手へも影響が及んでいる。

パラ競泳において、2012年のロンドンパラリンピックの男子50メートルバタフライ（運動機能障害）で銀メダルを獲得した日本人選手は、従前のS6というクラスから障害の程度が一つ軽いS7というクラスと判断された。このクラス変更に伴い、同選手は、障害の程度が軽い選手と競わなければならないだけでなく、泳ぎ方の基準の変更にも対応しなくてはならない状況となった。

他方で、クラス分け基準の変更により、男子100メートル自由形（運動機能障害）で5大会連続のパラリンピック出場を狙う別の日本人選手は、従前のS5というクラスから障害の程度が一つ重いS4というクラスと判断された。同選手は、「先天性四肢欠損の障害がひどくなったわけではないので『最初はびっくりした』」と語り、このクラス変更で臨んだ2019年世界選手権では銀メダルを獲得した<sup>38</sup>。

## (2) 障害の程度の変動に関する事例

パラリンピックの馬術競技において、5段階で最も障害の程度が軽いグレード5の認定を受けていた日本人選手が、その後のクラス分けの実施により障害の程度の変動によりグレード5の認定から外れ、東京パラリンピックの馬術競技への参加資格を失った。

同選手は、2014年に開催された仁川アジア大会の馬場馬術の競技にお

36 m3.com「勝利後のガッツポーズで金メダル剥奪【東京オリパラリンピック目前◆パラリンピック・クラス分け】日本パラリンピック陸上競技連盟理事・指宿立氏に聞くー Vol. 1」(<https://www.m3.com/open/clinical/news/article/707327/>) (2019年10月25日)

37 産経ニュース「運転免許所持で資格に疑惑 韓国の視覚障害柔道」2018年10月11日記事

38 毎日新聞デジタル「競技公平性の根幹「クラス分け」車いすバスケの現状は…パラリンピック半年前」2020年2月24日記事

いて団体銀メダルを獲得後、2016年に馬の手入れ中に蹴られ、右足の大腿部と膝を骨折し、人工関節を入れる手術等を受けたものの障害を負い、パラリンピック種目へ転向。種目変更後、2018年の世界選手権（米ノースカロライナ州）では、銅メダルを獲得し、東京パラリンピックでのメダル獲得が期待されていた。

しかし、その後のクラス分けの実施において、右足の可動域が広がったことや筋力が向上したこと等を理由にグレード5の認定から外れ、パラ種目への参加資格が認められないこととなった<sup>39</sup>。

### 3 考察

以上のクラス分けの具体例として挙げた事例は、いずれも選手の参加権に直結する問題を帯びた事例である。

上記1で挙げた障害の有無・程度の偽装という問題は、競技の公平性という問題や偽装選手の参加により他の選手が出場資格を得られず競技大会に参加することができないという問題だけではなく、上記1（1）の事例のように、当該障害クラスによる競技自体が競技大会から除外され、当該障害を有する競技者全体が競技大会に参加する資格を奪われてしまう事態にもなりかねないという点で、重要な問題を孕んでいる。

また、上記2で挙げたクラス分けの変動に関しても、クラス分けの基準の設定如何によっては、競技の公平性の確保という問題のみならず、選手が競技そのものに参加する資格を失うという問題も含んでいる。

クラス分けの基準をいかに設定するかは、障害者に競技大会に参加する資格を広く与えることと競技の公平性を保つこととのバランスをいかに図るかという問題にもつながり、上で挙げた2（1）及び2（2）の事例はこの問題を検討するにあたり参考となる事例であろう。

### 4 その他の事例の紹介

上記1及び2で挙げた報道もなされた著名な事例の他、今回のシンポジウムにあたり、各競技団体へのヒアリングを実施した中で得られたクラス分けに関するいくつかの事例を紹介する。

#### （1）バドミントンの事例

ア 医学的資料を追加提出した結果、重い障害のクラスに変更された事例  
従前のクラス分けにおいて、レントゲン検査やMRI検査といった資料に基づき、軽い障害（麻痺による四肢の動きの障害）のクラスに認定されていた選手について、従前の資料では説明できない動きの鈍さがあった。そこで、従前の医学的資料に加え、筋電図検査といった医学的資料を提出した上で、再度のクラス分けの審査を申し入れたところ、重い障害のクラ

39 毎日新聞デジタル「東京パラリンピックのメダル候補、参加資格失う 馬術・中村 障害改善で「グレード5」外れ」2019年7月5日記事

スに変更された。

イ 競技観察の結果、軽い障害のクラスに変更された事例

当初は重い障害のクラスの認定を受けていたが、競技大会中における競技観察を受けた結果、次の大会においては、軽い障害のクラスでの指定を受けた。その際に、重い障害のクラスで競技に参加することを希望するのであれば、クラス分けをもう一度受けるよう指示されたところ、当該選手が、重い障害のクラスでしか競技をしないとの意向であり、かつ再度のクラス分けを受けなかったため、そのまま競技を辞めるに至った。

(2) 陸上競技の事例

ア 一度クラス分けを獲得できなかった選手が、その後クラス分けを獲得することができた事例

知的障害のクラスにおいて、知的レベルが高い選手（先天性の知的障害について、年齢を重ねるごとに、生活経験値によって障害をカバーできている事情がある選手）に関して、国内で行われた国際クラス分けにおいてはクラス分けを獲得できなかったが、その後、海外で行われた国際クラス分けにおいては、クラス分けを獲得することができた。クラス分けを獲得できなかった場合、その理由について説明があるわけではないため、この事例においても、国内と海外でクラス分けの結果が異なった原因は明らかではない。例えば、知的レベルが高いものの精神的不安定さのある選手は、状況や環境によって知的判断が鈍ったり、回答がスムーズでなくなる場合もあるため、それが検査結果に何らかの影響を与えた可能性も考えられるが、これは推測であり、実際の原因は不明である。

イ クラス分け方法の変更への対応が必要となった事例

知的障害のクラスにおいて、① New（過去にクラス分けを受けた事がなく、競技前に受けなくてはならないもの）、② Review（クラスが確定しておらず、再度クラス分けを受ける必要のあるもの）、③ Confirmed（クラスが確定したもの）というクラス・ステータスがあるところ、2018年にクラス分け方法が変更され、Confirmedのクラス・ステータスの選手がReviewのクラス・ステータスとなってしまった。これにより、2018年以降、選手全員が、再度クラス分けを受けなければならなくなり、WPA公認グランプリ大会においてクラス分けを受けたい選手が多数に上ったため、同大会でクラス分けを受けられない選手が増えた。このような状況を背景として、IPCから、2020年シーズンのWPA公認グランプリ大会におけるクラス分けについて、日本の選手は7名のみ受けることができるとの通達があった。これにより、日本知的障がい者陸上競技連盟では、2020年2月に、WPA公認グランプリ大会においてクラス分けを受けることができる選手の基準を公表した。なお、この基準につい

ては、不服申立て等がなかったものの、大会自体がコロナで中止となっている。

### (3) 水泳の事例

#### ア 不服申立手続において手続的配慮が必要だった事例

国内のクラス分けで、不服があった場合にクラス分けシートを開示して説明を行ったケースがあるが、その際に、本人以外の支援者が窓口だったこともあり、手続きとして自己個人情報の開示請求書を提出してもらい対応した。このケースでは、本人の代わりにコーチが窓口に来た。本人以外の申立てを認めると、後々、本人と代理人との間でトラブルが発生する可能性があるため、念のため、選手本人の開示請求サインとコーチを代理人とするサインと両方のサインをもらった。

#### イ クラス分け結果への対応に苦慮した事例

国際大会で、CNC（クラス分け未完了）と判定された選手があり、初めてのケースで対応に苦慮したことがある。診断書と水の外、水中、競技中の運動能力に関する整合性がとれないという事例が稀に発生する。整合性のとれる医師の診断書を取得する必要があるが、要望していた診断書がすぐにとれないということもある。

### (4) ボートの事例

#### 団体競技という特性が影響を及ぼした事例

世界選手権において、試合直前のクラス分け判定により、クラスが変わり不出場となった経験がある。競技の特性上、クラスごとに乗る人数（1人乗り、2人乗り、4人漕ぎ5人乗り等）が定められているため、出場することができなくなってしまった。また、複数乗りだとコンビネーションも非常に重要なため、直前にクラス変更されても全く対応できなかった。

## 第6節 代表選考

### 第1 「代表選考」とは

1 「代表選考」とは、その文字通り国または団体を代表する選手を選考することである。日本の主要な代表選考の場面としては、国際大会に出場する選手を選考、中央競技団体の強化指定選手を選考、国民体育大会<sup>40</sup>への選考、その他の国内大会への地域代表の選考等が挙げられる<sup>41</sup>。

2 代表選考の対象となる選手は、一定程度高水準の競技力を持つアスリートとあって良いであろう。スポーツ基本法（平成23年法律第78号）では、その第2条第6項で「スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。」と規定されている。この規定は、高水準の競技力を持つアスリートがその能力をいかんなく発揮できるような体制作りを求めるものであり<sup>42</sup>、代表選考についても念頭に置いた規定であると解される。

代表選考は、対象となる選手のみに関係する問題ではない。言うまでもなく、代表選考基準や選考プロセスが公正・適正さを欠いている場合に、最も大きな不利益を被るのは対象となる選手たちである。もっとも、その国や地域、団体をどの選手が代表するかという問題は、その組織に属する者にとっても重要な関心事である。スポーツを見る・楽しむ人にとっても、国や地域を代表する選手を決める過程において不正が行われていれば、スポーツを見る・楽しむ動機が乏しくなり、ひいてはスポーツの価値を損なう結果となるであろう。さらに、代表として派遣される選手の強化やパフォーマンス、大会への参加にあたっては、場合によって公金が投入されることもあり、そうなるとスポーツに関心のある者だけに関係のある事柄ではなくなってくる。

このように、代表選考は一部の者だけに関わるというものではないのである。

3 スポーツに関する主要な紛争の一つが代表選考に関する紛争である。典型的には、選考する側であるスポーツ競技団体と、選考される側の選手（多くの場合は選考されなかった選手）との間の紛争である。

40 2018年6月13日に「国民体育大会」の名称を2023年から「国民スポーツ大会」に変更する法改正（スポーツ基本法の一部を改正する法律：改正スポーツ基本法）が国会において成立した。

41 日本スポーツ法学会監修『標準テキスト スポーツ法学 第3版』エイデル研究所、2020年、201頁

42 日本スポーツ法学会編『詳解 スポーツ基本法』成文堂、2011年、169頁

日本において代表選考（及びそれに伴って紛争が起こりうること）に関する社会の認知度を高めたのは、2000年シドニーオリンピック競泳女子200メートル自由形の千葉すず選手的事件<sup>43</sup>であろう（なお、具体的な不服申立手続については第4項に譲る）。

## 第2 代表選考の仕組み

- 1 一般的に注目される代表選考は、国際大会への代表選考の問題であろう。オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会に出場する選手を選考することは、スポーツ競技団体のうち中央競技団体（National Federation, 以下「NF」という。）の責務である。

NFは、各スポーツ競技について国内のスポーツを統轄する団体である。公益財団法人日本水泳連盟<sup>44</sup>のような健全者スポーツのNFや、一般社団法人日本障がい者水泳連盟<sup>45</sup>のような障害者スポーツのNFがある。NFを取りまとめる団体として統轄団体があり、公益財団法人日本スポーツ協会（JSP）<sup>46</sup>、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）<sup>47</sup>、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（JPSSA）<sup>48</sup>がこれにあたる。なお、JPSSAは、パラリンピックについて国内を統括する日本パラリンピック委員会（JPC）の事務局という組織構成になっている<sup>49</sup>。

オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会に出場する選手を選考することがNFの責務であることは先に述べたとおりであるが、その根拠は何処に求められるか。

NFの責務は、法律上定められているものでもない。前述のスポーツ基本法第2条第6項に加え、同法第5条第1項が「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」と規定しており、スポーツ団体が公正・適正な代表選考を実施することはスポーツ基本法上求められているといえる。もっとも、これらの規定が、具体的な法的義務としてNFの上記義務を定めているものと解釈することまではできない。

また、NFは日本においては行政機関ではなく、後述するように公益（一般）

43 スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport） <https://jurisprudence.tas-cas.org/Shared%20Documents/278.pdf>

44 （公財）日本水泳連盟 <https://www.swim.or.jp/>

45 （一社）日本身体障がい者水泳連盟 <https://paraswim.jp/>

46 （公財）日本スポーツ協会 <https://www.japan-sports.or.jp/>

47 （公財）日本オリンピック委員会 <https://www.joc.or.jp/> オリンピック種目のNFはJOCに加盟する必要がある。

48 （公財）日本障がい者スポーツ協会 <https://www.jsad.or.jp/>

49 JPCはJPSSAの定款第45条の規定により、国際パラリンピック委員会（IPC）等の事業への参画をすると定められている。<https://www.jsad.or.jp/paralympic/jpc>

社団法人、公益（一般）財団法人の私法人である。NFの代表選考決定の権限・責務は、行政ルール上与えられているものでもない。

- 2 私法人であるNFが国を代表する選手を選考するという役割を果たす根拠は、次のとおりである。

オリンピック・パラリンピックであれば、国際オリンピック委員会・国際パラリンピック委員会に加盟する国内オリンピック委員会（NOC）・国内パラリンピック委員会（NPC）が、各国に1団体ずつ存在する。NOC・NPCは、オリンピック・パラリンピックに各国の代表選手を派遣する。NOC・NPC（日本で言えばJOCとJPC）に加盟する各NFは、オリンピック・パラリンピックに派遣する代表選手を選考を実施する権限を与えられ、代表選考基準の策定及び代表選考プロセスの遂行をするのである。

他方、各競技の世界選手権等オリンピック・パラリンピック以外の国際大会については、当該国際大会を主催する国際競技連盟（International Federation、以下「IF」という。）が主催するものである。NFはIFにも加盟しており、国際大会に代表選手を派遣する権限を与えられているから、同様に代表選考を実施できるのである<sup>50</sup>。

- 3 なお、NFの内部における代表選考決定までのプロセスは、一般的には次のとおりである。

NFは、公益（一般）社団法人、公益（一般）財団法人、特定非営利（NPO）法人、任意団体の形をとる私法人である。代表選手選考決定はその事業実行にあたるから、理事会、業務執行理事会や協会委員会等で代表選考基準が決定され、その基準に基づき選考を実施し、最終的には理事会において代表選手が決議される<sup>51</sup>。

### 第3 代表選考において求められる公正さ

- 1 代表選考の目的は、国際大会の舞台において活躍し、好成績を収める選手を国内において選出することにある。当然、選考基準及び選考プロセスはこの点を念頭に作成される。

もっとも、代表選考の場面においては、公正・公平であることが強く重視される必要がある。そもそも、スポーツは公正・公平であることが前提にあり、スポーツの価値を損なうような結果になってはならない。代表選考が特定の選手らにとって殊更に有利なものであったり、選考する者が恣意的に代表選手を選考できる仕組みとなっているとすれば、不正やトラブルの温床となるし、代表を目指す選手らの機会を不当に損なうことにもなる。さらに、そのスポーツ

50 松本泰介「代表選手選考仲裁における統一的規範形成の可能性」『日本スポーツ法学会年報』第25号、143頁、2018年

51 任意団体のNFについても、多くの場合は公益（一般）社団法人であるNFと同様の仕組みをとっている。

を観る者、愛好する者（ステークホルダー）にとって重大な関心事である代表選考において不正が行われることは、それらの者の期待を無下にし、そのスポーツの価値を損ね、スポーツの発展を阻害することにもなりかねない。

代表選考という事柄の性質上、公正であることが強く求められるのである。

- 2 また、第一義的に代表選考決定を行うNFについては、社団法人・財団法人等の私法人の形式を取っているものの、各競技において、当該競技において唯一の国内競技団体としてJOC等の統括団体やIFに加盟する団体であり、代表選手選考のみならず、大会ルール決定や会員（加盟団体）の除名、選手等に対する懲戒等を行う権限を有している等、ステークホルダーに対して極めて強大な権限を有している。これは、スポーツの公的性格やそれを担うNFの公益性から付与されていることに鑑みると、NFは行政主体に類似した公益主体であると説明されている<sup>52</sup>。

このようなNFの公的性格からしても、当該競技の日本代表選手が誰かという重大事の決定について、公正さ・公平さが求められることは必然といえる。一私法人の決定に過ぎないから公的性格がないというものではなく、NFという団体そのものの性質にも着目し、代表選考に求められる公正さ・公平さを議論していく必要がある。

2019年6月に、「スポーツ団体ガバナンスコード」が策定された<sup>53</sup>。これは、スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を防ぎ、スポーツの価値を一層高めていくため、スポーツの普及・振興の重要な担い手となっているスポーツ団体の適正なガバナンスを確保することを目的とするものである。同コードは13の原則から構成されており、その原則3（3）においては、「代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること」と定められている。より具体的には、コード上、

- 公平かつ合理的な選手選考をするため選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施すること
  - 選考基準はできる限り、明確かつ具体的にすること
  - 選考過程についてもできる限り明確かつ具体的にすること
  - 選考から漏れた選手や指導者からの要望等に応じて、事後に選考理由を開示すること
- 等が求められている。

- 3 代表選考決定に対する不服申立ての手段として、スポーツ仲裁を用いることが考えられる（詳細は第4に譲る）。日本におけるスポーツ仲裁の担い手は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構であり、代表選考に関する紛争、懲戒処分に

52 小幡純子「スポーツにおける競技団体の組織法と公的資金」道垣内正人・早川吉尚編『スポーツ法への招待』ミネルヴァ書房、2011年、54頁

53 スポーツ団体ガバナンスコード [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/houdou/31/06/\\_icsFiles/afieldfile/2019/08/30/1417895\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/31/06/_icsFiles/afieldfile/2019/08/30/1417895_01.pdf)

関する紛争において事例が蓄積されている。

そのうちの事例の一つに、代表選考に関する仲裁事案である J S A A - A P - 2004-001号仲裁事案（馬術）がある<sup>54</sup>。これは、オリンピック競技大会（アテネ／2004）の代表選手として選出されなかった者が、その決定及び自らを代表選手として選出することを求めて申立てを行った事案である。結論として、仲裁パネルは、障害者馬術競技に関する選考手続の作成・公表の事実を認定し、選考委員会の選考基準、選考委員会への推薦を馬術選考本部長が行うにあたっての考慮要素等について著しく不合理ではないことを理由に選考基準の合理性を認め、申立人の請求を棄却したものの、以下の点に言及した。

「オリンピック大会への出場は多くのスポーツ選手にとって大きな夢であり、またそのために一流スポーツ選手は練習に明け暮れる毎日を送っている。日本政府はこのようなオリンピック大会の意義を認識して、日本オリンピック委員会に対して、選手・役員の渡航費ならびに滞在費の3分の2を国庫から補助し、また例年の選手強化費用の3分の2を負担している。このようなオリンピック大会の公的意義を踏まえれば、各競技団体がやっている代表選手選考は公平で透明性の高い方法で実施されなければならない、またスポーツ選手は、国民の一人として、合理的な基準を満たせばオリンピック大会に参加する権利をもつと考えなければならない。選手選考を委ねられた各国内スポーツ連盟はオリンピック大会の公的性格を踏まえて、「国の代行機関」として代表選手選考に当たっていることを深く自覚する必要がある。」

日本ではないが、オーストラリアでは、2000年のシドニーオリンピックの出場を巡る選手選考に関して、およそ50件の不服申立てがなされる結果となった。その後、オーストラリアオリンピック委員会は選考基準やガイドラインを作成する等して紛争予防に努めている<sup>55</sup>。各国NFは、代表選考をめぐる紛争予防に努める責務を負っているのである。

- 4 一概にはいえないが、代表選考の公正さといっても、個人競技か、団体競技かによって自ずと違いはあり<sup>56</sup>、また当該種目によっても選考基準の内容は様々である。さらに、NFとしては、IFやIOCが定めたフォーマットの範囲内で国内の選考基準の策定する必要があるという一定の制約も存在する<sup>57</sup>。スポーツ団体ガバナンスコードは、その原則3（3）の解説において、「選考基準はできる限り、明確かつ具体的にすることが望まれる。例えば、個人種目

54 <http://www.jsaa.jp/award/2004-001.html>

55 小笠原正監修『導入対話によるスポーツ法学（第2版）』信山社、2007年、70頁

56 団体競技においては、チーム編成の問題、監督や他の選手との相性、協調性等、数値化が困難な要素を勘案する必要もあり、個人競技と比べると選考側の裁量がより広いと考えることができる。

57 IFが定めたフォーマットの解釈が事後的に変更されたことにより紛争になった例として、スポーツクライミングの例がある。[https://www.jma-sangaku.or.jp/information/detail.php?res\\_id=1572624719-981561](https://www.jma-sangaku.or.jp/information/detail.php?res_id=1572624719-981561)

について、ある大会での上位者から代表選手を選考するという事は明確かつ具体的な基準といえるが、当該大会以外の実績を考慮する必要があるか否か等、様々な事情も多面的に検討した上で、選考に関する規程を作成することが求められる。なお、団体種目であって、明確かつ具体的な選考基準に係る規程を整備することが困難である場合については必ずしも規程の整備は求められない。」としている。

- 5 代表選考決定の公正さ、ひいては有効性を考えていく上では、上記した要素以外に、NFに一定の裁量が認められることも前提にする必要がある。そもそも、NFの決定（代表選考に関する決定か懲戒処分に関する決定か等を問わず）が仲裁パネルにおいて争われる場合には、一般的に次の4要件のいずれかに該当するかどうか判断される。

- ①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合
- ②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合
- ③決定に至る手続きに瑕疵がある場合
- ④規則自体が法秩序に違反もしくは著しく合理性を欠く場合

これは、NFの運営について一定の自律性が認められることから導かれる要件であり、仲裁判断において一般的に用いられているものである。

代表選考決定においては、NFの専門性から選考側に一定の裁量が認められるという面もある。過去の仲裁事案においては、代表選考決定が取り消された事案は25件中5件<sup>58</sup>にとどまっている。

## 第4 不服申立手続

- 1 代表選考に対する不服がある場合、選手はどのような手続きをとることができるだろうか。代表選考に対する不服がある場合、選手は、自らを選考しないとする決定を取り消すことや、自らに出場資格があることの確認を求めることになる。

例えば、労働者が企業に対して、自らの地位を確認する方法としては、労働審判や裁判、仮処分が考えられる。

- 2 紛争の解決は、司法機関である裁判所に委ねるのが一般的であるが、代表選考決定の有効性について、裁判を用いることはできるのだろうか。

結論からいうと、NFによる代表選考決定の有効性を争う場合、裁判は利用できないと一般的には考えられている。すなわち、NFによる代表選考決定は理事会（任意団体ではそれに相当する機関）によって決議されるもので、私法人の意思決定にすぎない。代表選考決定という団体内部の事項に関する決定は、裁判所法第3条に定める法律上の争訟に該当しない、または部分社会の法理によって裁判所の司法審査が及ばないと解されている。この点について参考とな

---

58 2020年5月27日時点

る裁判例として、原告である学校法人が、被告である社団法人（当時。現公益社団法人）全日本学生スキー連盟から、同連盟の会員である原告スキー部が2008年7月14日付けで受けた、原告スキー部男子の全日本学生スキー選手権大会への出場を無期限に停止する旨の理事会決議並びに原告スキー部の卒業生を被告の役員及び専門委員に推薦する権利を無期限に停止する旨の理事会決議は無効であると主張して、被告に対し、①各理事会決定（処分）の無効確認及び②原告スキー部男子が被告の全日本学生スキー選手権大会競技規程上の資格を有することの確認を求めた裁判例がある<sup>59</sup>。裁判所は、部分社会の法理を理由として①の請求を、法律上の争訟性がないとして②の請求を、それぞれ却下した。

この他に、選手の選考が平等取扱条項の趣旨に反し、裁量権の範囲を逸脱したものとして違法性を認定した裁判例<sup>60</sup>はある。もっとも、同裁判例は、被告である全日本柔道連盟（当時権利能力なき社団）と対立を続けていた全日本学生柔道連盟の所属選手ら（原告）が、全柔連の不当な資格制限のため、1984年世界大学柔道選手権大会の日本代表選考会に参加できず、世界大会への道を閉ざされたとして、全柔連に対し、精神的苦痛に対する慰謝料を請求した事案において、裁判所が、全柔連による原告らの国内外の競技会からの締め出しが、被告が大学柔道界に対する主導権を確保する意図の下に、あえて平等取扱条項の趣旨に反し、かつ学生柔道選手の個人的利益を害する不合理な参加資格の制限を設けて、原告らを本件選考会から排除したの事を認定した上、慰謝料請求を認容したものであり、代表選考決定を取り消すかどうかについて争われたものではない。

なお、上記の裁判所の司法審査の範囲の問題以外にも、スポーツの紛争には裁判の場はなじまないという実情もある。すなわち、スポーツに関する紛争に関しては極めて短期間で解決が求められる場面が多い。代表選考に関する紛争においては、大会への出場登録の期限が1か月後、1週間後、場合によって数日後と間近に迫る中で紛争を解決する必要が生じる場面も少なくない<sup>61</sup>。それにもかかわらず、紛争解決にあたって半年、1年という期間を要するのであれば、解決は見込めないだろう。

- 3** スポーツの紛争解決において用いられることが多いのは、スポーツ仲裁という手続きである。スポーツ仲裁は裁判外紛争解決手続（ADR）の一つであり、スポーツに精通した専門家が仲裁人となり紛争を迅速に解決する。なお、仲裁であるから、紛争の当事者がその紛争の解決をスポーツ仲裁に委ねるとの合意が必要である。

59 東京地方裁判所平成22年12月1日判決・判例タイムズ1350号240頁

60 東京地方裁判所昭和63年2月25日判決・判例タイムズ663号243頁

61 国際大会へのエントリーの数日前に代表選考決定がなされ、その決定を数日の間に覆し、エントリーに間に合わせる必要がある場合等が実際にあり得る。

(1) 日本においては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（The Japan Sports Arbitration Agency, J S A A）<sup>62</sup>がスポーツ仲裁手続を担っている。他国でも、国内にスポーツ仲裁機構がある国もある<sup>63</sup>。

J S A Aは、2003年4月7日に設立された。それまでは、日本においてスポーツの紛争に特化したスポーツ仲裁機関はなく、スポーツ仲裁裁判所（C A S）（後述）を利用するほかなく、前述の千葉すず選手の事例においては、まだ日本にJ S A Aのような機関が存在しなかったため、C A Sにおいて争うこととなった。C A Sにおいては言語が英語ないしフランス語であり、仲裁地が原則としてスイスとなるため、資料の翻訳費用や渡航費用等多額の費用を要する結果となった。これらの経緯を経て、日本語で、日本国内においてスポーツ仲裁を行うことができる機関としてJ S A Aが設立された。

(2) 国外においてスポーツ仲裁の担い手となっているのが、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport, 「C A S」）<sup>64</sup>である。C A Sは、昭和59（1984）年6月30日にI O Cによって設立されたスポーツ仲裁機関であり、本部はスイスのローザンヌにある。なお、C A Sは平成6年（1994）年に中立性確保のためにI O Cから独立している。

C A Sにおけるスポーツ仲裁手続については、仲裁地は原則としてローザンヌとされ、言語は原則として英語かフランス語を用いることとされている。

C A Sは、1996年のアトランタ夏季オリンピック大会以降、オリンピック大会の開催都市に、申立てから原則として24時間以内で紛争解決するアドホック部<sup>65</sup>を設置している<sup>66</sup>。これにより、オリンピック大会期間中の紛争（正確にはオリンピック大会の期間中またはオリンピック大会の開会式に先立つ10日間に生じた紛争）について競技者はC A Sのスポーツ仲裁を利用することが可能となっている。

## 第5 事例

1 前述のように、代表選考に関する紛争はスポーツ仲裁において取り扱われる。J S A Aでは、解決した事例を原則として公開することとしており（スポーツ仲裁規則第37条第2項<sup>67</sup>）、2003年のJ S A Aの設立以降、事例が蓄積されてきている。

---

62 （公財）日本スポーツ仲裁機構 <http://www.jsaa.jp/>

63 例えば、カナダには Sport Dispute Resolution Center of Canada (<http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/home>) が、イギリスには Sport Resolutions (<https://www.sportresolutions.co.uk/>) がある。

64 スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport） <https://www.tas-casorg/en/index.html>

65 スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport）アドホック部 <https://www.tas-casorg/en/arbitration/ad-hoc-division.html>

66 杉山翔一『C A S アドホック部仲裁ガイド』日本スポーツ仲裁機構、2019年、1頁

67 スポーツ仲裁規則 [http://www.jsaa.jp/sportsrule/arbitration/01\\_rule\\_180320.pdf](http://www.jsaa.jp/sportsrule/arbitration/01_rule_180320.pdf)

代表選考に関する仲裁事案は25件のうち、障害者スポーツに関する事案は5件ある。具体的には、J S A A - A P - 2 0 0 3 - 0 0 3号事案（身体障害者水泳）、J S A A - A P - 2 0 0 4 - 0 0 2号事案（身体障害者陸上競技）、J S A A - A P - 2 0 1 0 - 0 0 5号事案（障害者バドミントン）、J S A A - A P - 2 0 1 3 - 0 0 5号事案（ボッチャ）、J S A A - A P - 2 0 1 8 - 0 0 1号事案（障害者バドミントン）がある。

このうち、J S A A - A P - 2 0 0 3 - 0 0 3号事案（身体障害者水泳）及びJ S A A - A P - 2 0 1 3 - 0 0 5号事案（ボッチャ）について紹介する。

2 J S A A - A P - 2 0 0 3 - 0 0 3号事案（身体障害者水泳）は、J S A A が設立した2003年に申し立てられた事案の一つである。

(1) 事案の概要は次のとおりである。

申立人（仲裁判断当時48歳）は、ネフローゼ症候群を発症し、その後脊髄炎が原因で胸から下の自由を失うという障害を持つものである。入退院を繰り返す時期もあったが、30代になって障害者水泳を始めた。申立人は、被申立人の平成10年度強化指定選手として決定を受け、平成12年に開催されたシドニーパラリンピック大会においては女子200m自由形リレーの第2泳者として出場し、世界新記録で優勝し金メダルを受賞した。しかし、申立人は、その翌日に外出許可を得て外出したが、選手村に帰るバスの中で気分が悪くなり、意識消失状態となり治療を受けたことがあった。

申立人は、被申立人である日本身体障害者水泳連盟（当時。現一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟）の平成13年度強化指定選手に選考されず、また、平成14年開催の国際パラリンピック委員会主催の世界選手権大会の代表選手にも選考されなかった。

その後、平成15年に入り、平成16年開催予定のアテネパラリンピック大会の代表選考につながる平成15年度強化指定選手の選考のため、候補者に対して必要書類（説明文書や健康調査書等）が送付された。しかし、被申立人は、これら必要書類を申立人には送付しなかった。申立人が被申立人に問い合わせたところ、被申立人は、シドニーパラリンピック大会における体調不良を指摘され、医師から競技を制約されている選手には文書を送付できないと回答した。また、被申立人は、申立人を平成15年度強化指定選手に指定しない方針を決定し、申立人に通知した。

申立人は、この決定を不服として、スポーツ仲裁を申し立てた。

(2) 仲裁パネルの判断は、概要次のとおりである。

まず、強化指定選手規定については、申立人は以下の基準が著しく合理性を欠くと主張した。

ア 健康上の問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であることとの基準（「健康基準」）

イ 健康基準に関する補足説明としての「基礎的な条件として体力、年齢も加味されることとなります」との基準（「年齢基準」）

ウ トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本代表となり得るものとの基準（「品格基準」）

仲裁パネルは、これらの基準について著しく合理性を欠くものではないと判断した。ここで、仲裁パネルは、①健康基準について、「健常者の競技スポーツについても明文の有無にかかわらず当然勘案すべき基準であり、身体障害者スポーツの特質に鑑みても健康上の判断をすることはこれまでも行われてきたことが証拠よりうかがわれ、健康基準はそれ自体合理的な基準といえる。」と述べている。

次に、申立人の、基準の運用が著しく合理性を欠くとの主張について、仲裁パネルは、①健康基準については両当事者から提出された医学的所見を総合的に勘案し、申立人が健康基準を満たしていないという被申立人の判断が著しく合理性を欠くということはできないとした。また、②年齢基準・③品格基準については、「あくまで付加的な理由に過ぎないというべきである」とし、「仮に年齢基準及び品格基準の運用に多少問題があったとしても、この結論には影響を与えない」と述べた。

結論として、仲裁パネルは、申立てを棄却（一部却下）したが、被申立人にも競技団体としての改善すべき点があることを指摘し、選手選考手続の透明性及び客観性の確保を図るべきであるとの意見を述べた。

- (3) 本仲裁事案の先例的価値の一つは、健康・年齢・品格の3基準が身体障害者スポーツにおける選手選考基準として不合理なものとは見られないとする一種の事例判断を行った点であると評されている<sup>68</sup>。また、本仲裁判断については、障害者スポーツのトップ選手は、競技スポーツを生きがいとし、優秀な競技成績を残すためには、自らの障害を増幅させるリスクも厭わない傾向があることから、仲裁判断が指摘するとおり、「通常の競技水泳を自己責任のもとに継続する場合の医学的判断」においては、競技者自身の自己決定権が優先されるが、「パラリンピック大会という長期にわたる大会に日本を代表する選手として強化する対象となる強化指定選手への選出についての医学的判断」においては、競技者の障害の増幅等の健康状態の悪化がないことを考慮することは合理的であると解説されている<sup>69</sup>。

**3** 次に、J S A A - A P - 2 0 1 3 - 0 0 5号事案（ボッチャ）について紹介する。

(1) 事案の概要は次のとおりである。

68 笠井修「日本スポーツ仲裁機構2003年3号判断について」『日本スポーツ法学会年報』第12号、154頁・155頁、2005年

69 望月浩一郎「日本の障害者スポーツと法をめぐる現状と課題」『身体教育医学研究』第8号、9頁、2007年

申立人は、ボッチャ競技<sup>70</sup>BC3クラスの選手である。被申立人である日本ボッチャ協会（当時。現一般社団法人日本ボッチャ協会）は、定期的に会報を発行しており、平成24年4月の会報で、第14回日本ボッチャ選手権大会に関する記載に続けて、「※日本選手権上位成績者を、25年度強化指定選手（国際大会派遣対象者）とします」と記載されていた。

申立人は、第14回日本ボッチャ選手権大会BC3クラスで優勝を果たした。この結果を受けて、被申立人は、申立人を含む10名をBC3クラスの「平成25年度強化指定選手」に決定した。

被申立人は、平成25年5月に、平成25年度強化指定選手を対象に、アジア・オセアニア地区ボッチャ選手権大会等に出場する選手を選考することを目的に合宿を実施した。被申立人は、合宿での評価・選考基準として、技術・知識・体力・コミュニケーションの4項目をそれぞれA、B、Cの3段階で評価する旨を決めたが、申立人ら選手にはあらかじめ開示しなかった。結局、被申立人は、申立人をアジア・オセアニア地区ボッチャ選手権大会の代表選手に選考せず、第14回日本ボッチャ選手権大会でベスト16にとどまった他の選手（A選手）を含む3名の選手が選考することを決定し、申立人に通知した。

申立人は、この決定の取消し及び自身の代表選手への選考等を求めてスポーツ仲裁を申し立てた。

(2) 仲裁パネルは次のように判断した。

まず、仲裁パネルは、被申立人の会報には、「※日本選手権上位成績者を、25年度強化指定選手（国際大会派遣対象者）とします。」との記載は、事前に一般に公開されていた唯一の選考基準であるから、まず上位成績者が強化指定選手となり、その者を、またその者の中から、国際大会派遣対象者が選出されるとの意味に理解するのが自然であるとした。また、第14回日本ボッチャ選手権大会に参加したのが16名であったことから、「上位成績者」というためにはベスト8以上となる必要があるとした。加えて、仲裁パネルは、会報の記載内容が必ずしも明確ではないこと等から、上記成績者基準が適用されない例外的な場合があることも否定できないとしつつ、それには合理的な理由が明らかでなければならぬとした。

結論として、仲裁パネルは、第14回日本ボッチャ選手権大会で申立人は優勝し、A選手はベスト8に入らなかったこと、申立人ではなくA選手を選

70 ボッチャは、重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目である。ジャックボール（目的球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、以下に近づけるかを競う。障害の程度によりBC1～BC4のクラスに分かれ、BC3クラスは、自己投球ができない選手が競技アシスタントによるサポートによって勾配具（ランプ）を使用して投球する。一般社団法人日本ボッチャ協会 <https://japan-boccia.com/about>

考するにあたって合理的な理由はないことを理由に、被申立人による申立人をアジア・オセアニア地区ボッチャ選手権大会の代表選手に選考しないとす  
る決定を取り消した。

さらに、仲裁パネルは、アジア・オセアニア地区ボッチャ選手権大会のエ  
ントリー期限が迫っていることや被申立人の理事会の速やかな開催が難しい  
場合もあり得ること等から、被申立人が申立人を同大会のBC3クラスの代  
表選手に決定することも命じた。

(3) 本仲裁事案は、J S A Aにおいて代表選考に関する競技団体の決定を取り  
消した事案として実質的に2つ目の事案であることや、事態の緊急性等から  
申立人を代表選手と決定することを命じた初めての仲裁判断であることから<sup>71</sup>、障害者スポーツだけでなく、代表選考全般に関して重要な意義を有す  
る仲裁判断といえる。

4 各スポーツにはそれぞれ特徴があり、代表選考基準も様々である。そのよう  
な中でも、選考基準がそもそも存在しないか公表されていない場合や、存在し  
てもその内容が不明確である場合に、代表選考に関する紛争が生じやすくなる  
といえるだろう。

障害の種類、程度は選手によって千差万別であり、選考基準の策定は容易で  
はないことに加え、紛争の背景にある障害者スポーツ団体における運営基盤の  
脆弱性も指摘されているところである<sup>72</sup>。

---

71 上柳敏郎「J S A A - A P - 2 0 1 3 - 0 0 5 仲裁判断（ボッチャ）について」『日本ス  
ポーツ法学会年報』第22号，123頁，2015年

72 劉セビョク「法律と障害者スポーツ」『教養としてのアダプテッド体育・スポーツ学』大  
修館書店，2018年，102頁以下

## 第7節 スポーツ仲裁

### 第1 スポーツ仲裁の意義

スポーツ仲裁は、スポーツに関する争いを解決する裁判外紛争解決手続の一種である。

スポーツに関する争いを解決する手段としては、裁判所での訴訟や、スイス・ローザンヌにあるCAS（スポーツ仲裁裁判所）に訴える等の方法もあるが、様々な面で当事者への負担が重いという難点がある。とりわけ、CASの場合は英語またはフランス語での手続きとなり、日本の選手の場合には通訳等も含めて費用が非常に高額になってしまう。

この点、日本におけるスポーツ仲裁は、「スポーツ仲裁規則」に基づいて公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（J S A A）によって行われる<sup>73</sup>。訴訟等に比べて手続きが簡易であり、費用的・時間的な負担が比較的軽いという特長がある。また、審議手続は非公開で行われるため、プライバシー保護の観点からもメリットがある。

J S A Aにおけるスポーツ仲裁は、「スポーツ仲裁規則」の定めにより、「競技者等」を申立人とし、「競技団体」を被申立人として行われる。「スポーツ仲裁規則」の条文は下記のとおりである。

#### 第3条（定義）

- 1 この規則において「競技団体」とは、次の各号に定めるものをいう。
  - 一 公益財団法人日本オリンピック委員会
  - 二 公益財団法人日本体育協会
  - 三 公益財団法人日本障害者スポーツ協会
  - 四 各都道府県体育協会
  - 五 前4号に定める団体の加盟若しくは準加盟または傘下の団体
- 2 この規則において「競技者等」とは、スポーツ競技における選手、監督、コーチ、チームドクター、トレーナー、その他の競技支援要員及びそれらの者により構成されるチームをいう。チームは監督その他の代表者により代表されるものとする。競技団体の評議員、理事、職員その他のスポーツ競技の運営に携わる者を除く。

このように、公益財団法人日本オリンピック委員会（J O C）、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、各都道府県体育協会及

73 厳密には、J S A Aによるスポーツ仲裁には、「スポーツ仲裁規則」に基づく通常のスポーツ仲裁のほかに、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」に基づくドーピング専門のスポーツ仲裁等、複数のバリエーションがある。本稿では、「スポーツ仲裁規則」に基づく通常のスポーツ仲裁に関して記述している。

びその加盟もしくは準加盟または傘下の団体を対象とした制度となっており、ほぼ全てのスポーツ団体をカバーしている。

申立人となる競技者等と被申立人となる競技団体との争いを円滑・円満に解決することをその目的としており、競技団体にとっても有用な制度である。

## 第2 スポーツ仲裁の手続き

言うまでもないが、スポーツ仲裁も仲裁の一種であり、一般的な仲裁手続と同様、当事者の合意（仲裁合意）に基づいて行われるものである<sup>74</sup>。したがって、仲裁合意がないとスポーツ仲裁を行うことができず、J S A Aにスポーツ仲裁を申し立てても不受理となる。

「スポーツ仲裁規則」の定めによるスポーツ仲裁の仲裁申立料金は一律5万円（税別）だけである。原則として、他に費用はかからない。仲裁合意・仲裁申立書・仲裁申立料金が揃うと仲裁は受理され、仲裁手続が開始される。

仲裁手続が開始されると、仲裁人の選定が行われる。原則として、各当事者がそれぞれ仲裁人を1名選ぶ。選ばれた2名はさらに1名（仲裁人長）を選び、合計3名で仲裁パネルが構成される。なお、緊急の場合（例えば、選手選考の当否が争われている事案において競技大会が目前に迫っているような場合）には、J S A Aの判断で、緊急仲裁手続という、より迅速な手続が採用されることもある（この場合、仲裁人は原則として1名）。

仲裁判断は、審理が終わった日から原則として3週間以内に下される（緊急仲裁手続の場合には、当日に判断が下されることもある）。仲裁判断は最終的なものであり、当事者を拘束する。さらに不服を申し立てることはできない。

下された仲裁判断は原則として（アスリートの氏名等をアルファベットに置き換えた上で）公開されることになっている。

## 第3 仲裁自動応諾条項

前述のとおり、スポーツ仲裁を行うためには仲裁合意が必要である。もっとも、個々の紛争ごとに個別の仲裁合意を必要とするのでは、競技者にとって、競技団体の決定に不服がある場合に仲裁申立てを受けてもらえることが保証されず、安心して競技に取り組むことが難しくなる。また、競技団体が紛争ごとに仲裁に応じるか恣意的に判断する可能性があり、迅速な紛争解決が図れない可能性がある。

そこで、多くの競技団体において、J S A Aでのスポーツ仲裁に関する「自動応諾条項」が活用されている。これは、各競技団体内部の規則等による、個別の仲裁合意が無くても自動的にスポーツ仲裁に応じる旨の定めのことである。あらかじめ仲裁自動応諾条項が定められていれば、仲裁合意の有無を問題とせず仲裁の申立てができるため、迅速な紛争解決に資するといえる。

---

74 スポーツ仲裁規則第2条2項参照。

近年は、スポーツ団体における不祥事が多発したこともあり、スポーツの価値・インテグリティを守るため、スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスの向上が強く求められている。このような問題意識から、スポーツ庁により、スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範としてスポーツ団体ガバナンスコードが策定された。かかるガバナンスコードでも、各競技団体における自動応諾条項の採用が求められているところである。

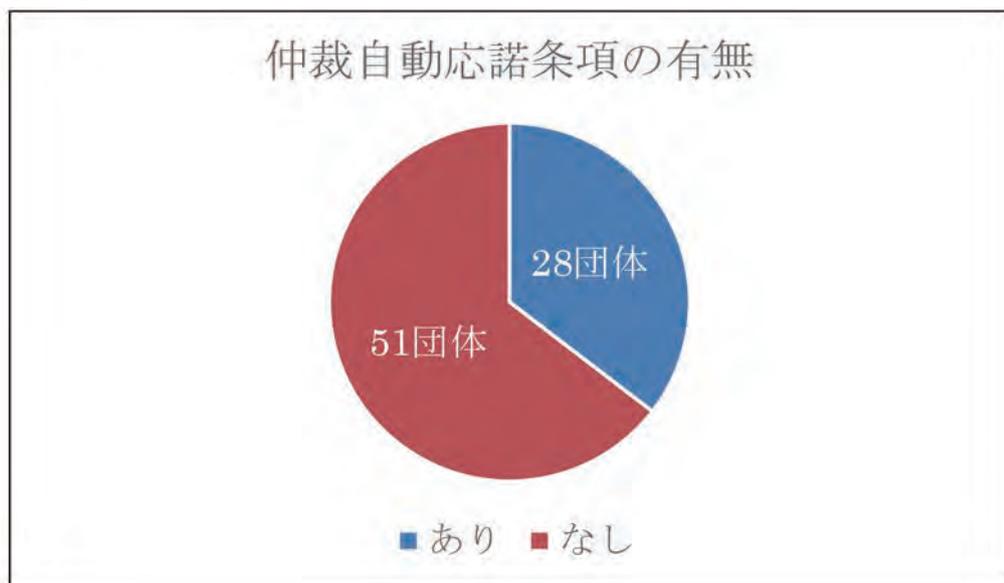
## 第4 障害者スポーツ団体と仲裁自動応諾の現状

### 1 障害者スポーツ団体における仲裁自動応諾条項の採択状況

障がい者スポーツ競技団体協議会登録の競技団体合計79団体（準登録競技団体含む）<sup>75</sup>について、令和2年3月15日時点における仲裁自動応諾条項の規程の有無について調査した。調査方法は、各競技団体のホームページを参照し、仲裁自動応諾条項を定めた規程の有無を調査した。また、仲裁自動応諾条項を規定していることが確認できた団体については、当該条項がいかなる処分を対象としているかについても調査した。文言上、仲裁自動応諾条項の対象であると一義的に明らかでない場合には、調査者の合理的解釈をもとに分類した。なお、本調査は、あくまで各競技団体のホームページを参照し仲裁自動応諾条項の有無を確認できた結果を集計したものであり、ホームページ上に規程が公開されていない団体もあり得ることから、必ずしも各競技団体における仲裁自動応諾条項の実情を反映しているとは限らないことに留意されたい<sup>76</sup>。

本調査の結果は以下のとおりである。

【図1】



75 [https://www.jsad.or.jp/about/pdf/team\\_conference\\_200715.pdf](https://www.jsad.or.jp/about/pdf/team_conference_200715.pdf)

76 そのため、J S A Aのホームページ上の「仲裁条項採択状況」の記載内容と本調査の結果は相違している。

【図2】

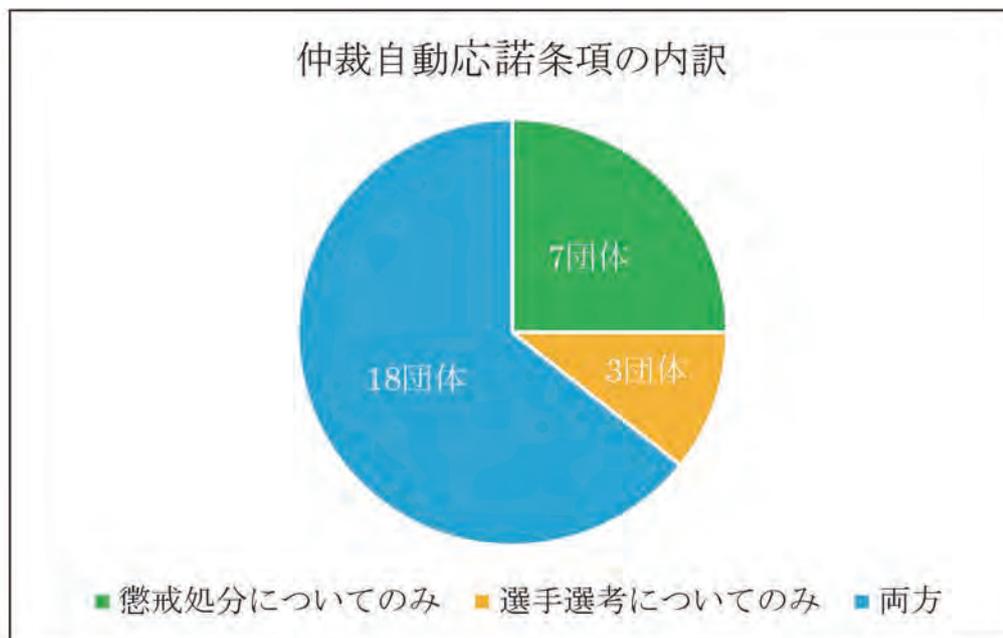


図1のとおり，仲裁自動応諾条項を採択している団体は，28団体であり，調査対象の約35パーセントが採択していることが分かった<sup>77</sup>。そして，仲裁自動応諾条項を採択している団体のうち，懲戒処分及び選手選考に関し仲裁自動応諾条項を採択している団体は，18団体であり，採択している団体の約65パーセントであった。

前述のとおり，仲裁自動応諾条項を採択していなければ，仲裁合意がない限り，仲裁の審理は行われなくなる。そのため，多くの団体では，選手や指導者等がJ S A Aに仲裁申立てを行ったとしても，当然に仲裁の審理が行われるとは限らない状況にある。また，2019年6月に公表されたスポーツ団体ガバナンスコード<sup>78</sup>の原則11「選手，指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。」においては，「(1) N Fにおける懲罰や紛争について，公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定めること」と定められている。このような現状からすれば，スポーツ仲裁制度の利用を促進するという観点からは，より多くの団体で仲裁自動応諾条項を規定することが望まれる。

本調査では，仲裁自動応諾条項を採択している団体のうち，懲戒処分または選手選考の一方のみを対象とする仲裁自動応諾条項を採択している団体が10団体あることがわかった。その内訳としては，懲戒処分についてのみ仲裁自動

77 なお，本調査では自動応諾条項を規定していないとして集計した団体のうち，J S A Aのホームページ上に仲裁自動応諾条項を採択しているとして掲載されていた団体は，2団体あった。そのため，当該団体のホームページ上に仲裁自動応諾条項を定めた規程が公開されていない可能性がある。

78 [https://www.mext.go.jp/sports/content/1420887\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/1420887_1.pdf)

応諾条項を設けている団体は7団体、選手選考についてのみ仲裁自動応諾条項を設けている団体は3団体であった。

懲戒処分または代表選考の一方についてのみ仲裁自動応諾条項を設けている団体では、仲裁自動応諾条項の適用の有無が問題となりうる。すなわち、仮に、懲戒処分についてのみ仲裁自動応諾条項が採択されている場合、選手選考に関する処分の仲裁申立てを行ったとしても、当該仲裁自動応諾条項の適用範囲に含まれないと考えられ、当然に仲裁の審理に移行しない可能性がある。

また、J S A Aの仲裁判断集<sup>79</sup>によれば、仲裁自動応諾条項が定められている団体のうち、実際に仲裁が行われたのは、日本身体障害者水泳連盟（2003年）、日本障害者陸上競技連盟（現行の日本パラリンピック陸上競技連盟、2004年）、障害者バドミントン連盟（2010年、2018年）、日本ボッチャ協会（2013年）であり、いずれも代表選考に関する処分（強化指定選手に関する処分を含む。）の仲裁である。他方、障害者競技団体における懲戒処分に関する仲裁事例は確認できなかった。このような仲裁事例の傾向からすれば、今後も選手選考に関する仲裁を利用する必要があるといえる。

しかし、本調査によれば、選手選考についてのみ仲裁自動応諾条項を設けている団体よりも、懲戒処分についてのみ仲裁自動応諾条項を設けている団体が多くなっている。したがって、選手選考に関する仲裁を申し立てようとしても、仲裁自動応諾条項がないために仲裁制度を利用できない可能性が比較的高く、これまでの仲裁事例の傾向には対応していないといえる。

迅速な紛争解決や過去の仲裁事例からすれば、懲戒処分及び代表選考の双方を対象とする仲裁自動応諾条項を設けることが望ましい。

## 2 競技団体へのヒアリング結果について

6つの障害者スポーツ団体に対して、電話及びメールでのヒアリングを行ったところ、仲裁自動応諾条項に関し、5団体から回答を得ることができた。

回答があったいずれの団体も、2012年以降に仲裁自動応諾条項を導入しており、仲裁自動応諾条項を定めた規程を公開している。

仲裁自動応諾条項を導入した経緯としては、従来から仲裁に応じる必要があるとの認識があり、規程に反映したとの回答や団体の設立当初から導入していたとの回答があった。このヒアリング結果からすれば、各障害者スポーツ団体においても仲裁自動応諾条項を導入する必要性が認識されつつあると思われる。

---

79 <http://www.jsaa.jp/award/index.html>

## 第8節 結びに

昨今、パワハラやセクハラ、不透明な代表選考等競技者のスポーツ権が侵害され、スポーツにおける公正性・公平性の実現が危ぶまれる事例の報告が後を絶たない。そして、その中でも、より顕著に問題を抱えているのが障害者スポーツである。すなわち、東京オリンピック、パラリンピックの開催が迫っているにも関わらず、競技種目やルールの周知すら十分とは言えないし、障害の程度が代表選考に影響することや、障害の程度により参加クラスが分けられることから生じる問題がある等、公正性・公平性との関係では特有の課題も多い。

また、オリンピックとの関係では、障害者スポーツは、障害の特性に合わせた補助具等を用いる場合もあることから、特に、こうした車いすや義足等の補助具の性能の違いによって競技者間の公平性が損なわれるのではないかとということも問題となっている。例えば、義足に関して、2016年のリオオリンピックに出場しようとした走り幅跳びのマルクス・レーム選手に対して、国際陸連は、義足が有利に働いていないかの公平性の証明をしなければ、出場を認めないとした。しかし、本章でも取り上げたように、社会の側に障害に対する合理的配慮を求めている障害者権利条約の規定内容や趣旨からすれば、障害のある選手側に証明責任を負わせることは是認されるべきではなく、スポーツに参加する権利の侵害とはいえないだろうか。このように障害者スポーツにおいては、スポーツの本質である公正性・公平性の要請と障害のある競技者のスポーツ権の保障という二つの大きな価値が、一見すると緊張関係に立つ場面もあり、その法的考察の必要性は高いといえよう。

そこで、本シンポジウムにおいては、障害者スポーツを取り上げて、まず、障害者スポーツの歴史や競技種目、現状を紹介するとともに、各障害者スポーツ団体へのヒアリングを行った結果を報告することで、障害者スポーツ自体の理解増進を目指した。その上で、障害者スポーツ特有の問題といい得るクラス分け（クラシフィケーション）をめぐる問題事案等を分析するとともに、障害者スポーツを通じて、代表選考やスポーツ仲裁をめぐる問題についても、具体的な事例を解説することで、実践的な内容になるよう意識し、さらに、障害者権利条約や差別解消法等の障害福祉法制にも触れることで、障害者スポーツに関する法令について、総合的な情報を提供するできたものと自負している。

長野パラリンピックを契機に、マスコミ等では、障害者スポーツをスポーツとして捉える報道も増えてきたが、まだまだ、パラリンピックという競技スポーツの領域においてさえ、障害者スポーツを、障害というハンデを乗り越えた美談的に捉える人が多いのではないだろうか。しかし、障害者権利条約に規定されている障害に関する社会モデルの理念や、障害者差別解消法にも採用されている合理的配慮義務違反＝差別という考え方からすれば、パラリンピック、ひいては、障害者スポーツにおけるルールやクラス分け、補助具の利用等の配慮は、障害のある人も障害のな

い人も平等に競技者として競技するための合理的配慮にすぎず、いわば、男女の違いや階級の違い、種目の違い等と同様、カテゴリーの違いにすぎないものとも考えられる。

本シンポジウムにおける報告により、こうした障害者スポーツに対する偏見が取り除かれ、ひいては、障害のある人も障害のない人も等しく差別を受けずにスポーツを楽しむ権利を享受できるよう、障害者スポーツへの理解が深まること、ひいては、障害者スポーツに関する考察を通じて、障害のない競技者を含め、広くスポーツ権が保障され、スポーツにおける公正性・公平性の実現に寄与できたとしたならば、望外の喜びである。

最後に、本シンポジウムの実施に当たり、適格かつ細心の配慮で準備に取り組んでいただいた担当事務局の皆さま、並びに、忙しい時間を割いて本報告書作成を準備していただいた委員の皆さま、本テーマを承認していただいた関係の方々、並びに、ヒアリング調査にご協力いただいた障害者スポーツ団体の皆さま、その他すべてのご協力いただいた皆さまに、深く感謝いたしますことで、結びの言葉としたい。

## 第2章 スポーツ団体における不祥事対応 ～処分手続の現状と課題～

### 第1節 はじめに

#### 第1 スポーツと不祥事

スポーツ界では、2012年に発生した桜宮高校バスケットボール部キャプテン自殺事件、女子柔道日本代表選手暴力告発事件という両事件によって、スポーツ界の暴力が明らかとなった。この痛ましい両事件を契機に、スポーツ界から暴力、暴言、その他の不適切な行為を根絶しようとする動きが一気に強まった。その一環として、2013年に、いわゆる5団体（日本体育協会（現日本スポーツ協会）、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟）が「暴力行為根絶宣言」を採択し、これに伴って各スポーツ団体において相談窓口や処分手続の整備が進められてきた。

しかしながら、未だに暴力等の不適切行為の根絶には至っておらず、2018年にはスポーツに関する不祥事が頻発した。

#### 第2 不祥事の防止

スポーツにおける不祥事を防止するには、事前の予防策と事後の適切な対応策が重要である。

事前の予防策としては、研修等により、当事者となり得る指導者に対する啓発が挙げられる。研修については、漫然と行うのではなく、受講者にいかに当事者意識をもたせるかが課題となる。また研修等により不祥事が事前に予防できればそれに越したことはないが、不祥事の発生を完全になくすことは事実上困難であることからすると、事後の対応策を適切に行うことも、将来的な不祥事の防止に繋がると考えられている。

事後の対応策としては、適切な処分手続の履践（被害者のケアをも含めた）と情報公開（マスコミ対応を含めた）がある。

今回は、不祥事の防止という観点から、事後の対応の中でも特に重要であり、その対応が難しいといわれる処分手続に焦点を当てることとする。

#### 第3 適正な処分手続の重要性

処分手続は、行為者にとって不利益処分手続であることから、適切性と厳格性が求められる。というのも、資格停止や剥奪といった処分は、スポーツ関係者にとって相当に重い不利益処分であり、間違いがあってはならないからである。

処分手続は通常、事案の把握、調査、事実認定、処分という流れになる。これ

らの手続きは、予め定められた規定（規程）に則り、不利益処分に係る原則に従い、厳格に行われなければならない。

もっとも、これらの調査、事実認定、処分という手続きは、強制力をもって調査等ができないため、法律の専門家である弁護士が行っても困難なことも多く、ましてや専門性を有しないスポーツ団体の関係者においては、さらに困難であるといえる。また、専門性を有しないスポーツ関係者は、ともすると行為者を処分することに専心してしまい、その手続きが疎かになってしまうことがある。

したがって、手続きを厳格に履践することの重要性を理解できるように、手続きの流れや関係する原則について平易に解説し、陥りやすい誤解を指摘しつつ、専門性を有しない方でも処分手続を適正に行えるよう解説したいと考えている。

#### 第4 スポーツ団体の処分手続

2019年6月には、中央競技団体（NF）に向けて、スポーツ団体ガバナンスコードがスポーツ庁により策定され、同コードにおいて、原則9「通報制度を構築すべきである」、原則10「懲罰制度を構築すべきである」、原則11「選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである」、原則12「危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである」とされ、同年8月には、NF以外のスポーツ団体に対してもガバナンスコードが策定され、同コードにおいて、原則3「暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである」とされている。

ガバナンスコードによって求められる不祥事対応が、スポーツ団体において実際にどの程度達成されているのかを調査するため、日本スポーツ協会の協力をいただき、広くスポーツ団体に不祥事対応に関するアンケートをとり、多くのスポーツ団体から回答を得ることができた。アンケートでは、現場での不祥事対応の実態が明らかになった。詳細な分析は、別項に譲るが、アンケートによれば、スポーツ団体が、不祥事対応に苦慮している状況が窺われ、一部では不祥事を的確に把握できていない可能性や適正な処分手続が履践されていない懸念がある。

以上から、全てのスポーツ団体に対して、不祥事対応や処分手続についてより一層の理解を深め、処分手続を適正に実践することが求められているといえるであろう。そして、今回のシンポジウムや報告書を、それらの一助としていただきたい。

## 第2節 アンケートに基づくスポーツ団体における不祥事対応の現状

### 第1 アンケート調査の概要

#### 1 調査目的

スポーツにおける不祥事を防止するためには、選手や関係者個人の意識改革が重要であることはもちろんであるが、近年、各スポーツ団体においては、組織的に事前・事後における不祥事対策を行うことが求められている。

この流れは、スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードにおいても明記されており、中央競技団体（NF）では、「危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである」（原則12）とされ、中央競技団体以外のスポーツ団体に対しても、「暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである」（原則3）等とされている。

したがって、現在、スポーツにおける不祥事防止については、各スポーツ団体が自ら率先して対策を講じることが社会的にも要請されており、このような各スポーツ団体のマネジメントが、今後のスポーツの発展にも不可欠なものと言える。

このため、今後、各スポーツ団体においては、不祥事を防止するために、より一層、具体的かつ実践的な対策を適切に講じる必要があるが、現時点において、その対応は、各スポーツ団体によって様々であり、その情報共有も十分になされていないものと思われる。

現在、各スポーツ団体が、不祥事対応について、実際にどのような対策を講じており、どのような点に問題を感じているのかを把握し、分析することで、それぞれのスポーツ団体で採るべき不祥事対応の内容や、現状の問題点に対する対策を明らかにしたいと考え、今回、国内の各スポーツ団体に対し、幅広くアンケートを実施することにした。

#### 2 調査方法

今回、公益財団法人日本スポーツ協会のご協力をいただき、広く各スポーツ団体に対して、インターネットを經由したアンケートをお願いした。その結果、各スポーツ団体から373件の回答をいただくことができた。

ご協力いただいた各スポーツ団体の皆様には、あらためて御礼申し上げます。

アンケートの内容としては、大きく分けて4つの内容に関する質問をお願いした。

まず1つ目は、団体の種類等に関する質問であり、各スポーツ団体における不祥事対応の実態を分析するにあたり、その前提として、各スポーツ団体の種別・大きさ・構成等を質問した。

次に2つ目の質問は、「不祥事対応の体制」として、現時点で、各スポーツ団体が不祥事に対応するため、どのような体制を整えているのかを調査した。

3つ目の質問は、「不祥事対応の現状」として、主に2019年の1年間で生じた不祥事について、発生件数、処分件数等を調査した。

最後に4つ目の質問では、「不祥事対応と弁護士」として、各スポーツ団体における不祥事対応が求められる際のニーズや、弁護士とのアクセス状況等について調査した。

## 第2 アンケート調査の結果

### 1 質問①：団体の種類等

#### (1) 質問①「1：貴団体の種類をご教示ください」

回答をいただいたスポーツ団体の種別としては、概ね、以下のような団体があった。

- ・各スポーツにおける中央競技団体（NF） 37団体（全体の9.9%）
- ・各スポーツの中央競技団体以外の団体（都道府県または都道府県よりも広域に活動している団体。以下、「都道府県スポーツ団体」という。） 220団体（全体の59%）
- ・各スポーツにおける中央競技団体以外の団体（市町村単位で活動している団体。以下、市町村スポーツ団体）という。） 15団体（全体の4%）
- ・都道府県体育協会・スポーツ協会（以下、「都道府県スポーツ協会」という。） 27団体（全体の7.2%）
- ・市町村体育協会・スポーツ協会（以下、「市町村スポーツ協会」という。） 57団体（全体の15.3%）
- ・その他（上記団体に入らないものの、複数の加盟団体を持つスポーツ団体。（以下、「その他のスポーツ団体」という。） 17団体（全体の4.6%）

その他のスポーツ団体には、実業団やプロのリーグ組織や各大学を加盟団体とする大学連盟等等がある。

#### (2) 質問①「2：貴団体の種類をご教示ください（法人化について）」

##### ア 全体として

回答をいただいたスポーツ団体のうち、法人化されている団体は、あわせて全体の42.6%であり、法人化されておらず、いわゆる権利能力なき社団として運営されている団体は57.4%だった。

また、法人化されている団体42.5%のうち、公益社団・財団法人は、20.4%、一般社団・財団法人は、20.6%、特定非営利活動法人（NPO）は少なく6団体で1.6%だった。

以下、各団体の種別に応じ、法人化の有無を検討する。

イ 中央競技団体について

比較的、規模が大きい中央競技団体は、97.3%が法人化しており、そのうち、78.4%は公益社団・財団法人だった。

法人化していない中央競技団体はわずか1団体(2.7%)であり、中央競技団体については、ほとんどが法人化されているといえる。

ウ 都道府県スポーツ団体について

都道府県または都道府県よりも広域で活動しているスポーツ団体は、市町村スポーツ団体等を加盟団体としており、その意味では、比較的大きな組織と言えるが、実際には、法人化している団体は34.5%にとどまり、65.5%の団体がいわゆる権利能力なき社団として活動している。

エ 市町村スポーツ団体について

市町村単位で活動するスポーツ団体として、アンケートに回答していただいた15団体は、1つのNPO法人(6.7%)を除いて、すべて法人以外だった(93.3%)。

オ 都道府県スポーツ協会について

都道府県スポーツ協会27団体のうち、24団体(88.9%)は公益社団・財団法人だった。法人以外というのは3団体(11.1%)だったが、すべて障害者スポーツ協会だった。

カ 市町村スポーツ協会について

市町村スポーツ協会は、都道府県スポーツ協会とは異なり、84.2%が法人以外であり、法人化されている団体は15.8%にとどまった。

キ その他のスポーツ団体について

比較的規模の大きいその他のスポーツ団体では、76.5%の団体が法人化されている。

(3) 質問①「3：貴団体の加盟団体数をご教示ください」

質問①「4：貴団体の登録者数をご教示ください」

ア 加盟団体数

回答をいただいたスポーツ団体のうち、加盟団体数が0～10という団体は全体の26%、11～50という団体は39.9%、51～100という団体は17.2%、加盟団体数が100を超える団体は全体の16.9%だった。

なお、加盟団体数が0～10の97団体のうち、法人以外は80団体あり、加盟団体数が100を超える63団体のうち、法人以外は13団体あった。

イ 登録者数

回答をいただいたスポーツ団体のうち、登録者数が50人以下という団体が9.9%であり、他方で、登録者数が1万人を超える大きな団体も

21.4%あった。

なお、登録者数が1万人を超える80団体のうちでも、法人化していない団体は10団体ある。

(4) 質問①「5：貴団体の役員（理事・監事）の数をご教示ください」

質問①「6：貴団体の役員のうち、外部有識者数をご教示ください」

質問①「7：貴団体の役員のうち、弁護士の数をご教示ください」

質問①「8：貴団体の役員のうち、女性の数をご教示ください」

#### ア 役員の数

回答をいただいたスポーツ団体のうち、60.9%の団体が役員の人数を21名以上としており、役員数11～20名のものを含めると85.8%となる。

確認してみると、役員数が少ない団体は、加盟団体数や登録者数も少なく、ほとんどの団体が、加盟団体数・登録者数に応じた役員数を設定していることが分かった。

#### イ 外部有識者の数

次に、外部有識者を団体の役員に加えているか否かを見てみると、全体の51.2%の団体は、外部有識者の数がゼロである。

団体の種別別に見てみると、中央競技団体で外部有識者がゼロなのは、2団体、5.4%なのに対し、都道府県スポーツ団体では58.2%が、市町村スポーツ団体では80%が、団体役員に外部有識者を加えていない。

他方で、都道府県スポーツ協会で外部有識者が役員としていない団体は3.7%であるのに対し、市町村スポーツ協会では71.9%となっている。

#### ウ 弁護士の数

スポーツ団体のうち、弁護士が役員に入っている団体は12.4%にとどまる。

団体種別ごとにみると、中央競技団体では、37団体のうち20団体（54.1%）で弁護士が役員に入っているのに対し、都道府県スポーツ団体では、220団体のうち20団体（9.1%）にとどまっている。さらに、市町村スポーツ団体では、15団体のすべてで弁護士が役員に入っていない。

スポーツ協会を見てみると、都道府県スポーツ協会（27団体）、市町村スポーツ協会（57団体）の中で、弁護士を役員として入れている団体は、わずかに1団体のみだった。

#### エ 女性の数

役員に女性を入っていないスポーツ団体は、全体の20.1%であり、79.9%の団体では女性が役員に入っている。

中央競技団体では、91.9%の団体に女性役員が入っているが、その

割合は、都道府県スポーツ団体では80.9%，市町村スポーツ団体では60%と低下している。

スポーツ協会を見てみると、都道府県スポーツ協会では81.5%，市町村スポーツ協会では75.4%の団体で女性が役員に入っている。

(5) 質問①：団体の種類等の各回答についての検討

質問①で、各スポーツ団体の種別・大きさ・構成等を質問した結果、以下のことが明らかになった。

ア 中央競技団体はほぼ法人化されているのに対し、その加盟団体で法人化されている割合は、都道府県スポーツ団体では34.6%，市町村スポーツ団体では6.7%である。

イ スポーツ協会でも、都道府県スポーツ協会が88.9%法人化されているのに対し、市町村スポーツ協会は15.8%のみ法人化されている。

ウ 外部有識者が役員に入っておらず、内部関係者のみで役員を構成している団体は51.2%ある。特に、市町村スポーツ団体を見ると、役員に弁護士を置いている団体はゼロであり、80%は役員に外部有識者が入っていない。

エ 外部有識者が役員に入っている182団体のうち、弁護士が役員に入っている団体は47団体にとどまっている。

オ 中央競技団体は、外部理事の目標割合として25%をガバナンスコードで求められているが、現状、ガバナンスコードの目標を達成している団体は少数だった。都道府県スポーツ団体も、一般団体向けガバナンスコードにおいて、「NF向けガバナンスコード原則2を参照しつつ、役員等の多様性及び理事会の実効性の確保、役員等の新陳代謝を図る仕組みの構築等に取り組むことが望まれる。」とされているが、外部理事割合は中央競技団体以上に厳しい状況である。

カ 都道府県スポーツ協会では、役員に外部有識者が含まれない団体がわずか3.7%なのに対し、市町村スポーツ協会では、71.9%もある。

キ 全団体のうち、弁護士が役員に入っている団体は、全体の10%程度である。中央競技団体では、約半分の団体で弁護士が役員に入っているが、中央競技団体以外の団体では、ほとんど役員に入っていない（特に市町村スポーツ団体、市町村スポーツ協会で役員に弁護士が入っている団体はない）。

ク 女性が役員に入っていない団体は、全体の5分の1程度であるが、役員全体の人数に対する女性理事の割合は未だに少ない。中央競技団体（NF）向けガバナンスコードで求められる女性理事の目標割合40%とは乖離している。

2 質問②：不祥事対応の体制

2013年4月25日、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている現状を改善すべく、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の5団体が開催した「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた集い」において「暴力行為根絶宣言」が採択された。

同宣言では、「スポーツ団体及び組織は、運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める。そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置等の体制を整備する。」とされ、かつ、「スポーツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めなければならない。」と定められている。

また、スポーツ団体向けガバナンスコードでも、不祥事防止策の策定、処分の実体規程、手続規程の整備といった危機管理及び不祥事対応体制の構築が求められている。

このことから、質問②では、これら求められている規程等の整備状況について、アンケートを行った。

(1) 質問②「1-1：貴団体は、暴力行為根絶のために目指すべき基本方針を策定・公表していますか？」

質問②「1-2：策定しているが公表していない、と回答された団体にお聞きします。今後、公表する予定はありますか？」

質問②「1-3：策定も公表もしていない、と回答された団体にお聞きします。今後、策定・公表する予定はありますか？」

ア 全体として

上述の暴力行為根絶宣言の採択にかかわらず、全体の回答として、基本方針を策定している団体は43.2%にとどまっており、およそ6割の団体は策定していなかった。

また、基本方針を策定し、かつ、それを公表している団体は30.6%であり、策定している団体の約3割は公表していない。策定しているが公表していないと回答した47団体のうち、「今後、公表する予定である」と回答した団体は28.6%であり、71.4%は、基本方針を策定しているにもかかわらず、今後も公表はしない予定としている。

策定していない211の団体のうち、今後も策定する予定がないとした団体は69.6%である。

イ 団体種類別

団体の種類別に見ると、基本方針を策定している団体は、中央競技団体では80.6%、都道府県スポーツ団体では46.4%なのに対し、市町村

スポーツ団体ではわずか6.7%にとどまっている。

一方でスポーツ協会では、都道府県スポーツ協会でも基本方針策定している団体は55.5%にとどまっており、市町村スポーツ協会では93%が策定していない。

(2) 質問②「2-1：貴団体は、暴力行為等の根絶のために、どのような対策をとっていますか？（複数回答可）」

質問②「2-2：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きします。

研修会の受講対象者をご教示下さい（複数回答可）。」

質問②「2-3：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きします。

講師はどのような方が担当されていますか？（複数回答可）」

#### ア 暴力行為等根絶のための対策

各スポーツ団体が、暴力行為等の根絶のために具体的にどのような対策をとっているのか、回答を求めたところ、およそ3割にあたる団体が、「特に対策をとっていない」と回答している。

団体の種類別に見ると、対策をとっていない団体は、中央競技団体で18.9%、都道府県スポーツ団体で26.8%、市町村スポーツ団体では66.7%となっており、都道府県スポーツ協会では11.1%、市町村スポーツ協会では71.9%となっている。

暴力行為等の根絶のために具体的に採られている対策として、最も多かったのは、「注意・指導文書の配布」で全体の34.5%が実施している。次に多いのは、「研修会の開催」（32.7%）、「相談・通報のための機関・窓口の設置」（30%）となっている。このうち、中央競技団体では、多くの団体で「研修会の開催」（70%）、「通報・相談のための機関・窓口の設置」（59.4%）が行われている。

#### イ 研修会の受講対象者

研修会を開催したという団体のうち、95.9%の団体が、指導者を対象者としている。その他、選手を対象に含めた団体が50%あり、さらに、20.4%の団体は、選手の保護者も受講対象者に含めている。

なお、暴力行為等の根絶のための研修会の受講者として、審判員を対象に含めているものが40.9%あり、試合中における暴力行為等についても配慮していることがうかがえる。

#### ウ 研修会の講師

研修会の講師としては、スポーツ団体の役員・職員が行う場合が最も多く（50.8%）、次に上部団体・行政の担当者によるケースが多いようである（26.2%）。

また、研修会を開催した団体のうち、23.7%では、弁護士が講師として研修を行っている。

- (3) 質問②「3：貴団体は、不祥事についての申出や情報提供があった場合、対応方針について相談できる弁護士等の外部有識者はいますか？」

スポーツ団体において、不祥事についての申出や情報提供があった場合に、対応方針について相談できる外部有識者がいると答えた団体は、36%であり、64%の団体は、相談できる外部有識者がいないという回答結果になった。

この点、中央競技団体については91.7%の団体が「相談できる外部有識者がいる」と回答しているものの、中央競技団体に準じて公共性の高い団体として認められている都道府県のスポーツ競技団体や都道府県のスポーツ協会でも、約7割の団体で相談できる外部有識者がいないと回答している。

- (4) 質問②「4：貴団体では、不祥事の実関係・原因の調査はどのように行うこととされていますか？（複数選択可）」

ア 全体として

不祥事が発生した場合の実関係・原因の調査について、どのように行うこととしているのかについて、一番多い回答は、「上部団体の指示に従う」が33%（123団体）、次に「調査委員会はないが、団体職員または役員が担当」が27.6%（103団体）、さらに「特に決めていない」と回答した団体が25.7%（96団体）となっている。

イ 団体種別別

中央競技団体では、ほぼ全ての団体で調査方法を決めており、「すでに設置された調査機関（調査委員会）による」調査を行うとしているところが最も多く、続いて、「顧問弁護士に調査を依頼する」、「必要に応じて第三者委員会を立ち上げる」という方法が挙げられている。

中央競技団体以外の団体を見ると、「特に決めていない」の他は、それぞれ「団体職員または役員が担当」または「上部団体の指示に従う」が多く、団体独自の判断で、団体外部に調査を依頼するケースは多くないようである。

特に、市町村スポーツ団体及び市町村スポーツ協会を見ると、約7割の団体が不祥事の実関係・原因調査の方法を「特に決めていない」と回答しており、「特に決めていない」または「上部団体の指示に従う」と回答した団体は合わせて9割を超えている。

- (5) 質問②「5-1：貴団体には、処分に関する実体規程はありますか？」

質問②「5-2：5-1で「実体規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程を公表していますか？」

質問②「5-3：5-1で「実体規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？」

ア 処分規定の有無

各スポーツ団体で、不祥事案の当事者に対する処分に関する実体規程

の有無を調査した。ここでいう実体規程とは、処分対象者（誰が）、禁止行為（何をしてはならないか）及び処分内容（どのような処分があるか）に関する定めのことを言う。

全体として、処分に関する実体規程を設けている団体は全体の40.6%である。

中央競技団体では、88.9%が実体規程を設けているが、残る11.1%の団体は処分に関する実体規程を設けていない。

また、都道府県スポーツ団体では、58.2%が、市町村スポーツ団体では100%が処分に関する実体規程を設けていない。同様に、都道府県スポーツ協会では51.9%が、市町村スポーツ協会では94.7%が処分に関する実体規程を設けていない。

#### イ 実体規程の公表

処分に関する実体規程を設けている団体のうち、全て規程を公表している団体は71.7%にとどまり、13%は一部を公表するのみであり、15.2%の団体は公表していない。

この公表している割合は、中央競技団体でも、その他の団体でも大きな差異が無く、概ね、7割程度が全てを公表するにとどまっている。

#### ウ 今後の実体規程の作成

処分に関する実体規程を設けていない221の団体のうち、今後、実体規程を作成したいと考えている団体は46.4%であり、53.6%の団体は今後も処分に関する実体規程は不要であると回答している。すなわち、全体の3割ほどの団体が、今後も処分のための実体規程は不要であると回答している。

このうち、都道府県スポーツ団体では全体の約40%の団体で、都道府県スポーツ協会では全体の約25%の団体で実体規程が不要であると回答している。

(6) 質問②「6-1：貴団体では、不祥事処分につき、手続規程を設けていますか？」

質問②「6-2：6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。弁明の機会（反論の機会）を付与する旨の定めは存在しますか？」

質問②「6-3：6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。不服申立ての定めは存在しますか？」

質問②「6-4：6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程は公表していますか？」

質問②「6-5：6-1で「手続規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？」

ア 回答をいただいたスポーツ団体のうち、不祥事が生じたときの手続規程を設けていると回答した団体は29.6%で、設けていない団体は70.4%だった。実体規程を設けている団体は40.6%であるので、実体規程は設けているが、手続規程は設けていないという団体が相当数ある（実体規程と手続規定をわけていない団体もあると思われる。）。

中央競技団体でも、実体規程を設けている団体は88.9%であったのに対し、手続規程を設けている団体は70.3%にとどまっている。

団体の種別にかかわらず、実体規程に比べて手続規程が設けられている団体は少ないといえる。

イ 弁明の機会の付与

手続規程を設けている団体のうち、20.8%は、弁明の機会を付与する旨を定めていなかった。

ウ 不服申立ての定め

手続規程を設けている団体のうち、23.7%は不服申立ての定めが存在しないと回答している。

エ 手続規程の公表

処分に関する手続規程を設けている団体のうち、すべて規程を公表している団体は63.5%にとどまり、12.7%は一部を公表するのみであり、23.8%の団体は公表していない。実体規程を公表しなかった団体は15.2%だったので、手続規程については、実体規程以上に公表していない団体が多かったことになる。

オ 今後の手続規程の作成について

処分に関する手続規程を設けていないと回答した262団体のうち、手続規程を「今後作成したいと考えている」と回答したのは43.5%であり、その他の56.5%は「今後作成したいとは考えてない」と回答している。

(7) 質問②「7-1：貴団体では、不祥事処分を行う場合、その基準となるべき処分基準を設けていますか？」

質問②「7-2：7-1で「処分基準を設けている」と回答された団体にお聞きします。その基準は公表されていますか？」

質問②「7-3：7-1で「処分基準を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？」

ア 処分基準の設定

団体として、不祥事に関与した者の処分を行う場合、処分基準（何をすればどの程度の処分になるのかの基準）を設けているかどうかについて、処分基準を設けていると回答した団体は27.2%、設けていないと回答した団体は72.8%だった。

団体種類別にみると、中央競技団体では62.2%の団体が処分基準を

策定しているが、都道府県スポーツ団体では28.3%、市町村スポーツ団体では6.7%の団体しか処分基準を策定していない。

一方、スポーツ協会で処分基準を作成しているのは、都道府県では11.1%、市町村では3.5%にとどまった。

イ 処分基準の公表

処分基準を設けている101団体のうち、処分基準をすべて公表している団体は66.7%、一部公表している団体は10.5%、まったく公表していない団体は22.8%だった。

ウ 今後の処分基準の作成

処分基準を設けていない272団体のうち、今後、作成したいと考えている団体は41.9%であり、58.1%の団体は、今後の作成を考えていないと回答している。

中央競技団体でも、処分基準を作成していない団体のうち、30.8%の団体は、今後も作成したいという考えはないと回答している。

(8) 質問②「8：貴団体では、不祥事処分を行った場合、処分内容を公表していますか？」

スポーツ団体で不祥事処分を行った場合に、処分内容を全て公表している団体は、全体の14.6%であり、一部公表している団体は23.2%、全く公表していない団体は62.2%となっている。

中央競技団体でも、処分を全て公表している団体は17.6%であるのに対し、一部公表している団体は44.1%であり、事案によって公表・非公表を決めている団体も多いようである。他方で、不祥事処分の内容をまったく公表しない団体も38.2%と少なくない。

その他、いずれの種別の団体においても、すべて公表している団体より、公表しない団体の方が多という回答結果が出ている。

(9) 質問②「9-1：貴団体では、不祥事の通報・相談窓口を設けていますか？」

質問②「9-2：9-1で「通報・相談窓口を設けていない」と回答された団体にお聞きします。貴団体として不祥事発生の際の通報・相談窓口として紹介しているものはありますか？（複数選択可）」

ア 通報・相談窓口の設置

回答をいただいたスポーツ団体のうち、不祥事の通報・相談のための窓口を設けている団体は40.9%であり、59.1%は設けていないと回答している。

ガバナンスコードで通報・相談窓口の設置を求められている中央競技団体であるが、24.3%の団体は、未設置である。

市町村スポーツ団体では80%、市町村スポーツ協会では87.7%の

団体が通報・相談窓口を設けていない。

イ 通報・相談窓口の紹介

通報・相談窓口を設けていない220団体のうち、実に172団体は、選手や関係者らの通報・相談窓口として、「特に紹介はしていない」と回答している。

特に、市町村単位で活動する市町村スポーツ団体、市町村スポーツ協会では、ほとんど通報・相談窓口を紹介していないと回答している。

(10) 質問②「10：貴団体が除名等の団体からの登録を外す処分を行った場合、その後、その者は再度登録することは可能ですか？」

スポーツ団体によって除名等の団体からの登録を外す処分を行った場合に、その後、その者を再度登録することができるかについて、再度の登録を一切認めないとしたのは、あわせて9.4%であり、場合によって再度の登録を認めるのがあわせて70.8%である。

再度の登録を認める場合であっても、そのうちの8割以上が再度の登録を認める旨の規定を事前に用意していないと回答している。

(11) 質問②：不祥事対応の体制の回答についての検討

ア 暴力行為等の根絶宣言の採択に関わらず、半数以上の団体が、暴力行為根絶のための基本方針を策定しておらず、3割の団体が何ら特別な対策を採っていない。

特に、選手、指導者等に近い関係である市町村スポーツ団体及び市町村スポーツ協会で、積極的に暴力行為等の根絶のための対応を採っている団体が少ないと言える。

イ 中央競技団体の不祥事対応体制として、暴力行為根絶のために目指すべき基本方針を策定している団体は80.6%、処分の実体規程を設けている団体は88.9%、不祥事処分の際の処分基準を設けている団体は62.2%となっている。全体と比べると高い割合であるものの、整備がなされていない団体も相当数ある。

手続規程は、実体規程とあわせて規定されている団体もあると思われるが、中央競技団体においても、実体規程ほどは重視されていないようである。

ウ 中央競技団体以外の団体の各規程の策定は概ね3割から4割程度であり進んでいない。規程の作成にあたっては、上部・下部団体との協議を行い、必要な規程の整備、共有が必要と思われる。

エ 処分に関する実体規程の整備に比べ、手続規程の整備が進んでいないと思われる。実体面と手続面での峻別、整理がなされていない団体が多いと考えられるが、特に手続規程に不備がないか否かについては、弁明の機会の付与や不服申立ての定めとあわせて、改めて確認が必要と思われる。

オ 規程を策定している団体であっても、これを公表していない団体が多い。

カ 不祥事についての申出や情報提供があった場合の対応方針について、相談できる外部有識者が少ない。特に、中央競技団体及びその他の団体以外の団体では、相談できる外部有識者がいるとの回答は非常に少なく、不祥事対応の初動時期に適切な相談先がないことは、不祥事の早期発見を妨げ、問題を悪化させる危険もある。

キ 市町村のスポーツ団体及びスポーツ協会では、約9割が不祥事の実態関係・原因の調査方法を独自に決めていない。また、これらの団体では、外部有識者が少なく、主に内部の関係者での調査が行われることが多いようである。

ク 通報・相談窓口の設置は進んでおらず、特に、選手や指導者らに身近な、市町村スポーツ団体、市町村体協での相談体制の整備は進んでいないようである。不祥事を早期に発見するためには、選手・関係者に近い市町村団体・体協による相談体制の整備は重要な問題であり、独自の窓口を設けることが困難であっても、相談窓口の紹介等、利用の促進に努めるべきといえる。

### 3 質問③：不祥事対応の現状

(1) 質問③「1：貴団体が把握した不祥事案件の件数（2019年1月～12月）をご教示下さい。」

アンケートにご回答いただいた団体のなかで、2019年1月から12月までの間に不祥事案件を把握した件数がゼロであった団体は、234団体であり、全体の62.7%だった。

一方で、不祥事案件の件数が、1～10件であったところは34.9%、11～50件であったところは2.1%、100件以上あった団体も0.3%だけがあった。

中央競技団体で不祥事案件がゼロ件という団体は13団体（35.1%）である一方、11件以上という団体が5団体あり、そのうち1団体は100件以上との回答があり、競技・団体によって大きく異なる回答結果となっている。

また、市町村スポーツ団体で不祥事案件を把握した団体はなく、市町村スポーツ協会でもわずか3団体しかなかった。

(2) 質問③「2：特に多い相談はどのような相談であるか？」

各スポーツ団体における不祥事案件について、特に多い相談としては、暴力・暴言が147件と多く、パワハラが71件でそれに続いている。

中央競技団体の37団体でも、暴力・暴言とパワハラがそれぞれ17件あり、大きな割合を占めている。その他の種別の団体でも、同様の傾向となっている。

(3) 質問③「3：不祥事発覚の端緒（どのような形で覚知したか？）複数回答可」

不祥事をどのような形で覚知したかについては、被害当事者からの通報（95件）、被害当事者家族からの通報（90件）、及びその他団体関係者からの通報（66件）等が主な発覚の端緒となっている。

また、マスコミ報道からの発覚と回答された団体も19件あった。

- (4) 質問③「4：貴団体内で不祥事処分に至った案件数（2019年1月～12月）をご教示下さい。」

アンケートにご回答いただいた団体のなかで、2019年1月から12月までの間に不祥事案件を処分するに至った件数がゼロ件であった団体は、280団体で全体の75.1%だった。

一方で、不祥事案件を処分するに至った件数が、1～10件であったところは24.4%、11～50件であったところは、0.5%だった。

団体種類別にみると、中央競技団体で処分件数がゼロ件であったのは、51.5%なのに対し、都道府県スポーツ団体では73.2%、都道府県スポーツ協会では74.1%となっている。また、市町村スポーツ団体、市町村スポーツ協会で不祥事処分を行った団体は、わずかに1団体しかなかった。

- (5) 質問③：不祥事対応の現状の回答に対する検討

ア 不祥事の相談としては、依然として暴力・暴言、パワハラが多くの割合を占めている。暴力行為等の根絶のための基本方針の策定や対策の構築を進めるとともに、すでに対策をとっている団体においても、これを継続的に行っていく必要がある。

イ 1年間における不祥事案件の件数がゼロである団体が62.7%もあり、中央競技団体でも35.1%がゼロ件となっている。このことは、不祥事案の早期かつ的確な把握が十分になされていない可能性も示唆している。

上部団体において率先して不祥事案件の把握に努めることはもちろんであるが、市町村以下の各団体においても、通報・相談窓口の整備とあわせて、今後、捕捉率が増加するよう努めることが求められる。

#### 4 質問④：不祥事対応と弁護士

- (1) 質問④「1-1：貴団体の活動において、弁護士及び弁護士会に協力を期待することはありますか？」

質問④「1-2：1-1で「ある」と回答された団体にお聞きします。どのようなことを期待しますか？（複数回答可）」

質問④「1-3：1-1で「ない」と回答された団体にお聞きします。その理由をご教示下さい。」

ア 弁護士及び弁護士会への期待

各スポーツ団体において、弁護士及び弁護士会（以下、「弁護士等」という。）に協力を期待する事はありますかという質問に対し、70%の団

体が「ある」と回答している。

団体の種類別に見ても、多くの団体が期待しているとの回答をしているが、市町村スポーツ団体では20%、市町村スポーツ協会では56.1%の団体にとどまっている。

#### イ 弁護士等に期待する内容

弁護士等の協力を期待していると回答した261団体によると、弁護士が期待されている活動として最も多かったのは不祥事対応の相談・対応（223件）だった。その他にも、倫理規定処分規定処分基準等の策定（117件）、事実調査（107件）、研修の講師（87件）等が、弁護士等の活動として期待されている。

団体の種類別に見ても、不祥事対応の相談・対応がいずれの団体でも最も期待されている。

また、選手や指導者の相談を期待している団体も少なくなかった。

#### ウ 期待することがない理由

弁護士等に協力を期待していないと回答した団体からは、その理由として、以下のものがあった。

- ・顧問弁護士や内部委員会に相談できる弁護士がいる。
- ・他に相談先がある。
- ・上部団体に相談して進めていく。
- ・相談を必要とするような事例、不祥事がない。

### (2) 質問④「2：弁護士への依頼を検討する際、どのようなことが懸念されるか？（複数回答可）」

実際に弁護士への依頼を検討する際、どのようなことが懸念されるかについては、373団体中296団体が費用面を懸念していることがわかった。

また、およそ3分の1にあたる123団体は、弁護士とのつながりがないと回答し、104団体は、弁護士を依頼すべき案件か否かの判断がつかないと回答している。このことからすると、スポーツ団体から弁護士へのアクセスは充分ではなく、弁護士に協力を依頼する希望はあるものの、費用面での懸念から、実際には弁護士が関与できている団体は少数にとどまっていると思われる。

他方で、「弁護士の関与により問題解決の実効性があるかわからない」（38件）、「弁護士の介入によって問題が大きくなる可能性が懸念される」（46件）、「内々に処理すべき問題なので外部の弁護士に頼るのは不適切だと考える」（16件）となっており、不祥事案対応として、弁護士を関与させること自体に不安を感じている団体は比較的少数だった。

### (3) 質問④「3：貴団体で不祥事が起こった場合、再発防止策としてどのようなことを行いたか？（複数選択可）」

各スポーツ団体において、不祥事が起こった際、実際に行った再発防止策としては、「再発防止策の策定」が373団体中149団体、「研修会の開催」が118団体、「責任者の処分」が114団体となっている。

- (4) 質問④「4：不祥事をなくすために、団体として何に一番力を入れているか？」

現在、各スポーツ団体が不祥事をなくすために、どのようなことに力を入れているかについて、回答していただいた内容は、概ね、以下のとおりである。

- ・関係者（指導者）への指導及び教育
- ・研修会等の啓発活動
- ・団体内でのコミュニケーション、情報の共有
- ・ウェルフェアオフィサーを育成及び配置して、関係者への啓発を行う
- ・繰り返しの教育、注意喚起
- ・上部団体及び加盟団体での規定の共有
- ・情報公開及び情報共有

全体として、日頃から不祥事防止のための注意事項を周知徹底し、研修等も通じて繰り返し行っていくという趣旨の回答が多数だった。

- (5) 質問④「5：不祥事対応において、困ること、悩むことは何であるか？」  
〔複数選択可〕

不祥事対応において、困ること、悩むこととしては、「問題発生を知ることが難しい」が185件で最も多く、「調査に割ける時間的、人員リソースに限界がある」が139件となっている。

その他、「調査困難な事実が多い」（106件）、「事実調査をどこまでやるべきかわからない」（101件）、「初動対応体制ができていない」（87件）、「処分基準が不明確である」（71件）、「どの程度の処分を下すべきかわからない」（68件）、「処分を不服とした被処分者の対応（訴訟等）のリスクがよくわからない」（56件）等、弁護士の協力が役立つであろう事項についてニーズがあることがわかる。

また、現時点においては、不祥事事案の発生件数が少なく、事前に不祥事事案に対する備えを行うことが困難である旨の回答もあった。

- (6) 質問④：不祥事対応と弁護士の回答についての検討

ア 不祥事対応について、相談できる弁護士等の外部有識者がいないと回答したスポーツ団体が多数であったものの、本質問では、各団体ともに不祥事対応における弁護士へのニーズが高いことが明らかになった。

イ 実際に弁護士への相談が行われていない理由としては、費用面での懸念と、そもそも、相談できる関係の弁護士がいないということが挙げられ、今後、各弁護士会においても、アクセス向上のための活動が期待される。

ウ 各スポーツ団体が不祥事対応において悩んでいる事項については、事前

の不祥事対応、具体的には、規程・基準の整備、通報・相談窓口の確保によって、相当程度解消されるものと思われる。このような事前の不祥事対応についても、弁護士へのニーズがある。

### 第3 スポーツ団体における不祥事対応の現状分析

今回のアンケートでは、都道府県スポーツ団体からの回答が多く、これらの団体を中心とする不祥事対策の現状が明らかとなった。

不祥事防止に対する事前の対策として、中央競技団体を中心として、暴力行為根絶のために目指すべき基本方針の作成や、処分のための実体規程の整備が進んでおり、実際の対策としても、研修会の開催、注意・指導文書の配布、相談・通報窓口の設置等が行われている。その一方で、中央競技団体以外の団体においては、各規程の策定が必ずしも十分に進んでいるとはいえない。令和元年8月27日に公表されたスポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の原則3において、一般のスポーツ団体において暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきであるとされており、今後も、不祥事防止に向けた事前の対策実施の流れを加速することが求められる。ただし、人的基盤や経済的基盤が必ずしも十分ではない現状において、特に市町村レベルでの活動では限界があることも考えられる。スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉の原則13では、中央競技団体に対し、地方組織等に対するコンプライアンス強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである旨定められており、上部団体・加盟団体ともが連携して、規程の統一的な整備や具体的対策を行っていく必要があらう。

不祥事防止のための規程・基準の整備ができていない団体であっても、その公表に至っていない団体、公表を予定していない団体が見受けられるが、適正手続の面や、被処分者の予見可能性を確保するためにも、より公表が進むことが望ましいといえる。

また、不祥事処分の公表は、難しい判断を迫られることも多いと考えられるが、現状では公表件数が少なく、この点についても今後の課題とならう。

現時点で不祥事がないという理由で、何らの対策も講じていない団体も多数あるが、不祥事が発生した場合を想定しての事前の対応が必要である。不祥事がないと回答している団体であっても、実際には、不祥事と評価できるような問題が、適切に把握できていない可能性もあるものと考えられる。通報・相談窓口を設置している団体は40.9%にとどまっており、今回の調査では、不祥事件数と通報・相談窓口設置の有無についての有意な数字は示されなかった。しかし、閉鎖的な体質を背景として、不祥事が存在したとしても顕在化しない傾向があるスポーツ団体において、選手等の権利利益を保護するために、今後も、通報相談窓口の拡充と、その利用促進、周知徹底は重要な課題である。

事前に研修会の実施や注意喚起の徹底等の不祥事対策を行っている団体であっても、実際に不祥事が発生した場合の初動対応については、あらかじめ準備ができていないところが多く、その際の相談先も十分ではない。また、実際に不祥事調査を行ったことがない団体も多く、このような団体では、調査に関するノウハウの蓄積がないものと考えられる。不祥事発生時に団体において十分な対応が行われなかった場合、選手等の権利利益を不当に侵害することとなり、その結果、団体の社会的な信用が低下するおそれもある。そこで、不祥事対応に関するノウハウや人的基盤に乏しい団体において、弁護士等の外部有識者を活用することは、団体の不祥事対応策の一つとして有効であると考えられる。

本アンケートにおいて、弁護士の関与を期待するスポーツ団体は多く、中央競技団体だけでなく、地方競技団体でも、そのニーズが存在することが明らかになった。他方で、現状は、それらの団体の相談先として、弁護士が繋がっていない状態であり、このギャップを埋める必要がある。

スポーツの健全な発展のためにも、今後、各スポーツ団体と弁護士との協働体制の充実が求められる。

## 第3節 スポーツ団体における不祥事調査・処分手続

### 第1 平時の準備：規程の整備・確認

#### 1 規程の作成

##### (1) はじめに

不祥事調査・処分に当たり重要なことは、調査、処分よりも「前」に、その調査や処分の前提となる規程が存在していなければならないということである。規程がないままに調査、処分を行った場合には、最悪の場合、せっかく行った調査や処分が根拠を欠くものとして効力を争われることになりかねない。

この点、スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉原則3において、組織の意思決定は個人の独断で行われるべきではなく理事会を始め様々な会議体によってなされることが必要であるとした上で、規程を設けることにより意思決定の公正性や透明性を確保することができるとされているとおりである。

#### 2 規程の作成

(1) それでは、どのような規程を作成すればいいのだろうか。これは、行う作業に応じて考える必要がある。

(2) まず、処分を行うためには、どういう場合に処分できるかを定めなければならない。これは、処分の中身=実体を定めるものなので「実体規程」という。

実体規程で定めなければならないことは、大きく分けて、処分されるべき行為がどのようなものか、という点と、その行為が存在するとしたら、どのような処分を下すことができるのか、という2点である。

(3) 次に、具体的な行為に対して、どのような処分をすることが妥当か、という点での「処分基準」を定める必要がある。

(4) さらに、実体規程に触れる行為をしたかどうかを調査したり、行為をしたと認められた場合に、どのような処分を下すのかを調査、決定したりする場合に、誰が、どのような手順で行うのかについてもあらかじめ決めておく必要がある。

このように、どのように手続を行っていくかを定める規程を「手続規程」という。手続規程では、調査、処分の権限は誰にあるのかに始まり、調査を誰に頼むのか、調査はどのように行うのか（例えば当事者からの聴取のしかた等）、調査の期間はどのくらいか、最終的な処分は誰が決めるのか、等を定める必要がある。

#### 2 規程の確認

(1) 具体的な運用の確認

規程を作ったとしても、実際に運用してみないと上手く使えるかはわからない。そこで、普段から有事を想定し、具体的運用を確認しておく必要がある。

たとえば、いざ「これはまずい」という行為が起こった場合に、その行為が当てはまる実体規程の条文は存在するだろうか？実体規程に抵触するとして、処分基準は適切な基準となっているだろうか？聴取の際には弁護士を充てると手続規程に定めていたとしても、実際に、弁護士はすぐに手配できるだろうか？このようなことを想定しつつ、実際の運用を確認し、無理なところは直していく、という作業を平時からする必要がある。

規程作成の際には、他の団体が有しているものを流用し、形だけ整えがちであるが、その団体には出来ても、自らの団体には出来ないことも往々にしてある。

## (2) 定期的な規程の確認

さらにいえば、一度実体規定を定めたとしても、時勢の変化により、内容が適当でなくなっている場合もある。例えば、セクハラ、パワハラについての問題意識は、ここ数年で大きく変わってきている。このような場合に備え、平時から定期的に規程の内容を確認し、必要があれば改正しておくことが重要である。

## 第2 調査の端緒（通報・報道・発見）

不正調査を行うにあたり、そもそもどのような方法で調査を開始するのであるか。まずは調査のきっかけとなる制度について説明する。

### 1 通報相談窓口

不正行為に対し迅速かつ適切に対応し、情報を管理していく上で組織内に設けた通報相談窓口は重要な調査の端緒となる。

通報相談窓口を機能させるために、誰でも利用しやすい制度にする必要がある。

組織のホームページ等に通報相談窓口を設け、不正行為を目撃した者が利用できるようにすることが望ましい。

その際、通報手段として電話、ファックス、メール等選択肢をなるべく多く用意しておくことも重要である。

また、通報者は被害者本人やその家族であることも多く、加害行為者に自分が通報したことを知られたくないと望むケースがよく見られる。

通報者の氏名等、秘密保持に関して制度を整える必要がある。

この通報相談窓口は調査の端緒において最も重要な役割を担うため、「第3 通報窓口について」で詳しく説明する。

### 2 内部監査

組織内で不正行為が行われていないか自主的にチェックすることも重要であ

る。通報や告発前に不正行為を発見することができるため、十分な準備のうえ初期対応に臨むことができる。また、組織内で監査の目があることで、不正行為の防止にもなる。

### 3 自己申告，噂話等

加害者本人からの自己申告や組織内の噂話等により不正行為が発覚することもあり得る。

組織内においてアンテナを張り、常日頃から不正行為に関する話がないか意識しておくことが重要である。

### 4 報道

マスコミによる報道がきっかけで、不正行為について発覚することもあり得る。

マスコミによる報道がなされた時点で情報について精査し、事実と異なる報道がなされていた場合には誤った情報が流布しないよう説明できる準備をしておく必要がある。

### 5 その他SNS等

マスコミに限らず、試合を観戦していた第三者等によりSNS等を通じて不正行為が発覚することもあり得る。

こちらは匿名で告発されることが多く、SNSで拡散するうちに誤った情報に変容していく危険もあるため、まずは事実の確認をし、情報を精査する必要がある。告発の内容にもよるが、単なる噂話であるとして虚偽と決めつけずに、その後の事態の鎮静化の対策を講じる意味でも事実の確認を行うべきである。

## 第3 通報相談窓口について

### 1 窓口の設置

不祥事が発生した場合、被害者や目撃者等の関係者は誰かに相談したいと考えるものと思われる。しかし、誰に相談すれば良いか分からないという状態だと、相談に至らず、事態の深刻化を招きかねない。したがって、通報相談窓口を常設することが不可欠である。

通報相談窓口は、1つに限定する必要はなく、複数設置することも有益であると考えられる。例えば、内部の担当者が対応する窓口と外部の有識者が対応する窓口を設置し、通報者が事案の重大性等を勘案した上で窓口を選択する、という方法も考えられる。

### 2 窓口の周知

窓口を設置したとしても、それが利用されなければ意味がない。窓口を設置していることを積極的に周知し、広く利用を促す取組みが必要である。

また、通報相談窓口に相談する場合、どのような立場の人が対応するのか、相談はどのように行われるのか、相談した結果どのような対応がなされるのか、

といった点について具体的なイメージが持てないと、通報相談窓口の利用に二の足を踏む可能性がある。そこで、通報相談窓口の存在のみならず、具体的な利用例を含めて周知することが必要である。

### 3 運営

#### (1) 受付

利用方法が複雑になればなるほど、利用にあたっての心理的な障害となり得る。通報相談窓口の利用を促進するため、利用方法は簡易であることが肝要である。

通報の受付方法（電話、メール等）や相談方法（面会、電話、Web議システム等）についても、可能な限り多様な方法を模索すべきである。

通報相談窓口を利用できる者の範囲は広くすべきであり、現に組織に所属している者に限らず、既に組織を離れた者や組織に属していない第三者の利用を認めることも考えられる。匿名による通報も認めるべきである（なお、匿名通報を受け付ける場合、通報者の氏名を明らかにせずとも、通報者と対応担当者が相互に連絡を取れる仕組みを構築しておくことが必要である。）。

#### (2) 対応

通報が寄せられた際、対応担当者から情報が漏れてしまえば、窓口への信頼が失われ、通報が寄せられなくなってしまう。そのため、通報に関する情報については、慎重に取り扱うような体制を構築することが必要である。具体的には、対応担当者を始めとした運営関係者に対して守秘義務を課す、通報に関する情報（特に、通報者が特定されるおそれのある情報）の取扱いに関する規程を定めるといったことが考えられる。

対応担当者の選定にあたっては、通報者の属性（年齢、性別等）を十分に考慮した上、通報者が気兼ねなく話をすることができるよう配慮することが必要である。また、適正な対応を確保するためには、対応担当者と通報者との間に利益相反の関係が生じることがないようにする必要がある。そのため、対応担当の候補者は複数人を用意しておくことが望ましい。

#### (3) 処理

通報を受けた窓口がその通報を適切に処理することができるよう、通報の受付、事実調査等をどのように行うのか、終結（解決）にどのように結び付けるのかというロードマップを作成しておくことが必要である。合わせて、通報窓口に強制的な事実調査権限を与える等、ロードマップを完遂できるような体制を整えることも不可欠である。

#### (4) 留意点

通報したことにより、不利益な取扱いを受けることがあれば、通報窓口は有形無実化してしまう。通報したことによる不利益取扱いを禁止することはもとより、通報が正当な行為であるという認識を持たせることが重要である。

## 第4 調査開始の判断

スポーツ団体が不祥事の端緒を把握した場合、まずは相談等によって得た情報を吟味して、今後の対応を速やかに決定する必要がある。初動対応の具体的内容としては、①相談者から事実関係を正確に聴き取ること、②調査チームを立ち上げること、③情報管理を徹底すること、④証拠を保全すること、⑤今後の調査方針を決定すること等が挙げられる。以下これらのポイントを説明する。

### 1 相談者からの聴き取り

不祥事が存在するかどうかを判断する上で、確認しなければならないのが規程である（詳細は前述の「(1) 平時の準備：規程の整備・確認」を参照。）。相談者から聴き取った事案が「処分対象者」の「禁止行為」に関するものであるものかどうかを確認する。

相談者からの聴き取りの要点は、i) 誰が、いつ、どこで、何を、なぜ、どのようにしたか（いわゆる5W1H）を明確にすること、ii) 相談者が話す内容を裏付ける証拠があるか確認すること、iii) 相談者の要望（対象者の処分等）を確認することである。

### 2 調査

何が起きたのかを確認する上で大切なのは、証拠による裏付けである。客観的証拠（パソコンや業務上作成される書類等）から読み取れる情報を軸に事実関係を明らかにしていくことになる。訴訟に発展した場合の対応や、処分にあたり事実認定・法的評価が必要になることを踏まえると、法務分野の専門家である弁護士の存在は有益である。

また、調査には中立性が求められる。調査担当者による肩入れがあった等の疑惑を払拭するためにも、当事者と深い関わりを有しているメンバーは除外すべきである（詳細は「第5 調査担当者の選定」を参照）。

### 3 秘密の保持

不正の概要を把握する上で関係者から聴取する場合、その関係者が外部に情報を漏らしたり、対象者に事実を知らせたりする可能性がある。そこで、聴取者に情報を口外しない旨を十分に説明すべきである。

併せて、相談者や情報提供者が不利益を受けないような対策を講じることも重要である。調査担当者は情報提供者に対して守秘義務を負っていることを伝え、安心して話をしてもらう環境作りを心がけるべきである。

### 4 証拠の確保

事実関係を特定する上で重要となる証拠が客観的証拠である。具体的には、不正行為が記録されている録音・録画データ、メール・LINE等SNSのスクリーンショット、書類（例：契約書、伝票、通帳、議事録）、パソコン（不正行為に関するファイル）、サーバーに保存されたデータ（電子メール）等が挙げられる。

このような客観的証拠は、主観的証拠に比べて誤りが入る余地が少なく、信用性が高い。そこで、客観的証拠を隠滅される前に速やかに集めることが重要となる。

## 5 調査開始の決定

処分対象事実の存在がある程度判明したら、証拠の有無及び事案の重大性等を検討し、調査を行うかどうかを決めることになる。

客観的証拠がなく、事案としても重大ではない場合には、調査を行わないという決定をすることもあり得る。

## 第5 調査担当者の選定

不祥事への調査を開始するとの判断がなされた場合、次に誰がその調査をするのかということが問題となる。競技団体によっては、常設の調査委員会（コンプライアンス委員会等）が調査を担当する場合もあれば、新たに競技団体内に調査委員会を立ち上げる場合や、完全に外部の者から構成される第三者委員会を設置する場合もある。

いずれの場合においても一番大切なことは、調査そのものへの信頼性を担保することである。すなわち、どのような事案であれ、「手心を加えている」との印象を持たれやすい人（親類縁者や同じ学校の先輩後輩等）を調査担当者にすることは避け、調査の公正性や公平性が失われないように配慮する必要がある。なお、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を調査委員会に含めることが望ましい。

### 1 常設の調査委員会

不祥事の発生を覚知したら即時に情報を収集して対応を取ることが重要となる。その点、常設の調査委員会が対応することが、迅速であるといえる。

この場合も調査委員会に調査を任せきりにするのではなく、組織を上げて協力していくことが必要となる。

### 2 非常設の調査委員会

団体によっては常設の調査委員会を設置していないケースもある。その場合でも、団体で定めた規程に基づいて、調査委員会を設置し、調査することが考えられる。団体内の者が中心になり調査を行うため、内部の協力が得やすく迅速に調査を行いやすく、また内部の事情に精通しているため、事案の内容や問題点を即座に把握しやすいといった利点もある。

### 3 第三者調査委員会

事案が重大であったり、対象者が役員等である場合には、内部の者に調査を任せることが不適切である。その場合、調査の公平性・正確性を確保すべく、調査担当者が全員外部有識者で構成される第三者調査委員会を設置することが考えられる。

## 第6 調査の実施

### 1 規程の確認

対象者への調査を実施するにあたっては、第1項で述べたとおり、処分規定の有無（実体規程、処分基準、手続規程）を確認し、対象者がいかなる処分に該当し得るか検討する必要がある。

通常、対象者には、不祥事調査への協力義務が課されている場合が多いが<sup>1</sup>、かかる規程の有無を検討する必要がある。スポーツ団体内に不祥事調査への協力義務に関する規程がない場合、当該スポーツ団体は、対象者に対し、不祥事調査への協力を要請し、その承諾の範囲内で調査を行うことになる。

もっとも、対象者が合理的な理由なく不祥事調査に協力を行わなかった場合、このような事情が不祥事調査の対象行為の存在を推認させる一事情となる。

### 2 捜査機関による捜査と調査の関係

#### (1) 捜査機関による捜査と不祥事調査の可否

一般に、警察や検察の捜査機関は、スポーツ団体よりも捜査能力があると考えられるため、当該捜査の結果を待って調査等を行うことが考えられる。しかし、捜査機関の捜査状況は、外部から分からず、捜査が行われていることが、スポーツ団体における不祥事調査を中断させる理由となるものでもない。また、捜査機関による捜査の目的とスポーツ団体における不祥事調査の目的は異なるため、原則として、捜査機関による捜査がなされている場合であっても、スポーツ団体における不祥事調査は並行して行うべきであると考えられる。

#### (2) 捜査機関その他の団体による処分とスポーツ団体における処分の関係

捜査機関による処分が確定した場合であっても、上記のとおり、捜査機関による捜査の目的とスポーツ団体における不祥事調査の目的は異なるため、処分を行うことは可能であると考えられる。

もっとも、スポーツ団体が処分をするに際して、捜査機関による処分、学校や会社において処分を受けている点を、処分の内容に反映することについては考え方が分かれるため、この点は慎重に検討する必要がある。

### 3 スポーツ団体における不祥事調査における留意点

スポーツ団体における不祥事調査に特有の問題点として、物的証拠が少ない点が挙げられる。特に、昨今、スポーツ団体においてしばしば問題となった、指導者による暴力やパワハラについては、特にその傾向が顕著となる。また、指導者が不祥事調査に関わっている場合、当該指導者による報復をおそれ、関係者から調査に対する積極的な協力を得られない場合もある。

---

1 スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉原則10(6)(43頁)においても、「NF関係者等に対し、処分対象行為の調査に対する協力義務及び調査内容に関する守秘義務を課すことが望まれる。」とされている ([https://www.mext.go.jp/sports/content/1420887\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/1420887_1.pdf))。

スポーツ団体における不祥事調査（特に、暴力・パワハラ事案）においては、被害者が未成年であることが多く、被害者が当時の事実関係を供述できない場合や被害を申し出ることができない場合がある。当該被害者は、暴力、パワハラやセクハラにおいて、被害にあっているにもかかわらず、指導の一環と捉えてしまっていることが多い。

不祥事調査を行う側にとって、調査対象となる団体のスポーツについて、ルール、練習方法や大会に関する前提知識が必要となり、この点について理解を要する場合がある。例えば、不祥事は、大会への出場やその練習に起因して生じる場合がままあるため、各大会の出場資格や一般的な練習方法（通常の練習方法や練習態様から著しくかけ離れた場合、パワハラの疑義が生じる）について確認する必要がある。また、スポーツのルールについても確認しておくべきであろう。

なお、スポーツ団体に多額の出資を行っている者が、実質的に、スポーツ団体を支配し、独断の見解をもって運営している場合があり、これらの者から調査について妨害等を受けることもある。また、スポーツにおける暴力行為等相談窓口を経由して不祥事調査が開始され、対象者が、県のスポーツ協会の責任者に相当する地位であった場合等、対象者が当該地位を利用して、通報者を探ろうとすることもあり、守秘義務には一層留意する必要がある。

スポーツ団体の不祥事調査を行うにあたっては、上記の点を念頭に調査を行うことが肝要である。

#### 4 証拠の収集

##### (1) 考えられる証拠について

不祥事調査に関する根拠資料として、メール、録音や録画等が考えられる。ただし、スポーツ団体は財政上の余裕がない場合が多く、録音の分析等ができない場合が一般的である。

そのため、メール等に関する証拠を収集する場合、対象者や被害者のみならず、その他の関係者からもメール上のやり取りを提示してもらうことが考えられる。

特に、指導者による暴行等の事例について、不祥事調査の対象となる行為が、練習中や試合中の動画撮影に映り込んでいる場合があるため、このような視点で証拠を収集することが考えられる。端緒がマスコミの報道や通報である場合には、マスコミから動画を収集し、通報者に動画の提出を求めることが考えられる。端緒がマスコミの報道や通報によらない場合であっても、関係者から不祥事行為が行われた日時の動画を収集することが考えられる。

また、不祥事調査が開始した後であっても、調査の対象となる行為が継続し、日常的に行われているのであれば、被害者や関係者に、対象となる行為について録音や録画を依頼することが考えられる。特に、スポーツ団体にお

ける不祥事調査に関して、物的証拠が少ないことは3で述べたとおりであることから、直接証拠の収集のため、被害者が被害を受けている場合であっても、当該被害者に録音や録画を依頼することが多い。

## (2) 違法収集証拠について

秘密裏に録音や録画を行った場合、当該録音録画は違法収集証拠に該当し、証拠能力がないものとして排除されるか問題となる。

民事上、「それが著しく反社会的な手段を用いて収集されたものである等、その証拠能力自体が否定されてもやむを得ない場合」<sup>2</sup>には、当該証拠は違法収集証拠に該当し、証拠能力が否定されると考えられる。

通常、対象者によってなされた暴言等の録音、練習中や試合中の動画撮影等については、上記の裁判例の要件には該当しないと考えられる。そのため、暴言等の録音、練習中や試合中の動画撮影については、原則として処分を認定する際の資料とすることができる。

## (3) 供述証拠について

### ア ヒアリングの順番について

証拠が収集された後、ヒアリングを行うこととなるが、その対象者は、相談者、関係者及び調査の対象者が考えられる。

ヒアリングの実施にあたり、聴取の順番が問題となるが、原則として、①相談者・被害者からの聴取、②対象者以外の関係者からの聴取、③対象者からの聴取の順番で行うことが望ましい。

ただし、録音や録画等や客観的な証拠から不祥事調査の対象となる行為を認定できる場合や対象者が当該行為を事実であると認めているような場合には、処分の迅速化のため、対象者からの聴取を先行することもできると考えられる。

### イ ヒアリングにおける留意点

上記のとおり、スポーツ団体における不祥事調査においては、物的証拠が少なく、指導者による報復をおそれて、積極的な協力を得られない場合があるため、真実究明のため、有意義な供述を引き出すためには、高いヒアリング技術が求められる。

被害者や関係者は未成年であることが多く、当時の事実関係を供述できない場合や被害を申し出ることができない場合があるため、供述内容の信用性に留意する必要がある。他方で、ヒアリングにおいて、被害者や関係者を誘導していないかとの点が問題となる。

被害者や関係者が、客観的にはおよそ指導とはいえない行為を指導の一環と捉え、指導者ではなく、自身に問題があると考えている場合があり、

---

2 名古屋地方裁判所1991（平成3）年8月9日判決・判例時報1408号105頁、東京高等裁判所1977（昭和52）年7月15日判決・判例タイムズ362号241頁

このような場合、対象となる行為に関する供述を引き出すことは困難なことが多い。特に、被害者の保護者による通報を端緒として、不祥事調査が開始された場合、保護者と被害者との間で、対象となる行為について認識を異にすることが多く、この点を留意してヒアリングを行う必要がある。

#### ウ ヒアリングの録音について

一般的に、録音する旨告知して聴取を行った場合、対象者や関係者が核心に迫る供述を躊躇するデメリットがあると考えられている<sup>3</sup>。また、ヒアリングの際、聴取者による利益誘導等がなされれば、当該行為は不法行為となり得る。しかし、上記の点を踏まえたとしても、ヒアリングの録音は、対象者や関係者の供述を正確に記録できるため、そのメリットは大きく、スポーツ団体における調査において、録音は積極的に活用されている。なお、録音を行った場合、後に日本スポーツ仲裁機構において、録音データの提出を求められることがあり得る<sup>4</sup>。

## 第7 事実の認定・証拠の評価

### 1 事実の認定について

#### (1) どのような事実を認定する必要があるか

調査担当者による不祥事調査の結果をふまえ、当該スポーツ団体の定める規程（倫理規程等）に反する具体的事実の存在が認められる場合には、処分対象事実として認定することになる。ここで重要なのは、事実認定にあたっては、いわゆる5W1H（誰が（Who）、いつ（When）、どこで（Where）、何を（What）、なぜ（Why）、どのようにしたか（How））をできる限り明確にすることである<sup>5</sup>。なぜなら、これらの要素が明確にされていないと、団体が下した処分内容が相当であるか否かを判断することができず、また、対象者による防御（反論）の範囲を特定することもできなくなるからである。

一例として、指導者による暴力行為を認定するにあたっては、

- ①だれが（Who）：クラブの外部指導者
- ②いつ（When）：2020年●月●●日●時●●分
- ③どこで（Where）：小学校の体育館
- ④なぜ（Why）：試合中にミスをした選手を咎めるため
- ⑤どのように（How）：右手で被害者の左頬を平手で1回叩いた

3 小林総合法律事務所編『詳説不正調査の法律問題』弘文堂、2011年、130頁

4 民事訴訟の場合には、録音データは準文書（民事訴訟法第231条）に該当し、文書提出命令の対象となるが（同法第221条）、日本スポーツ仲裁機構の規則上、文書提出命令等に関する定めはない（スポーツ仲裁規則）。もっとも、仲裁人から事実上の提出を求められた場合には、録音データの提出を検討する必要性が生じる。

5 ただし、なぜ（Why）については、認定することが望ましいが、必ずしも必須というわけではない。

といった形で、調査の結果判明した事実をできる限り具体的に認定する必要がある。

また、処分を行う際に必要不可欠な上記の処分対象事実に加え、処分の内容を決定するにあたっては、①違反行為に至る経緯、②他に加害者がいないか、③他に被害者がいないか、④違反行為の目的・動機、等といった事実を認定することが望ましい。

## (2) 事実認定に際しての留意点

例えば、選手に対する暴行事案において、対象者をヒアリングした際に、具体的な態様は覚えていないものの、選手を暴行した事実自体は認めることがあり得る。このような場合において、スポーツ団体が具体的な事実を特定しないまま、対象者を処分するケースが散見される。しかし、上記のとおり、処分内容の妥当性を判断するにあたっては、具体的な事実を認定することが、対象者に対する処分との均衡の観点からも必要不可欠であり、対象者が事実を争わないことをもって、事実認定をおろそかにするべきではない。

また、いわゆるパワハラ事案については、例えば暴力のように行為態様が一定程度明確な場合とは異なり、パワハラに該当するか否かを判断することが非常に難しいケースが多い。そこで、パワハラ事案において事実認定を行う際は、対象者の被害者に対する直接的な行為態様（言動等）のみならず、対象者と被害者の人間関係やそれまでの経緯等といった事実を丁寧に認定したうえで、当該事実がパワハラと評価しうるか、慎重に検討する必要がある。

## 2 証拠の評価

### (1) はじめに

当然ではあるが、証拠に表れていない事実については認定することができない<sup>6</sup>。事実認定にあたっては、調査の結果習得した証拠に基づいて事実を認定する必要がある。では、事実認定にあたって、調査の結果収集した証拠をどのように評価するべきであろうか。

### (2) 客観的証拠の重要性

「第4 調査開始の判断」でも述べたとおり、不正行為が記録されている録音・録画データ、メール・LINE等SNSのスクリーンショットといった客観的証拠は、主観的証拠に比べて誤りが入る余地が少なく、信用性が高い。そこで、客観的証拠が存在する場合には、当該証拠に基づいて処分対象事実を具体的に認定することが可能である。

### (3) 客観的証拠が存在しない場合について

しかし、上記のような客観的な証拠が存在しない場合には、関係者のヒアリング等から得られた主観的証拠をもとに、事実の有無を認定することになる。対象者が具体的事実を認めている場合は、対象者の認めた範囲で具体的

---

6 なお、立証責任が仲裁判断の結果に影響した事案として、J S A A - A P - 2 0 0 9 - 0 0 1 を参照

事実を認定することが可能となるが、問題なのは、対象者が否認している場合である。この場合、例えば、第三者である目撃者の供述は、当事者（対象者・被害者）の供述に比べて信用性が高いため、当該供述をもって具体的事実を認定することが考えられる。しかし、目撃者の供述の信用性を評価するにあたっては、目撃者と当事者との関係（例えば、目撃者と対象者・被害者との間に利害関係がないか）等を慎重に考慮する必要があり、その判断は極めて難しいといえる。

## 第8 弁明の機会付与

### 1 弁明の機会付与の重要性

スポーツ団体内部における処分手続において、対象者に対して弁明の機会を付与することは非常に重要である。

なぜなら、スポーツ団体の処分手続の中では、対象者による反論の機会が与えられないことが多く、弁明の機会を付与することが適正手続の確保に資するからである。

### 2 具体的な弁明の機会付与の方法

- (1) 弁明の機会は、対象者自身が具体的な処分対象事実について十分な認否を行い、事実に関する意見陳述及び事実に関する評価につき、防御権を保障する内容のものでなければならない。

したがって、弁明の機会付与の方法としては、①事前に問題となる処分対象事実及び処分の可能性を対象者に教示すること、②提出期限を定め弁明書・陳述書・証拠等の提出を可能にすること、③対象者と調査担当者等とが面会して見解を述べる等の機会を与えること、という三段階で行うことが望ましい。

- (2) 処分対象事実及び処分の可能性の教示

上記①の点においては、処分対象事実を示すことで、対象者が防御する範囲を特定できるようにするという機能は非常に重要である。

その一方で、処分対象事実の特定のみならず、処分の可能性を教示することもまた必要である（詳しくは本稿で後に引用するJSAA-AP-2015-006の仲裁事例もこの点につき言及している。）。処分の可能性を教示することには、対象者において当該事案が始末書レベルの問題ではなく、自分の指導者資格等の地位に関わる重大な問題であり、自分の権利を守る必要があることを認識させる機能があるものである。したがって、処分対象事実の指摘がなされていても、処分の可能性の告知を欠いた結果、十分な弁明を行い得なかった場合には、処分の取り消し等の可能性が生じうる。

また、通知の方法も問題となりうる。同僚職員を通じた伝聞説明等、直接的でない告知や、告知が処分日の前日であり準備期間が設けられておらず

御権が保障されていない場合には、通知が十分に行われていないと判断される場合がある（同旨：J S A A - A P - 2 0 1 6 - 0 0 6）。

### （３）弁明書等の提出の機会と直接的弁明の場の確保

訓告等の軽度の処分を前提とする場合には弁明書等の提出の機会の付与（上記②）のみで足りる場合も考えうる。しかしながら、資格停止や除名等の重大な処分を下すことを想定した事案においては、処分対象事実等の告知（上記①）を徹底した上で、直接的弁明の場を設けること（上記③）を保障する等して、万全を期するべきである。

なお、直接的弁明の場への出席の機会の付与（上記③）については、これを欠いた場合においても、団体内で処分内容を決定する機関自身が対象者に対して審問等を実施し、その際に事実確認や意見の聴取等を行う等して、実質的に同等の機会が与えられたと評価される場合には、手続上の瑕疵は治癒される場合がある<sup>7</sup>。また、直接的弁明の場の機会を保障するとともに、出席に代えて弁明書等を提出することを認めるという方式もありうる。とはいえ、上記①～③を１セットの手続きと考えることが無難であろう。

### （４）具体的な弁明の機会付与の方式

上記①については、処分対象事実を告知する書面を作成し、直接対象者に交付することが望ましい。この告知書面の内容として、上記②の提出期限及び提出先を告知するとともに、さらに③の日時を指定する機能を備えることが望ましいであろう。

## 第９ 処分内容の決定・通知・公表

### １ 処分内容の決定

調査の結果、処分対象事実が認定できる場合には、スポーツ団体として、不祥事を起こした本人である対象者に対する処分内容を決定することになる。

処分内容を決定する機関は、調査機関とは独立した裁定機関であることが望ましい。刑事手続において検察と裁判所が分離しているように、調査や捜査する機関と処分を判断する機関とは分離していることが手続きの公正性を担保するからである。

処分を決定する際に重要なことは、処分基準がある場合には処分基準に則り処分を決定すること、及び認定された処分対象事実と処分との均衡を図ることである。

認定された処分対象事実と処分との均衡を検討する際に、考慮されるべき原則は比例原則と平等原則である。比例原則とは、違反行為の内容・結果に照らし、処分の重さが相当であることであり、平等原則とは、スポーツ団体内にお

7 中学バレーボールに関するJ S A A - A P - 2 0 1 5 - 0 0 6の事案においても、明示的な機会が設けられていないものの実質的に弁明の機会が付与されたと言っている場合において瑕疵が治癒される可能性を認めている。

いて発生した同種の違反行為に対して課す処分は、同一種類・同一内容であるべきことである。

過去に当該スポーツ団体で同種事例があれば、比例原則及び平等原則から、過去の処分内容との均衡を図らなければならないのである。

処分基準がない場合や過去に同種の実例がない場合には、他団体の処分や他団体が公表しているガイドライン等を参照することも考え得る。

## 2 処分内容の通知

決定された処分内容を、処分対象者へ通知する際には、処分対象者自身が、どのような事実によって処分がなされたのかについて把握できるように（特定性の確保）、処分対象事実を、具体的に明記することが必要である。

なお、同時に、決定された処分に対して不服申立てができること、及び不服申立ての手段についても説明すべきである。

スポーツ団体のガバナンスコード〈中央競技団体向け〉原則10（補足説明「(1)について」）においても、「処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することが求められる。認定根拠となった証拠や処分の手続の経過についても、可能な範囲で告知することが望まれる。」とされている。

## 3 処分内容の公表

決定された処分内容は、処分対象者に対して通知をするだけでなく、可能な範囲で公表することが望まれる。

処分内容を公表することで、不祥事に対する抑止効果が期待され、処分内容の決定過程の透明性が確保されることに繋がる。

他方で、未成年者の事案で公表が適切でないと考えられるケースや、公表によって対象者が特定されれば対象者が過度の社会的制裁を受けるケース、また被害者のプライバシーにも配慮すべきケース等があり、処分内容を公表すべきか否か、公表するとしてどのように公表するかの判断は困難なことも多い。

以上のことから、スポーツ団体において、あらかじめ公表基準を定めておくべきであろう。

なお、上述のガバナンスコードにおいても、「処分対象者のプライバシーについても配慮した上で、処分結果の公表基準を定め、これに従って、公表の有無及び公表の内容を決定することが望まれる。」とされている。

## 第10 不服申立て

これまでに述べられているように、スポーツ団体の処分においては、その必要性や相当性、問題とされた行為と処分との均衡等の考慮要素をもってなされるものである。その処分が不当である場合、当該スポーツ団体の内部で処分が是正されるのであれば、理想的なガバナンスが働いているといえるが、実際その処分の

適法性や妥当性に問題があるような場合には、当該スポーツ団体が不服申立てに関する審査を行うとなれば、公平な判断はなかなか期待しがたく、中立公平な第三者の判断を仰ぐ機会を確保する必要がある。そこで、以下は、処分を受けた者が行うことのできる不服申立てについて、項を分けて述べる。

## 1 不服申立ての種類

スポーツ団体の処分に関し、不服申立ての手続は大きく分けて3つに分類することができる。

- ①裁判手続による解決
- ②団体内不服申立制度による解決
- ③スポーツ仲裁による解決

これら3つの手続は、それぞれ紛争の解決という目的は同じであるものの、紛争の種類や当事者によっては用いることができないものもある。そのため、処分を受けた者としては、どの手続が自身の紛争解決にとって最適かを見定めて選択する必要がある。

## 2 裁判手続による解決

スポーツ団体による処分に関する紛争を解決するために、裁判手続を用いることが考えられる。

もっとも、すべての不服を申し立てる事案が裁判手続の対象となるわけではなく、仮に裁判手続の対象となった場合であっても、紛争の解決には、数ヶ月から数年単位の時間を要することが一般的である。紛争解決のためにそれだけの時間を要してしまうと、出場停止処分を争うような場合や、代表選考の場合等、スピーディーな解決が求められる場面で迅速な判断が得られないことになり、競技の継続や残りの選手生命にまで影響を与えることが予測される。そのため、裁判手続を用いた解決は、スポーツ紛争に関する不服申立てにはあまり適さない場合が多い。

## 3 団体内不服申立制度による解決

スポーツ団体によっては、団体内部において不服申立制度を設けているものがあるので、いくつかの競技を例にとって触れておく。

### (1) 野球

日本のプロ野球のうち一般社団法人日本野球機構（NPB）が定める日本プロフェッショナル野球協約においては、処分について不服がある場合には、提訴の原因が発生してから30日以内に、コミッショナーに裁定を求める提訴をすることができる<sup>8</sup>とされている。

### (2) サッカー

Jリーグにおいては、公益財団法人日本サッカー協会（JFA）の規律委員会等の組織が決定した処分については、不服申立委員会に不服を申し立て

---

8 野球協約188条、189条。

ることができる<sup>9</sup>。

### (3) バレーボール

一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（Vリーグ機構）の処分について不服がある場合、被処分者が処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内にVリーグ機構に対して不服を申し立てることができる<sup>10</sup>。

## 4 スポーツ仲裁による解決

スポーツに関する紛争は、主に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（J S A A）が取り扱っている。なお、スポーツ仲裁裁判所（C A S）もスポーツ紛争の仲裁を扱っているが、こちらは国際的な機関であり、基本的に手続きはスイスのローザンヌで行われ、その際用いるのは英語かフランス語とされており、利用しやすい紛争解決機関とはいえない。J S A Aに申し立てるメリットとしては、①裁判手続により解決することができない事案についても取り扱われる範囲が広く、裁判手続と比べて迅速に判断が下される、②申立てにかかる費用が安価である点が挙げられる。そこで、以下ではJ S A Aに対する不服申立てについてみていく<sup>11</sup>。

### (1) J S A Aとは

J S A Aは、スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体等との間の紛争の仲裁又は調停による解決を通じて、スポーツの健全な振興を図ることを目的として設立された団体である。<sup>12</sup>

### (2) スポーツ仲裁

スポーツ仲裁は、決定等に不服のある被処分者がJ S A A事務局宛に申し立てることになるが、仲裁を申し立てられた団体は仲裁手続への参加を強制されるものではなく、仲裁合意（当該紛争をJ S A Aの手続で解決するという当事者の合意）が必要である。なお、競技団体の規則中に、競技団体が行った決定に対する不服については仲裁にその解決を委ねる旨を定めている場合（自動応諾条項）には、個別の仲裁合意がなくとも仲裁合意がなされたものとみなされることになる。自動応諾条項の採択率は以下の図<sup>13</sup>のとおり2020年3月時点で59.2%である。

仲裁は、原則3名の仲裁人が仲裁パネルを組織して進められるが、仲裁人は各当事者がそれぞれ1名を選定し、その2名の仲裁人が協議によりさらに

9 J F A懲罰規程35条

10 Vリーグ機構コンプライアンス規程29条1項

11 ドーピング（アンチ・ドーピング）に関する規定は世界アンチ・ドーピング規程（W A D A - C o d e）、日本アンチ・ドーピング規程（J A D A - C o d e）に基づき手続きが行われているが、J S A A、C A Sが不服申立てを受け付ける扱いとなっている。

12 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構定款第3条

13 日本スポーツ仲裁機構HP（<http://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html>）から引用

スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況（2020年3月9日現在）（注1）

	採択 済	未採 択	検討 中	不明(注 4)	合計	採択率 (%)
JOC・JSPO・日本障がい者スポーツ協会	3	0	0	0	3	100
JOC加盟・準加盟団体（注2）	59	1	2	0	62	95.2
JSPO加盟・準加盟団体（注3）	9	6	2	0	17	52.9
小計	71	7	4	0	82	86.6
都道府県体協	30	8	9	0	47	63.8
日本障がい者スポーツ協会加盟・準加盟 団体（注5）	21	10	32	14	77	27.3
合計	122	25	45	14	206	59.2

（注1）加盟団体の数は各団体のホームページ（2016年12月31日時点）による。

（注2）特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会を除く。

（注3）重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体及び都道府県体協を除く。

（注4）回答がない等の団体。不明団体には直接架電し、確認をとっている状態又は連絡待ちの状態。

（注5）重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体を除く。現在調査中である(2017年1月現在)。

もう1名の仲裁人を選定する方式が採られている。審問期日及び審問期日外に、当事者が主張書面や証拠を提出して主張立証を行い、審問期日には、当事者及び仲裁人が一堂に会し、仲裁パネルの前で主張を行い、場合によっては証人尋問等を行う。原則として審問は1日のみである。当事者が主張立証を尽くし、手続が仲裁判断に適した段階まで進むと、審理は終結され、その審理が終わった日から原則として3週間以内に仲裁判断が下される（スポーツ団体が科した処分（決定）に対する仲裁判断については、第4節にてその内容に関する調査・分析を行っている。）。そして、J S A Aの判断（仲裁判断）は、最終的なものとされており、上訴等の手続はない。なお、J S A Aが事態の緊急性または事案の性質に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断したときには、緊急仲裁手続によるとされている。

## 第4節 スポーツ団体が科した処分（決定）に対する仲裁判断の調査・分析

### 第1 仲裁手続の概要

#### 1 スポーツ団体による不祥事処分に関する紛争

スポーツ団体においては、不祥事対応の結果として、通常、競技者等の処分対象者に対して処分（決定）を科すことになる。こうした処分（決定）については、処分対象者が、処分される理由がない、処分手続に問題がある、処分が重すぎる、というように処分内容に不満を持ち、スポーツ団体と紛争が生じることがある。

こうした不祥事処分に関する紛争の解決手段としては、①訴訟等の裁判手続、②団体内の紛争解決手続、③スポーツ仲裁手続、という大きく3つが存在する（詳細は第3節 第10 不服申立てを参照）。

しかしながら、スポーツ団体内の処分については、いわゆる「法律上の争訟」（裁判所法第3条）<sup>14</sup>に該当しない、「部分社会の法理」<sup>15</sup>といったことを理由に、①の裁判手続による解決にはなじまないとして司法審査の対象とされないことが多い<sup>16</sup>。また、②の団体内紛争解決手続については、処分を行った当該スポーツ団体自らがその処分に関する紛争を処理することになり、公正・公平な紛争解決という観点から、紛争解決機関に求められる独立性や中立性に疑義が残る。

このように、スポーツ団体による不祥事処分に関する紛争解決として、①訴訟等の裁判手続及び②団体内の紛争解決手続は十分とはいえず、これらに代替する紛争解決手段として、③スポーツ仲裁手続が存在する。

#### 2 日本スポーツ仲裁機構（J S A A）におけるスポーツ仲裁手続の概要

##### （1）J S A Aによる紛争解決手続の対象

2003年4月に日本スポーツ仲裁機構（J S A A）が設立され、現在のところ日本で唯一のスポーツ紛争を専門とする裁判外紛争解決（ADR）機関として、スポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁等の紛争解決手段が用意されている<sup>17</sup>。

14 「当事者間の具体的権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法律を適用することによって終局的に解決することができるものに限られる」（最判S56・4・7民集35・3・443等）

15 「例えば、一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の争訟のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが相当である」（最判S52・3・15民集31・2・234等）

16 司法審査が否定されたスポーツに関する紛争として東京地裁S63・9・6判タ691・236、東京地裁H4・6・22判タ807・244、東京地裁H22・12・1判タ1350・240等がある。

17 このほかに、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁、加盟団体スポーツ仲裁等の仲裁がメニューとして提供されている。

スポーツ仲裁の対象は、「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその期間が競技者等に対して行った決定」（スポーツ仲裁規則第2条第1項）である。

ここでいう競技団体とは、日本オリンピック委員会（JOC）や日本スポーツ協会（JSP O）、日本障害者スポーツ協会（JSPA）等の加盟もしくは準加盟又は参加の団体であり、競技者等とは、競技者（選手）や監督、コーチ、指導者等を指す。

この競技団体による競技者等に対して行った「決定」の典型的な例が、代表選考や、本シンポジウムで取り上げる不祥事処分（懲戒処分）である。

このように、スポーツ団体における不祥事処分に関する紛争は、通常、J S A Aのスポーツ仲裁の対象となり、J S A Aに事件として申立てがなされると、事件ごとにスポーツ仲裁パネルが構成され、審理・判断される。

なお、スポーツ仲裁として審理・判断されるためには、当事者間（スポーツ競技団体と競技者等の間）に、当該紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意<sup>18</sup>が必要である。

## （2）スポーツ仲裁パネルの判断

上述のとおり、スポーツ仲裁パネルが構成され審理された結果、仲裁判断が下されることになるが、かかる仲裁判断は、特段の事情がない限りJ S A Aにより適当な方法で公開される（スポーツ仲裁規則第37条第2項）。具体的には、J S A Aのホームページ上で公開されている（<http://www.JSAA.jp/award/index.html>）。2020年6月30日現在、J S A Aのホームページで公開されている仲裁判断57件（併合審理されている事案は纏めて1件とカウントし、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁である7件は除いている。）のうち、スポーツ団体における不祥事処分に関する紛争と考えられる事案は24件であった。こうした不祥事処分に関する紛争のこれまでの仲裁判断においては、

「競技団体が行った決定の取消しが求められている事案において、いかなる場合に取消しができるかについて、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断の先例によれば、『日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則

18 紛争ごとに個別に仲裁合意を行うことも可能であるが、それでは迅速かつ適正な紛争解決が図れないおそれがある。そこで、スポーツ団体が行った決定に対する不服についてはJ S A Aで行われるスポーツ仲裁による解決に委ねる旨の条項（自動応諾条項）を規則中に採択している場合には、仲裁合意が成立したものとみなされる（スポーツ仲裁規則第2条第3項）。

に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができるにとどまると解すべきである。』と判断されている」

等と判示され、スポーツ団体の決定（処分）が取り消される場合を次の4つの類型に分類している（いわゆる4基準）。

- ① 国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合
- ② 規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合
- ③ 決定に至る手続に瑕疵がある場合
- ④ 規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合

この判断基準が、不祥事処分に関する紛争において、現在のところほぼ唯一の判断基準として確立し、機能しているといえる<sup>19</sup>。

過去の仲裁判断の中には、スポーツ団体による処分（決定）を取り消した仲裁判断も複数存在し、どのような場合に処分（決定）が取り消されてしまうのか、失敗から学ぶという点で大変参考になる。

また、結果として取り消されなかった事案についても、その仲裁判断に至る考え方を分析することで、不祥事処分を行う上でどのような視点が重要であるか、各プロセスが求められる趣旨はどこにあるのか等、取り消された事案と同様に有益な情報を得ることができる。

## 第2 仲裁判断の調査・分析

### 1 調査・分析の概要

当委員会では、スポーツ団体における不祥事処分に関する紛争と考えられた全24件（ただし一つの事案について複数の処分（決定）が審理されているケースもあり、調査・分析した処分（決定）の数としては28件である。）について、

①不祥事の類型、事案の概要、対象となったスポーツ団体の処分（決定）内容、仲裁判断の結論、上記の4基準のうちどの基準が争点として判断されたか、争点に対する判断、参考になる判示や視点等の抽出（この結果の一部を後掲の表にまとめた）

②基準ごとに、どのようなケースでスポーツ団体による処分（決定）が取り消されたのかの傾向や判断のポイントについての分析を行った。

### 2 調査結果の概要

調査した28件のうち、基準1が争点として判断された事案が10件、そのうち、同基準をあてはめた結果、スポーツ団体が下した処分（決定）が取り消

19 JSAA-AP-2003-001, JSAA-AP-2011-002, JSAA-AP-2015-002, JSAA-AP-2015-006, JSAA-AP-2016-006, JSAA-AP-2017-001, JSAA-AP-2019-004等

された事案が8件、基準2が争点として判断された事案が12件、そのうち、同基準をあてはめた結果、スポーツ団体が下した処分（決定）が取り消された事案が5件、基準3が争点として判断された事案が10件、そのうち、同基準をあてはめた結果、スポーツ団体が下した処分（決定）が取り消された事案が3件、基準4が争点として判断された事案が2件、そのうち、同基準をあてはめた結果、スポーツ団体が下した処分（決定）が取り消された事案は存在しなかった。これらを表にまとめると、以下のとおりとなる。

〔表1〕

	争点として判断された件数	その基準をあてはめた結果、取り消された件数
基準1 決定がその制定した規則に反する	10	8
基準2 決定が規則には反しないが著しく合理性を欠く	12	5
基準3 決定に至る手続に瑕疵がある	10	3
基準4 規則自体が法秩序に違反・著しく合理性を欠く	2	0

〔表2〕

	基準1 決定がその制定した規則に反する	基準2 決定が規則には反しないが著しく合理性を欠く	基準3 決定に至る手続に瑕疵がある	基準4 規則自体が法秩序に違反・著しく合理性を欠く	備考
2003-001 除籍・登録拒否	-	○	●[告知・聴聞なし]	-	
2006-001 レースの懲戒処置	-	-	○[審問なし]	-	
2009-001	大会出場禁止1	●	-	-	
	大会出場禁止2	●	-	-	
	不適格者との決定	●	-	-	
2009-002 審査拒否	●	-	-	-	
2011-001 競技会成績取消	○	-	○[根拠規程、理由の明示]	-	
2011-002 除名処分	-	-	-	-	該当なし
2012-002 指導者登録禁止	-	-	-	-	和解
2012-004 2013-001 2013-002	-	●[重すぎる]	-	-	
2013-004 競技参加無期限停止	-	●	-	-	

2013-022	競技大会の降格処分	●	-	-	-	
2014-003	除名処分	-	●[重すぎる]	-	○	
2014-008	監督解任	●	-	-	-	
2015-001	謹慎処分	-	-	-	-	付言参照
	除名処分	-	-	-	-	
2015-002	監督解任	-	○[事実誤認]	○[弁明の機会]	-	不利益処分であることを否定
2015-004	正会員とすることの保留	-	-	-	-	「競技者等」に該当せず却下
2015-006	県事業でのベンチ入り永久禁止（指導は可能）	-	○[重さ妥当]	○[弁明の機会, 事実と理由の明記]	-	
2015-007	出場禁止	-	-	-	-	和解
2016-006	会員登録停止	-	○	○[弁明の機会]	-	付言参照
2016-007	競技大会での警告	○	○[相当性あり]	(○)	(○)	
2016-008						
2017-001	3か月活動停止	-	-	●[処分対象事実の不特定]	-	
2017-004	審判員としての派遣しない	△[ルール(慣行)について判断]	○	○[弁明の機会]	○	不利益処分であることを否定
2018-003	3年間資格停止	●	-	●[弁明の機会]	-	2016-003引用
2018-008	無期登録抹消	-	●[事実誤認]	-	-	
2018-011	無期登録認めない	-	●[重すぎる]	-	-	
2019-004	選考会無期限出場禁止	●	-	-	-	
件数		8/10	5/11	3/10	0/2	

※1 J S A Aによる事件番号のうち、「J S A A - A P」の部分は省略している。

※2 「○」は争点として判断されたこと、「●」は判断された結果取り消されたことを意味する。

### 3 各基準ごとの分析

#### (1) 基準1 - 「国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合」

基準1類型において最も多いのは、国内スポーツ連盟自身が規則に定められた根拠規定についての解釈や事実のあてはめが争いとなるケースである。処分（決定）が規則に反するか否かという基準の性格上、個々の規則（規定）の解釈や事実のあてはめが問題となるため、基準を判断するにあたっての一般的な判断要素を適示した事案は見当たらなかった。

規則（規定）の解釈にあたっては、文理解釈のほか、その他の規則（規定）との整合性から解釈したり（2014-008, 2019-004）、民法等における考え方（2011-001（表見代理）、2015-002（準委任契約の性質）や法律不遡及の原則（2009-001事件）といった法の一般原則等を用いた判断がなされている。

規則（規定）の解釈の結果、処分（決定）を下すための要件を欠いている場合には、当然ながら、当該処分（決定）は取り消されることになる（2009-002, 2013-022, 2019-004）。

他方、特段の規則（規定）の解釈は行わず、要件へのあてはめの結果、要件を充足していないことを理由に取り消された事案もある（2018-004）。

その他特殊なものとして、処分（決定）を下すにあたっての明文の根拠規定がない場合において、実際の運用実態から一定の「ルール（慣行）」を認定し、当該ルール（慣行）に反していたか否かを判断した事案があった（2017-004）。もっとも、処分（決定）を下すにあたって明文の根拠規定がない場合、処分対象者に対する予測可能性がなくなってしまう、処分の安定性という点でも問題がある。

したがって、2017-004ケースのように、ルール（慣行）を認定し、当該ルール（慣行）に反していたか否かを判断するケースは特殊なものと考えべきであり、根拠規定がない場合には早急に整備を行う必要がある。

なお、基準1については、他の基準に比べて取り消されたケースの割合が多かった。スポーツ団体においては、規則（規定）の要件該当性判断やあてはめにあたって、慎重な判断が求められているといえよう。

#### (2) 基準2 - 「規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合」

基準2類型については、その多くは、処分（決定）自体は規則（規定）に定められた要件を充足しているものの、その処分（決定）の内容（程度や軽重）が問題となったケースである（2012-004, 2014-003, 2015-006, 2016-006, 2018-008・011）。

当該処分（決定）が重すぎると判断された場合には、「著しく合理性を欠く」

ものとして、取り消されることになる（いわゆる比例原則違反）。

当該処分（決定）が重すぎるか否かの判断にあたっての考慮要素としては、過去の事案から次のような事情が挙げられる。

- ① 処分対象行為の行為態様（全事案）
- ② 決定（処分）の内容・不利益の程度（全事案）
- ③ 処分対象者の地位や立場（2015-006, 2016-006）
- ④ 処分対象行為を行った動機・目的（2012-004）
- ⑤ 他の処分との均衡（2016-006）
- ⑥ 決定（処分）前の処分対象者の対応・行動（2014-003）
- ⑦ 懲戒処分後に、同決定（処分）の解除・短縮の余地の有無（2015-006）
- ⑧ 処分対象行為が、規則の趣旨に反しているか否か（2014-003）

一概には言えないものの、無期限の資格停止や除名処分、無期の登録を認めないといった、スポーツ権の中核ともいべきスポーツへの参加（指導者の場合であれば指導すること）を強く制限する処分（決定）については、制裁として重すぎるということで取り消されるケースが多いように思われる（2012-004, 2013-004, 2014-003, 2018-008）。

また、「著しく合理性を欠く」と判断される事案としては、処分（決定）が重すぎる場合の他に、処分理由にあたる具体的事実が明らかでなく、また、事実を明らかにするために行われた調査が不十分で処分を下すべき前提が欠けている場合が挙げられる（2018-008・011）。

なお、処分（決定）を下すべき前提（事実）については、後述の弁明の機会の付与等にも大きく影響するものであり、処分（決定）を行うにあたっての、重要なポイントといえる。

### （3）基準3－「決定に至る手続に瑕疵がある場合」

基準3類型は、処分（決定）に至る手続に瑕疵が認められる場合には取り消すことができる、というものである。

スポーツ団体、とりわけNFにおいては、懲罰等の不利益処分を行う権能を独占的に保持しており、当該処分対象者の権利利益の保護の観点から、適正手続（憲法31条）が保障されなければならない。

行政機関が行政処分を行うにあたっては、処分対象者に対して、聴聞や弁明の機会を付与し、処分対象となる事実・理由を明示すること等が要請されており、その趣旨は、公共的性格を有するスポーツ団体による懲戒処分・不利益処分にも及んでいる。

過去の仲裁判断では、適正手続の保障の中でも、弁明・聴聞の機会が付

与されなかったという主張がなされるケースが多いといえる（2003-001, 2015-002, 2015-005等）。

弁明の機会が与えられなければ直ちに処分（決定）が取り消されるわけではない。弁明の機会の付与を始めとする手続的な不備があった場合であっても、手続的瑕疵として処分（決定）が取り消されるか否かは、当該処分（決定）の目的や性質、被処分者の事情、処分の態様や程度その他一切の事情を斟酌しつつ個別的に決せられると考えられている（2015-006）。

調査の結果、手続的瑕疵を理由に処分（決定）が取り消されたケースは3件あり、処分の理由となった対象事実が不明確であり、そのために弁明の機会の前提たる事実の告知が実質的になされていないケース（2017-001）、不意打ち的に処分（決定）を受けたようなケースであった（2003-001, 2018-003）。いずれも処分対象者の防御権が保障されているとは到底認められないケースであったといえる。

基準1類型及び2類型に比べると基準3類型により処分（決定）が取り消されたケースの割合は少ないといえるが、適正手続を保障しながら処分手続を進めていくことは、事実認定や規則（規定）へのあてはめを慎重に行うことに繋がり、ひいては、当該スポーツ団体に対するステークホルダーの信頼の確保に繋がるものであり、軽視してはならない。

なお、重要な手続きの一つである「弁明の機会の付与」については、2015-006事件及び2016-006事件において、その趣旨やポイントについて詳しく触れられているので、参考にしていただきたい。

#### （4）基準4 - 「規則自体が法秩序に違反もしくは著しく合理性を欠く場合」

調査の結果、基準4類型が問題となったケースはわずか2件であり、取り消されたケースは存在しなかった。規則自体、すなわち、処分に関する実体規程や手続規程が存在しないということはあっても、その内容が著しく合理性を欠くということは、通常のスポーツ団体では考えがたいことであり、この調査結果は妥当なものであると考える。

## 4 まとめ

処分手続では、除名処分や資格停止、資格の剥奪といった処分も行われ、スポーツ関係者にとって相当に重い不利益処分であり、間違いがあってはならない。

J S A Aの仲裁判断は、事例判断ではあるものの、前述のとおり、スポーツ団体にとっては、不祥事処分はどのような手続を経るべきなのか、どのような点に注意し判断しなければならないのか、といった観点から非常に有益な情報である。

この仲裁判断の調査・分析が、処分手続を適正に履践し、もって処分対象となったスポーツ関係者の権利保障、被害者側の権利回復に資することになり、スポーツの公正性・公平性の確保の一助になれば幸いである。

## 第5節 スポーツ不祥事に対する第三者委員会の調査

### 第1 調査の概要

#### 1 第三者委員会とは

第三者委員会とは、団体において、不祥事が発生した場合もしくはそれが疑われる場合に、団体から独立した委員をもって構成された委員会によって、調査を実施し、事実認定を行い、その事実から不祥事の原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策を提言する委員会である。そして、その結果、第三者委員会が起案した報告書が調査報告書である。一般的には、この調査結果である調査報告書を公表することによって、その団体の信頼と持続可能性を回復させる役割を持つと言われている。また、当該不祥事の被害者を救済するという機能を有する。

このような客観的な調査が高度に要求される第三者委員会は、殊にその独立性と中立性の確保が不可欠である。

そのため、委員会を構成する委員は、利害関係者を回避すべきであり、さらに、事案の性質により、多角的視点からの分析も要求されるため、学識経験者、ジャーナリスト、臨床心理士及び弁護士等の有識者を加えることが望ましいといわれている。

#### 2 第三者委員会による調査報告書に関する調査の概要

上記のような第三者委員会の特徴を踏まえ、スポーツ団体に対する第三者委員会による調査について、蓄積された17事案の調査報告書の調査及び分析を実施した。

調査結果は、以下のとおりである。

番号	報告書名 (作成日)	依頼者	調査 主体	人数	構成	調査実施期間	ヒアリング人数
1	日本レスリング協会 調査報告書 (H30.4.5)	公益財団法人日本レスリング協会	第三者委員会	3名	全員弁護士	H30.3.9～ H30.4.5	19名（うち複数回2名）

2	体罰調査委員会 報告書 (H25.5)	東京都教 育委員会	体罰調 査委員 会	10名	都の職員を中 心に数人の有 識者 (非弁護 士) 臨床心理士も メンバーに含 まれている。	4校で実施 雪谷高校： H25.2.20～ H25.3.6 片倉高校： H25.2.18～ H25.2.27 保谷高校： H25.2.22～ H25.3.15 国分寺高校： H25.3.18～ H25.3.28	雪谷高校：44名 (教職員，生徒， 保護者) 片倉高校：32名 保谷高校：57名 国分寺高校：42 名
3	読売巨人軍選手3 名による有害行 為に関する調査 結果報告書 (要 旨) (H27.11.10)	日本プロ フェッ ショナル 野球組織	調査委 員会 (常 設)	3名	弁護士1名 公認会計士1名 元選手1名	H27.10.5～ H27.11.10	対象選手3名 選手の知人3名 コーチ等3名 上記知人が経営 する飲食店に 行っていた選手 3名 計12名
4	将棋ソフト使用 事件について の調査報告書 (概要版) (H28.12.26)	日本将棋 連盟	第三者 委員会	3名	全員弁護士	H28.10.27～ H28.12.26	正確な人数は不 明 (「多数の棋 士」)
5	JOC オリン ピック誘致不正 調査報告書 (H28.8.31)	公益財団 法人日本 オリン ピック委 員会 (JOC)	組織内 調査 チーム	5名	弁護士2名 (う ち1名は大学教 授兼務) 公認会計士1名 オブザーバー として JOC 専 務理事および 東京都総務局 審理担当部長 の各1名	H28.5.25～ H28.8.31	合計34名，延べ 37名
6	NPB 統一球問 題調査報告書 (H25.9.27)	日本プロ フェッ ショナル 野球組織	第三者 委員会	委員： 3名 アドバイザー： 1名	委員は全員弁 護士	不明	のべ42名，計77 時間
7	アイスホッケー 連盟第三者委員 会調査報告書要 旨 (H27.9.25)	公益財団 法人日本 アイス ホッケー 連盟	第三者 委員会	3名	弁護士2名 公認会計士1名	平成27年7月 27日から同年 9月26日まで	8名 + 当該旅行 会社

8	フェンシング協会第三者委員会最終報告書 (H26.2.26)	公益社団法人日本フェンシング協会	第三者委員会	5名	弁護士4名 公認会計士1名	H25.12.11～ H26.2.26	25名
9	プロ野球有害行為問題調査委員会調査結果報告書(要旨) (H28.3.22)	日本プロフェッショナル野球組織	第三者委員会	3名	弁護士2名 公認会計士1名	H28.3.10～ H28.3.22	4名(うち、1名に関しては聴取拒否)
10	関東学生アメフト連盟調査報告書 (H30.5.29)	関東学生アメリカンフットボール連盟	規律委員会	3名	連盟理事3名 (うち1名は審判資格保有者) 連盟監事兼弁護士1名	H30.5.10～ H30.5.28	合計19名 日大関係者(前監督, コーチ2名), 関学大関係者(監督, ディレクターほか), 本試合の審判クルーの一員
11	公益財団法人全日本柔道連盟振興センター助成金問題に関する第三者委員会最終報告書 (H25.6.21)	公益財団法人全日本柔道連盟	第三者委員会	5名	弁護士3名 公認会計士2名	H25.3.26～ H25.6.21	のべ23名
12	桜宮高校バスケット部報告書 (H25.4.30)	大阪市教育委員会	第三者委員会	5名	弁護士	不明	不明
13	日本プロゴルフ第三者委員会調査報告書 (H26.5.26)	公益社団法人日本プロゴルフ協会	第三者委員会	3名	弁護士3名 ※委員長なし	H26.4.18～ H26.5.26	27名
14	京都府立網野高等学校体罰事象調査報告書 (H25.3)	京都府教育委員会調査チーム	調査チーム(教育委員会職員が中心)	10名	教育委員会職員7名 外部有識者3名(弁護士, 大学教授, カウンセラー)	H25.2.5～ H25.3.18	30名余
15	公益財団法人全日本柔道連盟第三者委員会報告書 (H25.3.12)	公益財団法人全日本柔道連盟	第三者委員会	5名	・弁護士 ・精神科医 ・空手家 ・日本サッカー協会副会長 ・慶応大学柔道部コーチ	H25.2.13～ H25.3.8	約20名(人数を明らかにすることを拒む聴取対象者が存在)

16	日本体操協会 第三者委員会 調査報告書 (H30.12.6)	公益財団 法人日本 体操協会	第三者 委員会	5名	弁護士（なお 委員の弁護士 に加えて補助 者として弁護 士5名）	H30.9.10～ H30.11.25	25名
17	日本テニス協会 の暴力・ハラス メント事実調査 結果について (H25.9.19)	公益財団 法人日本 テニス協 会	第三者 委員会	3名	日本テニス協 会とかかわり を持たない弁 護士を含む3名	H25.4～ H25.7	調査対象者65名 のうち、一部。

## 第2 第三者委員会による調査の分析

### 1 はじめに

上記のとおり、本調査・分析は、公開されている第三者委員会による調査報告書のうち17事案について行った。

なお、調査対象のうち、パワハラに関するものが4事案（事案1, 15, 16, 17）、体罰に関するものが3事案（事案2, 12, 14）、賭博等犯罪行為に関するものが2事案（事案3, 9）、競技上の不正ないし反則行為に関するものが2事案（事案4, 事案10）、外部との契約に関するものが1事案（事案5）、競技上の器具の仕様の無断変更によるものが1事案（事案6）、補助金等の金銭の不正受給ないしは不正利用に関するものが3事案（事案7, 8, 9）、暴力団との不正な関わりに関するものが1事案（事案13）である。

このように、今回の調査対象の類型は、多種多様であり、それらの比較検討において、内容の詳細な分析は困難なため、形式面（人数・期間等）の簡易な分析に留まっている。

### 2 調査委員の構成について

調査委員は、おおむね弁護士のみか、弁護士を含む構成となっている。

弁護士を全く含まない事案は、1事案（事案2）のみである。同事案は、都内の全公立学校において体罰の実態調査を行うもので、何らかの事件を前提とした調査ではない。調査の結果、暴行・暴言等が確認され、一定の提言がなされているが、法的な整理はできていない。

体罰やパワハラといった、一定程度、聴取者の精神的な面を考慮する必要があると思われる事案は、7事案（事案1, 2, 12, 14, 15, 16）ある。そのうち、臨床心理士等の専門家が調査委員に含まれる事案は、3事案（事案2, 14, 15）であり、半数にとどまる。なお、パワハラ的事案であるが、調査票の郵送に対する回答による調査にとどまる事案17は除いた。

競技上のルールの適用ないしは解釈に関する事案は1事案（事案10）あるが、調査委員には、審判資格保有者が含まれている。

事案に応じて、必要な専門家を調査委員に含む必要があることは当然である

が、体罰等聴取者の精神面を考慮しなければならない事案において、臨床心理士等の専門家が含まれていない事案（事案2, 14, 15）、体罰の調査であり、法的な前提が必要と思われるが弁護士が含まれていない事案（事案2）もあり、調査委員にさらに調査の内容に応じた多様な人材を含む必要があると考えられる。特に、2019年6月に策定されたスポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉の原則12（3）では、「危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること」と定められており、当該スポーツ団体から独立した人材による、客観的・中立的な調査の実施が求められているといえる。

### 3 調査期間について

調査期間は、12日（事案9）から3か月程度（事案7）と大きく差がある。調査人数、調査の内容によって当然その期間には差が出ている。

調査対象人数が多数いる場合、その期間は長くなる傾向にあるが、調査委員が弁護士等の外部の専門職でない場合にはその期間は短くなっている。

また、補助金の不正や経費使い込みといった経済的な問題の事案（事案7, 8, 9）では、調査内容はおのずと複雑となり、調査対象人数にかかわらず、調査期間は長くなる傾向にある。

### 4 その他

パワハラについては、厚生労働省の下で作成された「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」を参照し、① 優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること、② 業務の適正な範囲を超えて行われること、③ 身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること、の3要素をもとに、それぞれの組織、規定等を踏まえて、検討をしている（事案1, 16）。

また、予防的に調査を行い（事案17）、提言をしたものがある。

## 第6節 おわりに

当部会では、「スポーツ団体における不祥事対応～処分手続の現状と課題～」をテーマに、第2節では、スポーツ団体に対するアンケート調査の結果をもとに、スポーツ団体における不祥事対応の現状分析について報告し、第3節では、スポーツ団体における不祥事調査・処分手続について法的な観点からの解説を行った。また、第4節では、仲裁判断の調査・分析からスポーツ団体が科した不祥事処分に対する仲裁判断の傾向について報告し、第5節では、不祥事に対する第三者委員会による調査の分析結果について報告を行った。

まず、第2節のアンケート調査については、短期間の回答期間にもかかわらず、数多くの団体からのご協力を得ることができた。ご協力いただいたすべての皆様に心より御礼申し上げたい。

今回のアンケート調査の結果は、具体的なデータから議論することを可能とする貴重なデータであり、今後、不祥事対応への社会の関心が高まるとされる状況の下で、スポーツ団体が、これから取り組むべき方向性について、多くの示唆を得ることができるとされる。弁護士の介入による不祥事の予防の可能性や、他の団体の対応状況を知り、自分の団体における弁護士介入の必要性について今一度考える機会を持って頂き、これからの団体運営に役立てて頂くことを期待するばかりである。

次に、第3節の解説については、スポーツ団体における不祥事処分において「あるべき姿」を示すものとして、スポーツ法分野に弁護士が介入するにあたり、実務経験に触れる機会や研修を補うものとして、役立てていただけるような内容となっている。また、十分ではないかもしれないが、アンケート調査結果を踏まえた解説も心掛けており、関係者のニーズに直結する情報を提供できたと確信している。

そして、第4節の不祥事処分に対する仲裁判断の分析結果、また、第5節の第三者委員会の調査の分析結果については、不祥事対応の在り方について関係者が検討するために非常に役立つ内容となっており、今回の報告が、今後の更なる分析の足掛かりとなることが大いに期待される。

最後に、当部会の報告において、アンケート調査は一つの目玉であった。これらによって、スポーツ団体の不祥事処分に関する最新の情勢を把握でき、かつ、これからのスポーツ団体の不祥事処分のあり方について具体的な分析と考察が可能となった。改めて、このように充実した報告を可能としていただけただけの機関と関係者に対して心から感謝申し上げたい。

今回のアンケート調査の結果は、各種スポーツ団体に、様々な示唆を与えられ、今後、今回の調査結果を確実に上回り、見られた課題が大きく改善も

しくは克服できたと言えるような状況となるよう、スポーツを愛する全ての関係者に協力をお願いしたい。そして「あるべき姿」について、すべての関係者が一定の共通した意識を持ち、その実現に取り組むことができれば、より高い次元で、スポーツにおける公正性・公平性の実現に資することは確実であると思われる。

我々、弁護士もその一翼を担うことができると信じており、本報告が、その端緒になり得るならば、この上ない喜びである。

以上

## 2020年度シンポジウム委員会活動報告

定例会議

[2019年]

月日	活動内容
9月17日 第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長，事務局長選任</li> <li>・9月27日の2019年度シンポへの出席，見学の呼びかけ</li> <li>・各委員の自己紹介兼，アイデア及び意見の披瀝</li> <li>・委員会，シンポ及び報告書準備の進め方について協議</li> <li>・委員会日程，予算について確認</li> </ul>
10月15日 第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副委員長（十国会枠）の選任</li> <li>・事務局次長の選任</li> <li>・委員会の活動方針について協議</li> <li>・部会の編成</li> <li>・第3回委員会の議題及び検討テーマについて確認</li> </ul>
11月11日 第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会員構成についての執行部からの報告</li> <li>・各部会報告</li> <li>・報告書と今後のスケジュールについて確認</li> <li>・第4回委員会の議題について確認</li> </ul>
12月9日 第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員選任等についての執行部からの報告</li> <li>・各部会報告</li> <li>・シンポジウムの題名について協議</li> <li>・アンケート調査について協議</li> <li>・準備のスケジュール確認</li> <li>・関連するスケジュール及び行事について確認</li> <li>・第5回委員会の議題について確認</li> </ul>

[2020年]

月日	活動内容
1月16日 第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会報告</li> <li>・2020年度事業計画書及び予算要望書の提出について確認</li> <li>・関弁連会報第111号「委員会活動報告」の原稿について協議</li> <li>・準備のスケジュール確認</li> <li>・関連するスケジュール及び行事について確認</li> <li>・第6回委員会の議題について確認</li> </ul>
2月17日 第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会報告</li> <li>・2020年9月の委員会開催の有無及び前日準備について</li> <li>・シンポジウム広報の方法について協議</li> <li>・準備のスケジュール確認</li> <li>・関連するスケジュール及び行事について確認</li> <li>・第7回委員会の議題について確認</li> </ul>

第7回委員会 (メーリングリストによる持ち回り審議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会報告</li> <li>・大会宣言案について協議</li> <li>・準備のスケジュール確認</li> <li>・関連するスケジュール及び行事について確認</li> <li>・第8回委員会の議題について確認</li> </ul>
4月15日 第8回委員会 (WEB会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会報告</li> <li>・大会宣言案について協議</li> <li>・準備のスケジュール確認</li> <li>・関連するスケジュール及び行事について確認</li> <li>・第9回委員会の議題について確認</li> </ul>
5月21日 第9回委員会 (WEB会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会報告</li> <li>・大会宣言案について協議</li> <li>・シンポジウムテーマの副題について協議</li> <li>・シンポジウムの構成について協議</li> <li>・準備のスケジュール確認</li> <li>・関連するスケジュール及び行事について確認</li> <li>・第10回委員会の議題について確認</li> </ul>
6月17日 第10回委員会 (WEB会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会報告</li> <li>・大会宣言案について協議</li> <li>・シンポジウムの構成について協議</li> <li>・シンポジウムの開催方法について協議</li> <li>・準備のスケジュール確認</li> <li>・関連するスケジュール及び行事について確認</li> <li>・第11回委員会の議題について確認</li> </ul>
7月16日 第11回委員会 (WEB会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会報告</li> <li>・大会宣言案について協議</li> <li>・シンポジウムの構成について協議</li> <li>・シンポジウムの開催方法について協議</li> <li>・準備のスケジュール確認</li> <li>・関連するスケジュール及び行事について確認</li> </ul>
8月26日 第12回委員会 (WEB会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会報告</li> <li>・シンポジウムの進行次第, タイムスケジュール, 役割分担の確認及び決定</li> <li>・シンポジウムの当日の資料確認</li> <li>・当日準備のスケジュール確認</li> <li>・報告書の進行状況確認</li> <li>・リハーサルの確認</li> </ul>
9月16日 第13回委員会 (WEB会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウムの進行次第, タイムスケジュール, 役割分担確認</li> <li>・シンポジウムの当日配布資料確認</li> <li>・ウェビナーを使用するリハーサル(当日と同じ内容)</li> <li>・前日打合せ確認</li> </ul>

## 2020年度関弁連シンポジウム報告書執筆者

ご挨拶	2020年度関東弁護士会連合会	理事長 伊藤 茂昭	
第1章 障害者スポーツの現状と諸問題			
1節 はじめに		飯島 俊	
2節 障害者スポーツの現状		]	
第1 障害者スポーツの実施人口・実施率			齋藤 真弘
第2 障害者スポーツへの社会の注目			船井 克矢
第3 障害者スポーツ団体の現状			
3節 障害者スポーツ大会の歴史			
第1 パラリンピック		伊丹 郁人	
第2 デフリンピック		三輪 渉	
第3 スペシャルオリンピックス		三輪 渉	
4節 障害者スポーツの法制度			
第1 障害者スポーツに関連する国内法制の概要		吉田 哲也・劉 セビョク	
第2 障害者スポーツに関連する海外の法制		劉 セビョク	
5節 「クラシフィケーション」(障害者スポーツにおけるクラス分け)			
第1 クラス分け(クラシフィケーション)とは		加藤 英輔	
第2 クラス分け(クラシフィケーション)の歴史		加藤 英輔	
第3 クラシフィケーションの実施手続		長谷川 佳英	
第4 不服申立手続		長谷川 佳英	
第5 具体例		堀内 賢人	
6節 代表選考			
第1 「代表選考」とは		多賀 啓	
第2 代表選考の仕組み		多賀 啓	
第3 代表選考において求められる公正さ		多賀 啓・造力 宣彦	
第4 不服申立手続		多賀 啓・造力 宣彦	
第5 事例		多賀 啓	
7節 スポーツ仲裁			
第1 スポーツ仲裁の意義		中嶋 翼	
第2 スポーツ仲裁の手続き		中嶋 翼	
第3 仲裁自動応諾条項		中嶋 翼	
第4 障害者スポーツ団体と仲裁自動応諾の現状		田原 洋太	
8節 結びに		徳田 暁	

第2章	スポーツ団体における不祥事対応 ～処分手続の現状と課題～		
1節	はじめに	合田 雄治郎	
2節	アンケートに基づくスポーツ団体における 不祥事対応の現状	]	
第1	アンケート調査の概要		岩橋 一登
第2	アンケート調査の結果		松原 範之
第3	スポーツ団体における不祥事対応の現状分析		澤井 真洋
3節	スポーツ団体における不祥事調査・処分手続		
第1	平時の準備：規程の整備・確認	堀口 雅則	
第2	調査の端緒（通報・報道・発見）	坂井田 慧	
第3	通報相談窓口について	畑中 淳子	
第4	調査開始の判断	牧瀬 公毅	
第5	調査担当者の選定	飯村 尚志	
第6	調査の実施	安田 栄哲	
第7	事実の認定・証拠の評価	中村 亮平	
第8	弁明の機会付与	濱田 玄樹	
第9	処分内容の決定・通知・公表	澤田 美穂子	
第10	不服申立て	三科 俊	
4節	スポーツ団体が科した処分（決定）に対する 仲裁判断の調査・分析	]	
第1	仲裁手続の概要		飯田 研吾
第2	仲裁判断の調査・分析		岩田 祐志 渡邊 健太郎
5節	スポーツ不祥事に対する第三者委員会の調査		
第1	調査の概要	出井 宏幸	
第2	第三者委員会による調査の分析	草薙 篤	
6節	おわりに	松原 範之	
2020年度シンポジウム委員会活動報告 報告書執筆者一覧		]	
2020年度シンポジウム委員会委員名簿 あとがき			澤井 真洋 左部 明宏

## 2020年度シンポジウム委員会委員名簿

- ◆委員長 左 部 明 宏 (神奈川県)
- ◆副委員長 合 田 雄治郎 (第一東京) ※不祥事部会部会長兼務  
徳 田 暁 (神奈川県)  
飯 島 俊 (神奈川県) ※参加権部会部会長兼務  
松 原 範 之 (神奈川県)  
澤 井 真 洋 (千葉県)  
菅 沼 圭 (静岡県)
- ◆事務局長 阿 部 新治郎 (神奈川県)
- ◆事務局次長 堀 口 雅 則 (第二東京)
- ◆委員 伊 丹 郁 人 (東京) 斎 藤 真 弘 (東京)  
造 力 宣 彦 (東京) 中 嶋 翼 (東京)  
船 井 克 矢 (東京) 長谷川 佳 英 (東京)  
多 賀 啓 (第一東京) 畑 中 淳 子 (第一東京)  
劉 セビョク (第一東京) 渡 邊 健太郎 (第一東京)  
飯 田 研 吾 (第二東京) 田 原 洋 太 (第二東京)  
安 田 栄 哲 (第二東京) 齋 藤 信 子 (神奈川県)  
澤 田 美穂子 (神奈川県) 濱 田 玄 樹 (神奈川県)  
三 輪 涉 (神奈川県) 山 本 紘太郎 (神奈川県)  
小 池 清 仁 (埼玉) 出 井 宏 幸 (埼玉)  
森 田 智 博 (埼玉) 岩 橋 一 登 (千葉県)  
大 西 敦 (茨城県) 大和田 理 (茨城県)  
飯 村 尚 志 (栃木県) 吉 田 哲 也 (栃木県)  
草 薙 篤 (群馬) 牧 瀬 公 毅 (群馬)  
岩 田 祐 志 (静岡県) 加 藤 英 輔 (山梨県)  
堀 内 賢 人 (山梨県) 唐木沢 正 晃 (長野県)  
坂井田 慧 (長野県) 中 村 亮 平 (新潟県)  
三 科 俊 (新潟県)
- ◆担当常務理事 澤 田 雄 二 (栃木県)

## あとがき

2020年は人類が新型コロナウイルスに蹂躪された年として歴史に刻まれるであろう。私たちの日常が決して当たり前に戻されるのではなく、極めて脆いものであるということを感じさせられた。東京2020オリンピック・パラリンピックも1年延期され、その開催についても予断を許さない状況である。

私たちが本シンポジウムにおける「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために」というテーマを選択したのは、今から約1年前、東京オリンピック・パラリンピック開催まで1年を切り、世間の期待が高まっていた時期である。オリンピックイヤーでスポーツに関心が高まっているこの時期に、改めてスポーツをする権利の意義を確認すべく上記テーマを取り上げることにした。しかし、新型コロナウイルスの猛威は、スポーツを取り巻く状況を一変させた。新型コロナウイルスによる感染症が蔓延している状況下において、多くのスポーツ大会は中止となり、スポーツ活動は制限され、競技の観戦も思うように出来なくなった。だが、このような状況に直面することにより、人間にとって安全、安心な環境の下で思う存分スポーツを楽しみ、全力を尽くして競い合うことが、人間らしい生活を営む上でどれだけ重要であるのかということ、より深く考えさせられることとなったのではないかと。

本シンポジウムの研究を進めるに際し、新型コロナウイルス状況下においては現地取材をすることがほとんど出来ず、また委員が集まって会議をして検討を重ねることもほとんど出来なかった。それにも関わらず、本シンポジウムを実現することが出来たのは、各委員の頑張りによるものであり、称賛に値する。特に、合田雄治郎部会長、飯島俊部会長をはじめ各部会員がWebを駆使して精力的に調査・研究を進めてくれた。皆の奮闘がなければ、本シンポジウムは成り立たなかったであろう。また、新型コロナウイルス感染症が蔓延する厳しい状況下にもかかわらず、Webアンケートや聞き取り調査に数多くのスポーツ団体、障害者団体等の関係団体が快く協力して下さった。感謝至極である。そして、本報告書の取纏めを担当した澤井真洋委員、関弁連事務局の濱田佳余子様、大野靖枝様に対してもその労に対し感謝を申し上げたい。

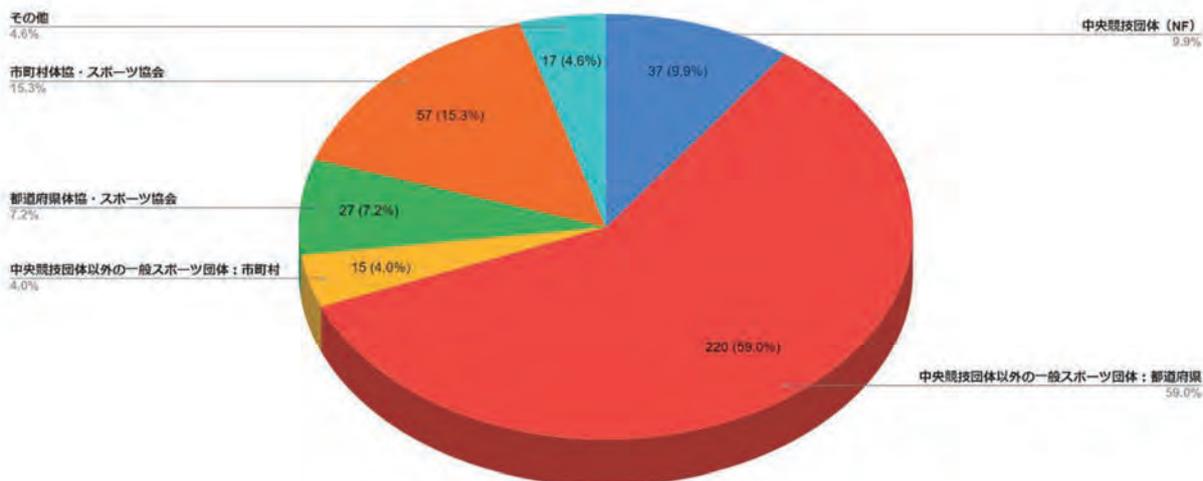
スポーツを安全・安心な環境の下で思う存分楽しみ、全力を尽くして競い合うためには、参加者のスポーツ権が保障され、スポーツが公正かつ公平なものでなければならぬ。そして、とりわけ勝敗をつけることを本質としている競技スポーツについては、その要請は強い。そのために法律家は何をすることが出来るのだろうか。本シンポジウムにおける研究成果がその要請に資するものとなれば幸いである。

関東弁護士会連合会2020年度シンポジウム委員会  
委員長 左 部 明 宏

# 関東弁護士会連合会 2020 シンポジウム (2020/9/25) アンケート調査結果

(アンケート結果は令和2年6月20日時点での回答を集計したものです。)

## 質問① 1 : 貴団体の種類をご教示ください①



【基本情報】 回答期間：2020/6/1～2020/6/20

団体の種類	回答数	構成比率
中央競技団体 (NF)	37	9.9%
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県 (広域団体含む)	220	59.0%
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村	15	4.0%
都道府県体協・スポーツ協会	27	7.2%
市町村体協・スポーツ協会	57	15.3%
その他 (プロリーグ主催団体等)	17	4.6%
団体合計	373	100%

質問① 2：貴団体の種類をご教示下さい②

特定非営利活動法人

1.6%

公益社団・財団法人

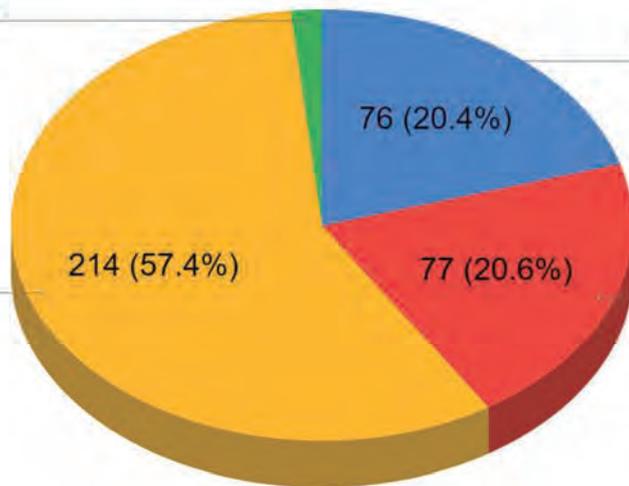
20.4%

法人以外

57.4%

一般社団・財団法人

20.6%



質問① 2：貴団体の種類をご教示下さい②

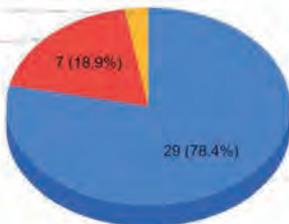
中央競技団体 (NF)

法人以外

2.7%

一般社団・財団法人

18.9%

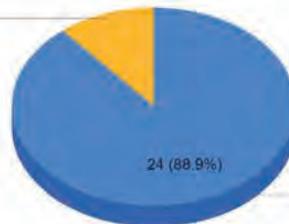


質問① 2：貴団体の種類をご教示下さい②

都道府県団体協・スポーツ協会

法人以外

11.1%



質問① 2：貴団体の種類をご教示下さい②

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県

特定非営利活動法人

0.9%

公益社団・財団法人

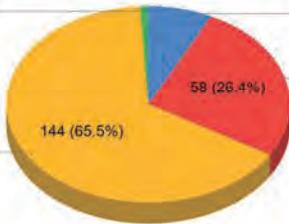
7.3%

一般社団・財団法人

26.4%

法人以外

65.5%



質問① 2：貴団体の種類をご教示下さい②

市町村団体協・スポーツ協会

特定非営利活動法人

1.8%

公益社団・財団法人

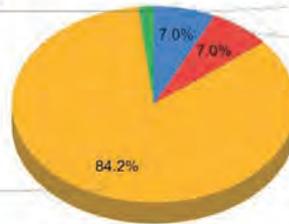
7.0%

一般社団・財団法人

7.0%

法人以外

84.2%

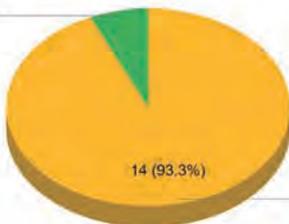


質問① 2：貴団体の種類をご教示下さい②

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村

特定非営利活動法人

6.7%



質問① 2：貴団体の種類をご教示下さい②

その他

特定非営利活動法人

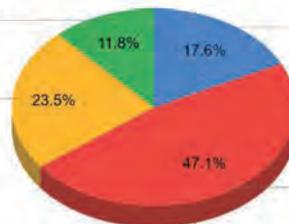
11.8%

公益社団・財団法人

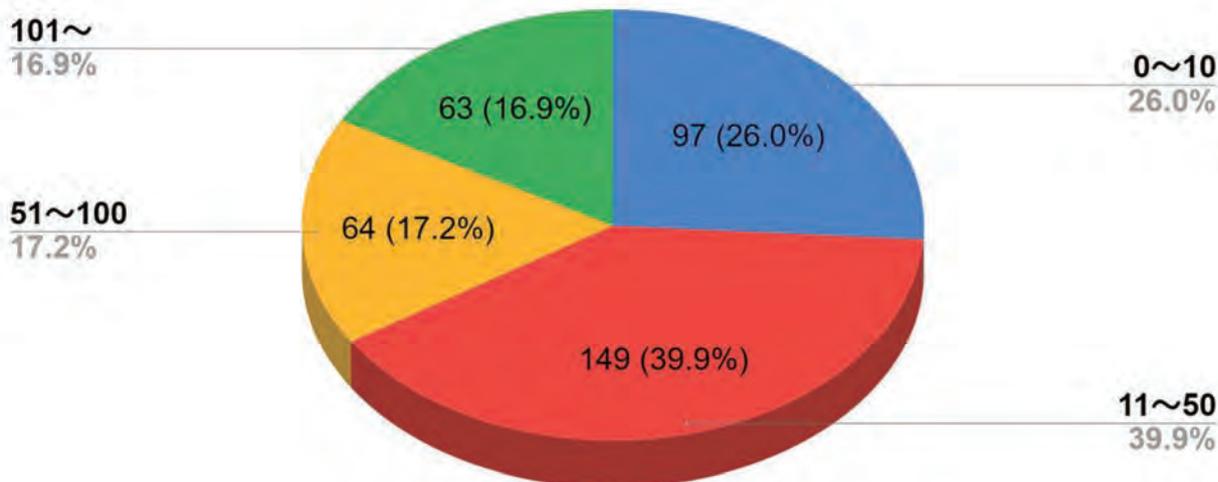
17.6%

法人以外

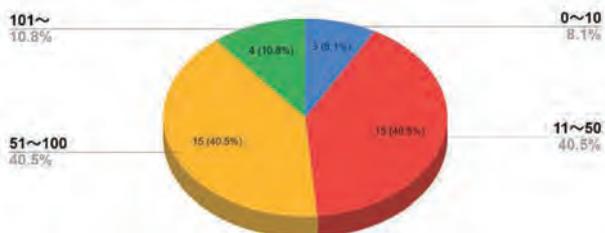
23.5%



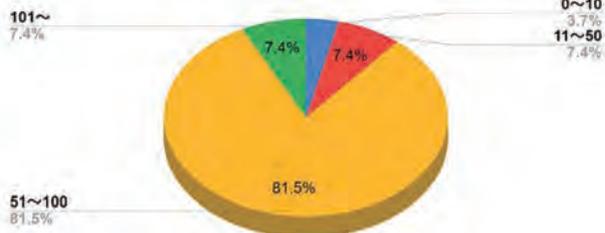
質問① 3：貴団体の加盟団体数をご教示下さい。



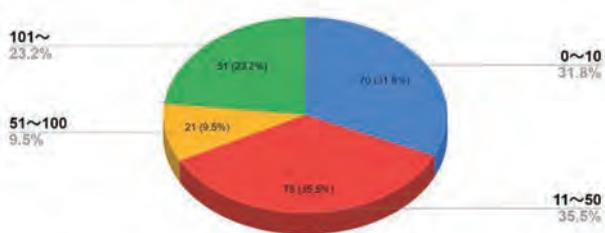
質問① 3：貴団体の加盟団体数をご教示下さい。  
中央競技団体 (NF)



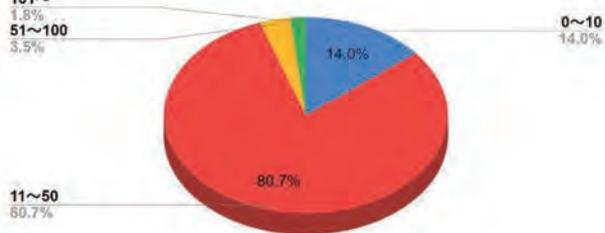
質問① 3：貴団体の加盟団体数をご教示下さい。  
都道府県体協・スポーツ協会



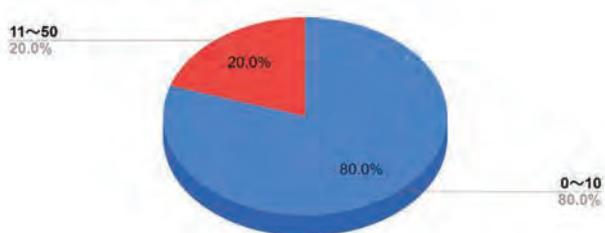
質問① 3：貴団体の加盟団体数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



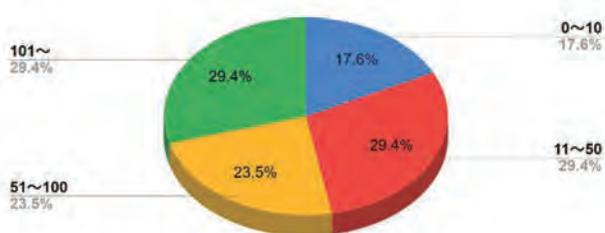
質問① 3：貴団体の加盟団体数をご教示下さい。  
市町村体協・スポーツ協会



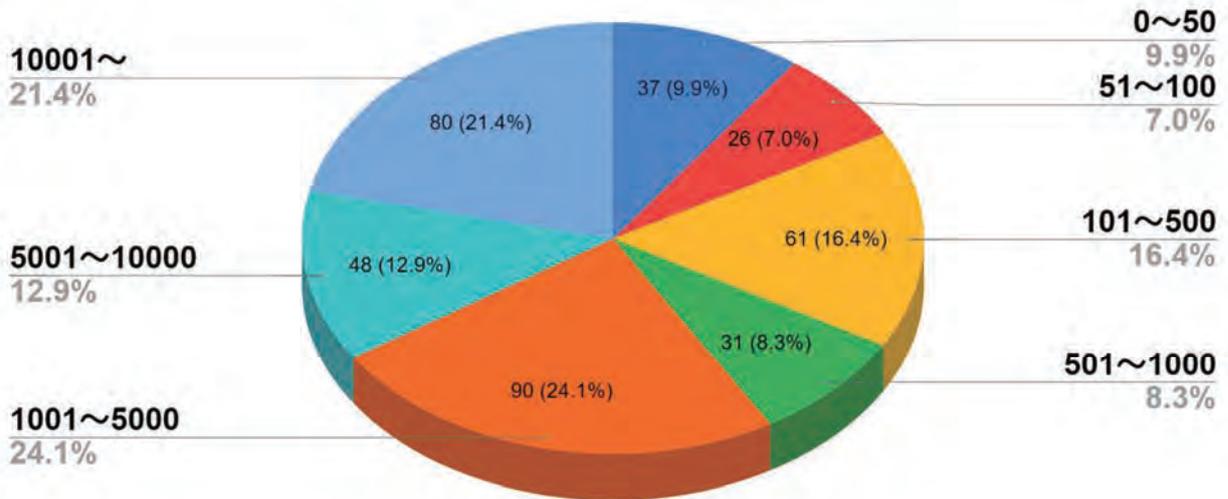
質問① 3：貴団体の加盟団体数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



質問① 3：貴団体の加盟団体数をご教示下さい。  
その他



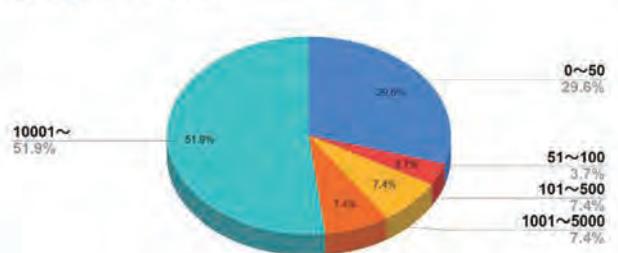
質問① 4 : 貴団体の登録者数をご教示下さい。



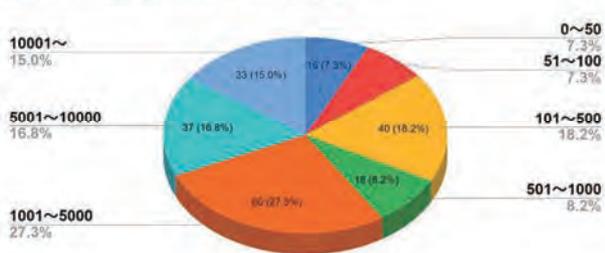
質問① 4 : 貴団体の登録者数をご教示下さい。  
中央競技団体 (NF)



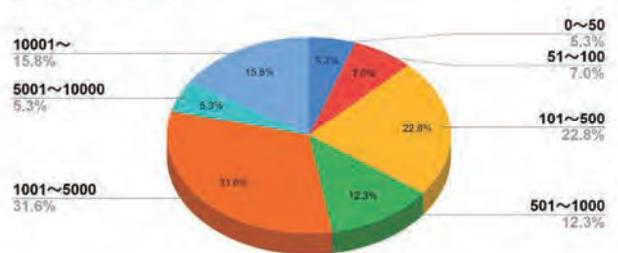
質問① 4 : 貴団体の登録者数をご教示下さい。  
都道府県体協・スポーツ協会



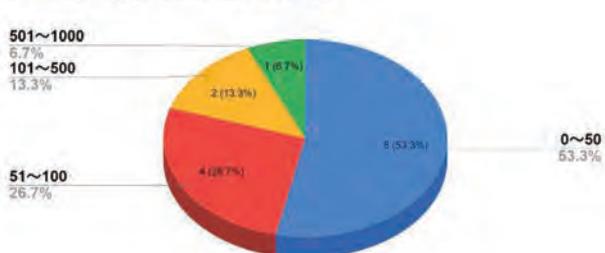
質問① 4 : 貴団体の登録者数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



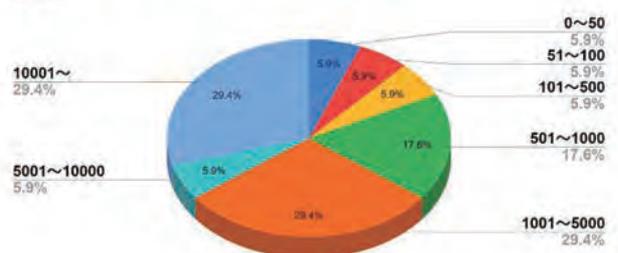
質問① 4 : 貴団体の登録者数をご教示下さい。  
市町村体協・スポーツ協会



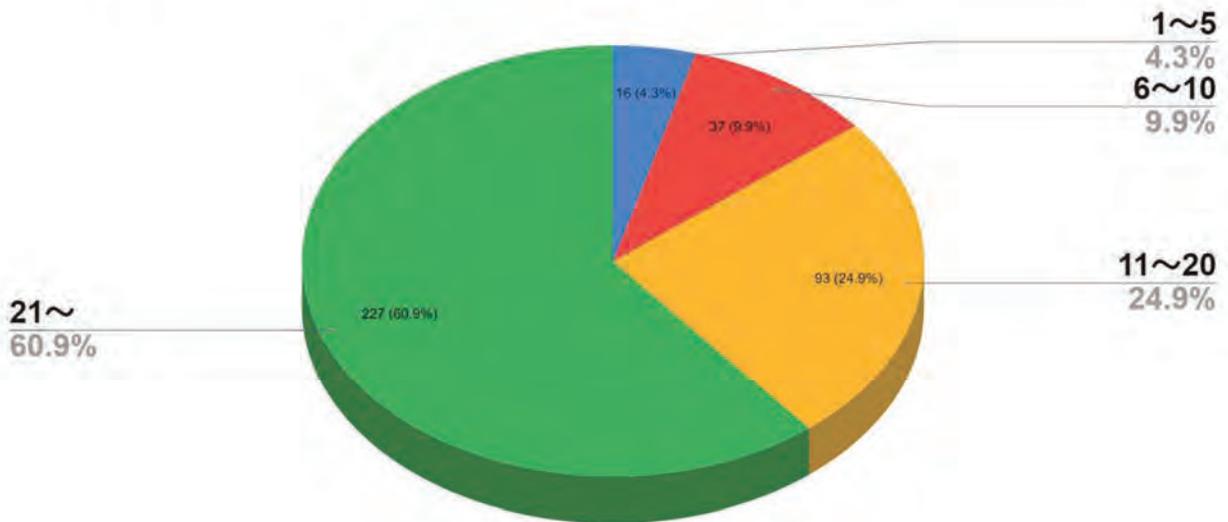
質問① 4 : 貴団体の登録者数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



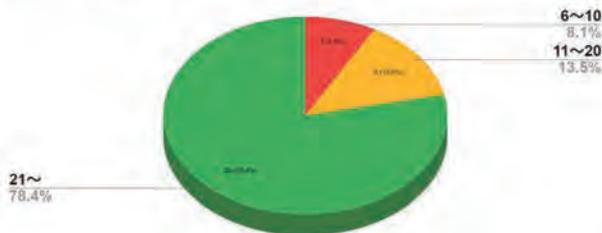
質問① 4 : 貴団体の登録者数をご教示下さい。  
その他



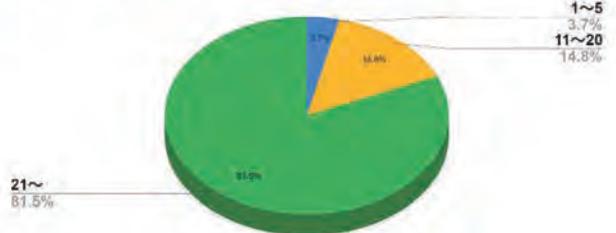
質問① 5：貴団体の役員（理事・監事）の数をご教示下さい。



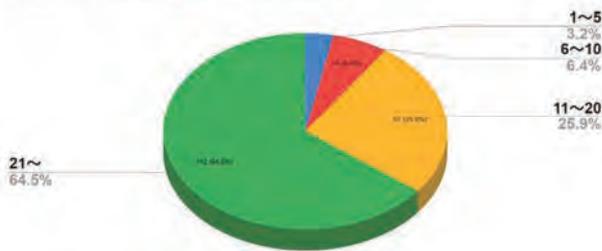
質問① 5：貴団体の役員（理事・監事）の数をご教示下さい。  
中央競技団体（NF）



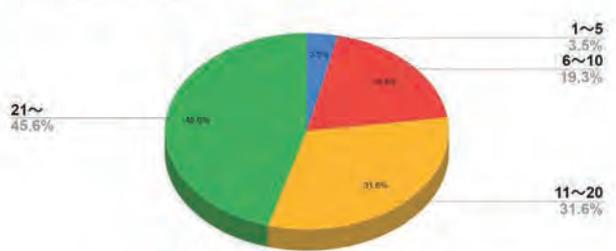
質問① 5：貴団体の役員（理事・監事）の数をご教示下さい。  
都道府県団体協・スポーツ協会



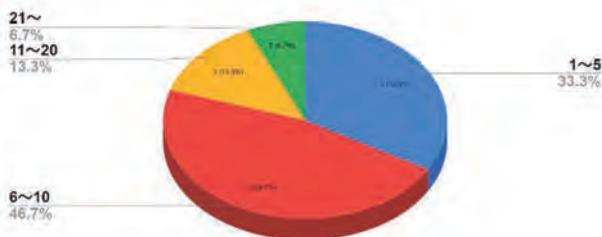
質問① 5：貴団体の役員（理事・監事）の数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



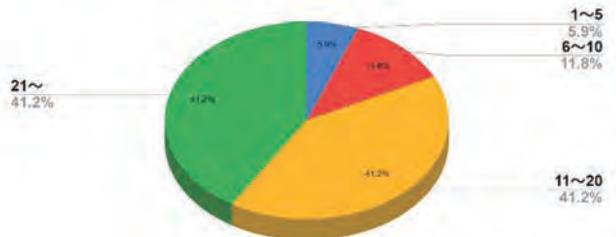
質問① 5：貴団体の役員（理事・監事）の数をご教示下さい。  
市町村団体協・スポーツ協会



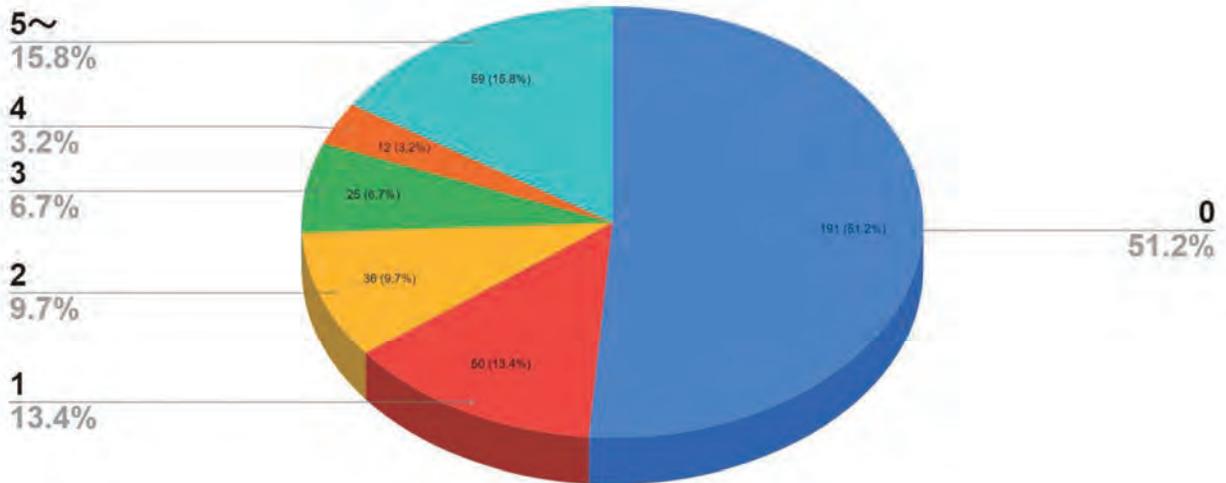
質問① 5：貴団体の役員（理事・監事）の数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



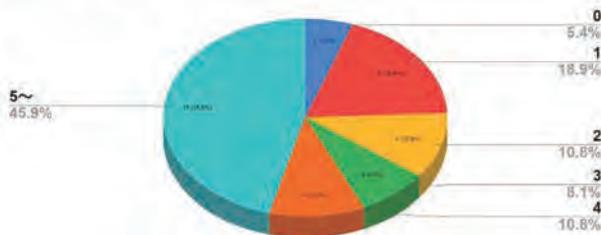
質問① 5：貴団体の役員（理事・監事）の数をご教示下さい。  
その他



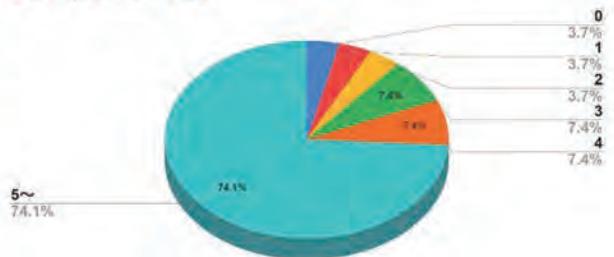
質問① 6 : 貴団体の役員のうち、外部有識者数をご教示下さい。



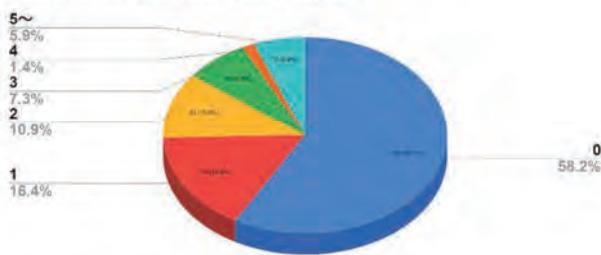
質問① 6 : 貴団体の役員のうち、外部有識者数をご教示下さい。  
中央競技団体 (NF)



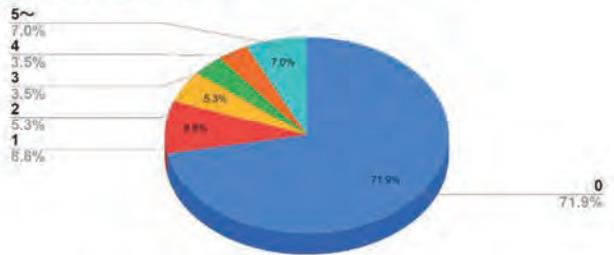
質問① 6 : 貴団体の役員のうち、外部有識者数をご教示下さい。  
都道府県体協・スポーツ協会



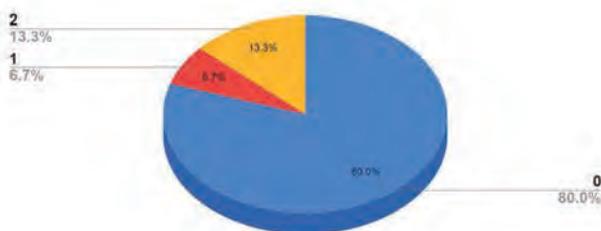
質問① 6 : 貴団体の役員のうち、外部有識者数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



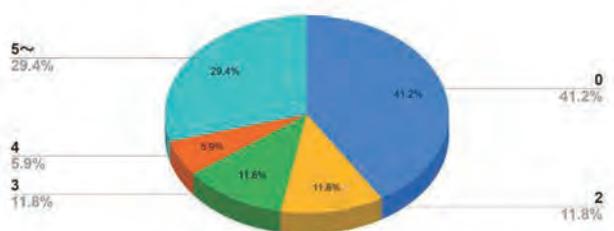
質問① 6 : 貴団体の役員のうち、外部有識者数をご教示下さい。  
市町村体協・スポーツ協会



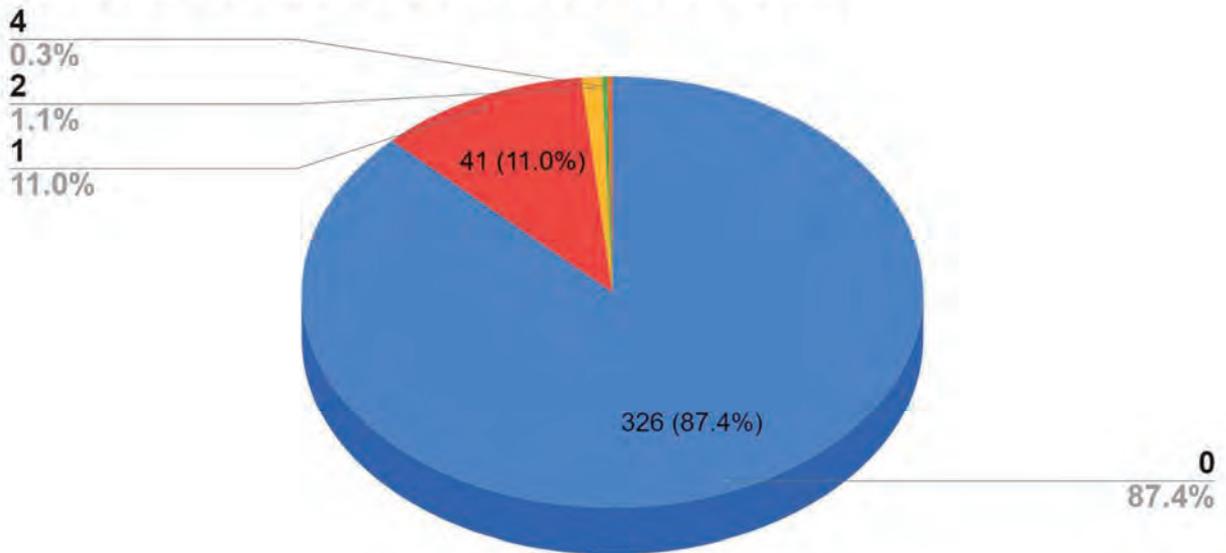
質問① 6 : 貴団体の役員のうち、外部有識者数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



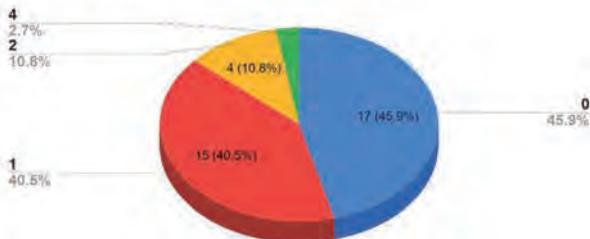
質問① 6 : 貴団体の役員のうち、外部有識者数をご教示下さい。  
その他



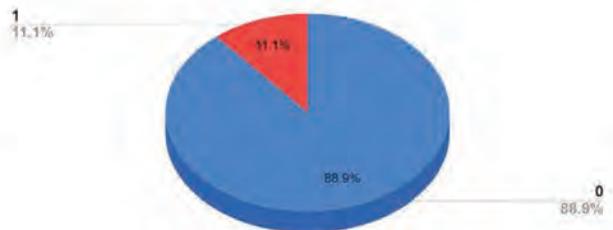
質問① 7：貴団体の役員のうち、弁護士の数をご教示下さい。



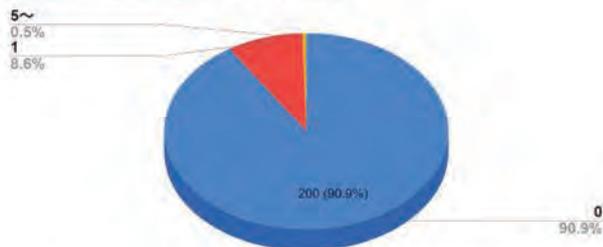
質問① 7：貴団体の役員のうち、弁護士の数をご教示下さい。  
中央競技団体（NF）



質問① 7：貴団体の役員のうち、弁護士の数をご教示下さい。  
都道府県体協・スポーツ協会



質問① 7：貴団体の役員のうち、弁護士の数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



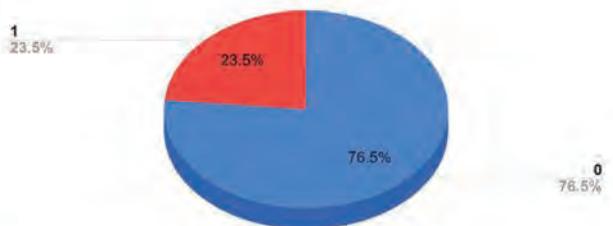
質問① 7：貴団体の役員のうち、弁護士の数をご教示下さい。  
市町村体協・スポーツ協会



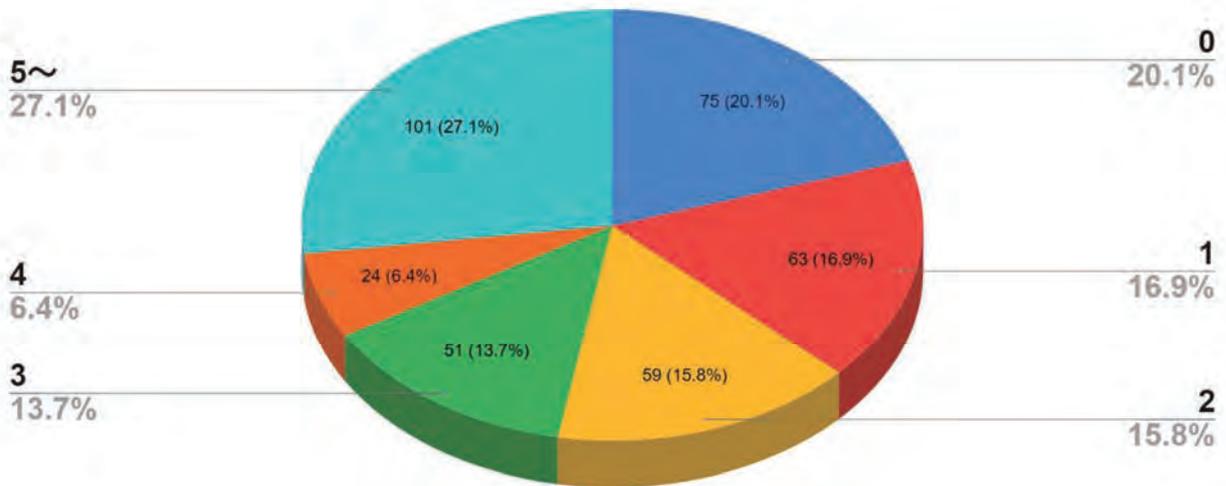
質問① 7：貴団体の役員のうち、弁護士の数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



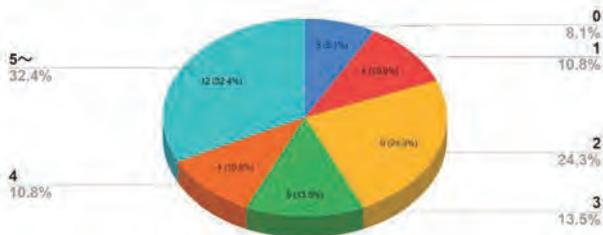
質問① 7：貴団体の役員のうち、弁護士の数をご教示下さい。  
その他



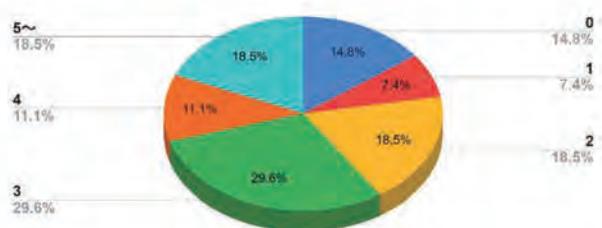
質問① 8 : 貴団体の役員のうち、女性の数をご教示下さい。



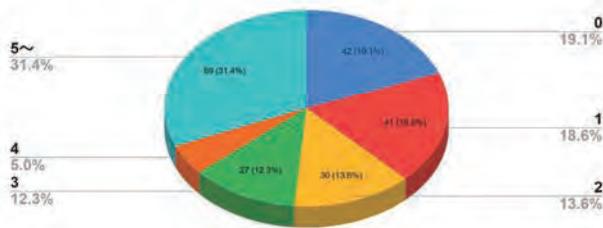
質問① 8 : 貴団体の役員のうち、女性の数をご教示下さい。  
中央競技団体 (NF)



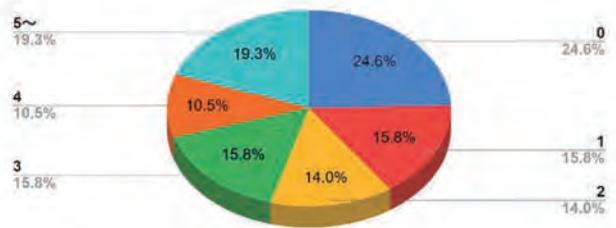
質問① 8 : 貴団体の役員のうち、女性の数をご教示下さい。  
都道府県体協・スポーツ協会



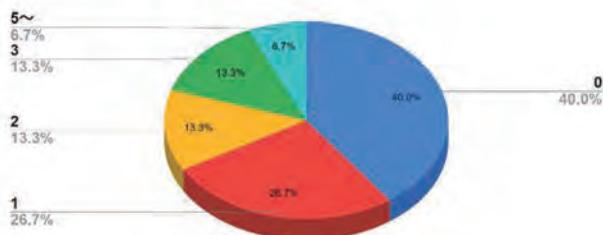
質問① 8 : 貴団体の役員のうち、女性の数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



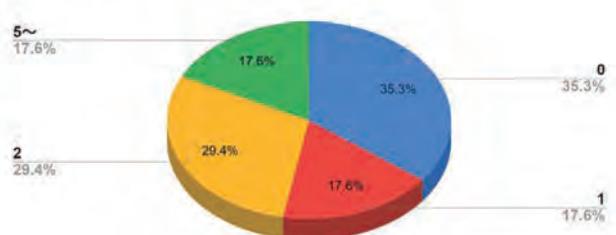
質問① 8 : 貴団体の役員のうち、女性の数をご教示下さい。  
市町村体協・スポーツ協会



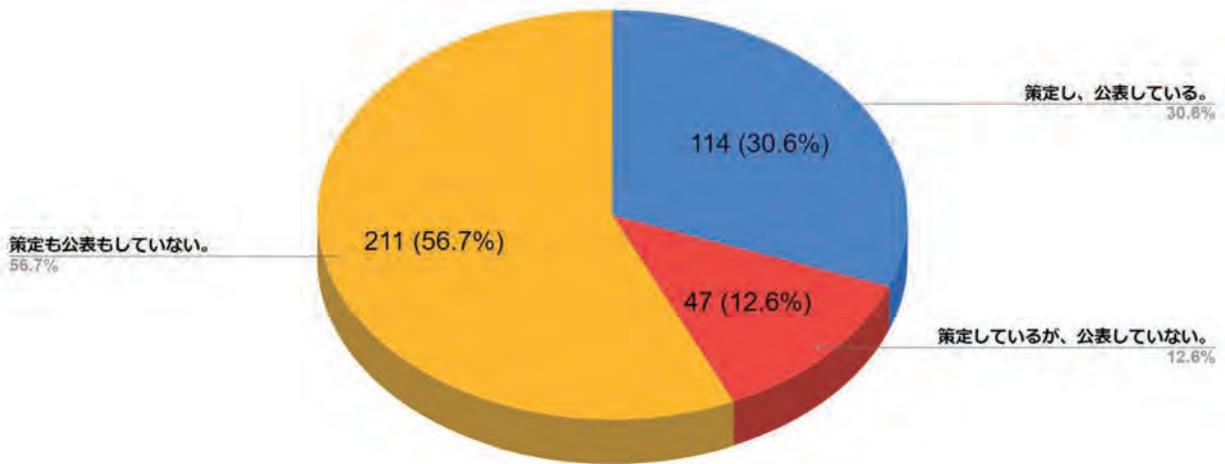
質問① 8 : 貴団体の役員のうち、女性の数をご教示下さい。  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



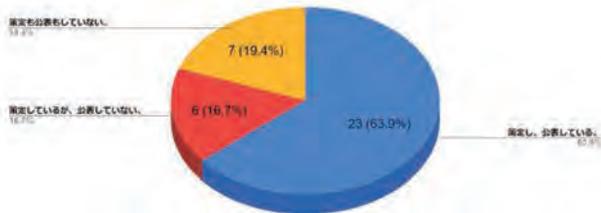
質問① 8 : 貴団体の役員のうち、女性の数をご教示下さい。  
その他



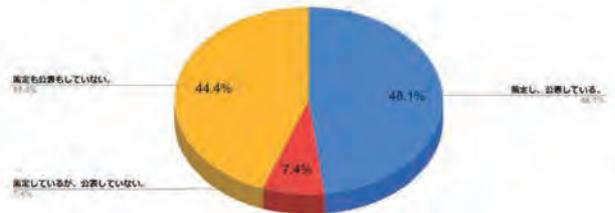
質問② 1-1：貴団体は、暴力行為根絶のために目指すべき基本方針を策定・公表していますか？



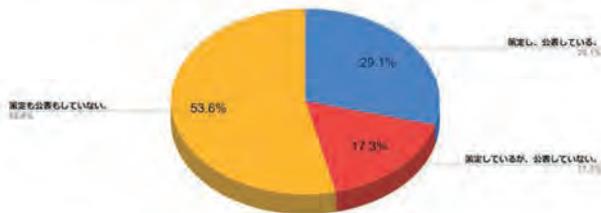
質問② 1-1：貴団体は、暴力行為根絶のために目指すべき基本方針を策定・公表していますか？  
中央競技団体（NF）



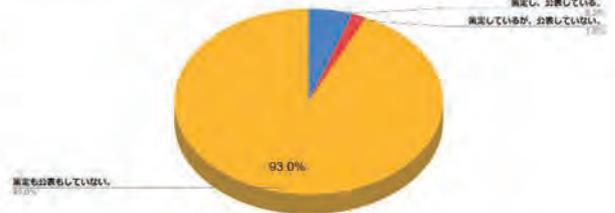
質問② 1-1：貴団体は、暴力行為根絶のために目指すべき基本方針を策定・公表していますか？  
都道府県体協・スポーツ協会



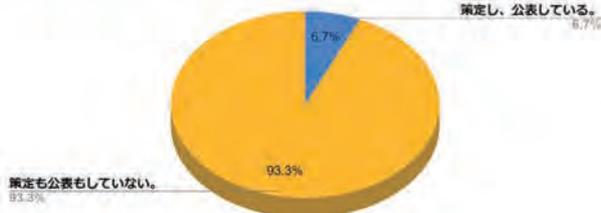
質問② 1-1：貴団体は、暴力行為根絶のために目指すべき基本方針を策定・公表していますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



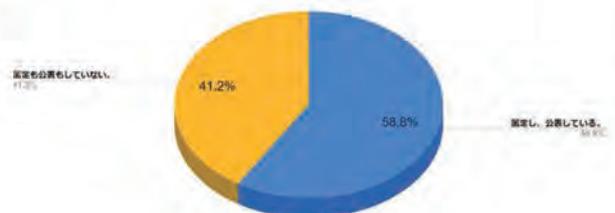
質問② 1-1：貴団体は、暴力行為根絶のために目指すべき基本方針を策定・公表していますか？  
市町村体協・スポーツ協会



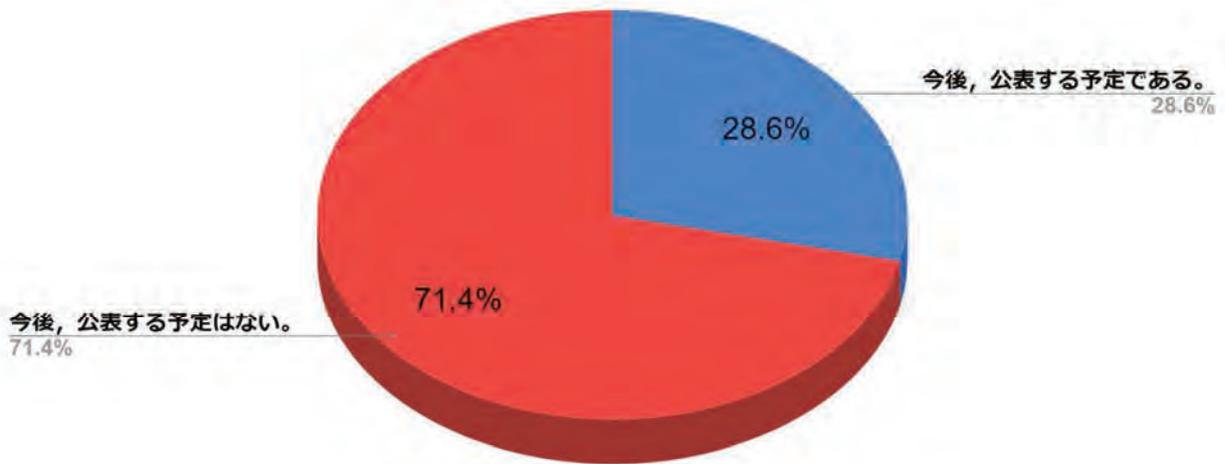
質問② 1-1：貴団体は、暴力行為根絶のために目指すべき基本方針を策定・公表していますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



質問② 1-1：貴団体は、暴力行為根絶のために目指すべき基本方針を策定・公表していますか？  
その他

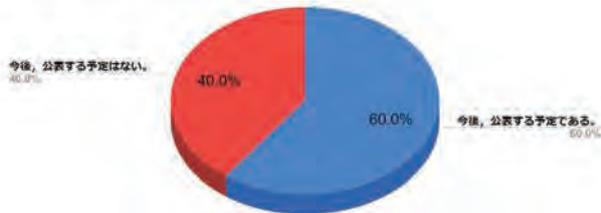


質問② 1-2 : 1-1で、策定しているが公表していない、と回答された団体にお聞きします。今後、公表する予定はありますか？



質問② 1-2 : 1-1で、策定しているが公表していない、と回答された団体にお聞きします。今後、公表する予定はありますか？

中央競技団体 (NF)



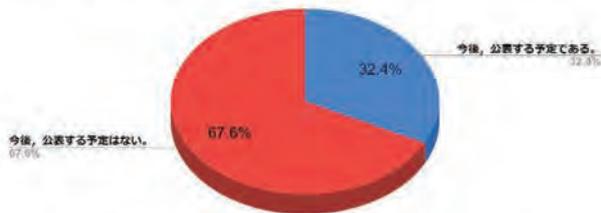
質問② 1-2 : 1-1で、策定しているが公表していない、と回答された団体にお聞きします。今後、公表する予定はありますか？

都道府県体協・スポーツ協会



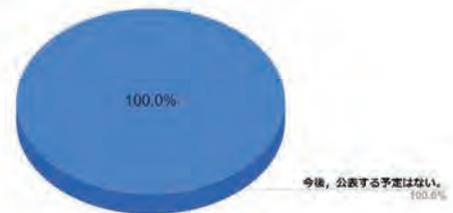
質問② 1-2 : 1-1で、策定しているが公表していない、と回答された団体にお聞きします。今後、公表する予定はありますか？

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



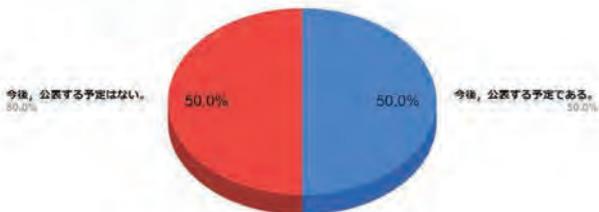
質問② 1-2 : 1-1で、策定しているが公表していない、と回答された団体にお聞きします。今後、公表する予定はありますか？

市町村体協・スポーツ協会

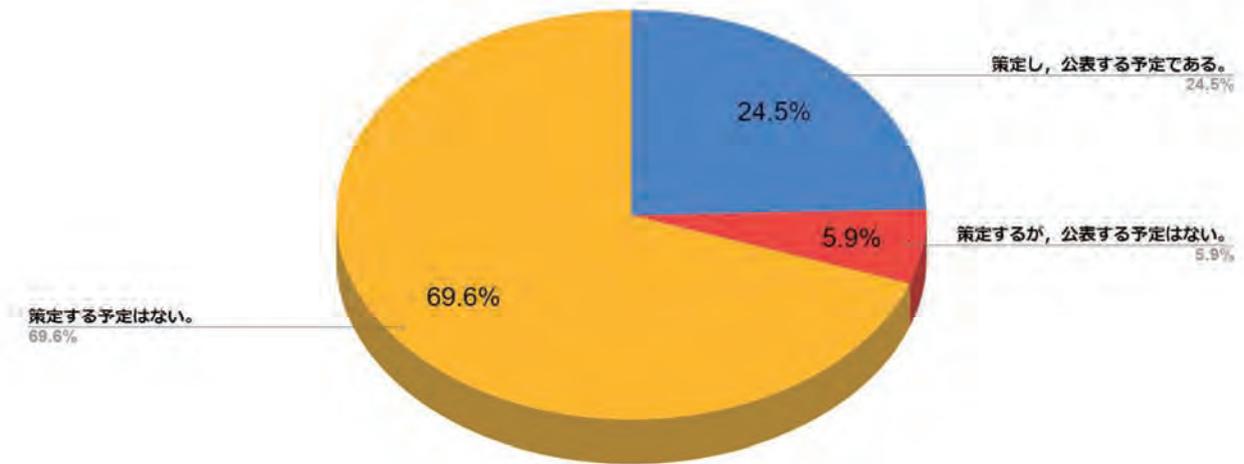


質問② 1-2 : 1-1で、策定しているが公表していない、と回答された団体にお聞きします。今後、公表する予定はありますか？

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村

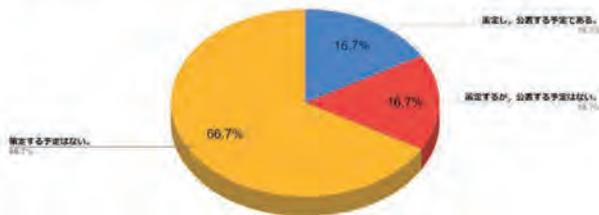


質問② 1-3 : 1-1で、策定も公表もしていない、と回答された団体にお聞きします。  
今後、策定・公表する予定はありますか？



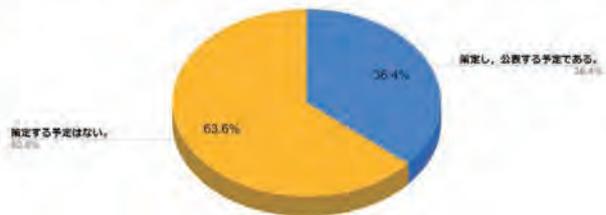
質問② 1-3 : 1-1で、策定も公表もしていない、と回答された団体にお聞きします。  
今後、策定・公表する予定はありますか？

中央競技団体 (NF)



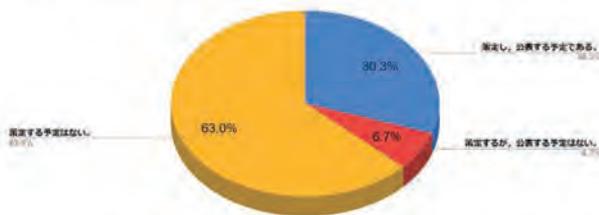
質問② 1-3 : 1-1で、策定も公表もしていない、と回答された団体にお聞きします。  
今後、策定・公表する予定はありますか？

都道府県団体・スポーツ協会



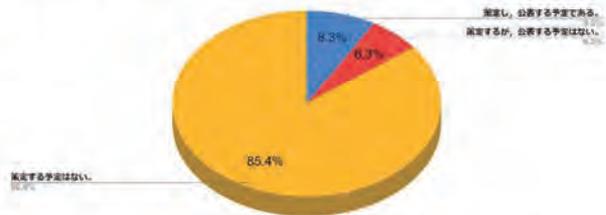
質問② 1-3 : 1-1で、策定も公表もしていない、と回答された団体にお聞きします。  
今後、策定・公表する予定はありますか？

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



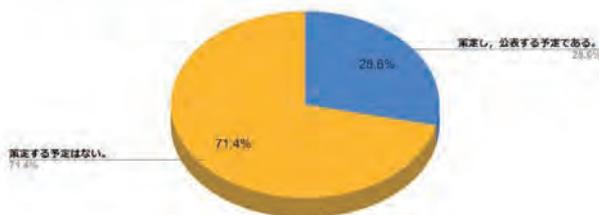
質問② 1-3 : 1-1で、策定も公表もしていない、と回答された団体にお聞きします。  
今後、策定・公表する予定はありますか？

市町村団体・スポーツ協会



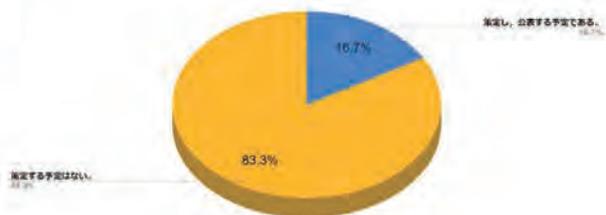
質問② 1-3 : 1-1で、策定も公表もしていない、と回答された団体にお聞きします。  
今後、策定・公表する予定はありますか？

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村

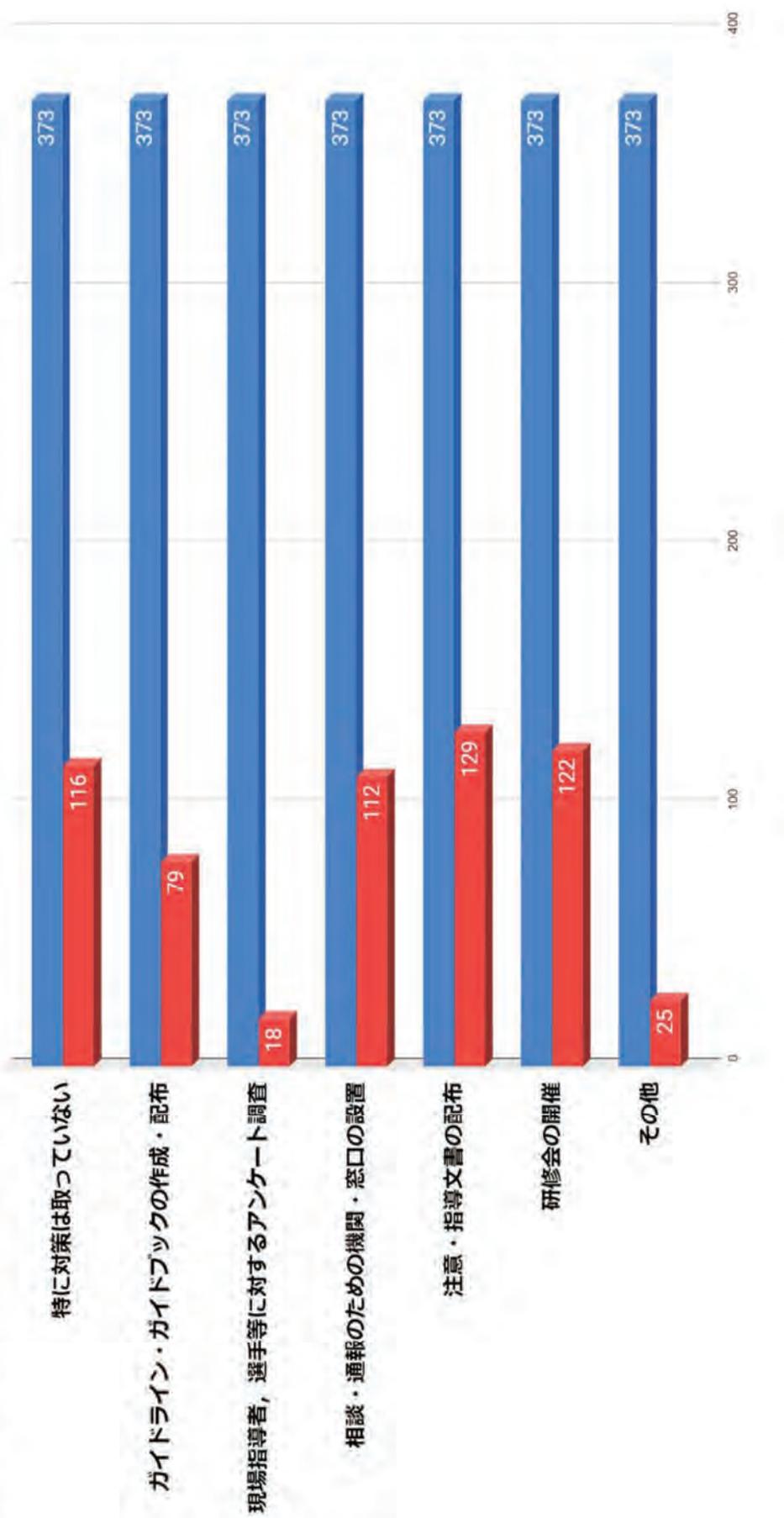


質問② 1-3 : 1-1で、策定も公表もしていない、と回答された団体にお聞きします。  
今後、策定・公表する予定はありますか？

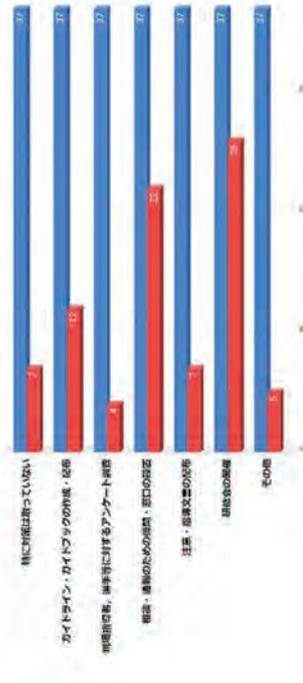
その他



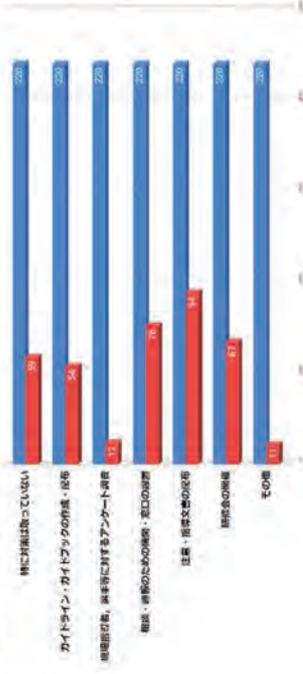
質問② 2-1：貴団体は、暴力行為等の根絶のために、どのような対策をとっていますか？（複数回答可）



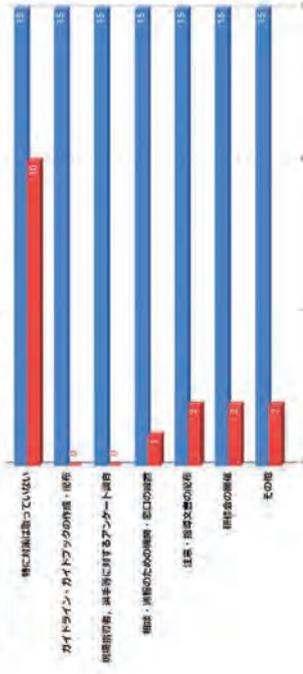
質問② 2-1：貴団体は、暴力行為等の根絶のために、どのような対策をとっていますか？（複数回答可）  
中央競技団体（NF）



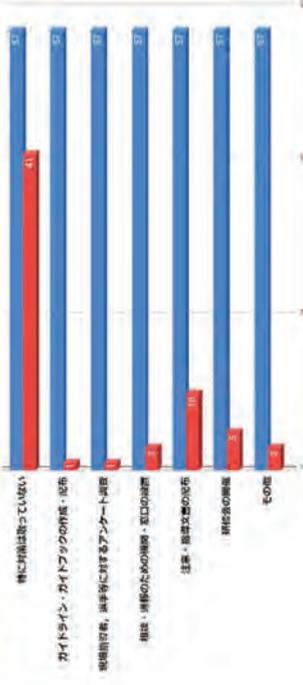
質問② 2-1：貴団体は、暴力行為等の根絶のために、どのような対策をとっていますか？（複数回答可）  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



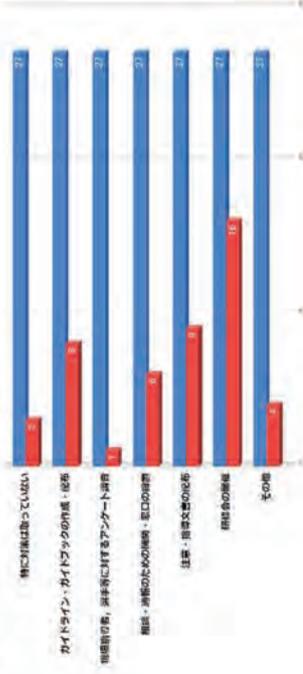
質問② 2-1：貴団体は、暴力行為等の根絶のために、どのような対策をとっていますか？（複数回答可）  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



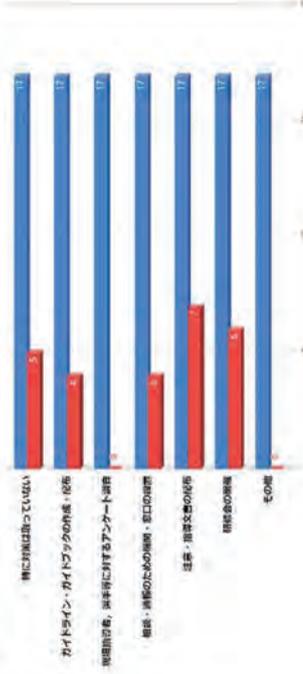
質問② 2-1：貴団体は、暴力行為等の根絶のために、どのような対策をとっていますか？（複数回答可）  
市町村体育協・スポーツ協会



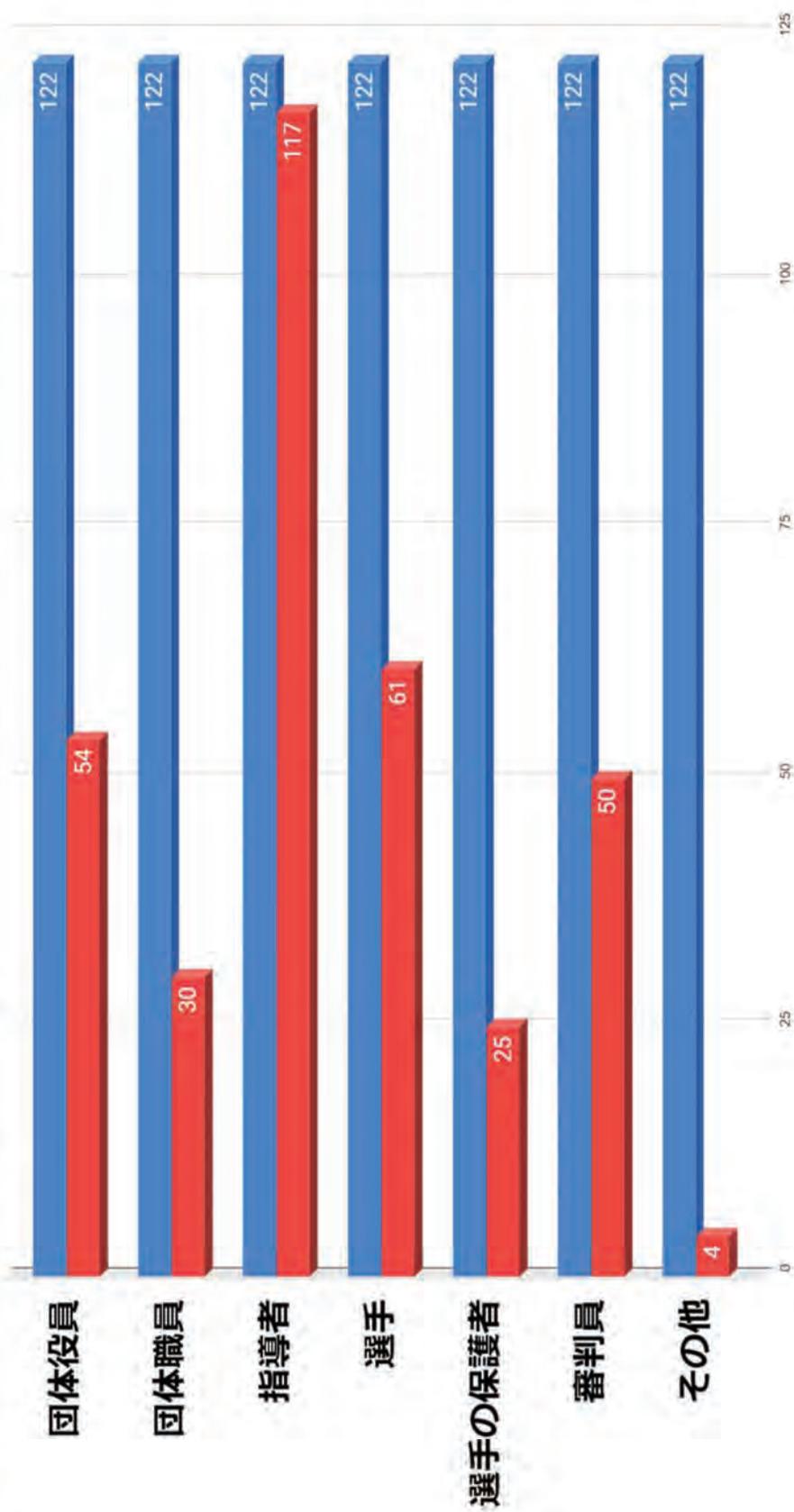
質問② 2-1：貴団体は、暴力行為等の根絶のために、どのような対策をとっていますか？（複数回答可）  
都道府県体育協・スポーツ協会



質問② 2-1：貴団体は、暴力行為等の根絶のために、どのような対策をとっていますか？（複数回答可）  
その他

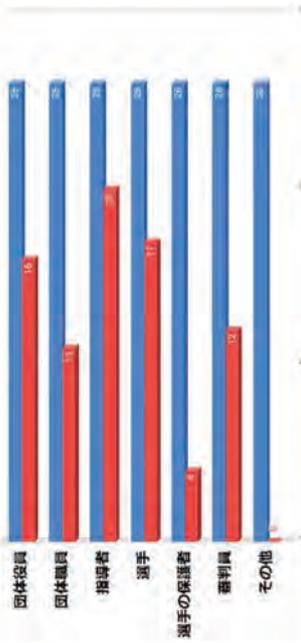


質問② 2-2：上記で研修会の開催を依頼された団体にお聞きします。研修会の受講対象者をご教示下さい（複数回答可）。



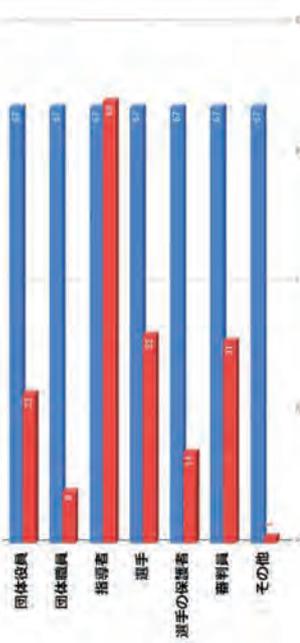
質問② 2-2：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。研修会の受講対象者をご教示下さい（複数回答可）。

中央競技団体（NF）



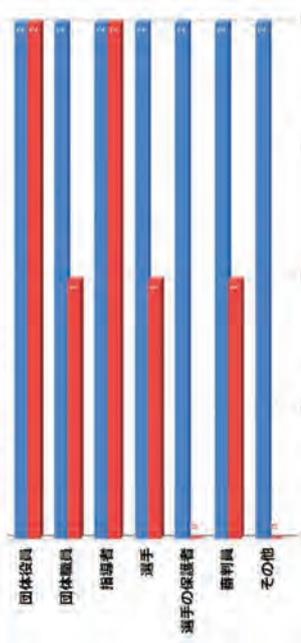
質問② 2-2：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。研修会の受講対象者をご教示下さい（複数回答可）。

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



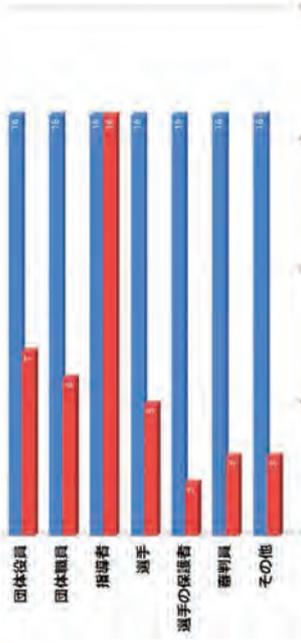
質問② 2-2：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。研修会の受講対象者をご教示下さい（複数回答可）。

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



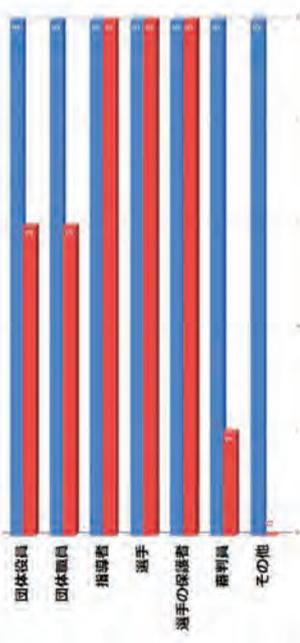
質問② 2-2：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。研修会の受講対象者をご教示下さい（複数回答可）。

都道府県体育・スポーツ協会



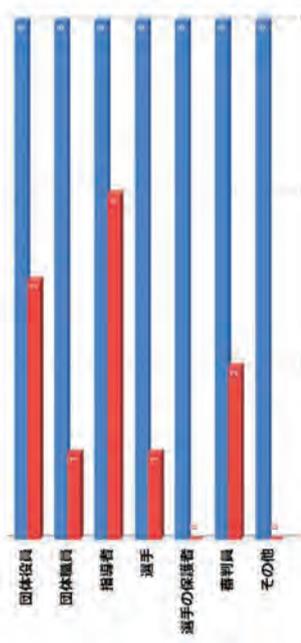
質問② 2-2：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。研修会の受講対象者をご教示下さい（複数回答可）。

市町村体育協・スポーツ協会

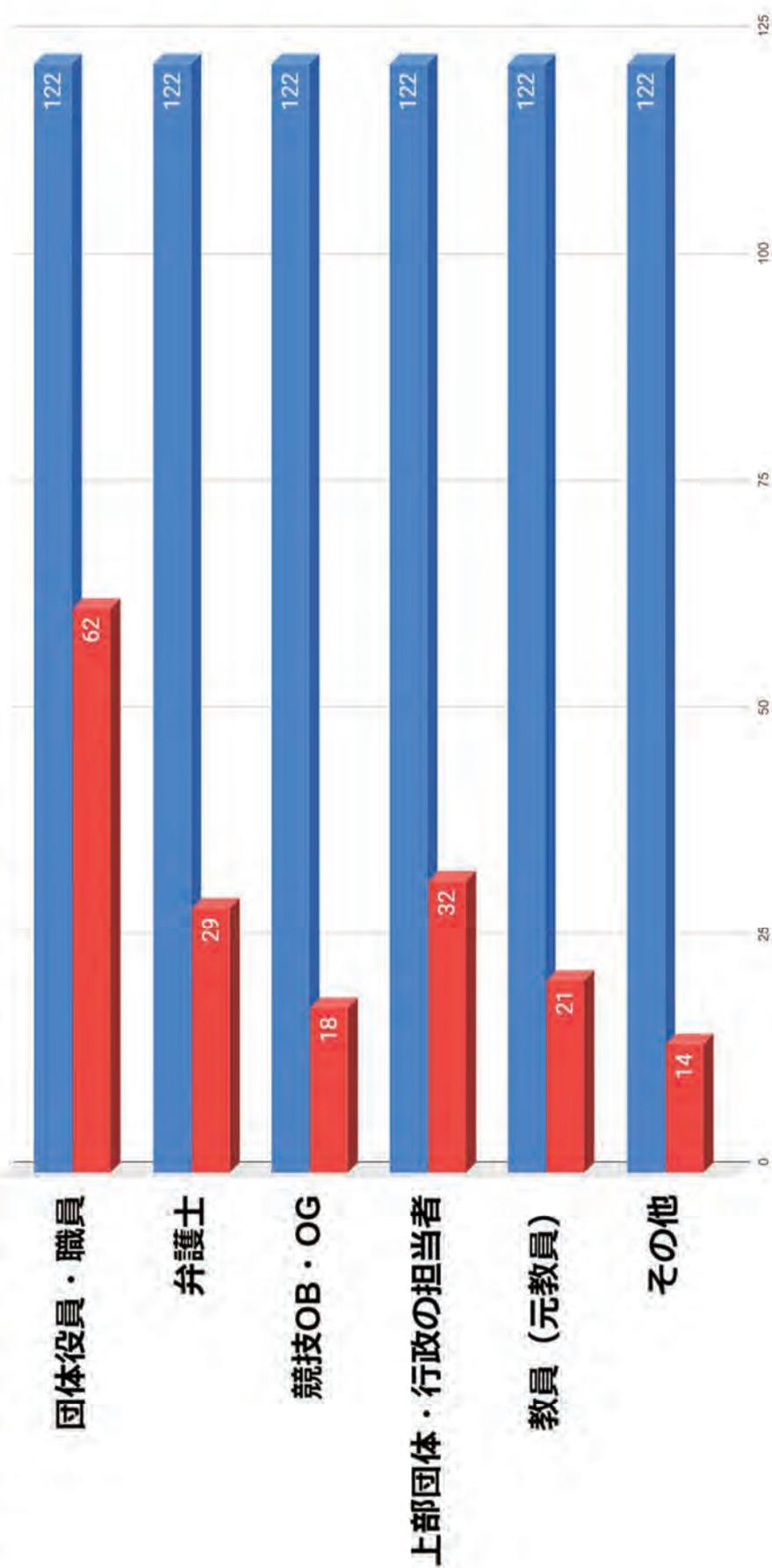


質問② 2-2：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。研修会の受講対象者をご教示下さい（複数回答可）。

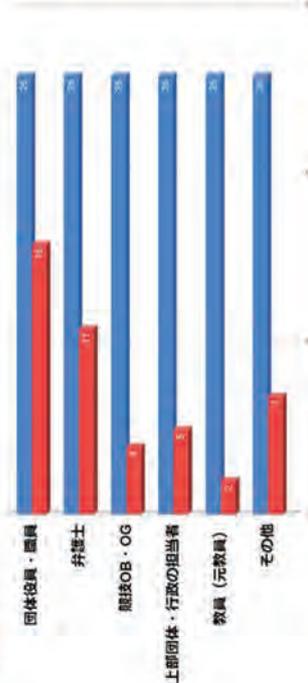
その他



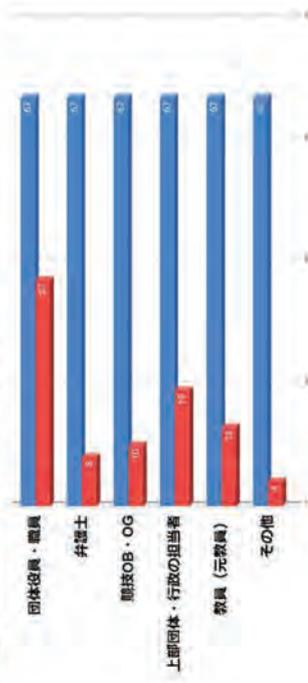
質問②2-3：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きします。講師はどのような方が担当されていますか？（複数回答可）



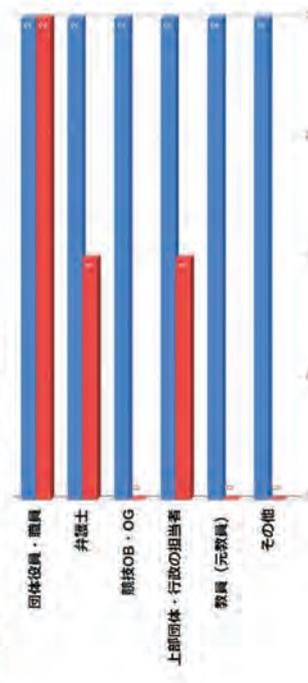
質問② 2-3：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。講師はどのような方が担当されていますか？（複数回答可）  
中央競技団体（NF）



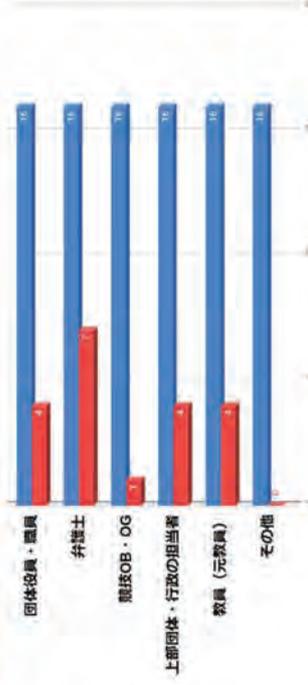
質問② 2-3：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。講師はどのような方が担当されていますか？（複数回答可）  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



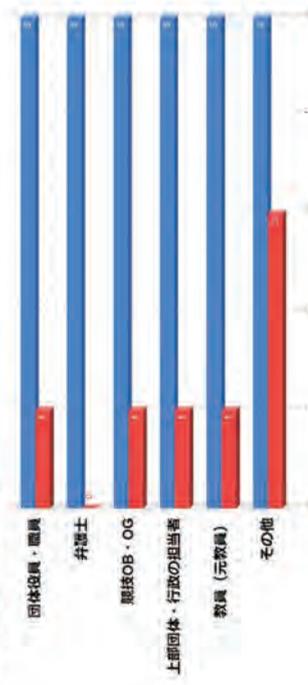
質問② 2-3：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。講師はどのような方が担当されていますか？（複数回答可）  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



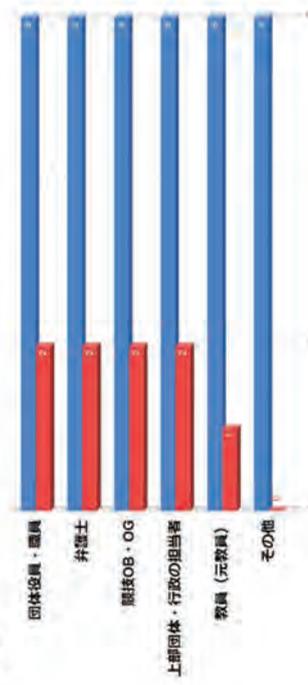
質問② 2-3：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。講師はどのような方が担当されていますか？（複数回答可）  
都道府県体育・スポーツ協会



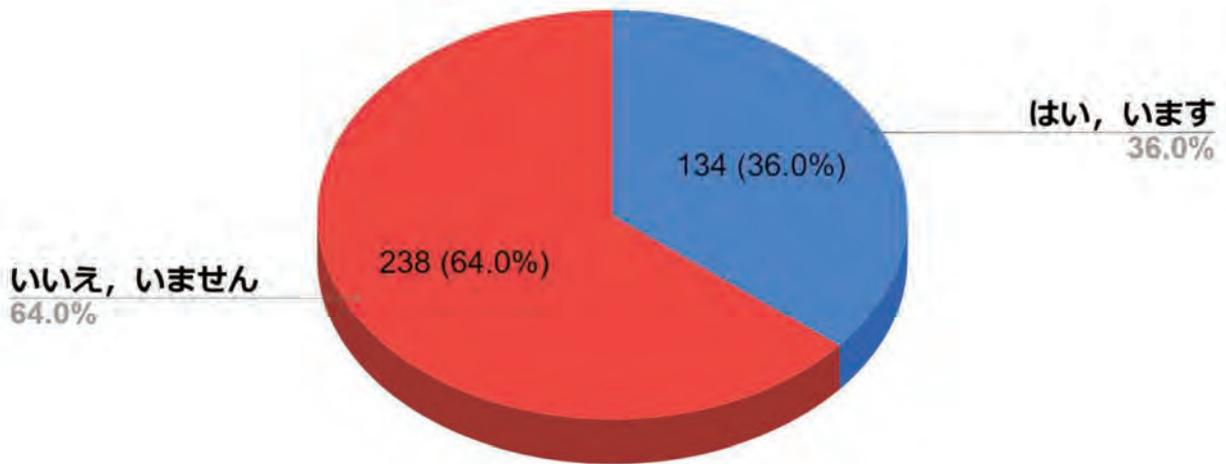
質問② 2-3：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。講師はどのような方が担当されていますか？（複数回答可）  
市町村体育・スポーツ協会



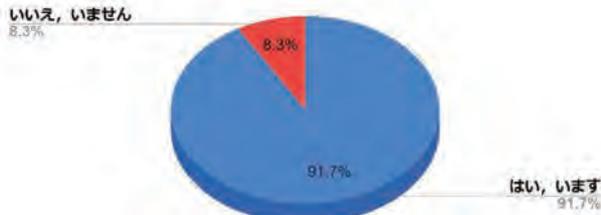
質問② 2-3：上記で研修会の開催を選択された団体にお聞きます。講師はどのような方が担当されていますか？（複数回答可）  
その他



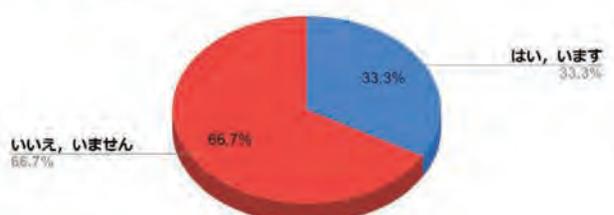
質問②3：貴団体は、不祥事についての申出や情報提供があった場合、対応方針について相談できる弁護士等の外部有識者はいますか？



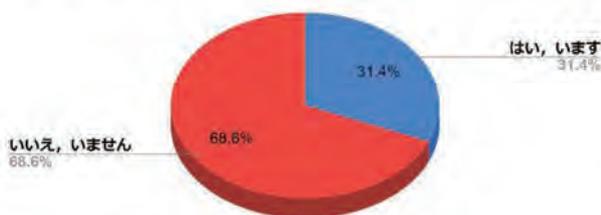
質問②3：貴団体は、不祥事についての申出や情報提供があった場合、対応方針について相談できる弁護士等の外部有識者はいますか？  
中央競技団体（NF）



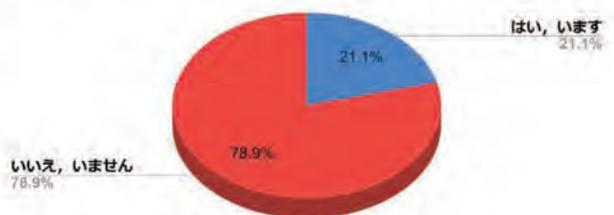
質問②3：貴団体は、不祥事についての申出や情報提供があった場合、対応方針について相談できる弁護士等の外部有識者はいますか？  
都道府県体協・スポーツ協会



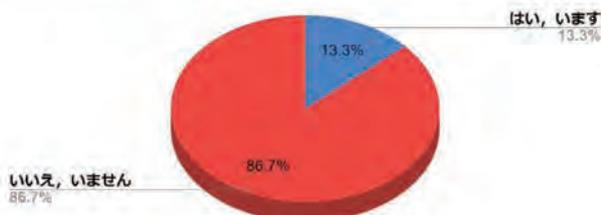
質問②3：貴団体は、不祥事についての申出や情報提供があった場合、対応方針について相談できる弁護士等の外部有識者はいますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



質問②3：貴団体は、不祥事についての申出や情報提供があった場合、対応方針について相談できる弁護士等の外部有識者はいますか？  
市町村体協・スポーツ協会



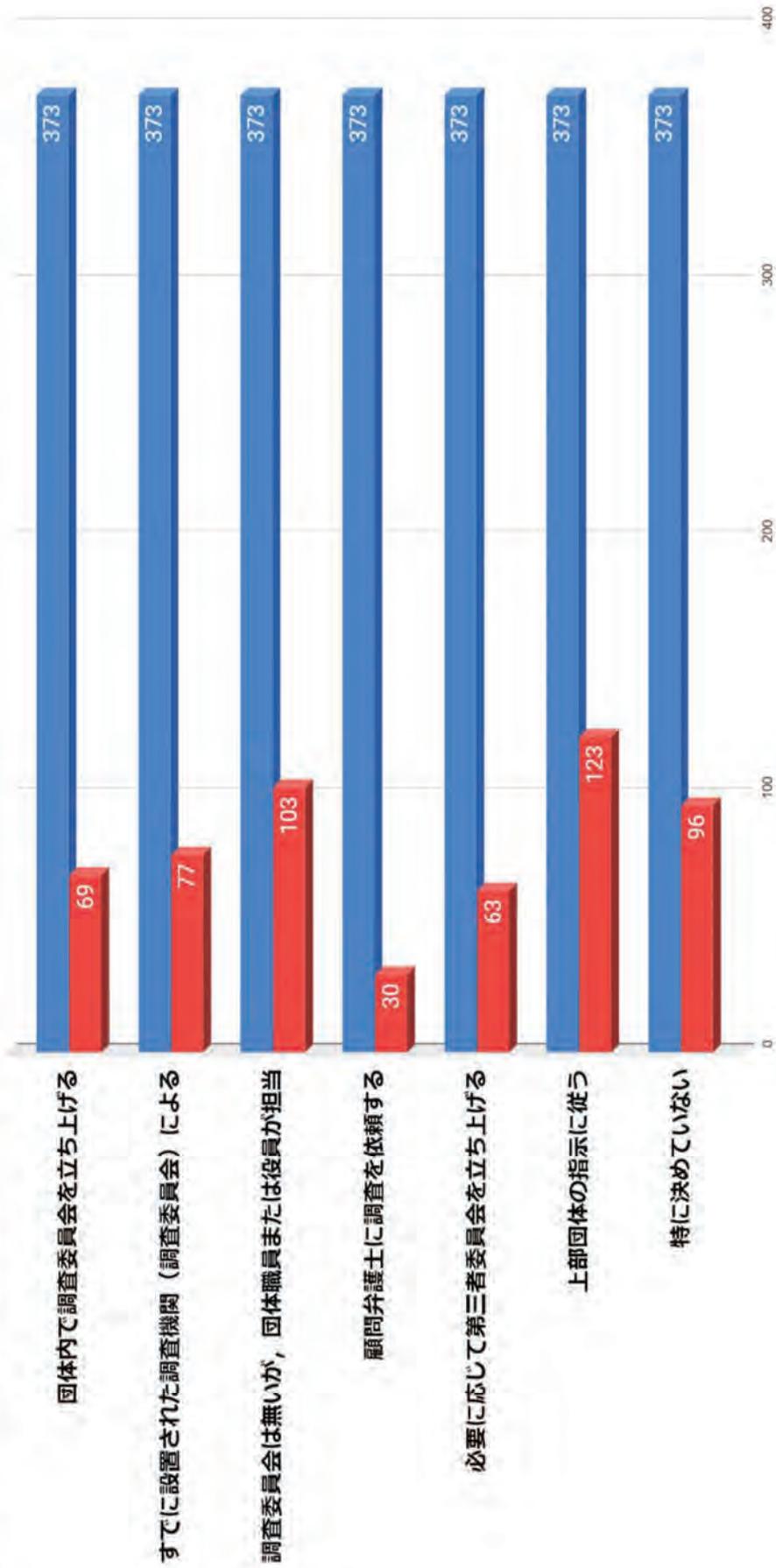
質問②3：貴団体は、不祥事についての申出や情報提供があった場合、対応方針について相談できる弁護士等の外部有識者はいますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



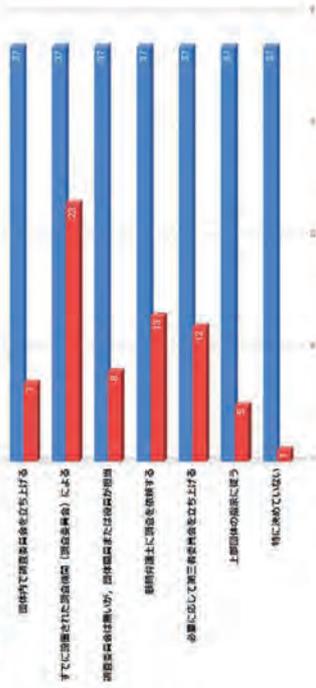
質問②3：貴団体は、不祥事についての申出や情報提供があった場合、対応方針について相談できる弁護士等の外部有識者はいますか？  
その他



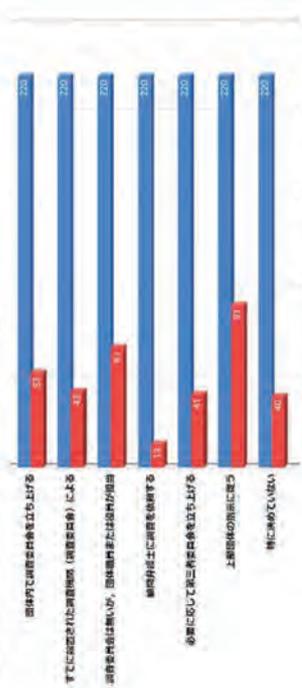
質問②4：貴団体では、不祥事の実事関係・原因の調査はどのように行うこととされていますか？（複数選択可）



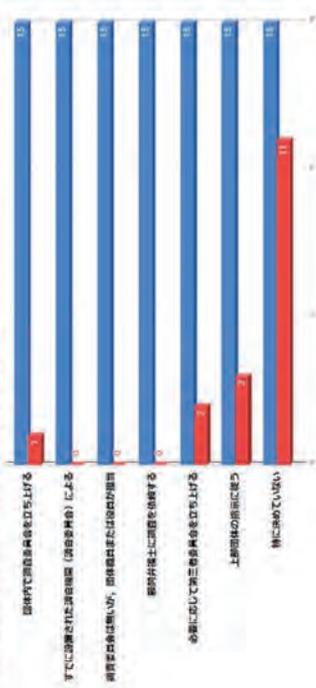
質問②4：貴団体では、不祥事の事実関係・原因の調査はどのように行うこととされていますか？（複数選択可）  
中央競技団体（NF）



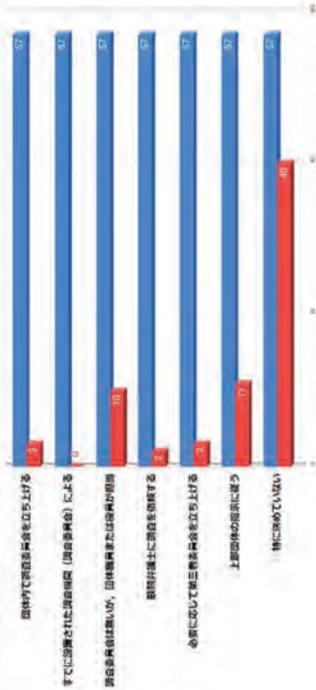
質問②4：貴団体では、不祥事の事実関係・原因の調査はどのように行うこととされていますか？（複数選択可）  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



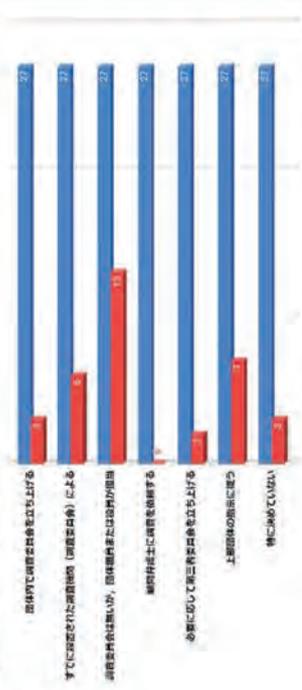
質問②4：貴団体では、不祥事の事実関係・原因の調査はどのように行うこととされていますか？（複数選択可）  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



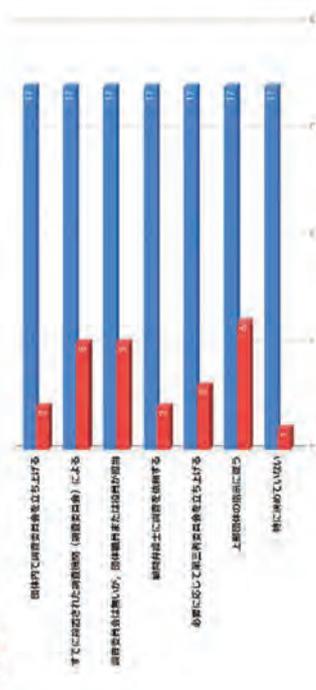
質問②4：貴団体では、不祥事の事実関係・原因の調査はどのように行うこととされていますか？（複数選択可）  
市町村体育協・スポーツ協会



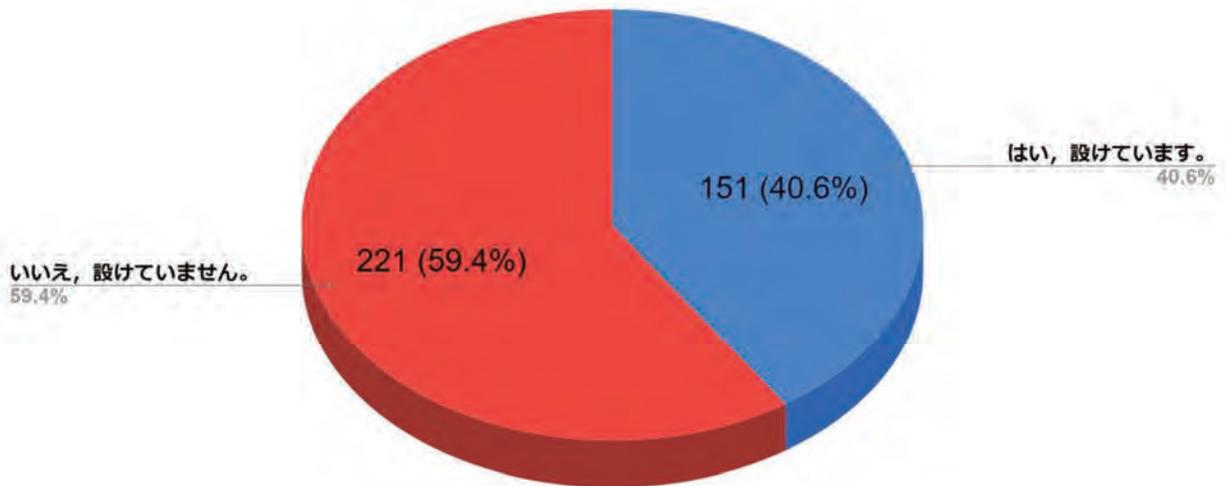
質問②4：貴団体では、不祥事の事実関係・原因の調査はどのように行うこととされていますか？（複数選択可）  
都道府県体育協・スポーツ協会



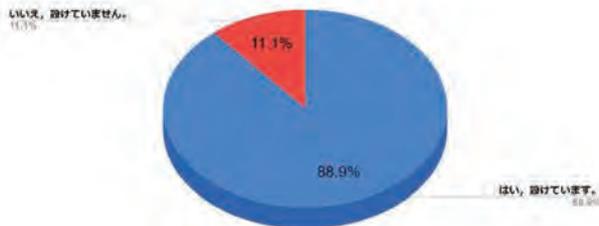
質問②4：貴団体では、不祥事の事実関係・原因の調査はどのように行うこととされていますか？（複数選択可）  
その他



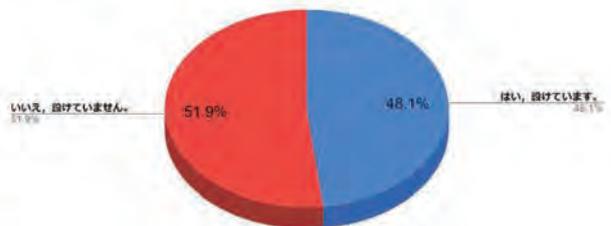
質問② 5-1：貴団体には、処分に関する実体規程はありますか？



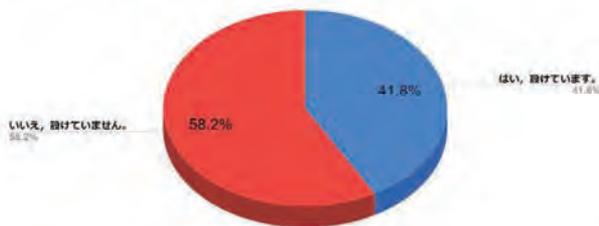
質問② 5-1：貴団体には、処分に関する実体規程はありますか？  
中央競技団体（NF）



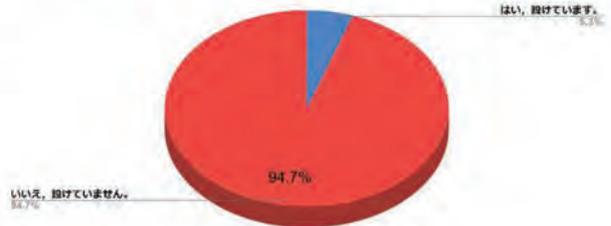
質問② 5-1：貴団体には、処分に関する実体規程はありますか？  
都道府県団体・スポーツ協会



質問② 5-1：貴団体には、処分に関する実体規程はありますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



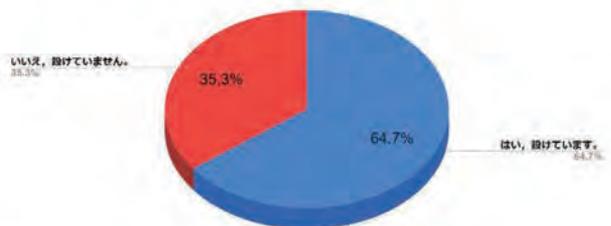
質問② 5-1：貴団体には、処分に関する実体規程はありますか？  
市町村団体・スポーツ協会



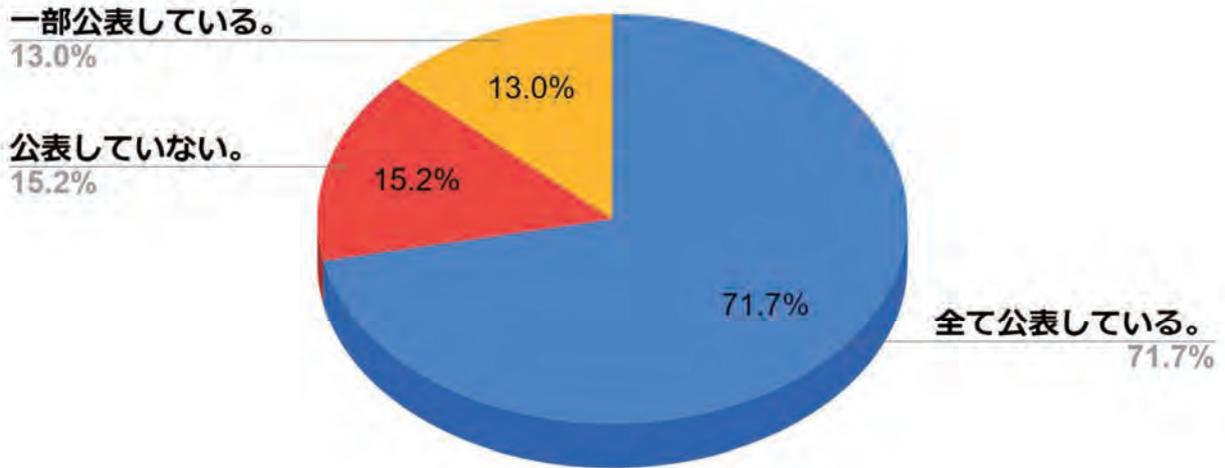
質問② 5-1：貴団体には、処分に関する実体規程はありますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



質問② 5-1：貴団体には、処分に関する実体規程はありますか？  
その他

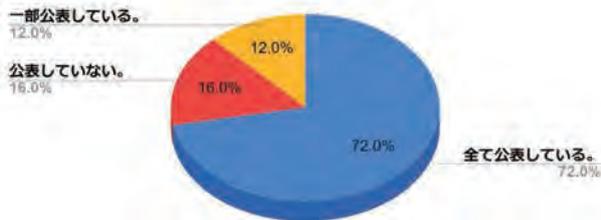


質問② 5-2 : 5-1で「実体規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程を公表していますか？



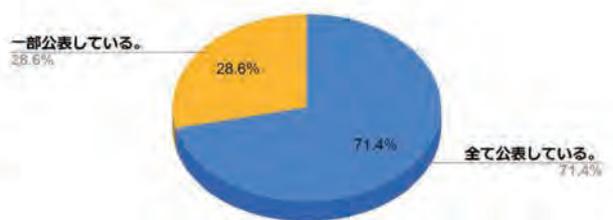
質問② 5-2 : 5-1で「実体規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程を公表していますか？

中央競技団体 (NF)



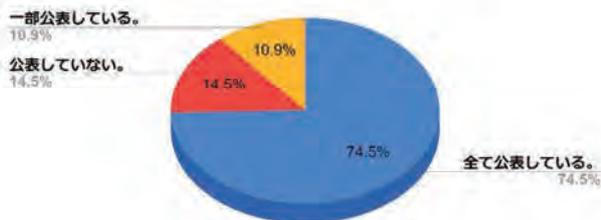
質問② 5-2 : 5-1で「実体規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程を公表していますか？

都道府県体協・スポーツ協会



質問② 5-2 : 5-1で「実体規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程を公表していますか？

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



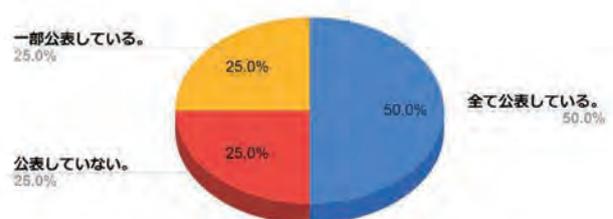
質問② 5-2 : 5-1で「実体規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程を公表していますか？

市町村体協・スポーツ協会

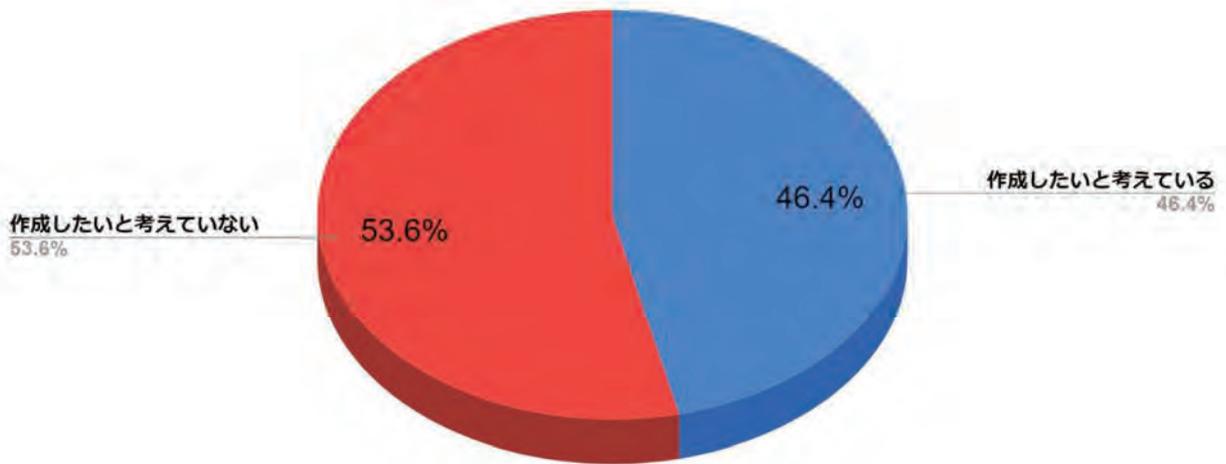


質問② 5-2 : 5-1で「実体規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程を公表していますか？

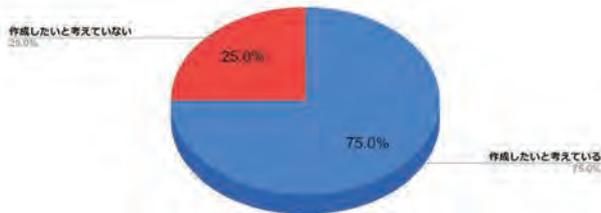
その他



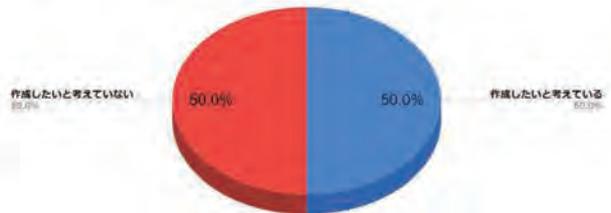
質問② 5-3 : 5-1で「実体規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？



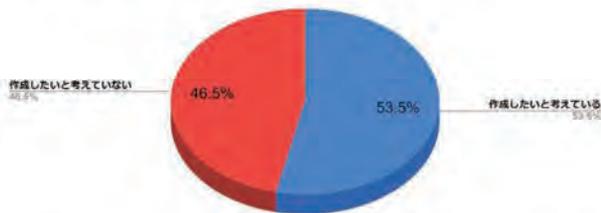
質問② 5-3 : 5-1で「実体規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
中央競技団体 (NF)



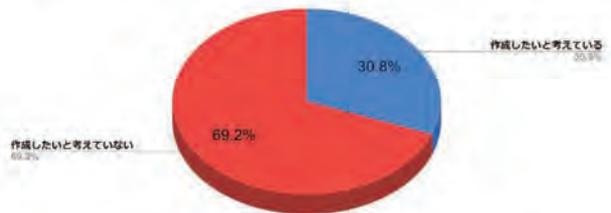
質問② 5-3 : 5-1で「実体規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
都道府県体協・スポーツ協会



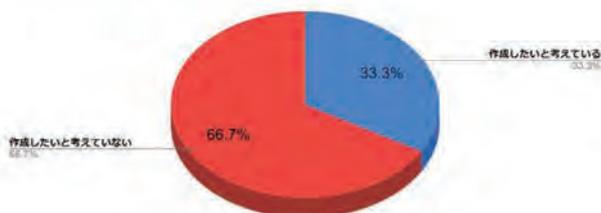
質問② 5-3 : 5-1で「実体規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



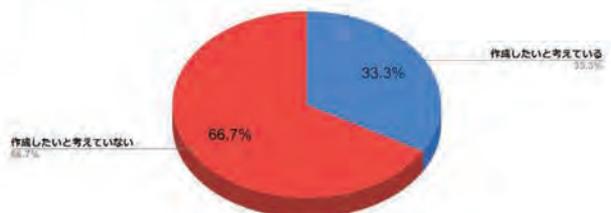
質問② 5-3 : 5-1で「実体規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
市町村体協・スポーツ協会



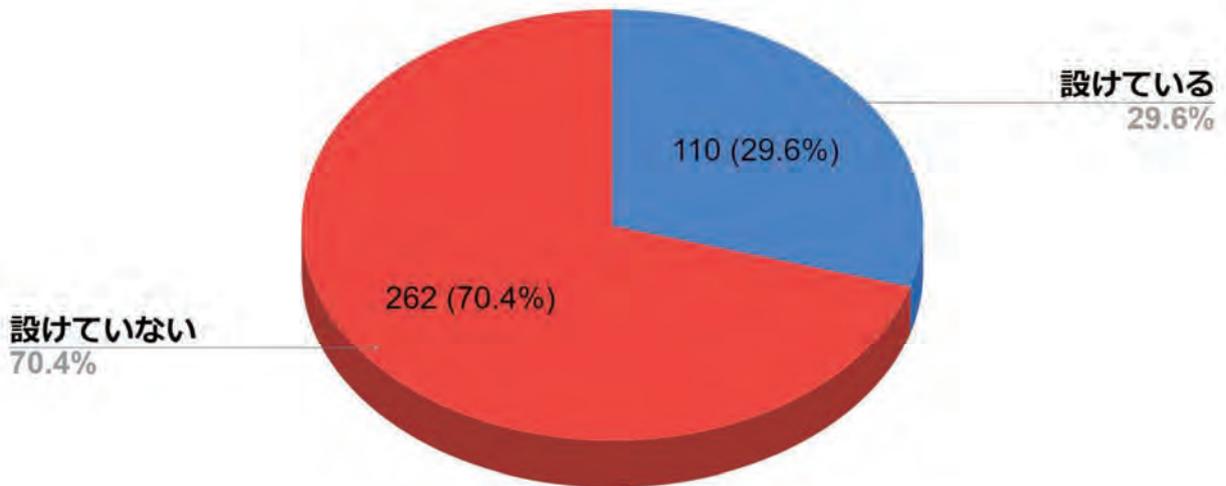
質問② 5-3 : 5-1で「実体規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



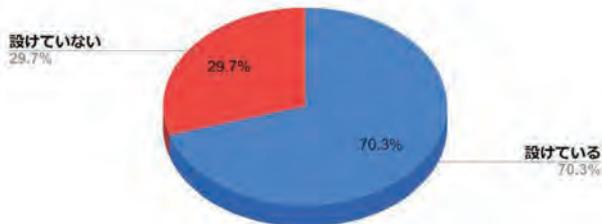
質問② 5-3 : 5-1で「実体規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
その他



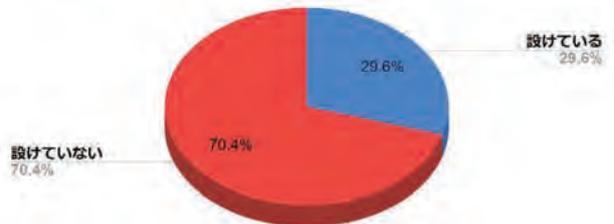
質問② 6-1：貴団体では、不祥事処分につき、手続規程を設けていますか？



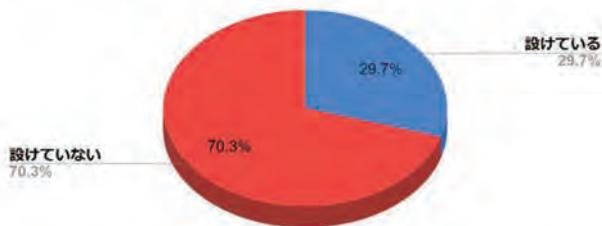
質問② 6-1：貴団体では、不祥事処分につき、手続規程を設けていますか？  
中央競技団体（NF）



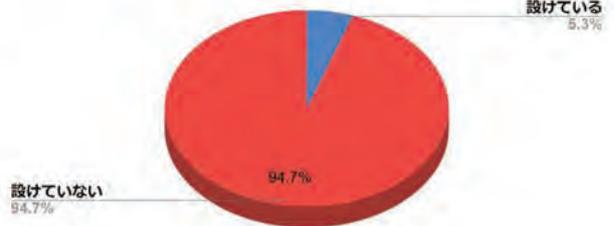
質問② 6-1：貴団体では、不祥事処分につき、手続規程を設けていますか？  
都道府県団体・スポーツ協会



質問② 6-1：貴団体では、不祥事処分につき、手続規程を設けていますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



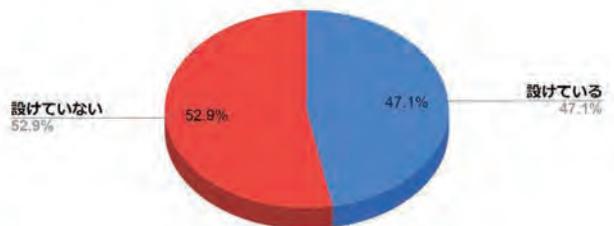
質問② 6-1：貴団体では、不祥事処分につき、手続規程を設けていますか？  
市町村団体・スポーツ協会



質問② 6-1：貴団体では、不祥事処分につき、手続規程を設けていますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村

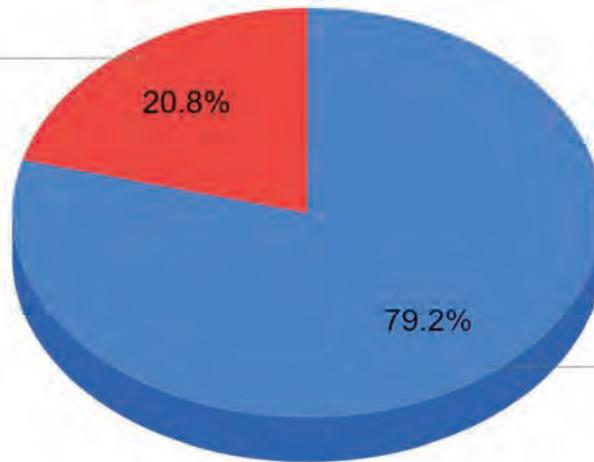


質問② 6-1：貴団体では、不祥事処分につき、手続規程を設けていますか？  
その他



質問② 6-2：6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。井明の機会（反論の機会）を付与する旨の定めは存在しますか？

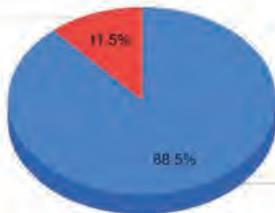
存在しない。  
20.8%



存在する。  
79.2%

質問② 6-2：6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。井明の機会（反論の機会）を付与する旨の定めは存在しますか？  
中央競技団体（NF）

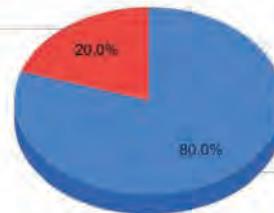
存在しない。  
11.5%



存在する。  
88.5%

質問② 6-2：6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。井明の機会（反論の機会）を付与する旨の定めは存在しますか？  
都道府県体協・スポーツ協会

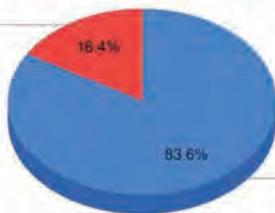
存在しない。  
20.0%



存在する。  
80.0%

質問② 6-2：6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。井明の機会（反論の機会）を付与する旨の定めは存在しますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県

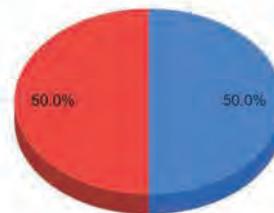
存在しない。  
16.4%



存在する。  
83.6%

質問② 6-2：6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。井明の機会（反論の機会）を付与する旨の定めは存在しますか？  
市町村体協・スポーツ協会

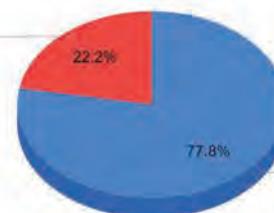
存在する。  
50.0%



存在しない。  
50.0%

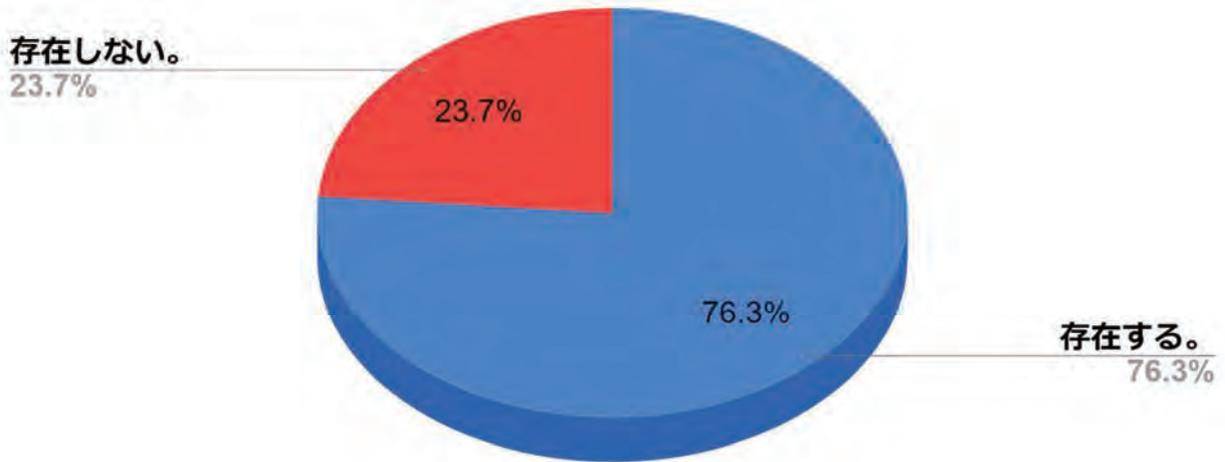
質問② 6-2：6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。井明の機会（反論の機会）を付与する旨の定めは存在しますか？  
その他

存在しない。  
22.2%

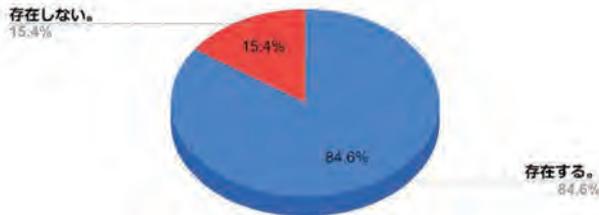


存在する。  
77.8%

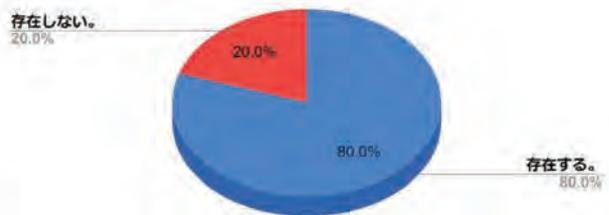
質問② 6-3 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。不服申立ての定めは存在しますか？



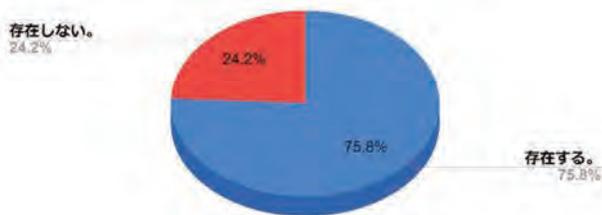
質問② 6-3 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。不服申立ての定めは存在しますか？  
中央競技団体 (NF)



質問② 6-3 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。不服申立ての定めは存在しますか？  
都道府県体協・スポーツ協会



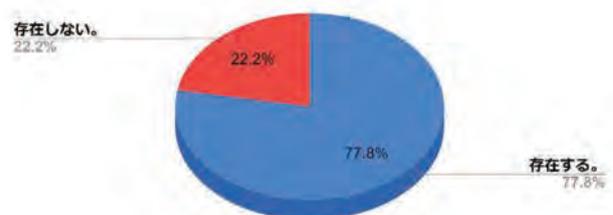
質問② 6-3 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。不服申立ての定めは存在しますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



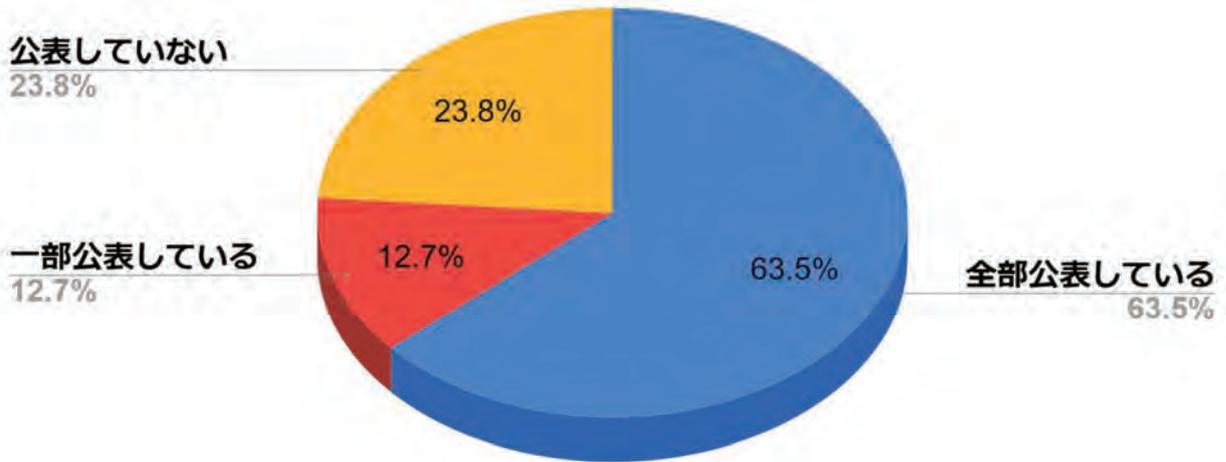
質問② 6-3 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。不服申立ての定めは存在しますか？  
市町村体協・スポーツ協会



質問② 6-3 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。不服申立ての定めは存在しますか？  
その他

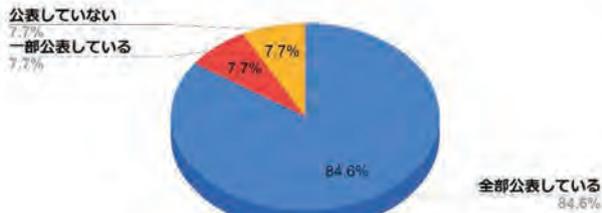


質問② 6-4 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程は公表していますか？



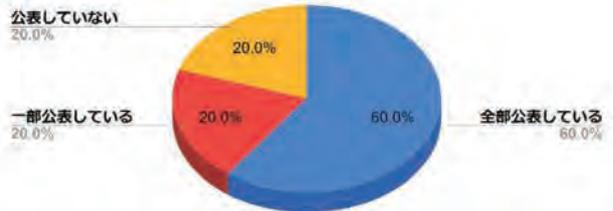
質問② 6-4 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程は公表していますか？

中央競技団体 (NF)



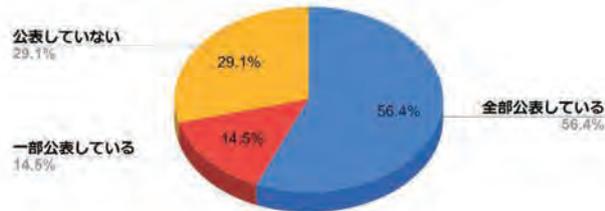
質問② 6-4 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程は公表していますか？

都道府県体協・スポーツ協会



質問② 6-4 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程は公表していますか？

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



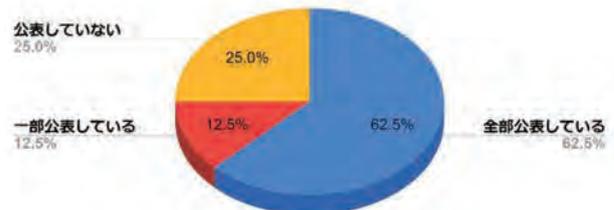
質問② 6-4 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程は公表していますか？

市町村体協・スポーツ協会

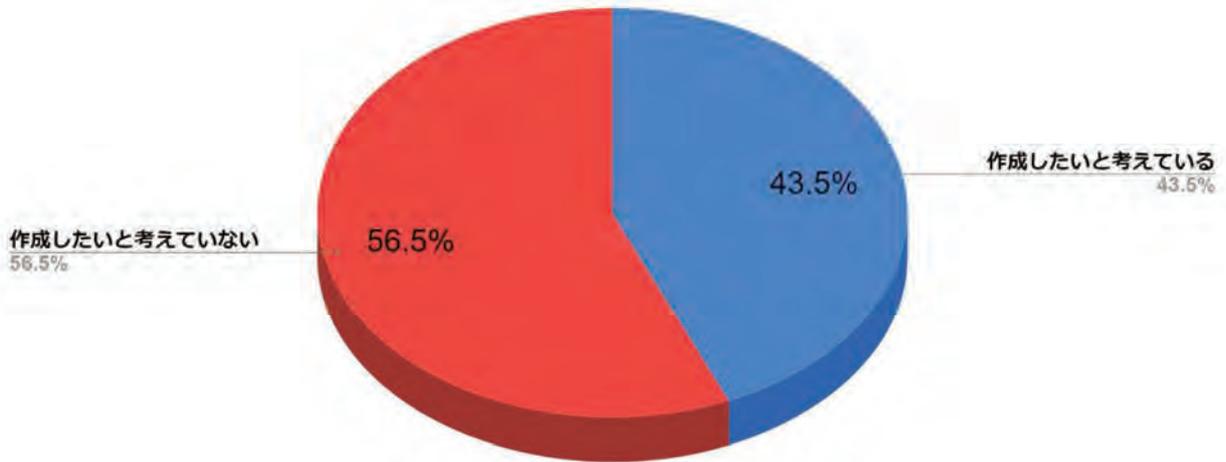


質問② 6-4 : 6-1で「手続規程を設けている」と回答された団体にお聞きします。その規程は公表していますか？

その他

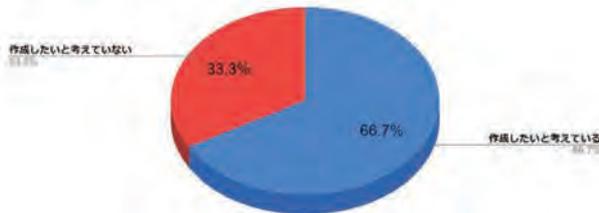


質問② 6-5 : 6-1で「手続規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？



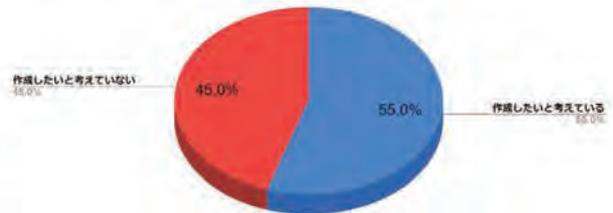
質問② 6-5 : 6-1で「手続規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？

中央競技団体 (NF)



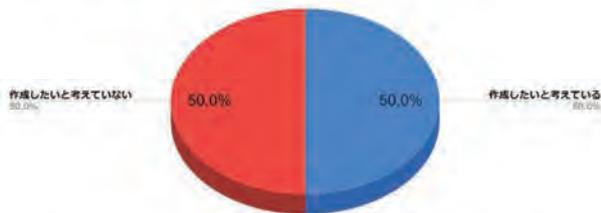
質問② 6-5 : 6-1で「手続規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？

都道府県体協・スポーツ協会



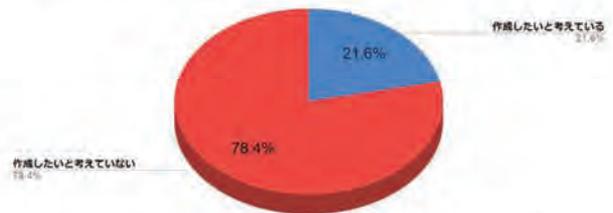
質問② 6-5 : 6-1で「手続規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



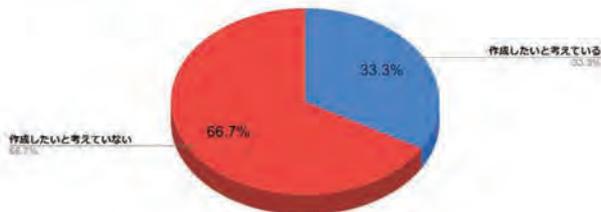
質問② 6-5 : 6-1で「手続規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？

市町村体協・スポーツ協会



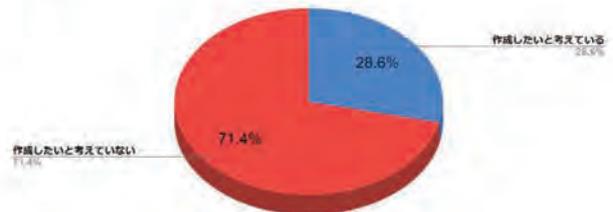
質問② 6-5 : 6-1で「手続規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村

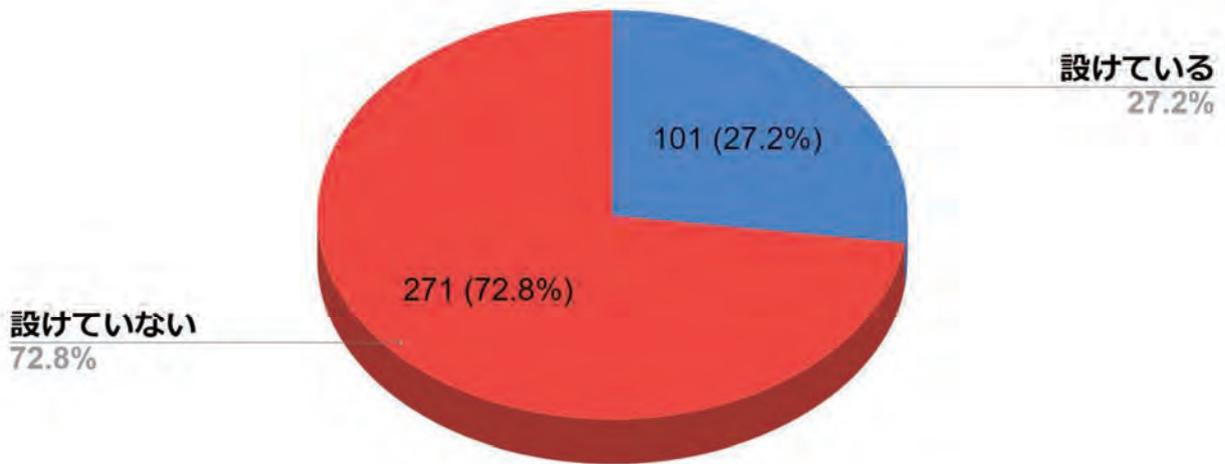


質問② 6-5 : 6-1で「手続規程を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？

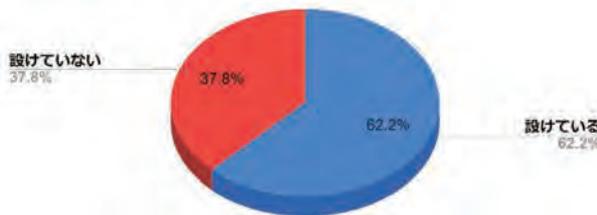
その他



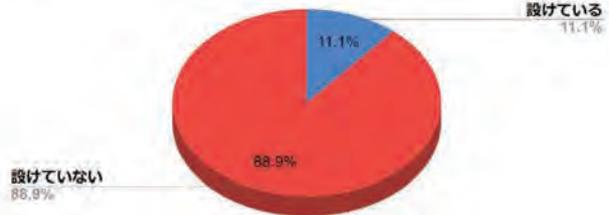
質問②7-1：貴団体では、不祥事処分を行う場合、その基準となるべき処分基準を設けていますか？



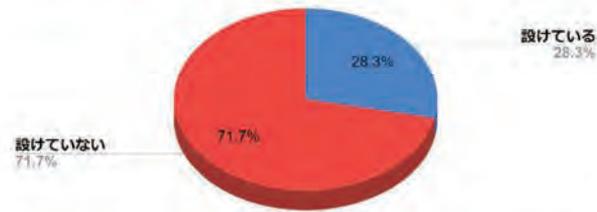
質問②7-1：貴団体では、不祥事処分を行う場合、その基準となるべき処分基準を設けていますか？  
中央競技団体（NF）



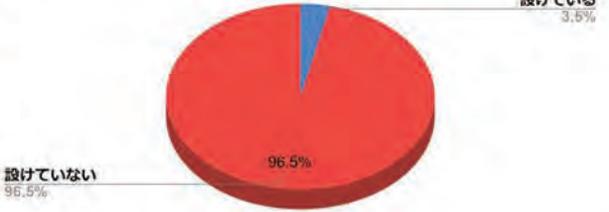
質問②7-1：貴団体では、不祥事処分を行う場合、その基準となるべき処分基準を設けていますか？  
都道府県体協・スポーツ協会



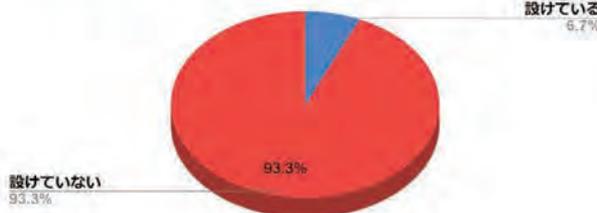
質問②7-1：貴団体では、不祥事処分を行う場合、その基準となるべき処分基準を設けていますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



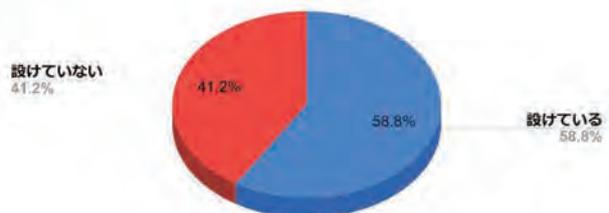
質問②7-1：貴団体では、不祥事処分を行う場合、その基準となるべき処分基準を設けていますか？  
市町村体協・スポーツ協会



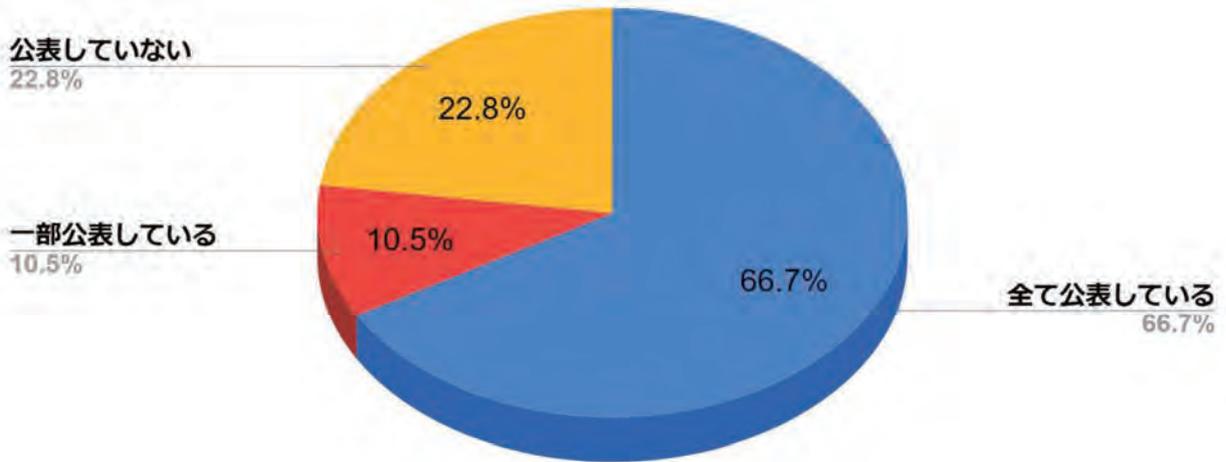
質問②7-1：貴団体では、不祥事処分を行う場合、その基準となるべき処分基準を設けていますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



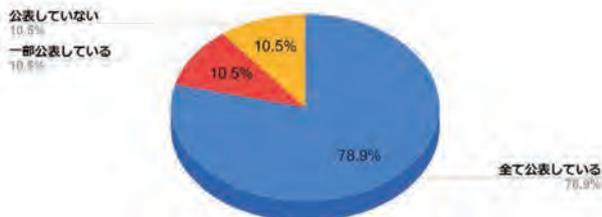
質問②7-1：貴団体では、不祥事処分を行う場合、その基準となるべき処分基準を設けていますか？  
その他



質問② 7-2 : 7-1で「処分基準を設けている」と回答された団体にお聞きします。その基準は公表されていますか？



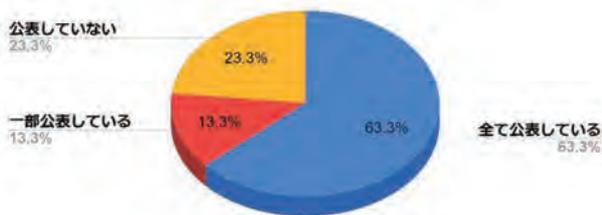
質問② 7-2 : 7-1で「処分基準を設けている」と回答された団体にお聞きします。その基準は公表されていますか？  
中央競技団体 (NF)



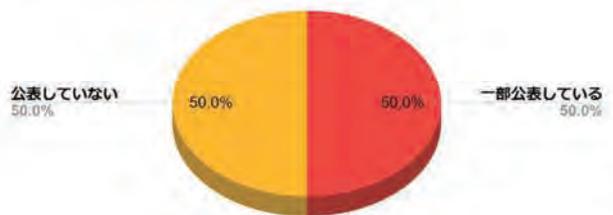
質問② 7-2 : 7-1で「処分基準を設けている」と回答された団体にお聞きします。その基準は公表されていますか？  
都道府県体協・スポーツ協会



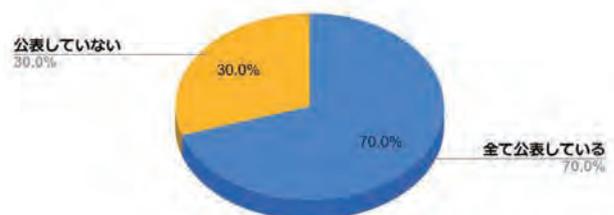
質問② 7-2 : 7-1で「処分基準を設けている」と回答された団体にお聞きします。その基準は公表されていますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



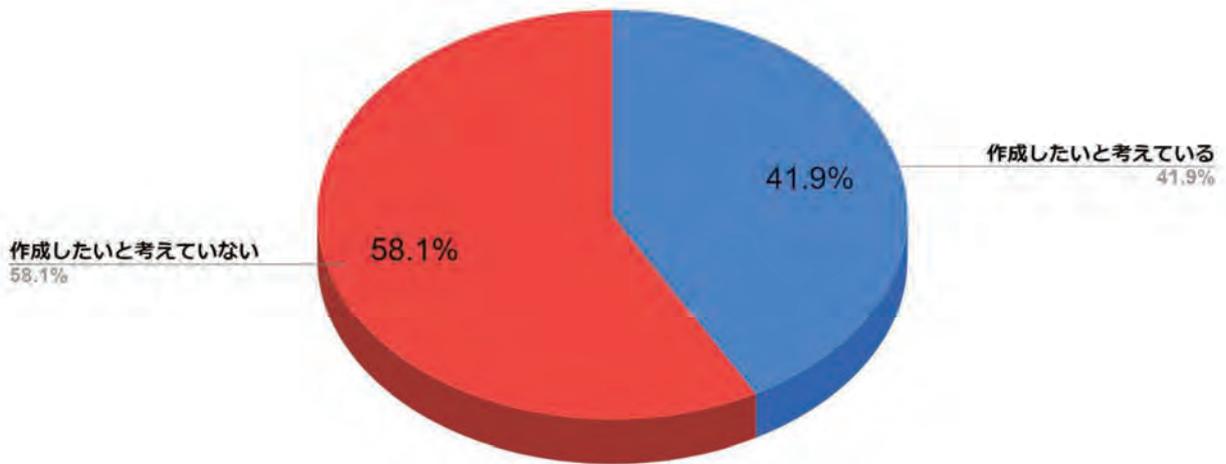
質問② 7-2 : 7-1で「処分基準を設けている」と回答された団体にお聞きします。その基準は公表されていますか？  
市町村体協・スポーツ協会



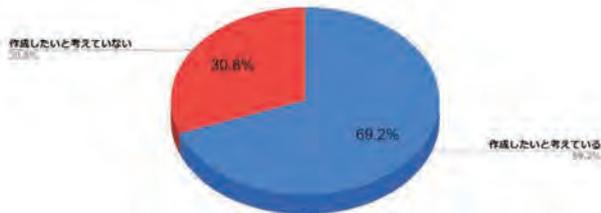
質問② 7-2 : 7-1で「処分基準を設けている」と回答された団体にお聞きします。その基準は公表されていますか？  
その他



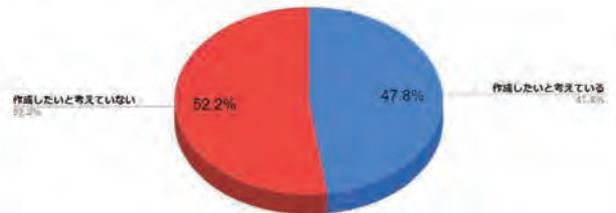
質問② 7-3 : 7-1で「処分基準を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？



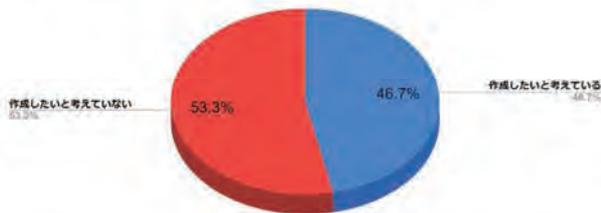
質問② 7-3 : 7-1で「処分基準を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
中央競技団体 (NF)



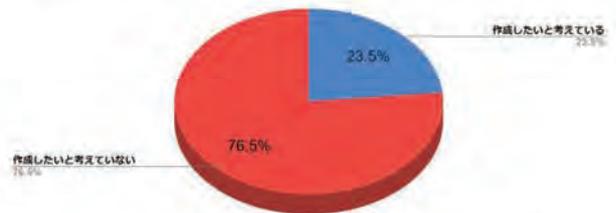
質問② 7-3 : 7-1で「処分基準を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
都道府県体協・スポーツ協会



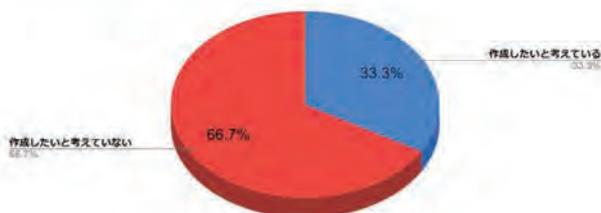
質問② 7-3 : 7-1で「処分基準を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



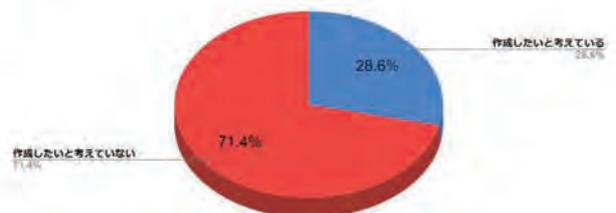
質問② 7-3 : 7-1で「処分基準を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
市町村体協・スポーツ協会



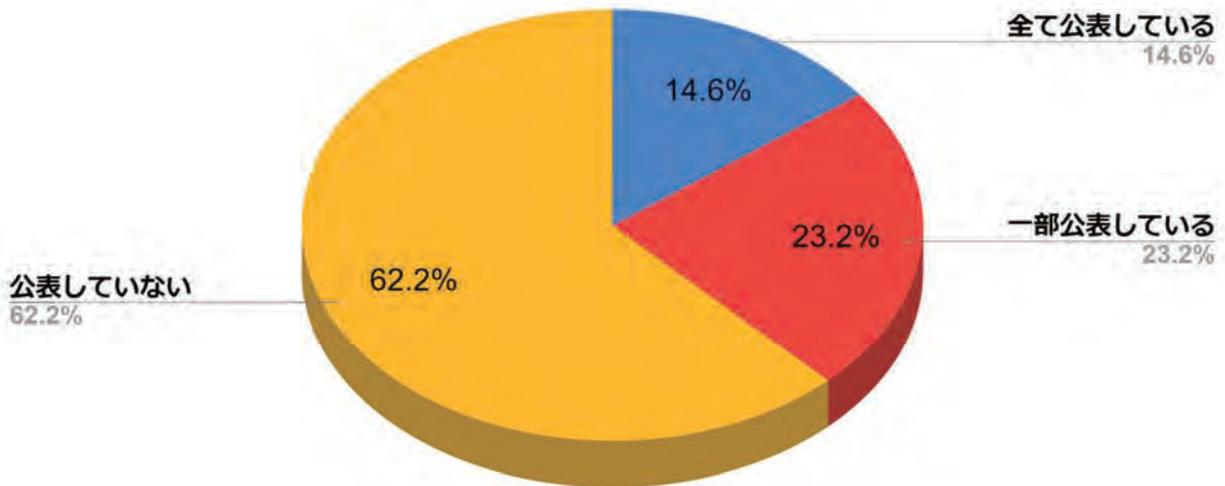
質問② 7-3 : 7-1で「処分基準を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



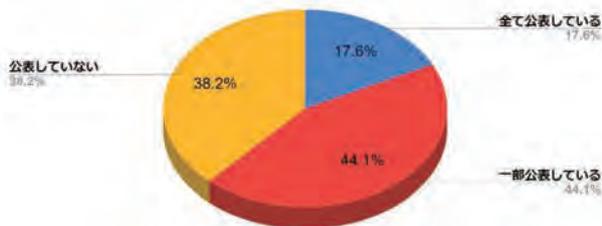
質問② 7-3 : 7-1で「処分基準を設けていない」と回答された団体にお聞きします。今後、作成したいと考えていますか？  
その他



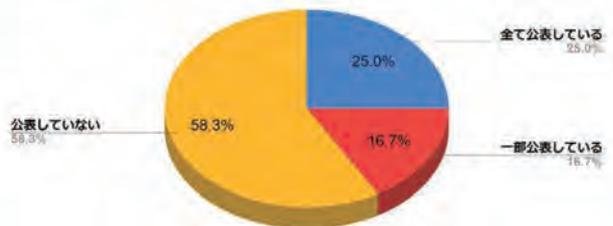
質問② 8：貴団体では、不祥事処分を行った場合、処分内容を公表していますか？



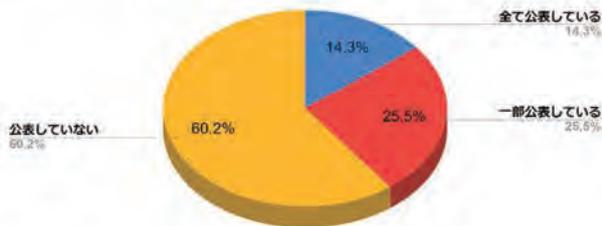
質問② 8：貴団体では、不祥事処分を行った場合、処分内容を公表していますか？  
中央競技団体（NF）



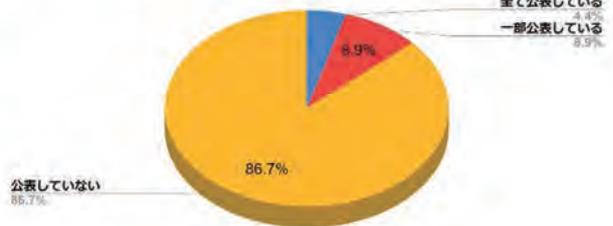
質問② 8：貴団体では、不祥事処分を行った場合、処分内容を公表していますか？  
都道府県団体・スポーツ協会



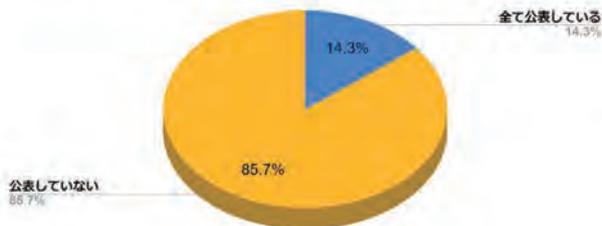
質問② 8：貴団体では、不祥事処分を行った場合、処分内容を公表していますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



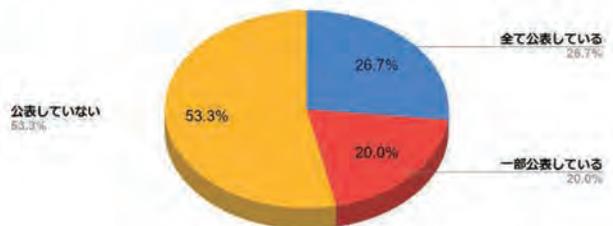
質問② 8：貴団体では、不祥事処分を行った場合、処分内容を公表していますか？  
市町村団体・スポーツ協会



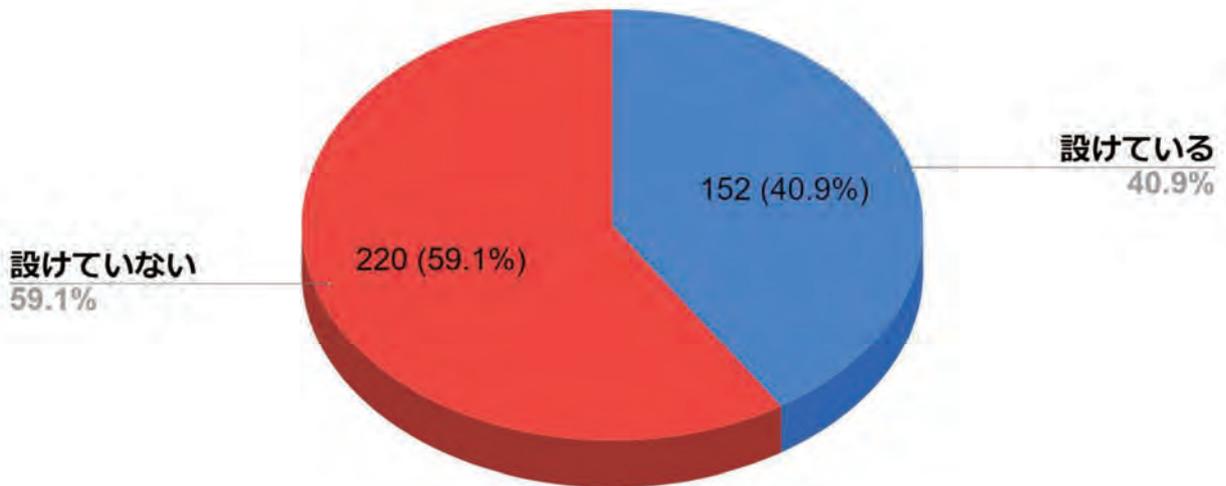
質問② 8：貴団体では、不祥事処分を行った場合、処分内容を公表していますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



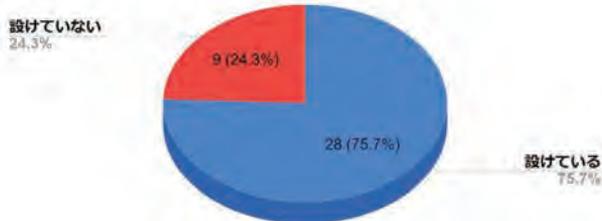
質問② 8：貴団体では、不祥事処分を行った場合、処分内容を公表していますか？  
その他



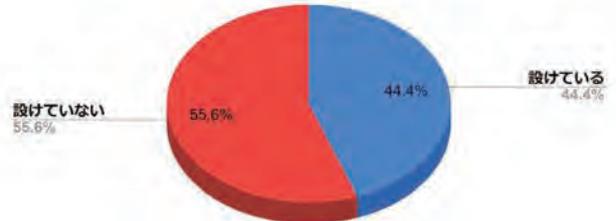
質問② 9-1：貴団体では、不祥事の通報・相談窓口を設けていますか？



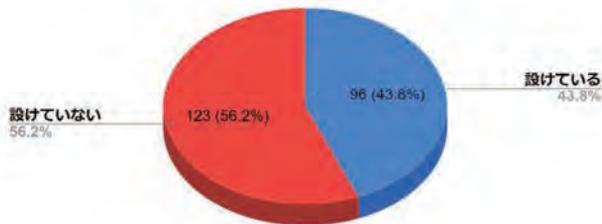
質問② 9-1：貴団体では、不祥事の通報・相談窓口を設けていますか？  
中央競技団体（NF）



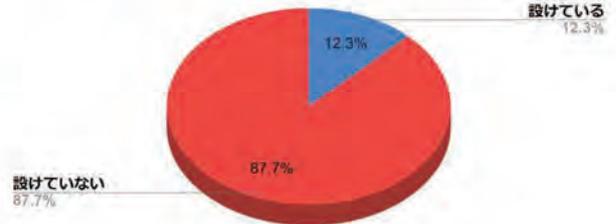
質問② 9-1：貴団体では、不祥事の通報・相談窓口を設けていますか？  
都道府県団体・スポーツ協会



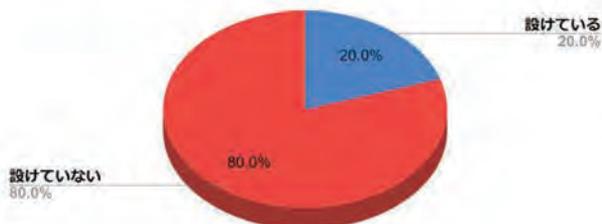
質問② 9-1：貴団体では、不祥事の通報・相談窓口を設けていますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



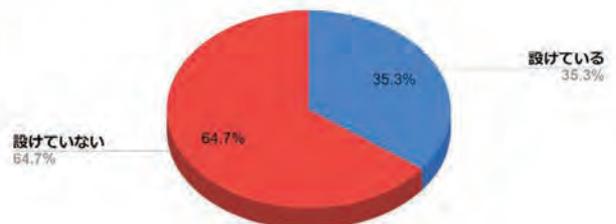
質問② 9-1：貴団体では、不祥事の通報・相談窓口を設けていますか？  
市町村団体・スポーツ協会



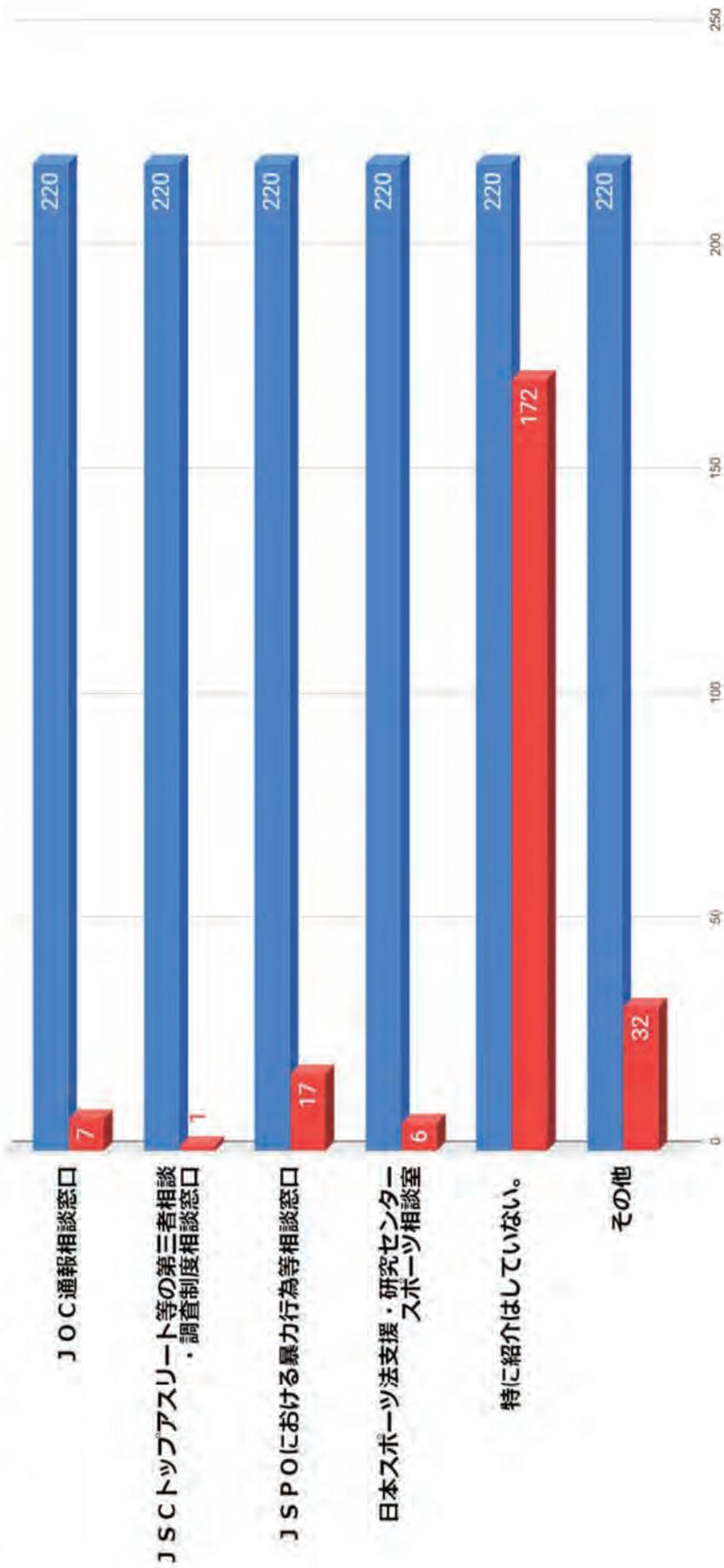
質問② 9-1：貴団体では、不祥事の通報・相談窓口を設けていますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



質問② 9-1：貴団体では、不祥事の通報・相談窓口を設けていますか？  
その他

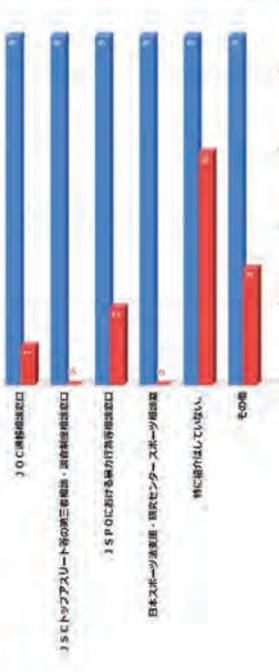


質問② 9-2：9-1で「通報・相談窓口を設けていない」と回答された団体にお聞きします。貴団体として不祥事発生の通報・相談窓口として紹介しているものはありますか？（複数選択可）



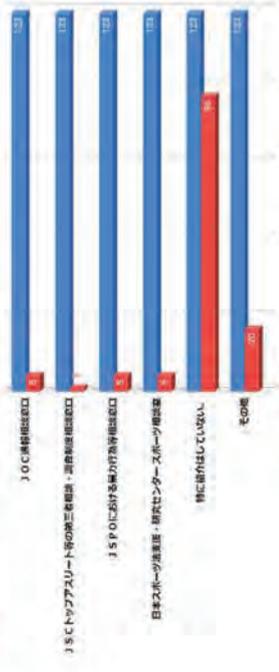
質問② 9-2：9-1で「通報・相談窓口を設けていない」と回答された団体にお聞きします。貴団体として不祥事発生の際の通報・相談窓口として紹介しているものはありますか？（複数選択可）

**中央競技団体（NF）**



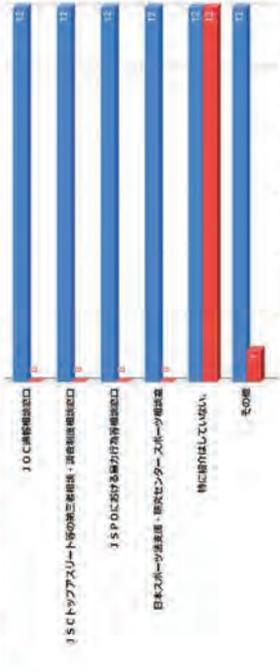
質問② 9-2：9-1で「通報・相談窓口を設けていない」と回答された団体にお聞きします。貴団体として不祥事発生の際の通報・相談窓口として紹介しているものはありますか？（複数選択可）

**中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県**



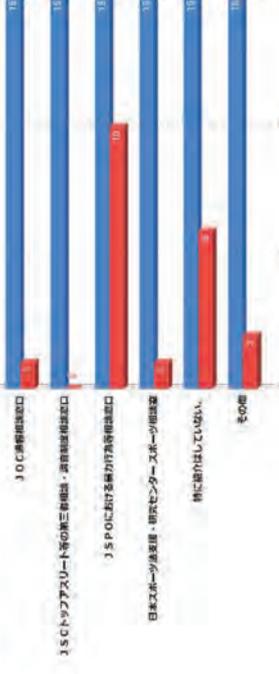
質問② 9-2：9-1で「通報・相談窓口を設けていない」と回答された団体にお聞きします。貴団体として不祥事発生の際の通報・相談窓口として紹介しているものはありますか？（複数選択可）

**中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村**



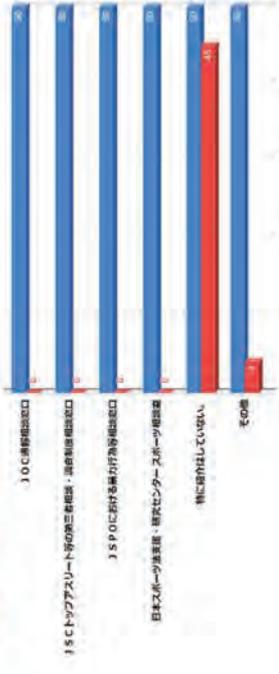
質問② 9-2：9-1で「通報・相談窓口を設けていない」と回答された団体にお聞きします。貴団体として不祥事発生の際の通報・相談窓口として紹介しているものはありますか？（複数選択可）

**都道府県団体・スポーツ協会**



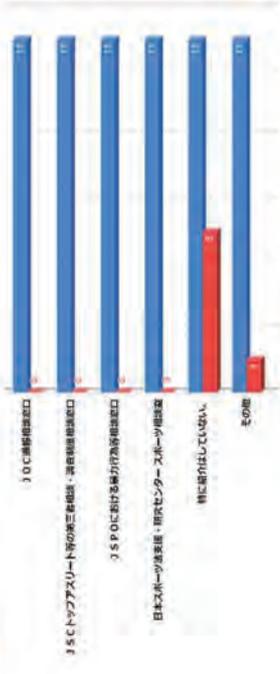
質問② 9-2：9-1で「通報・相談窓口を設けていない」と回答された団体にお聞きします。貴団体として不祥事発生の際の通報・相談窓口として紹介しているものはありますか？（複数選択可）

**市町村団体・スポーツ協会**

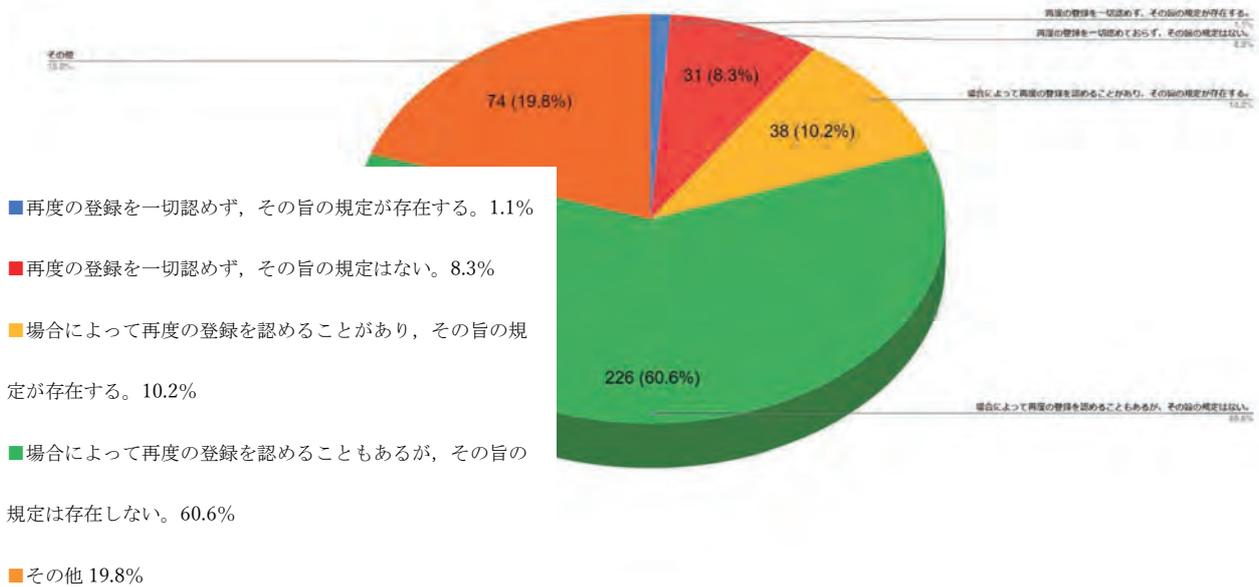


質問② 9-2：9-1で「通報・相談窓口を設けていない」と回答された団体にお聞きします。貴団体として不祥事発生の際の通報・相談窓口として紹介しているものはありますか？（複数選択可）

**その他**



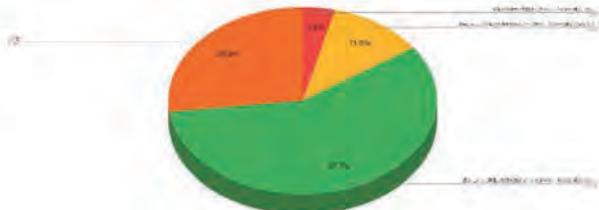
**質問②10：貴団体が除名等の団体からの登録を外す処分を行った場合、その後、その者は再度登録することは可能ですか？**



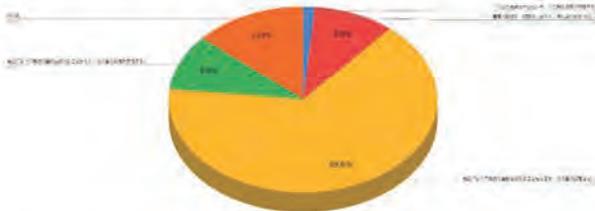
「10：貴団体が除名等の団体からの登録を外す処分を行った場合、その後、その者は再度登録することは可能ですか？」のカウント数  
中央競技団体（NF）



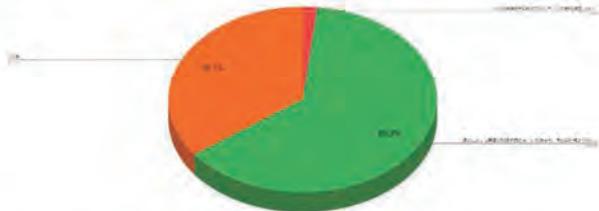
「10：貴団体が除名等の団体からの登録を外す処分を行った場合、その後、その者は再度登録することは可能ですか？」のカウント数  
都道府県体協・スポーツ協会



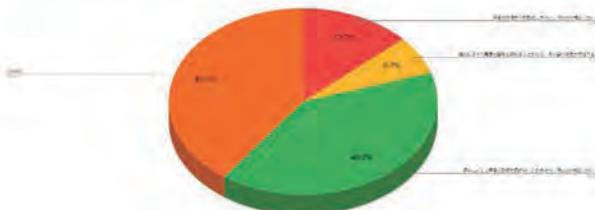
「10：貴団体が除名等の団体からの登録を外す処分を行った場合、その後、その者は再度登録することは可能ですか？」のカウント数  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



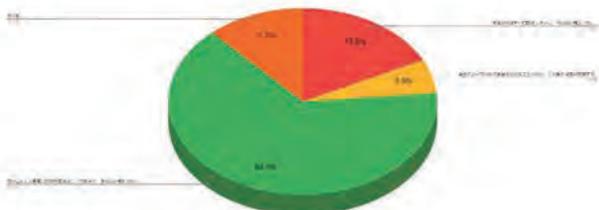
「10：貴団体が除名等の団体からの登録を外す処分を行った場合、その後、その者は再度登録することは可能ですか？」のカウント数  
市町村体協・スポーツ協会



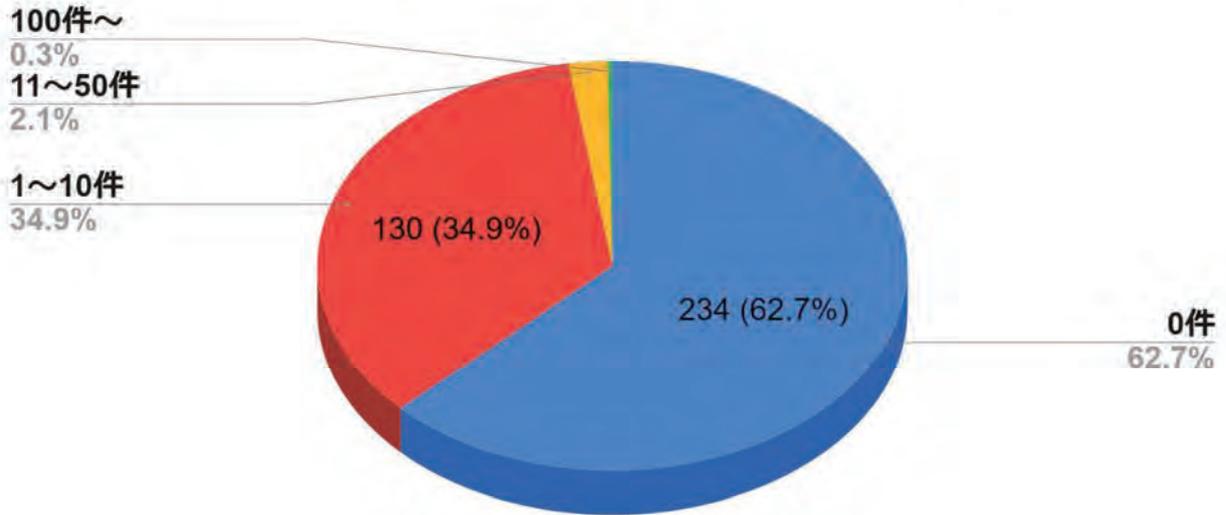
「10：貴団体が除名等の団体からの登録を外す処分を行った場合、その後、その者は再度登録することは可能ですか？」のカウント数  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



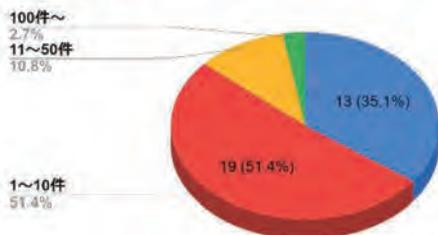
「10：貴団体が除名等の団体からの登録を外す処分を行った場合、その後、その者は再度登録することは可能ですか？」のカウント数  
その他



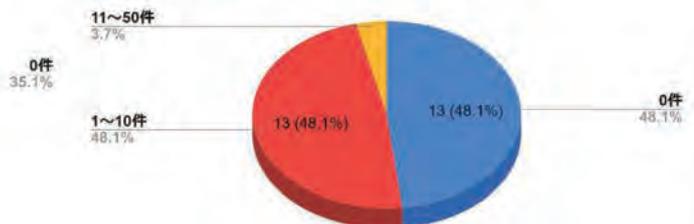
質問③ 1：貴団体が把握した不祥事案件の件数（2019年1月～12月）をご教示下さい



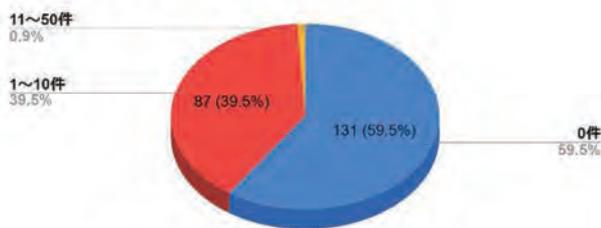
質問③ 1：貴団体が把握した不祥事案件の件数（2019年1月～12月）をご教示下さい  
中央競技団体（NF）



質問③ 1：貴団体が把握した不祥事案件の件数（2019年1月～12月）をご教示下さい  
都道府県団体・スポーツ協会



質問③ 1：貴団体が把握した不祥事案件の件数（2019年1月～12月）をご教示下さい  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



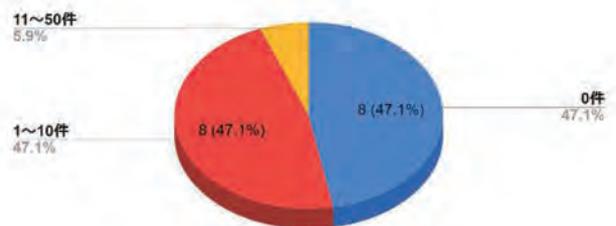
質問③ 1：貴団体が把握した不祥事案件の件数（2019年1月～12月）をご教示下さい  
市町村団体・スポーツ協会



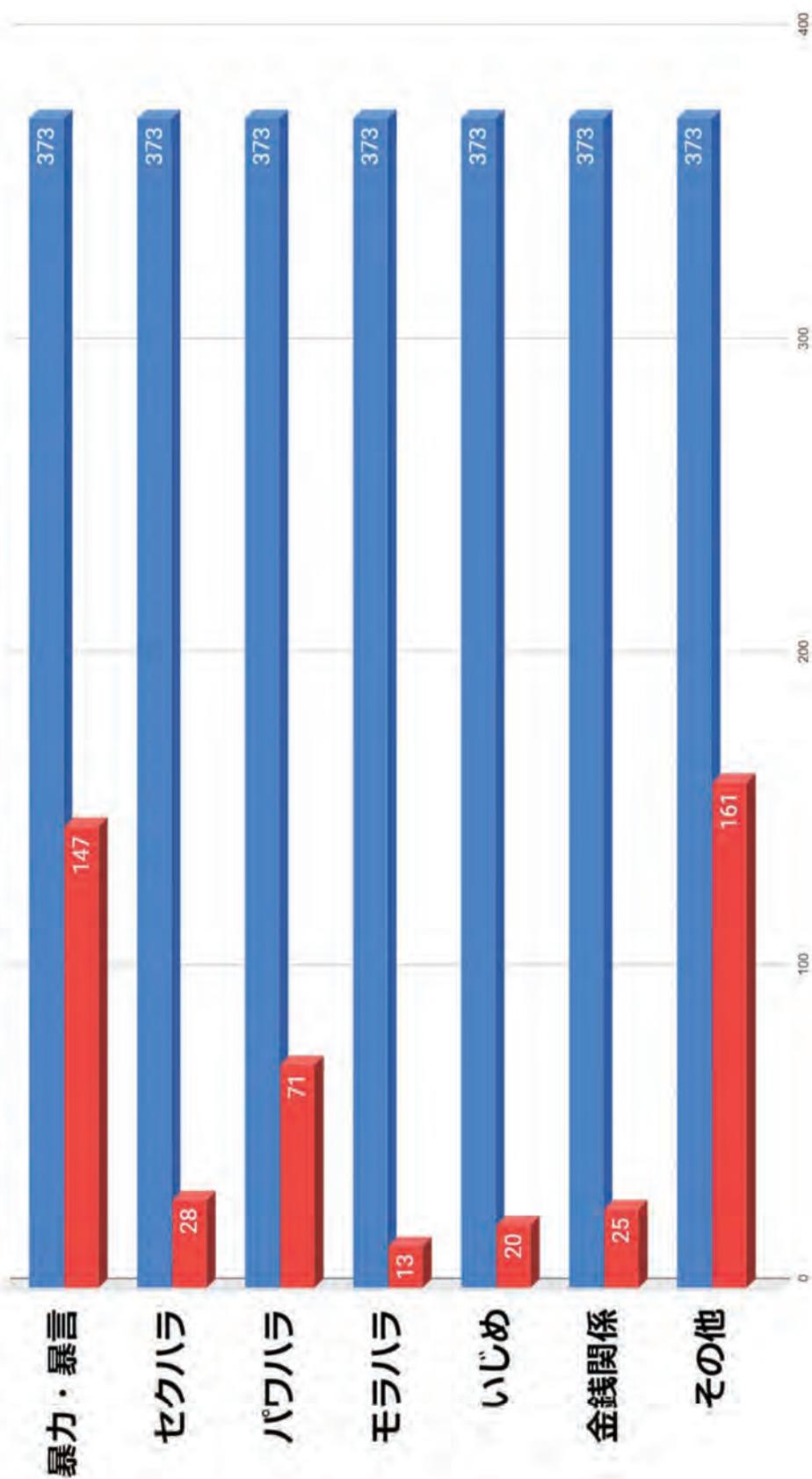
質問③ 1：貴団体が把握した不祥事案件の件数（2019年1月～12月）をご教示下さい  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



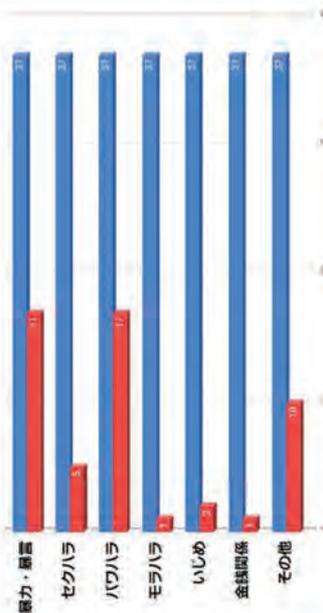
質問③ 1：貴団体が把握した不祥事案件の件数（2019年1月～12月）をご教示下さい  
その他



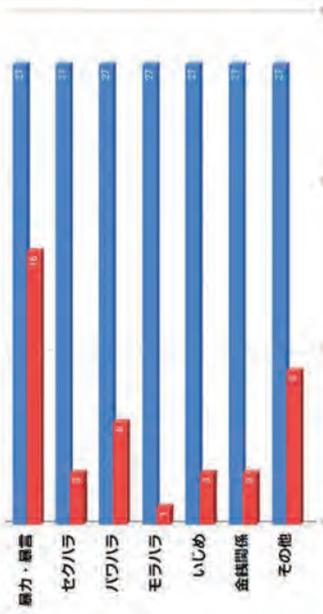
### 質問③ 2：特に多い相談はどのような相談ですか？



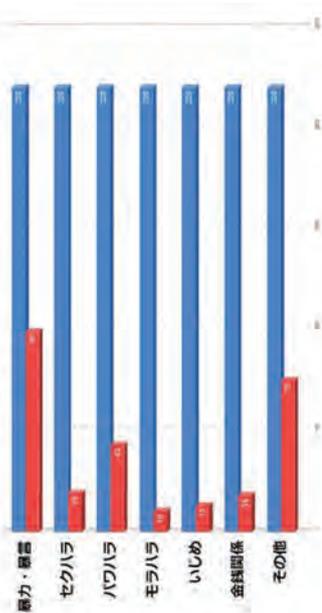
質問③ 2：特に多い相談はどのような相談ですか？  
中央競技団体（NF）



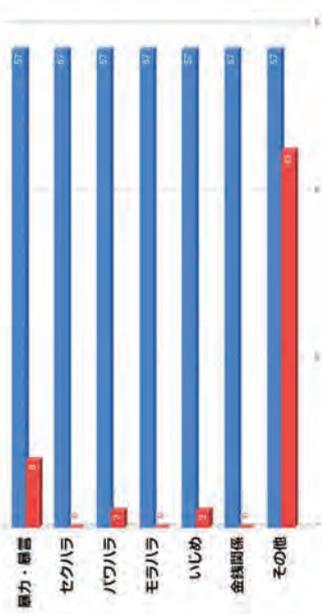
質問③ 2：特に多い相談はどのような相談ですか？  
都道府県体協・スポーツ協会



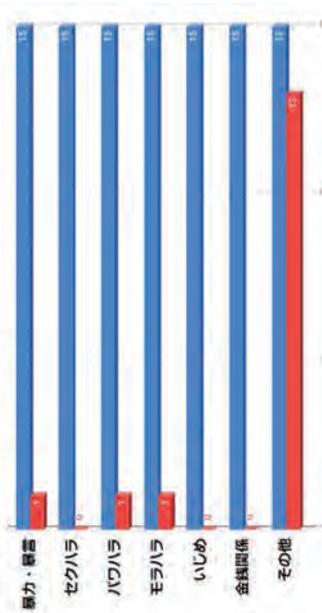
質問③ 2：特に多い相談はどのような相談ですか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体；都道府県



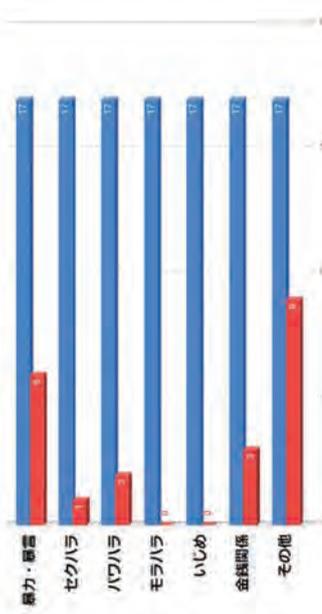
質問③ 2：特に多い相談はどのような相談ですか？  
市町村体協・スポーツ協会



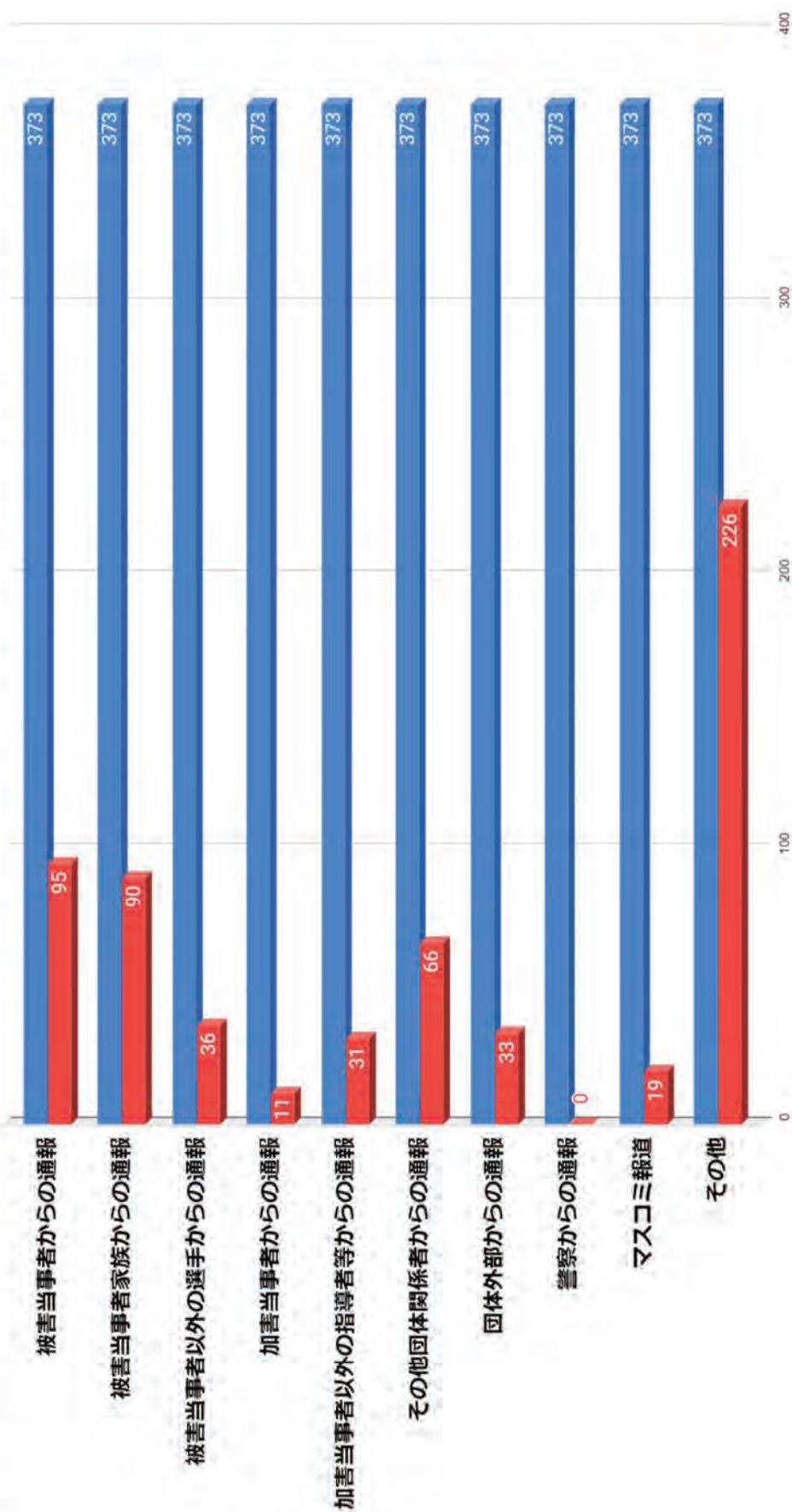
質問③ 2：特に多い相談はどのような相談ですか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体；市町村



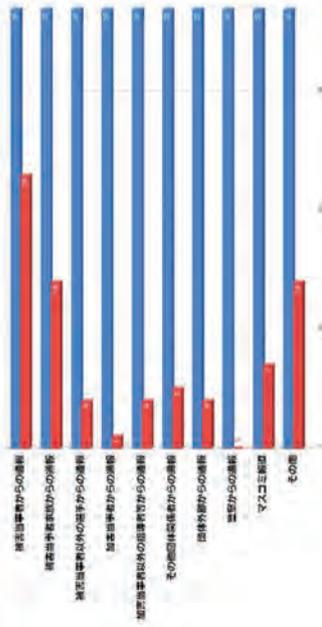
質問③ 2：特に多い相談はどのような相談ですか？  
その他



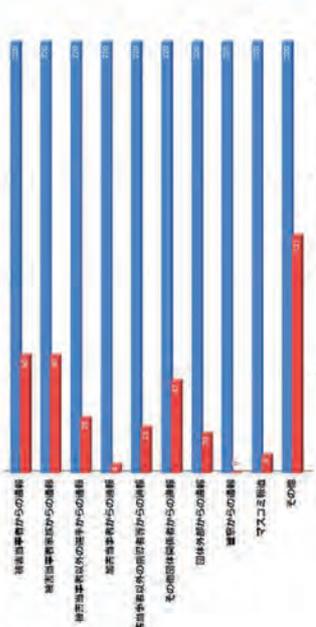
### 質問③3：不祥事発覚の端緒（どのような形で覚知しましたか？）複数回答可



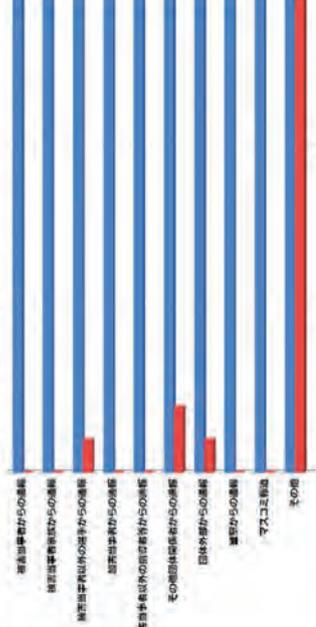
質問③ 3：不祥事発覚の端緒（どのような形で覚知しましたか？）複数回答可  
中央競技団体（NF）



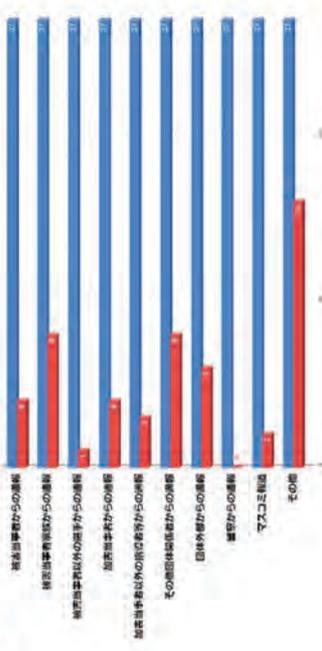
質問③ 3：不祥事発覚の端緒（どのような形で覚知しましたか？）複数回答可  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



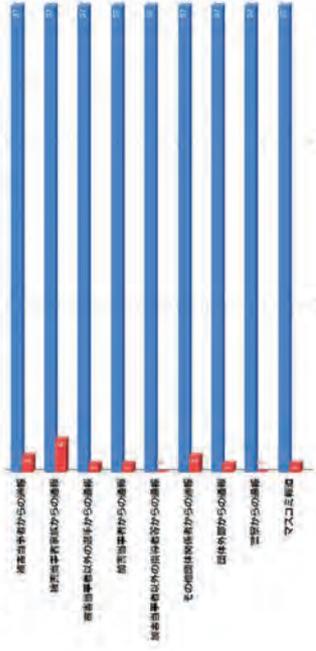
質問③ 3：不祥事発覚の端緒（どのような形で覚知しましたか？）複数回答可  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



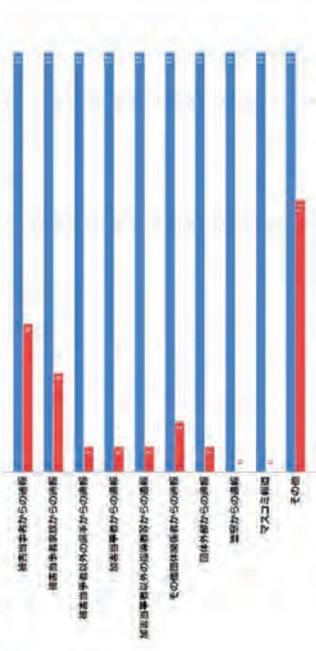
質問③ 3：不祥事発覚の端緒（どのような形で覚知しましたか？）複数回答可  
都道府県体協・スポーツ協会



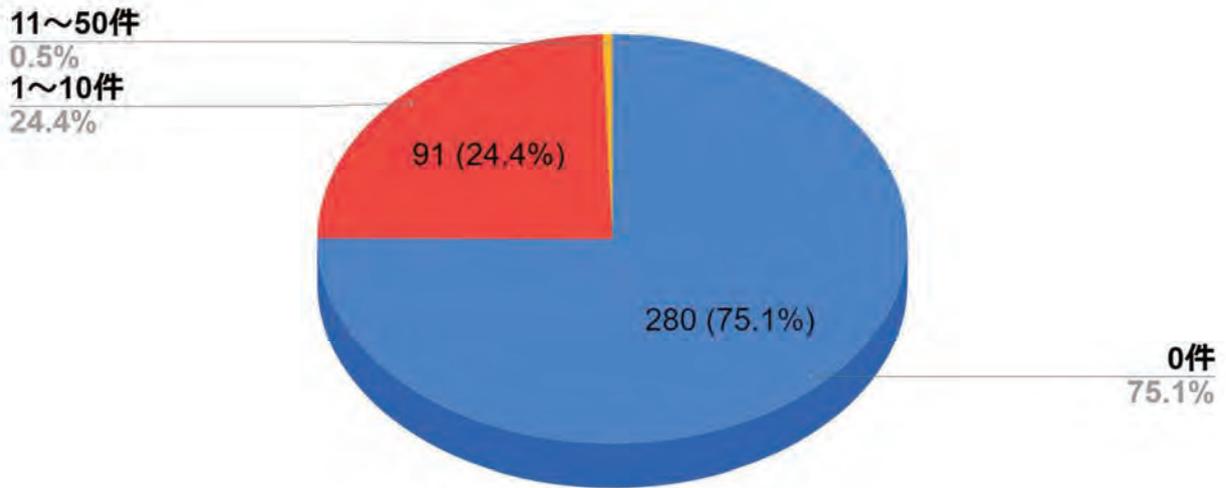
質問③ 3：不祥事発覚の端緒（どのような形で覚知しましたか？）複数回答可  
市町村体協・スポーツ協会



質問③ 3：不祥事発覚の端緒（どのような形で覚知しましたか？）複数回答可  
その他

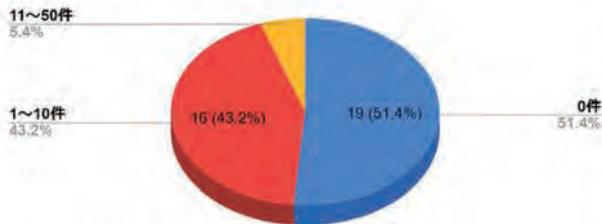


質問③ 4：貴団体内で不祥事処分に至った案件数（2019年1月～12月）をご教示下さい。



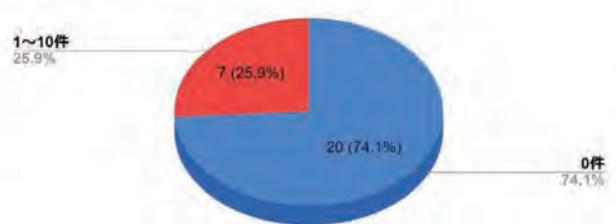
質問③ 4：貴団体内で不祥事処分に至った案件数（2019年1月～12月）をご教示下さい。

中央競技団体（NF）



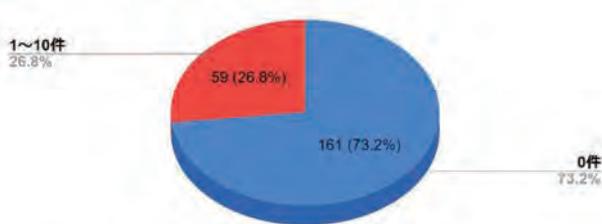
質問③ 4：貴団体内で不祥事処分に至った案件数（2019年1月～12月）をご教示下さい。

都道府県体協・スポーツ協会



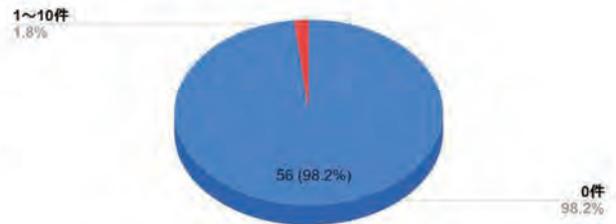
質問③ 4：貴団体内で不祥事処分に至った案件数（2019年1月～12月）をご教示下さい。

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



質問③ 4：貴団体内で不祥事処分に至った案件数（2019年1月～12月）をご教示下さい。

市町村体協・スポーツ協会



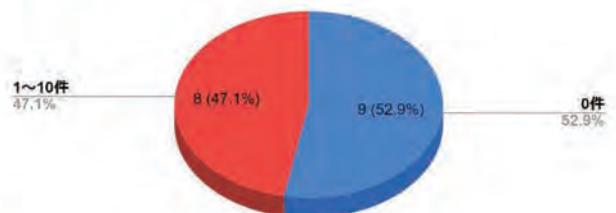
質問③ 4：貴団体内で不祥事処分に至った案件数（2019年1月～12月）をご教示下さい。

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村

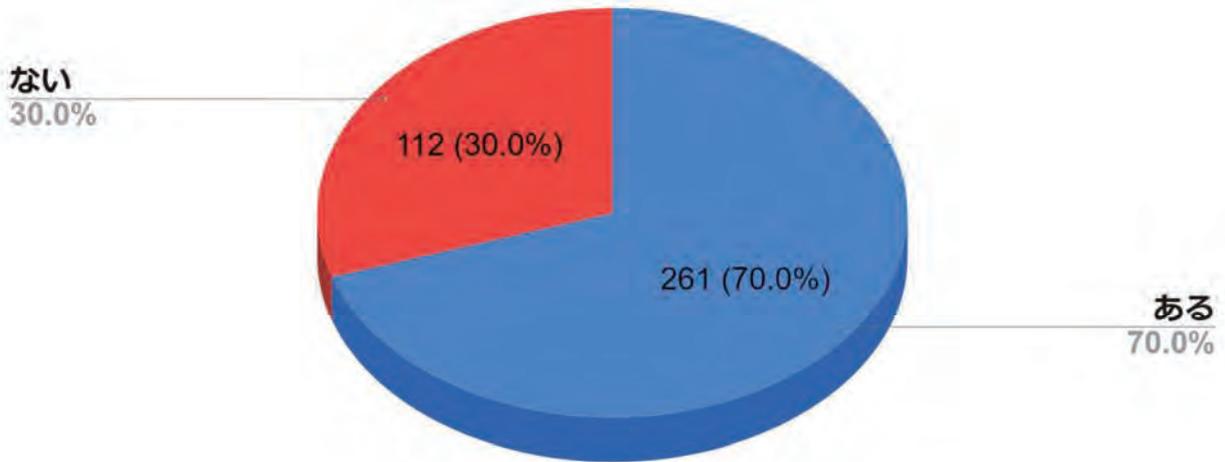


質問③ 4：貴団体内で不祥事処分に至った案件数（2019年1月～12月）をご教示下さい。

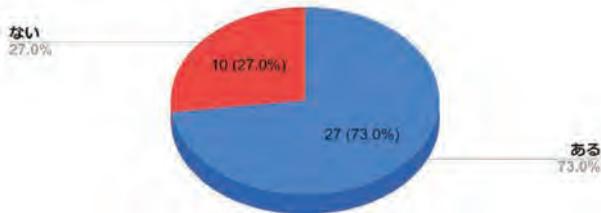
その他



質問④ 1-1：貴団体の活動において、弁護士及び弁護士会に協力を期待することはありますか？



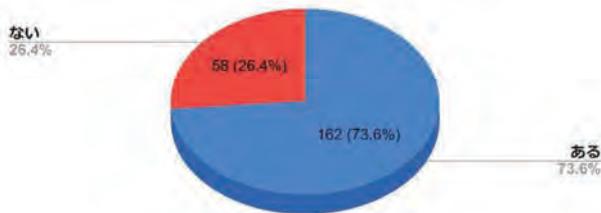
質問④ 1-1：貴団体の活動において、弁護士及び弁護士会に協力を期待することはありますか？  
中央競技団体（NF）



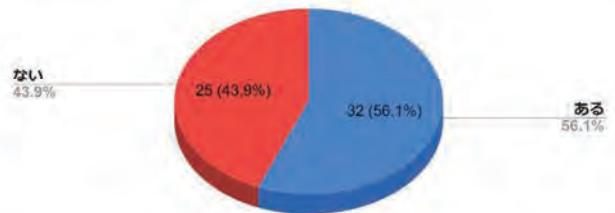
質問④ 1-1：貴団体の活動において、弁護士及び弁護士会に協力を期待することはありますか？  
都道府県体協・スポーツ協会



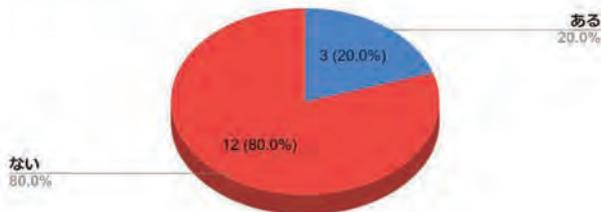
質問④ 1-1：貴団体の活動において、弁護士及び弁護士会に協力を期待することはありますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



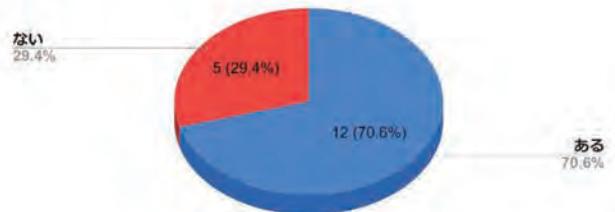
質問④ 1-1：貴団体の活動において、弁護士及び弁護士会に協力を期待することはありますか？  
市町村体協・スポーツ協会



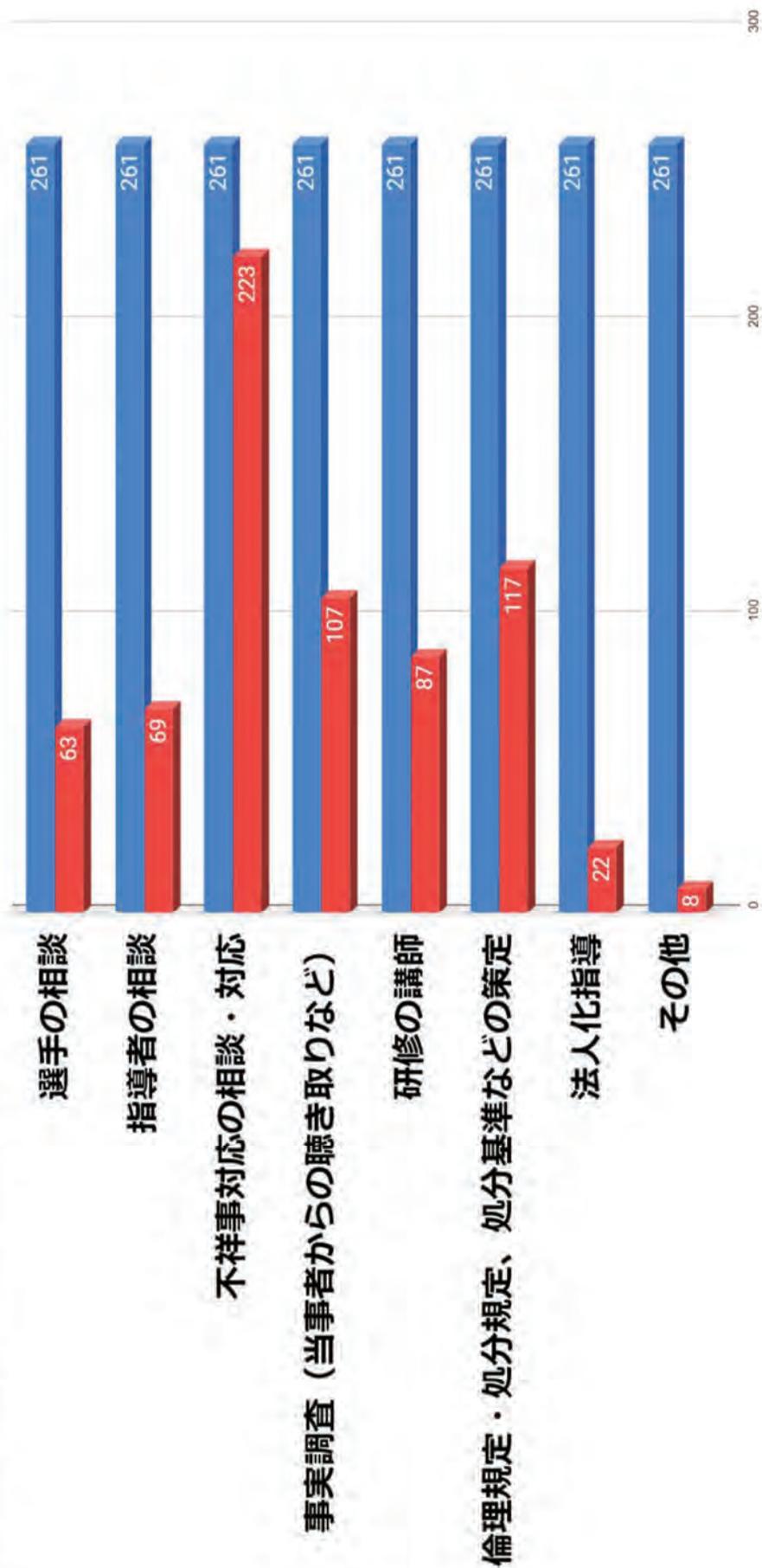
質問④ 1-1：貴団体の活動において、弁護士及び弁護士会に協力を期待することはありますか？  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



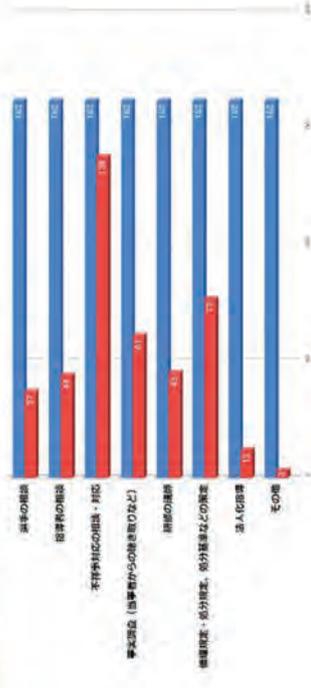
質問④ 1-1：貴団体の活動において、弁護士及び弁護士会に協力を期待することはありますか？  
その他



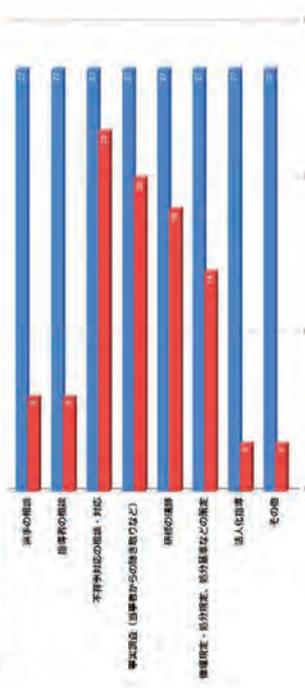
質問④ 1-2：1-1で「ある」と回答された団体にお聞きします。どのようなことを期待しますか？（複数回答可）



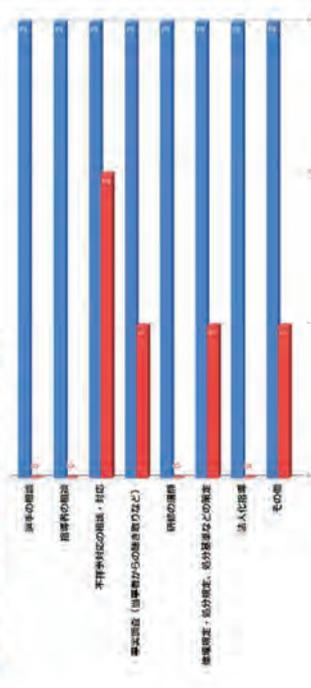
質問④ 1-2：1-1で「ある」と回答された団体にお聞きします。どのようなことを期待しますか？（複数回答可）  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



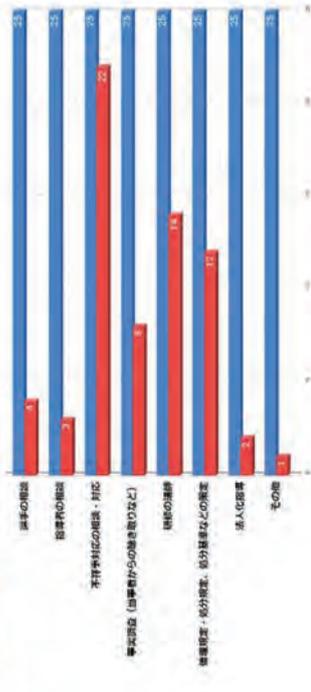
質問④ 1-2：1-1で「ある」と回答された団体にお聞きします。どのようなことを期待しますか？（複数回答可）  
中央競技団体（NF）



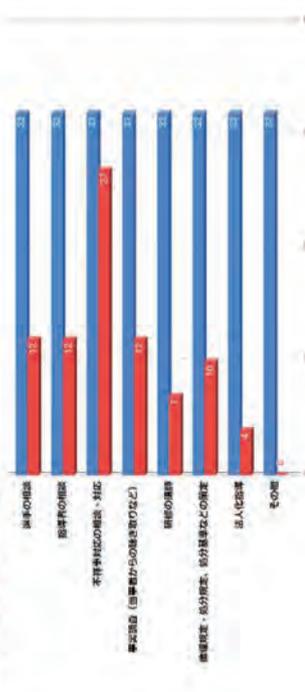
質問④ 1-2：1-1で「ある」と回答された団体にお聞きします。どのようなことを期待しますか？（複数回答可）  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



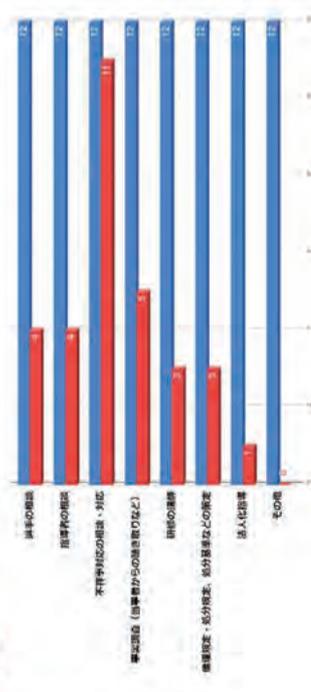
質問④ 1-2：1-1で「ある」と回答された団体にお聞きします。どのようなことを期待しますか？（複数回答可）  
都道府県団体・スポーツ協会



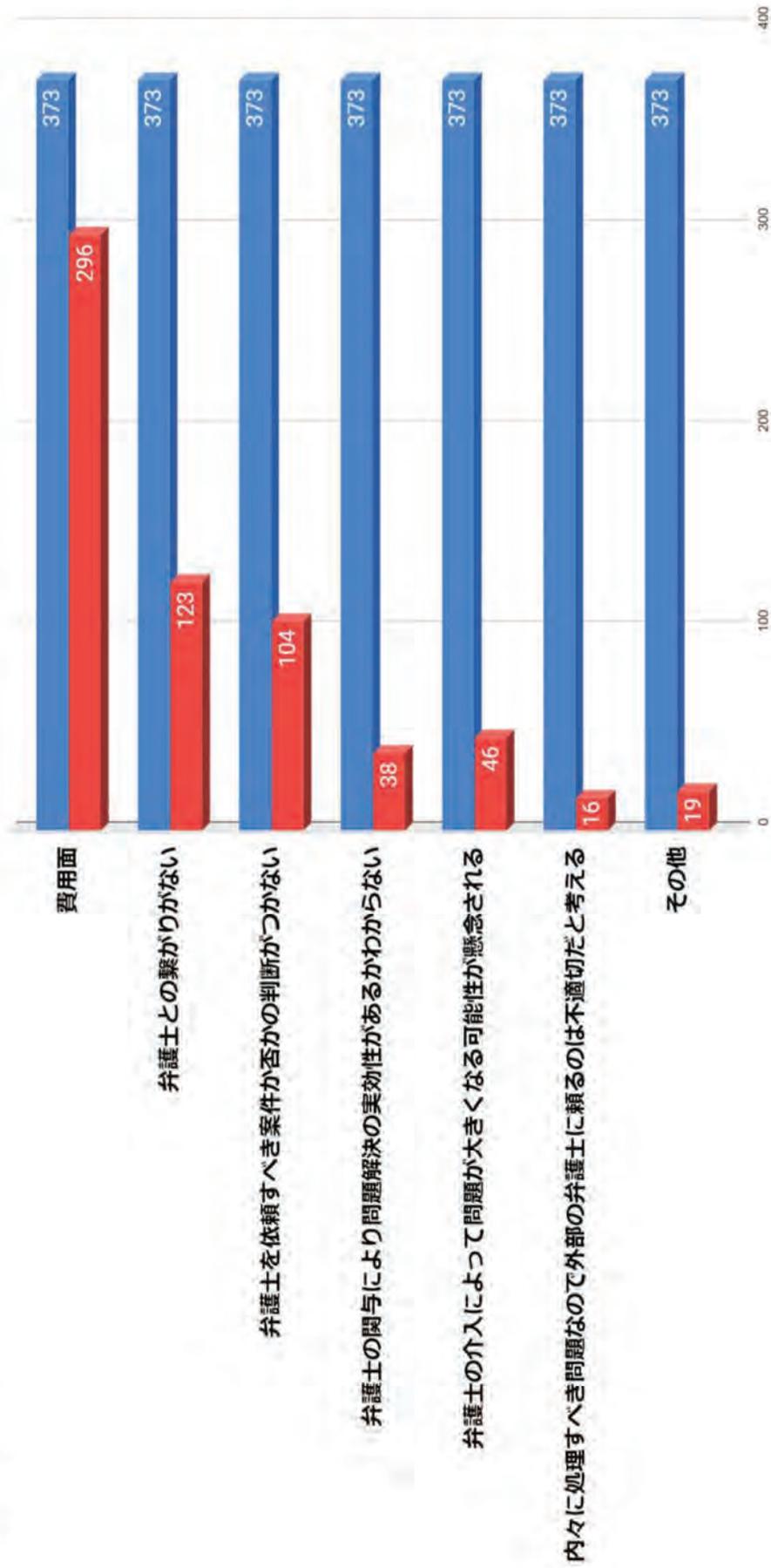
質問④ 1-2：1-1で「ある」と回答された団体にお聞きします。どのようなことを期待しますか？（複数回答可）  
市町村団体・スポーツ協会



質問④ 1-2：1-1で「ある」と回答された団体にお聞きします。どのようなことを期待しますか？（複数回答可）  
その他

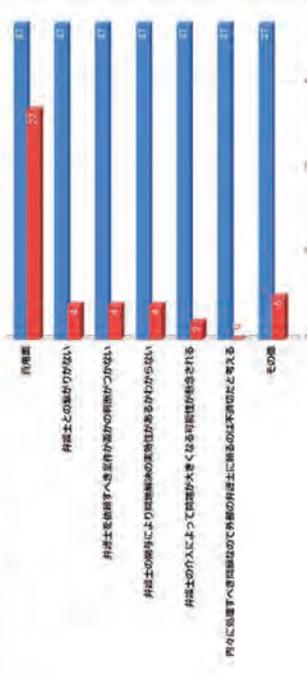


質問④②：弁護士への依頼を検討する際、どのようなことが懸念されますか？（複数回答可）



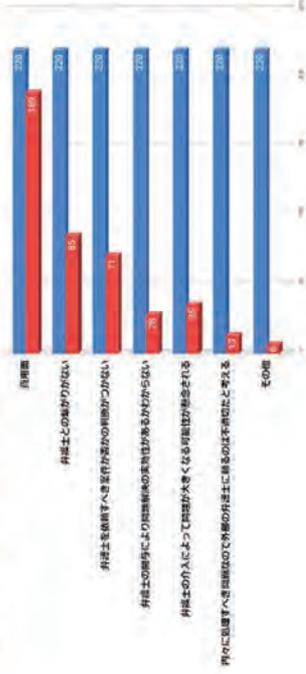
質問④.2：弁護士への依頼を検討する際、どのようなことが懸念されますか？（複数回答可）

中央競技団体（NF）



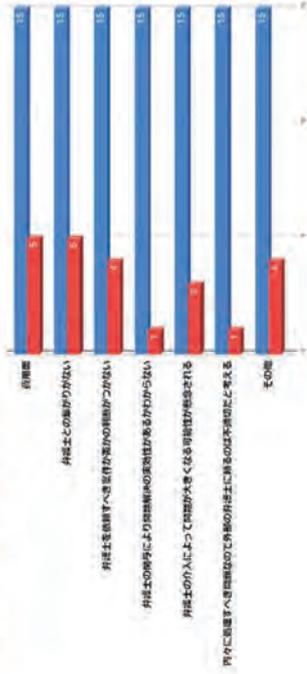
質問④.2：弁護士への依頼を検討する際、どのようなことが懸念されますか？（複数回答可）

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



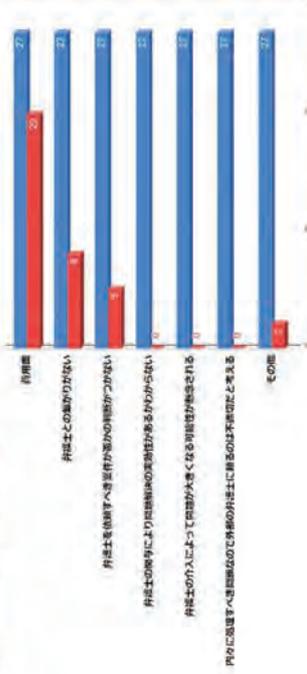
質問④.2：弁護士への依頼を検討する際、どのようなことが懸念されますか？（複数回答可）

中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



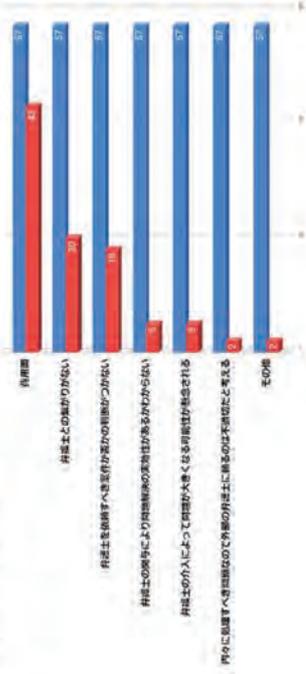
質問④.2：弁護士への依頼を検討する際、どのようなことが懸念されますか？（複数回答可）

都道府県体育協・スポーツ協会



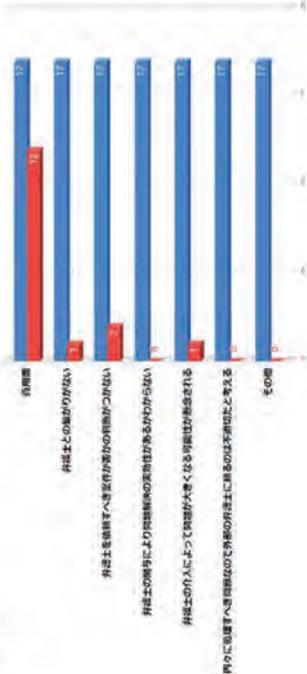
質問④.2：弁護士への依頼を検討する際、どのようなことが懸念されますか？（複数回答可）

市町村体育協・スポーツ協会

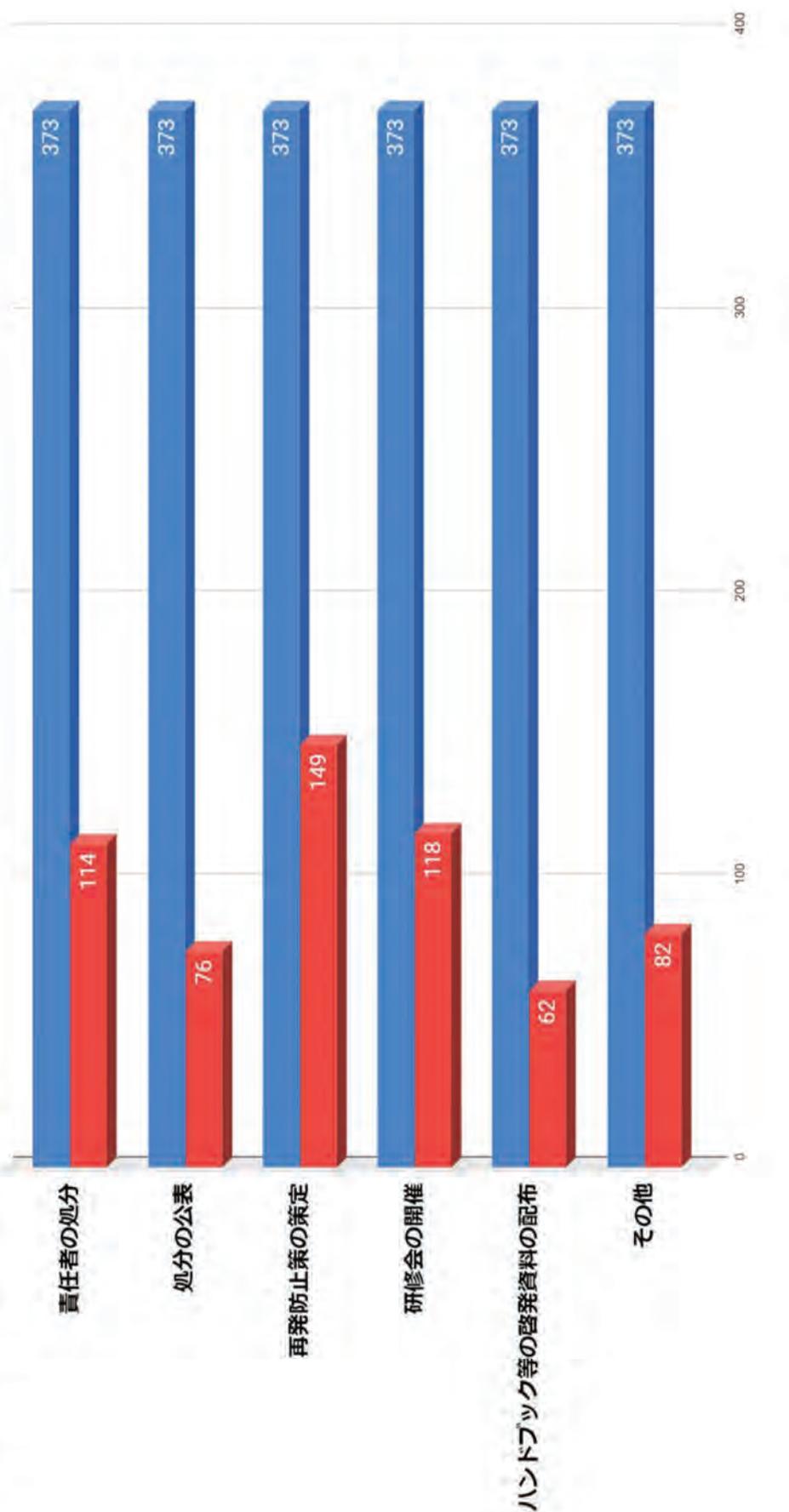


質問④.2：弁護士への依頼を検討する際、どのようなことが懸念されますか？（複数回答可）

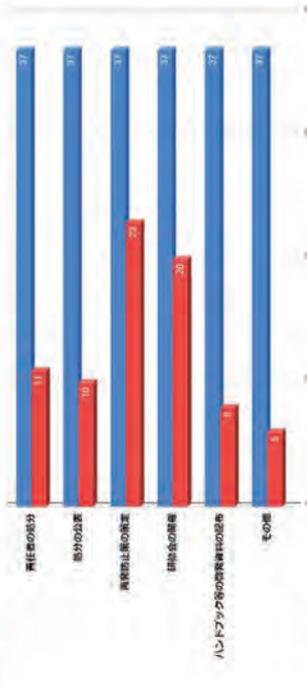
その他



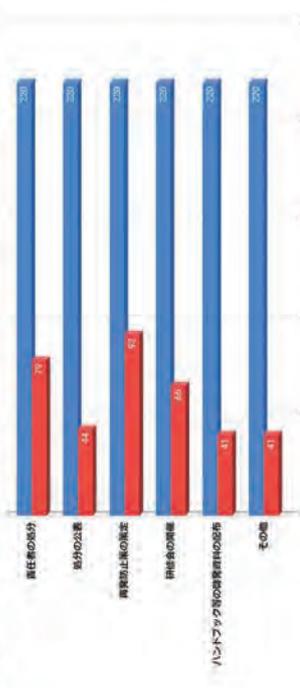
質問④3：貴団体で不祥事が起こった場合、再発防止策としてどのようなことを行いましたか？（複数選択可）



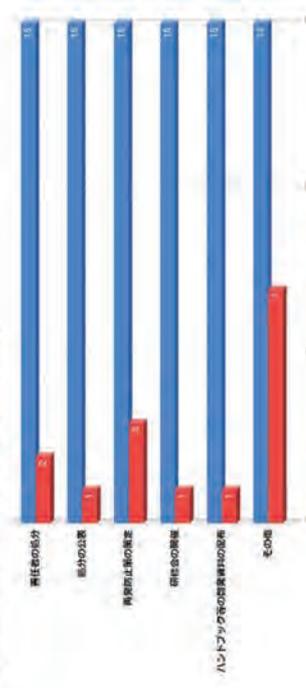
質問④3：貴団体が不祥事が起こった場合、再発防止策としてどのようなことを行いましたか？（複数選択可）  
中央競技団体（NF）



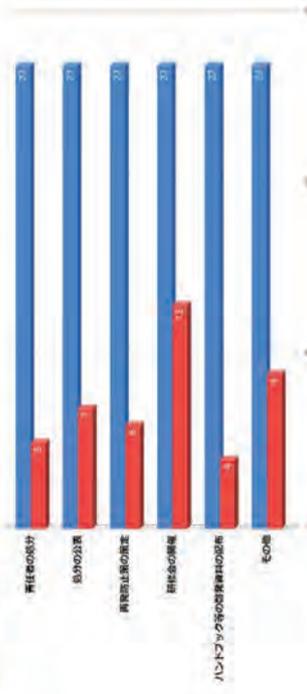
質問④3：A S 3：貴団体が不祥事が起こった場合、再発防止策としてどのようなことを行いましたか？（複数選択可）  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：都道府県



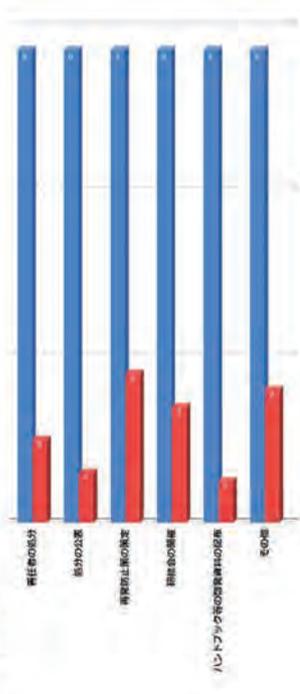
質問④3：貴団体が不祥事が起こった場合、再発防止策としてどのようなことを行いましたか？（複数選択可）  
中央競技団体以外の一般スポーツ団体：市町村



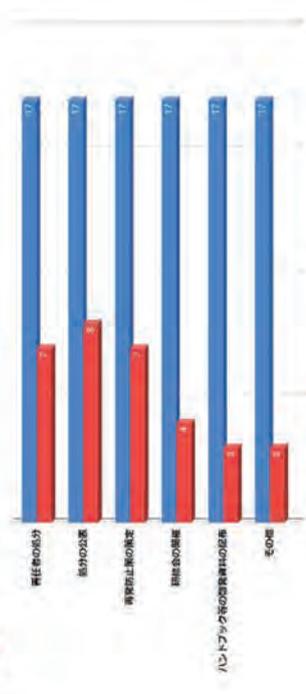
質問④3：貴団体が不祥事が起こった場合、再発防止策としてどのようなことを行いましたか？（複数選択可）  
都道府県体育協・スポーツ協会



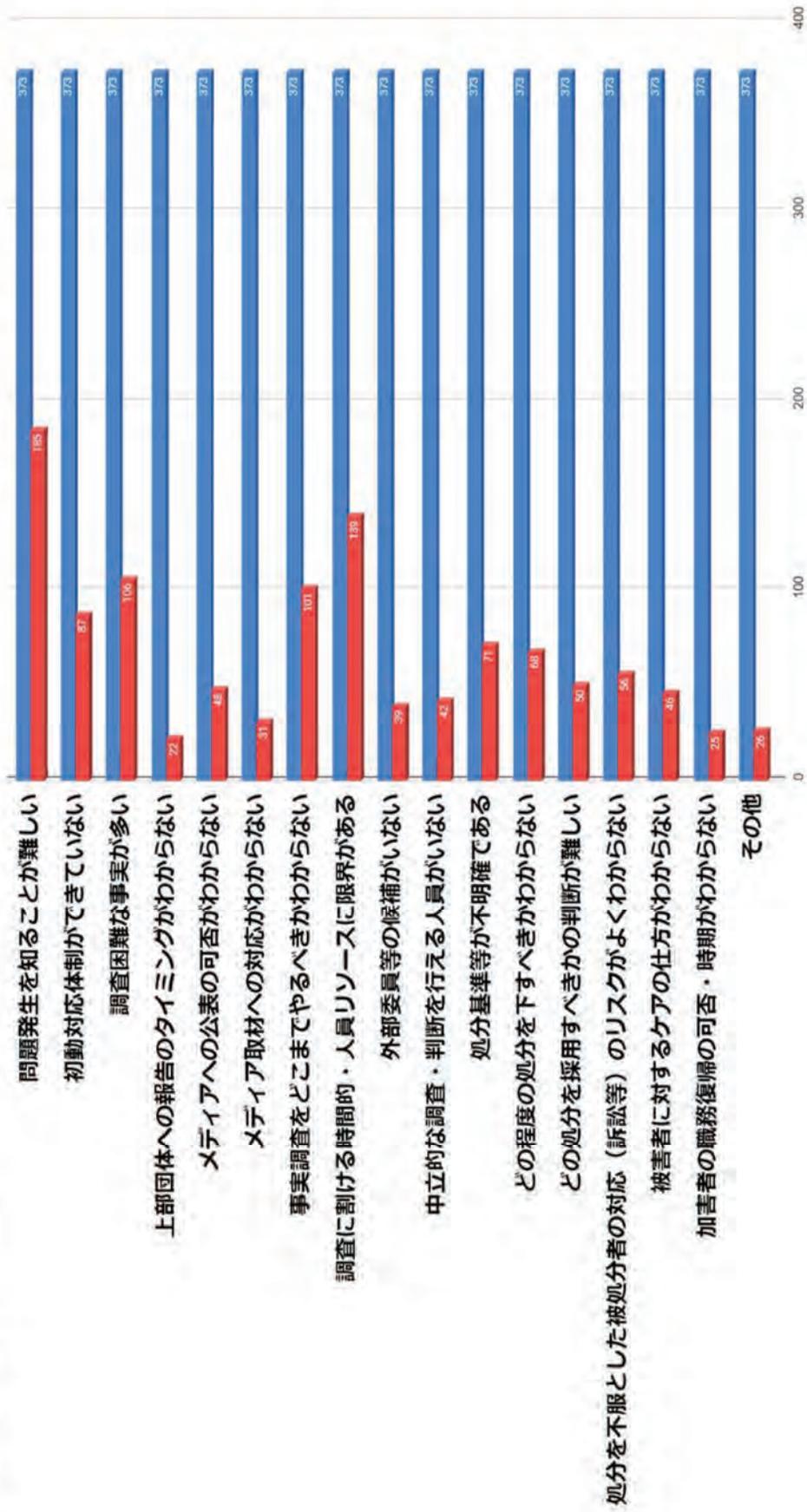
質問④3：貴団体が不祥事が起こった場合、再発防止策としてどのようなことを行いましたか？（複数選択可）  
市町村体育協・スポーツ協会



質問④3：貴団体が不祥事が起こった場合、再発防止策としてどのようなことを行いましたか？（複数選択可）  
その他



## 質問④5：不祥事対応において、困ることは何ですか？（複数選択可）







---

---

2020年度 関東弁護士会連合会シンポジウム  
スポーツにおける公正性・公平性の実現のために  
～障害者スポーツ, 不祥事対応を題材として～

発行日 2020年9月16日  
編集・発行 関東弁護士会連合会  
東京都千代田区霞が関1-1-3  
弁護士会館14階  
電話 03(3581)3838  
印刷 株キリシマ印刷  
東京都練馬区富士見台2-17-15  
電話 03(3926)0901

---

---





**関東弁護士会連合会**  
Kanto Federation of Bar Associations